

佐竹義和時代の文教政策

『御亀鑑』の記事を柱として

加藤 民夫

はじめに

一 統治理念の確立

- a. 幼君義和の養育環境
 - b. 儒学者村瀬栲亭の登用
 - c. 義和の将軍家御目見え
- ### 二 学館制度の創設

- a. 藩校の建立
- b. 養老と出仕試験
- c. 門閥層への対応

三 教化政策の展開

- a. 教化の新方針
 - b. 義和の上筋巡覧
 - c. 孝子・老農の表彰
- 結びにかえて

はじめに

秋田藩第九代藩主佐竹義和は、江戸中期の藩政改革の模範として熊本藩主細川重賢、米沢藩主上杉治憲（鷹山）と並んで高校日本史の教科書にも名を連ねる、いわゆる名君とされる。しかし、何ゆえに名君であったのかという問いにたいして、今日まで明確な解答は出されているとは言い切れないのである。

それは、大正五年（一九一六）大久保鐵作氏が著した『天樹院佐竹義和公』が余りに具体史料を含んだ名著であることに起因しているのではなからうか。すなわち、以後の寛政・文化期の研究の多くがこの著書の内容に頼り過ぎて自ら新しい探求をしようとする道を塞いでしまったとさえ思える。わずかに大正十年、天樹院公頌徳編纂会がまとめた『佐竹義和頌徳集』（全）は、義和の頌徳を目的としながらその連続性を考慮してか、父義敦の時代からその子義厚の時代まで範囲を広げて論述しているのが目を惹くのである。

私見では佐竹義和は紛れもなく歴代藩主のなかで、その統治能力と学術において抜群に優秀であったと考えている。しかし、問題は封建社会における藩主の業績とは何か、という問いに對してこれまでの研究は経済・文化の諸政策をすべて藩主の能力によって展開したかのごとき、崇拜的方法論で答えを出していた点にあった。

確かに、藩主は絶対的な支配者ではあるが、その生い立ちから様々な境遇上の規制があり、本来の気質に加えてどんな学問や躰をうけて成長するかによって藩主の個性は形成されていくことを見逃してはならないのである。また、自分自身が実務を担当しない性質上、その政策実現に当たっては、いかに周囲に優れた執政・官僚を配置できるかにかかってくるのである。つまり、人材の育成や人材を選別できる組織をもつことがなければ、いくら藩主個人が優れた器量をもっているても、藩政の改革はあだ花に終わってしまうのである。

それゆえ、本稿では佐竹義和を文教政策の実現者としての立場にしぼり、義和一代の政治を江戸（江府）と国元（秋府）に分けて記述した『御亀鑑』の記事を柱にしつつ、それを具体的に裏付ける他の史料で補い、佐竹義和時代の文教政策の実相に迫るとともに、義和個人の実像に近づくことを試みたい。

一 統治理念の確立

a. 幼君義和の養育環境

天明五年（一七八五）、佐竹義和が父義敦の死により第九代秋田



「御亀鑑」原本
(秋田県公文書館蔵)

藩主となったのは、わずか十一歳の時であった。そんな事情から、寛政四年（一七九二）までは叔父義方（左近）が後見役として実質的な政治上の決断をおこなっていた。一方、天明元年（一七八一）三月、その身边にあって傳役として次郎君（義和の幼名）に帝王学の指導をおこなう人物として、廻座身分の疋田定常（斎）が選ばれ

た。定常は同年十一月家老にも就任し、その後の義和の政治改革の支柱を担うことになった。

ここでふりかえって、父義敦の時代の政治状況を簡潔に触れてみる。まず、この時期の藩政を極度の危機状況に追い込んだのは、赤字の拡大を続ける藩財政であった。その原因はいくつか挙げられるが、天候不順がもたらす凶作が第一といえよう。安永元年（一七七二）から天明四年（一七八四）までの十三年間の幕府への損毛報告をみても平均十一万石である。とりわけ、卯年飢渴（うどしのけち）で知られる天明三年には十九万石の損毛が報告されている^①。

これに追い打ちをかけるように、安永元年の江戸藩邸の焼失、同七年の久保田城の炎上という人災がかさなったのである。藩は前者については、参勤交代の人員の半減や質素儉約の励行を藩主告諭をもって切り抜けようと図ったが効果はあがらなかった。また後者についても、窮余の一策として幕府に三万五千両の借金を申し入れ、一万両を十年還賦という条件で借り受ける有り様だった。さらに困り果てた藩は、幕府にたいして藩主の江戸滞在の延期（国暇の延期）を願い出たが、それも却下されるという恥辱を味わったのである。

この間に執政として藩政を担当した家老の交替は目まぐるしいものがあった。安永から天明四年まで延べ十四人の更迭がなされている。三人の病死は別として、免職、禁固、閉門が毎年のようになされている。その原因は藩主義敦の気性の激しさにもあるが、多くは政策の不十分さへのいらだちの更迭と言えよう。そう言いながら塩

谷伯耆久綱のように、禁固と再任を三度も繰り返している場合もあり、いかに適切な政策をなし得ることが困難な状況にあったかが分かる^②。

義敦は時勢を見る目は確かであったが、その決断にあたっては実弟の義方、老岐守家の義忠、東家の義路、北家の義躬ら一族の意向を無視できない限界があった。しかも、上級家臣は思い切った藩政の改革には消極的であり、藩の危機についての共通認識も欠如していたとみられる。

このようなことが反省の背景となって、藩主の揺らぐことのない決断とこれを支える藩士の時勢についての共通認識をもつための意識改革に着手すべきことを悟ったのである。しかしその実現は、既成の路線を歩んできた自分では到底不可能であることも悟っていた。それゆえ、資質に恵まれた嫡子次郎君への期待が大きくなっていった。天明元年、そのための傳役に正田定常を最適の人物と見込んで任命したのである。こうして幼君の教育環境は整えられていった。

b. 儒学者村瀬栲亭の登用

まず第一に、若君の学問を指導する一線級の学者の選定は傳役の正田定常が中心となって推進することになった。その結果天明三年（一七八三）京都で堀川学派に属して名声のある村瀬栲亭（掃部）を二十人扶持で召し抱える交渉を開始したのである。こうした教育環境が整えられたうえで、義和は九代藩主として政治の世界に登場することになる。

① 天明三・一二・一五（江府四）

一先頃秋田同役より申来候は、京都儒者村瀬掃部と申仁御出入被仰付候、末々御曹司様御師範ニも可被成置御内慮ニ候段、御老中より御用人・御膳番・中山文右衛門江も被仰知候由、藤右衛門より申来候

（略）

この記事は御曹司義和の御用人である藤井監物（俊徳）の日記からの引用である。記事はこれに続けて、しかし、村瀬氏がいかなる学問の系統であるか分からないし、前年から自分（藤井監物）が孝経や論語を御曹司にお読みしているが、それもこれ限りで辞退したいと訴えている。ところが、これに対して同月十八日「御曹司様御師範之義、未治定之事ニも無之候得は」これまでどおり師範を続けてもらいたいの返答であった。

どうやら、村瀬栲亭の召し抱えは江戸の藩主（義敦）よりも正田定常、塩谷伯耆らの家老や吉田藤右衛門らの合意で進められていたことが明確になってくる。それを裏付けるかのように『国典類抄』（後編 雑部 二十）には、この年の四月二十七日に「一御内々申上候、京都儒者村瀬掃部儀兼て人物宜、当時日本ニ名高き儒者ニ御座候、依て末々御曹司様御相手ニも可然、内々斎・藤右衛門杯申合候」（塩谷久綱日記）とあり、かなり早い時期から交渉はスタートしていたことがわかる。そして若干の曲折を経て、十一月十一日に二十人扶持で召し抱えることを公表している。

表1 「政語」（村瀬栲亭 著）十三則

第一則 政教の源を論ず	第二則 孝は徳の本なることを論ず	第三則 人君の徳を論ず	第四則 人君の徳を論ず
第三則 国を豊にし風俗を厚くすることを論ず	第五則 政の本ハ食にあることを論ず	第六則 人君禍をあらため諫をいれたまふべきことを論ず	第七則 財用の道を論ず
第六則 人君禍をあらため諫をいれたまふべきことを論ず	第八則 儲積を備ふることを論ず	第九則 広く儲積を備ふることを論ず	第十則 租税を銀にて納むること并利を貪るの害を論ず
第九則 広く儲積を備ふることを論ず	第十一則 新田開墾のことを論ず	第十二則 風俗をたづねることを論ず	第十三則 後世民の子錢をかりて国用をたすくことを論ず

ところが、『御亀鑑』の記事では、藤井監物への配慮からか未だ確定ではないと弁明している。この時期、江戸と国元の意志の疎通がそれほど緊密でなかったことが分かる。なにはともあれ、義和の学問師範が京都の古学の流派に属する知名度のある学者にゆだねられることが決まったのである。

こうして、学問師範として登場した村瀬栲亭の藩主教導の理論は、天明六年に献上した「政語」（「秋田落葉」巻五十三）の十三箇条に尽きると言えるだろう（表1参照）。

そこでその項目を掲げて若干の補足を加えてみることにする。まず、その序文において村瀬は自らを「秋田儒学平安源之熙」と記し、政治を川に譬えて君主は川の源流、人民は下流となし、源が澄まなければ下流は汚れると述べている。それゆえ、まず政治の源たる秋田藩主の教導を推し進めることこそ先決であると決意し、十三則を立て克明な教導を行ったのである。

その内容は大別して君主の統治者としての心構えと財政再建への対応

に分かれる。まず前者からみてゆこう。第一則「政教の源を論ず」では聖人であっても智に限りがあるから賢人を選んでこれに委ねざるを得ない。古来「其士を養には学校よりよきはなし」との理念で政治は行われて来ている。つまり理想の政治は「政は教なり、君は万民の師表なり」との立場を明確にすることで、学校の必要性を説いていることは重要である。

第二則「孝は徳の本なることを論ず」において「天子より庶民に至まで父母あらざるものなし、故に孝は百行の本なり」と述べ、君主は親が子を思う気持ちで政治を行うとき、そこに仁政が生まれ、人民は主君を親のように慕う気持ちが生ずる。孝は教えの基本であるのはこの点にあると説いている。その後の秋田藩の教育は「孝経」が重んじられるのは山本北山の影響も大であるが、藩主義和にはこの第二則の言葉が耳に響いたかと思われるのである。

第三則「国を豊にし風俗を厚くすることを論ず」、第四則「人君の徳儉素を本とするを論ず」の二つは奢侈を抑え質素儉約の重要性を説くもので、他の儒者の論と余り変化はない。また、第六則「人君過をあらため諫をいれたまふべきことを論ず」、第十二則「風俗をたゞすことを論ず」この二つは聖人といえども過ちは有り得る。ただこれを直ちに改めるかどうかで、賢者の政治と愚者の政治に分かれてしまう。また諫言を潔く受け入れて政治をすすめることも君主の心得として大切である。また、「群臣、百姓の風俗を正さんとならば、先君の好悪を正したまふべし」と述べ君主の自制を求めて

いる。

次に財政面に関するものを挙げてみよう。第五則「政の本ハ食にあることを論ず」、第七則「財用の道を論ず」、第八則「儲積を備ふることを論ず」、第九則「広く儲積を設くることを論ず」、第十則「租税を銀にて納むること并利を貪るの害を論ず」、第十一則「新田開墾のこと及び賢才に任ずるの法を論ず」、第十三則「後世民の子錢をかりて国用をたすくることを論ず」以上の七項目に分けて論じている。

しかし、すべて堯・舜・禹といった中国古来の聖人たちの行き方を実例としながら論を進めるために、原則は納得できるとしても、現実の幕藩社会の矛盾解決にしっかりと適合するものがみられない。

第五則は「農業は政の本なり」の言葉が示すように農本主義で商業の利を負とする伝統的な思想の継承である。第七則は入るを計って出るを定める家計型の財政維持の主張であり、収入の四分の一を切り詰め、三年積み立て一年分の経費を捻出する儉約財政も古来の主張をそのまま踏襲したものである。

第八則、第九則は飢饉への対応として貯蓄と義倉の奨励で目新しいとは言えない。さらに第十則、第十一則、第十三則の底を流れる思想は、藩主による殖産興業は認めつつも、庶民を徹底して商品貨幣経済の枠外に置こうとするものである。これは江戸時代初期からの領主経済の土台を堅く守ろうとしてきた幕府と藩の理念に合致するが、果たして宝暦・明和を経過したこの時期の財政再建にどれほ

どの意味をもつかは疑問である。

しかし、何はともあれ古学の流れを汲む村瀬栲亭が、仁政の基本は「徳」であることを強調し、学校を創建して君主を助ける人材を養成すべしと導いた功績は大きいと言わなければならない。また、現実の財政改革についても藩主が率先して取り組むことが重要であると教えたことも、この後の義和の実践に反映していることから意義ある事と言って差し支えなからう。

c. 義和の將軍家御目見え

天明五年（一七八五）七月、義和は父義敦の死去によって家督を継いで第九代秋田藩主となった。しかし、まだ十一歳の若さであり、叔父義方が補佐役として藩主の任務を代行しながら帝王学を義和に伝授する体制がとられた。^③そして、若い義和が初めて迎えた試練が十四歳での將軍家との体面（乗り出し）であった。

② 天明八・一〇・一五（江府十三）

今朝初て御登城、御目見ニ付兼て御届被成置候通御家来七人召連、沓岐守様御同道ニて則刻御登城、御目見殿中向都て無御滞相濟、御退出より諏訪部文九郎殿江被為人御召替、暫御休息、并六人之家来も罷出着替、夫より為御礼御老中無残御直勤、未刻御帰殿

史料②は江戸城に登り、將軍への初御目見（御乗出）を無事終えたときの記録である。これによって家督の継承が確認され、老中、諸大名との交際も正式に行える立場になったことを意味する。一方

この儀式は新藩主の器量が殿中で試される極めて重要な儀式であった。

それゆえ、この登城以前に藩主は傳役や学問師範から様々な心得を伝授されることになる。ここでは傳役足田定常の教導をみてよくことにする。このような機会をとらえた帝王学こそ藩主の統治者としての人格を磨く大切な場であった。幸いに「御乗出」のほぼ一か月前に足田定常が差し出した上書が「柳塘上言」^④として残されている。それについてはかつて別稿^⑤で論じているので、ここでは要点のみを述べることにする。

その教訓の第一は「慎み」であった。まず定常の考えに従えば、藩の頂点に立つ人物の一举手一投足は、上は幕府から下は領民までの厳しい注目を浴びるということである。藩主の軽はずみな言動は取り返しのつかない失政につながることもある。たとえ気まぐれな思いつきであっても、藩主が一旦発令すればそれは撤回できない重みをもつことである。

それゆえ、平生の場ではただすらすらと安らかに事を処してもよいが、公式の場における重大事についてはよくよく思慮したうえで決断すべしと諭すのである。

第二の教訓は「堪忍」であった。堪忍は小さい度量の持ち主は無理であるが、大名は大きな度量をもってこれを堪え忍ぶことが大切である。その最も要求される場が江戸城内での振る舞いである。たとえば、大名仲間から気に入らぬ挨拶を受けても決して拘ってはい

けない。よく反省してみても自らの非であると悟った場合、ただちに自らの言動を改めるべきである。また、明らかに相手の考え違いによる非礼ならば、構わずそっとしておくべきである。その方が度量が大きいと、かえって周囲の称賛を受けることになるだろうと説いている。

藩主が公式の場において冷静に対応できるための鍛練は、これを補佐する家老にとって何よりも気を配らなければならない大切な役目であった。藩主の江戸城内での短慮が領国の改易に直結する例は赤穂事件ほか枚挙にいとまがない。それゆえ、若君の傳役として仕えてきた定常としては、沢山ある藩主としての心構えの中から、敢えて「慎み」と「堪忍」の二つにしばって献言したものと考えられる。やがて、將軍への初御目見が無事に終わったのである。その功績によって家老正田定常は賞与を受けたのである⁽⁶⁾。

以上、見てきたとおり義和の藩主としての成長には、一つは統治理念を固めるための村瀬栲亭による「政語」の教えがあり、今一つは傳役正田定常による日常の統治技術の指導があったことが確かめられるのである。こうして年ごとに成長を遂げていった義和と家老正田定常の君臣間の呼吸は見事に合致して、寛政の政治改革が可能となったのである。

二 学館制度の創設

佐竹義和の諸改革のうち、最も注目すべきものは学館の創設と郡奉行の再設置であるといわれる。これは改革を推進する車の両輪といてよい。ここでは文教政策の核とも言うべき学館の創設について見てゆくことにする。

a. 藩校の建立

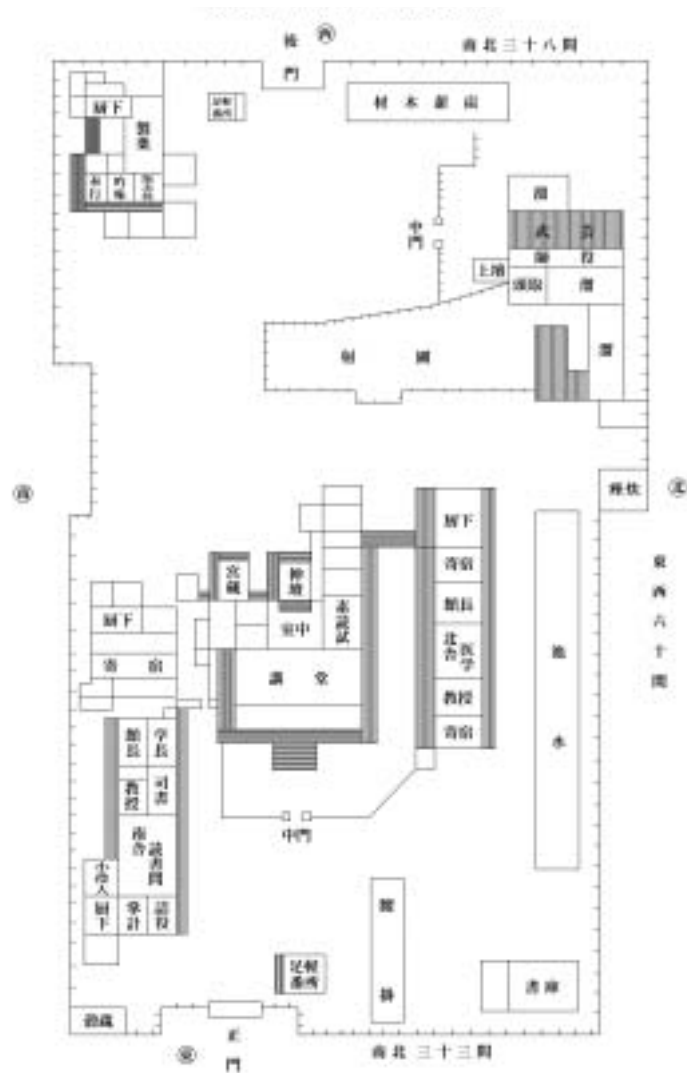
③ 寛政元・七・七（秋府五）

一御用人藤井監物御膳番江、近来学問武芸共怠勝ニ見得候故、学校被相定同処江武芸会処并矢場も被立候而、上覽も直々同処ニ而被遊候様ニ相談致御伺も相済候、場処は東根小屋町御厩取毀候跡隣家宇留野源蔵屋敷、信太勘九郎屋敷被召上、同処江御健立被成候段被仰知候、右御用掛山崎仲・豊田宇左衛門被仰付、右之趣御用番御家老正田斎申渡之

秋田藩における藩校の建立地は城の濠を挟んで南に位置する広小路に面する石塚源一郎と小場勘解由の屋敷に背中合わせの場所（現在の中通一丁目）であった。藩主を始め多くの家臣が勉学に容易な場所が選ばれた。正門は天保九年（二八三八）火災以前は東側であった。財政難の秋田藩がこの時期に大金を投じて矢場を含む学校の建築に乗り出したのにはそれなりの強い意図が秘められていた。

その内容は徐々に明確な形をとるのであるが、ここでは「明道館

図1 明道館平面図（千秋文庫蔵）



「図」(寛政十年前後に製作したと推定)に基づき、その機能を考察してみる。

建坪の面積は図1に示すように、東西六〇間、南北三八間の短冊型である。まず、落主が臨席する講堂が中央にある。ここには孔子を祀る神壇が置かれ、落主臨席の講義はもとより、主要な行事はすべてこの場で執行された。読書生の「素読試」を行う場が神壇の近

くに置かれていることも、初期における素読試験の重視の姿勢が窺われるのである。

医学生のための北舎もみられ、寛政七年以降の絵図であることが確かめられる。南舎の中心は読書間で七局（儀礼・春秋・礼・周礼・詩・書・易）が成立していないことから、ここが教授や勤番らの勉強の場として機能していた。なお、敷地の北西部には射場があり、

南西の隅には製薬所、北東の隅に書庫が配置されているのも注目すべきである。

いずれにせよ、他藩の学校を参考にしながら秋田藩としては目一杯の建築をしたものと考えられる。これも藩主義和や家老らの熱意がなくては、到底うまく事は運ばなかったであろう。

④ 寛政五・八・一九（秋府十）

一今日於同所、以御条目被仰渡候次第左之通

文武忠孝を可相励事兼而被仰渡といへとも、其道ニ達する事、全聖賢之教によらずしては其義を難得候、依之学問之儀は御先代御取建被成置候事故、今般御代々之御遺旨に基き、猶学問之力無之候而は時務ニ達兼候儀も可有之、因ハ人才教育之為を存候而、学館建立し教導之役々申付候間、向後何も致出情身を修才を養、政を賛之儀專要ニ心懸候様にと冀もの也

八月

寛政五年（一七九三）に出されたこの「学館御条目」（史料④）は、秋田藩の文字どおり文教政策の要をなす基本理念が凝縮されている。すなわち、そこには学問重視の姿勢がはっきりと宣言されており、学問の力が無ければ「時務」（時局の政策の立案・執行）を遂行できないことを強く意識していることが読み取れるのである。その精神は具体的に実行に移された。一介の町医者から出世した中山菁我は学館の学問の長たる祭酒となることで、惣奉行待遇で廻座ク

表2 義和の江戸での学問（山本北山から受講する）

※寛政12年までの「御亀鑑」江府から不明なものを省き掲載

寛政2.5.17 ~ 寛政3.4.19	孝経6回、論語20回、中庸 5回
寛政4.4.22 ~ 寛政5.3.7	論語22回、詩経11回
寛政6.6.22 ~ 寛政7.3.17	詩経30回、尚書 3回
寛政8.5.2 ~ 寛政9.4.21	詩経12回、礼記10回 尚書 1回
寛政10.5.16 ~ 寛政11.4.7	論語10回
寛政12.6.7 ~ 寛政12.12.12	孟子16回

ラスが住む長野町に大きな屋敷を与えられたのである。^①

また、文学・助教・詰役支配以下の学館職員もこれまでにない厚い待遇を与えることによって、学問の重要性を藩士に深く認識させる効果をあげてゆくことになる。何よりも藩主義和が江戸においても、国元においても特別の支障が無い限り、必ず講釈を聴聞するという態度を強い信念で貫き通したことは、藩士らに無言の教訓となっていたことは疑う余地はないと思われる。因に義和が寛政十二年まで江戸で山本北山の講義を受けた回数を一覧にすれば表2のとおりである。

さらに、彼ら学館で学んだ秀才たちは、数年後には勘定奉行や郡奉行などの要職に拔擢され、藩士の向学心に大きな刺激を与え、逆に門閥によりかかる子弟の怠慢を戒める効果을挙げたことは確かである。^②

一方、学館での学問を行うさいの具体的な方法については、山本

北山の来秋によって検討が加えられ、規則化され、「学館記」^⑤十五
条にまとめられた（表3参照）。

それによれば、「諸教授が輪講を行う際は大きいに議論し合い、切磋琢磨し意義を明らかにせよ。自己の説にこだわり他を罵倒したり、言い逃れをすることのないようにせよ。」とか、「学館は官庁と異なり、それぞれの功績や名誉を論ずる場所ではない。子弟を入学させるのは敬老順長の道を学ばせるためである。清掃、応対も学問の一事である。貴賤によらず躬からこれを行い孝悌の道を習うべし」と

表3 「学館記」十五条の要項

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 一、《講義の日》 | 祭酒 七日、文学 三日、
助教 九日 |
| 《始業》 | 一月十七日 《終業》十二月二十三日 |
| 二、 | 輪講は切磋琢磨してその意義を明らかにせよ。 |
| 三、 | 質問は部屋に戻ってすること。 |
| 四、 | 会読は部屋で行う。 |
| 五、 | 諸教授は輪番で初学の者に句読を授けよ。 |
| 六、 | 毎日の十日に初学の者の句読を点検する。 |
| 七、 | 参考者は遅刻しないこと。 |
| 八、 | 学館は敬老順長の道を学ぶところであり、功績や名誉を競ってはならない。 |
| 九、 | 散歩や武芸を加えて惰性に陥らないようにせよ。 |
| 十、 | 通学の往復には気を配ること。 |
| 十一、 | 門限の厳守 |
| 十二、 | 学館の書物の扱いは丁寧にすること。 |
| 十三、 | 書物の館外持ち出しを禁ずる。 |
| 十四、 | 火の用心及び他人との争いは絶対に慎むこと。 |
| 十五、 | 文武は車の両輪である。両道に励むこと。 |

いうように、現代社会にも通用する学問の基本にかかわる内容が盛り込まれているのである。

b. 養老と出仕試験

⑤ 寛政五・八・二七（秋府十）

一卯后刻御中之口より御出駕、於学館枳菜并養老之御式有之、委細別録に有之

藩主義和の在国の寛政五年八月、孔子を敬い祀る枳奠（菜）と高齢者を表彰する養老の儀式が最初として厳粛に執行された。このうち養老式は藩当局が道德的側面から藩政を強化しようとする意図をもった文教政策の一環であった。もとより、「孝養」はこの養老式に先立って、藩政初期から武士、百姓、町人を問わず奨励されてきた。養老式はこれに制度的体系を行ったと見なすべきであろう。すなわち、身分・性別に応じて高齢者を格付けし（近進並以上、男七〇歳、女七五歳。徒歩並以下、男女とも八〇歳以上、百姓・町人男女とも九〇歳以上）、藩主が教諭書と金子を与える制度である。教諭書の一例を挙げると次のとおりである

⑥ 町人女子の教諭書

この度於御学館養老御とり行い老人をあつく御いたはり被成候儀は、ひっきよう若き輩へ老人を大切に致候様との思召に候間、手回とも相和らぎ子孫の者家業怠らず、あしき事不致老の心を安からしめ候事專一の儀に候、母祖母等も老ては子にしたがふものなれば、世伴嫁婿等はじめ家内の者を憐みいささかも不和

合の事無之様に常々申教候へとの御事に候

〔養老儀〕大正版『秋田県史』第三冊

このように、身分・性別によって文章の難易度と守るべき家業の内容は異なるが、いずれにしても家業に精を出し、家族全体が円満に暮らすことの大切さを強調している。ここに儒学による領民教化の理念が見事に表現されている。

一方、統治支配の役割を担う藩士はこれのみでは済まされなかった。政治改革の意識面での認識を高めるために、十六歳に達すれば家老の子息であろうとも学館の出仕試験である素読御試（基礎的な儒教書の朗読）に合格しなければ職務に就けないことになった。しかし、なかには試験を渋るものがあり、寛政十年八月二日、家老の正田定常は大御番頭平元宇右衛門に対して、上級家臣である引渡・廻座の出仕試験に関する届出の書式を定め通達するよう命じている。この制度の定着が改革の成否にかかわることを正田定常は見抜いての決断であり、義和はこれを藩主の立場から支援したのである。

c. 門閥層への対応

学館制度の確立に当たってもっとも頭を痛めたのは在方藩士の教化のための郷校の設置であった。藩としては改革の成功のためには在方藩士もふくめた全藩士の意識改革が不可欠と考えていた。したがって、能力のある在方藩士は久保田へ抜擢し、政務を担当させることも当然視野に入れていた。

ところが、この人材育成の方針は北家・南家ら佐竹一門や、組下

支配を行う重臣たちの強い抵抗に遭うのである。この点に関しては拙稿^①において北家を例としてその具体的な実態を述べたことがあった。そのさいも、藩主と正田定常らの結束は盤石で、所預たる佐竹義躬があくまでも北家の主導で郷校を運営しようとする主張を断固として斥けている。

それは寛政七年（一七九五）十月、「在々書院教授、以来御学館勤番支配之役支配、被仰付候事」^②との通達でも分かる。すなわち、郷校教授の支配を所預の軍事的な人格支配から学館の職務支配に切り替えたことである。こうして郷校の教授は藩の意向に優先的に従い行動することが明らかになったのである。

⑦ 義和の南家佐竹左衛門への書状

先年其方知行高之内不少及荒廢、為其年来勝手向今ニ難渋候段、兼而達内聴嚙迷惑ニ可有之候、左候得は親淡路代より組下支配一郷指揮共ニ諸事入念ニ取計、引繼其方家督已来数年之内、苦柄かましき申出等も無之静謐之取扱、且近年郷校之儀も何角所存を用、組下共致一和出精取建候由、畢竟其方宜故と数々深切之至令満悦候、仍之今般格別之存慮を以旧地高之内五百石返置候

三 月

右寛政十年戊午三月二十九日於湯沢御昼処佐竹左衛門江被仰出候御自筆之写

〔佐竹宗家文書〕

一方、藩としては史料⑦に見るように雄勝郡湯沢に根拠地を置く、一門佐竹南家に対しては勝手向きの苦しさにも不平を言わず、郷校の発展にも協力しているとして旧知行高の内五百石の返還を認めている。しかも、参勤の途中立ち寄った際に自筆で左衛門に渡している。これは文教政策が強圧だけではなく、一門の懐柔も考慮しつつ進められていることを物語るのである。佐竹南家も当初は学館による自己の配下家臣への関与は決して快くは思わなかった。しかし、藩主と首脳部の堅い方針にひざを屈したのである。

このように、藩政改革の実現に当たって前代までのような失敗を繰り返さないために、門閥らの守旧的な態度を退ける義和の固い決意が随所に読み取れるのである。とりわけ学館の創設は、全藩士の意識改革を進めながら改革を成功に導こうとする文教政策の礎石であり、佐竹義和時代の最大の事業であったことが史料の断片からも見えてくるのである。

三 教化政策の展開

a. 教化の新方針

文化元年（一八〇四）に入ると義和は三〇歳を迎え、幕府首脳や有力大名との交流も深まり、君主として著しい成長を遂げていた。そして藩政においても思い切った文化重視の政策を打ち出すようになった。そして自らも士分のみならず領民の教化に力を注ぐようになった。かつて、村瀬栲亭より教えを受けた仁政を理想に掲げて行

動するようになってゆくのである。

まず、文化元年十月、学館の教育方針について、厳しい注文が出された。それは「近年学問之筋一体浮華ニ成行、日用行状之詮議を打棄、専字句之穿鑿ニ拘候儀、畢竟教導之趣意不厚故ニ候、依而以来学問之風瑣細ニ無之、末々御用ニ相立候義專要之事ニ候条、此旨教授之面々へも可申含候¹³⁾」とあるように、学館創設以来の学問興隆の精神が、わずか十数年にして、字句の穿鑿にとらわれ、肝心の実社会に役立つ教育が疎かになりつつあることに警告がなされたのである。

すなわち、藩がおこなう学問はあくまでも「経済有用の学」であって、時務を適切に処理する能力の要請が求められていたのである。この文化元年の通達は藩の文教政策の基本的な確認を意味していたと思われる。それでもその趣旨が十分に貫徹しなかったとみられるのは、藩政の局外にあった佐藤信淵が文化九年（一八一二）家老正田定綱に宛てた意見書においても読み取れる¹⁴⁾。その中で信淵は「御国之学校にては如何様の誼を道学之大趣意として人材御教諭被成候哉」とか、「御本藩学校之教返々も可疑之次第御座候」と言う具合に、士大夫として君主を誘導する人材のいないことを痛烈に批判している。

たしかに、その批判は当たっていたが藩全体としては相対的には文運隆盛の機運にあった。なぜなら文化八年の政務所の新設置に伴う、評定所（御用処改め）勘定所が機構改革によって改編され、あ

らゆる公務が記録化されてゆくのである。

⑧ 文化八・一・七（秋府三十）

一 於同処東家・老中・列座・惣奉行・御学館方・御刀番老人・御目付老人・御副役敷居之外^江出席、御壁書定書御右筆々頭御用番着座之下へ罷出読之、畢而御壁書御定書御評定所^江張之

壁書

一 政務之儀公儀御法度ニ基き当家之旧規ニより時宜ニ応し理非明白ニ沙汰せしめ諸事不可有留滞事
一 忠貞を本とし公正を守り各職を本とし、たとへ老中之役慮たりとも事理に不叶義ハ不可残心^{（心）}庭事
一 尊卑之分を守り貴賤等を明にし權を弄し勢を頼へからさる事
一 節儉をたつとひ仁恕をむねとし民時を奪ふへからさる事
一 刑獄之儀慎審すへし私意を以輕重すへからさる事

文化八年正月七日

史料⑧は新しい評定所へ張り出されたもので、政務の心得を壁書にして諸役人の行動規範を明確に示したのである。この内容を仔細に見ると、きわめて儒教的な倫理がその根底にあることが明白である。

これに呼応するかのように、全藩士教化の核となる学館体制の強化が図られた。まず、梅津藤十郎を御相手番待遇で学館頭取に就任させ、御学館御用掛には御副役の和田東之進、田中伊織を任じ、家老と学館の連絡調整の役割を担わせた。^{（5）}そして六年間空席だった学

問上の総指揮をとる祭酒には金宇平治を起用して人事の刷新を行ったのである。

ついには、この文化八年十二月三日、学館はその名称を「明道館」から「明徳館」に変えて新しい機運を盛り上げる契機を演出したと思われる。^{（16）}

b. 義和の上筋巡覧

さらに義和は自ら農村を巡回し、直接領民の暮らしや風俗を自分の目で確かめようとしている。そのさいの留意事項として、寛政九年（一七九七）秋田・山本両郡を回った際の記録には要約すると次のような事が述べられている。

- （1）鷹狩り同様に手輕なもので農事に迷惑をかけず、供もわずかにして身輕な形で行う。
- （2）宿泊、諸道具など不備があっても不満を言わないこと。
- （3）村々からの酒肴の差し出しはこれを禁ずるので承知のこと。
- （4）下筋は參勤の馴染みがないので、応接に不備が多いと思われるが、寛容に取り扱うこと。

（5）宿泊には火の用心を怠らず、下々も喧嘩口論など慎むこと。これらの心構えは、かつて義和が村瀬栲亭以来の受講で身につけた、領民を慈愛すべしとする儒学の精神が根底に流れており、それがこのような指示として発現したとみなしてよからう。

この当時は藩主の地方巡回のために道普請をおこなったり、領民に余分な負担をかける行為が全国的にみられた。義和は宿駅の人馬



但右二付御家老疋田斎御供被仰付之

同 八・八・一二（秋府三十一）

一、去月二十九日、為御泊野仙山筋被遊御巡覽、昨日可被遊御歸城之處、不天氣ニ而自然御道相後、昨夜女米木むら御止宿、今日御船にて芝野新田村御昼休、川口出入役所迄被為人、同所より申上刻被遊御歸城

義和は文化八年七月二十九日、仙北方面の巡回に出かけた。お供は家老足田定綱以下わずかにしている。史料⑨はその事実を簡単に記しているだけである。しかし、義和がこの巡回をどんな考えでおこなっていたのか、その一端を知り得る記録として義和の著「千町田記」⁽¹⁸⁾がある。これは文学的な記録であり、歴史史料としては鵜呑みにできないと考えられている(図2参照)。

の負担を出来るだけ少なくするように指示している。さらに、経費は百両以内に質素に押さえ、しかもそのかなりの部分を負担をかけた村の肝煎への謝礼や孝子表彰の賞与の費用に充てて領民に還元している。

しかし、出発日から帰着日までの行程が、「御龜鑑」の記事と照合しても正確でありきわめてリアルな描写といつてよからう。この記録から藩主の考えがいくぶんなりとも知り得ると考え、若干考察を加えてみる。

⑨ 文化八・七・二九（秋府三十一）

まず、その巡回の意図について、冒頭に「民は国の本也」といへば、

先の年秋田・山本のふた郡を見巡り、こたひハ仙北・平鹿・雄勝・川辺の四郡を巡覧し、農事の勤、懈り、村々の盛衰をも考ひ、其業をつとめ父母に孝なるを賞して、民を善に勧め、将、八十に余る老農は男女となく村々にさたし、ほと近き道の傍らに出し、筵を敷ならへ坐せしめて物を取らせ、老を養ふ心を知らしめと思ひ立、駅々の労をいとへ相随ふ従者をも省きて、文化八末の年文月すえの九日朝、久保田をはなれ（以下略す）」と述べている内容に尽きると思われる。

つまり、義和は寛政六年（一七九四）下筋（秋田・山本二郡）を民情視察に出掛けて以来、時折領内を回るということをなしており、今回の上筋（雄勝・平鹿・仙北三郡）と河辺郡の巡覧は取り立てて初めてのことはない。しかし、この文にもあるように

（１）農事の勤勉・怠惰の状況を知ること。

（２）村々の運営状況を知ること。

（３）孝子および老農を表彰し、民の風紀を高める。

以上三点を重視していたことは確かである。

ところで、このたびの紀行文に「千町田記」の名前がつけられたのは、少し時間がたってからとみられる。おそらく最初は「仙北四郡道の記」という程度の名であったと推定される。その後、義和自身が和歌をふくんだ全文をもう一度推敲して今日のかたちにとめたと考えるのが妥当のようである。もとより、題名は西馬音内（現羽後町）を出発した義和が、雄勝・平鹿の見事に色づく四方の稲田

に感じて「わせおくてほなみ色つく此ころはかりし穂みつる千町田のあき」と詠んだことに由来する。

旧暦の八月初旬は稲穂の実り始める季節であり、この時期を選んで巡回したのはそれなりの豊作への期待が込められていた。ただし、質素な旅とはいえ、難所は肩輿を使用しており、旅宿はすべて村の名望家の住居であった。その行程は先に掲げた略図が示すとおりである。

一方、義和は地域の情報を直接目で確かめつつも、旅の楽しみも堪能していたことが窺える。たとえば、田沢湖（漢槎湖と呼ぶ）では船で湖水を巡っている。さらに、小安では温泉のお湯に浸かって疲れを癒している。土地の名産についても見逃していない。白岩前郷では珍しい陶器（白岩焼き）に目を止め、稲庭では饅頭を食べて、「製方をも秘して他に漏らさず、名産なり」と褒めたたえている。

また、所預の面々とも顔を合わせて親しく歓談し、その信頼関係を強めることも忘れないのである。角館の北家義文（七月三十日）、横手の戸村義通（八月五日）、湯沢の南家義珍（八月七日）はそれぞれ出迎え会食している。

c. 孝子・老農の表彰

文化八年の旅先での孝子・老農の表彰は見られなかったが、表彰が寛政元年六月以来、随時行われていたことは「御亀鑑」の記事からも読み取れる。寛政六年四月、「孝心并農事精励による褒賞の者に付被仰渡」⁽¹⁹⁾が出され、村々における孝心拔群の者、農事出精の者、

諸物産取立の者の名前・年齢を書き上げ藩に（御前に一通、学館に一通）提出するよう求めている。

⑩ 寛政元・六・一三（秋府五）

河辺郡牛嶋村

長十郎

右母^江孝心ニ付為御賞鳥目五貫文被下置、尚又親藤左衛門も前度母^江孝心ニ付、其節御賞被成置候、右旁被思召外式貫文被下置、母^江生涯老人御扶持被下置候

文化一一・二・二一（秋府三十五）

一已刻過より為御放鷹、寺内辺^江被為出

関 喜右衛門支配所

秋田郡五十目村

与四郎

右は親久四郎^江孝行相尽候段、其向より申出候ニ付、為御賞親久四郎は生涯老人御扶持、当人^江鳥目五貫文被下置候旨、喜右衛門^江被仰渡

この史料⑩のような形で早くから実行されていたことは確かである。文化四年（一八〇七）幕府から藩内の「孝養奇特之者」を取りまとめるよう指示があった。藩では早速に係を定めて文化六年までの分をまとめた。それが今日「秋田藩孝行記 天」として伝えら

れている。その後も記録は「地」「人」として幕末まで続けられ、都合三冊となり存在している。

このような表彰行為の着実な実施によって、村落に敬老の美風を高めさせるとともに、藩主の治世への濃やかな気配りを広く知らしめる効果をねらったのである。義和の郡内巡回はこんな面からも名君としての風貌を村々へ定着せしめていったものと考えられる。

結びにかえて

佐竹義和の活躍した時代を文教政策に限って述べてみた。まず、義和自身の手になる書・絵・和歌をみて、歴代藩主のなかで傑出した文人であることは誰しも認めるところであろう。ところが、その文人としての存在にのみ気を取られているならばとんでもない見当違いの人物像を描きあげてしまうことになるかと私は考える。

なぜならば、藩主の評価は領内の統治者としての力量によってこそ判断されるべきものだからである。秋田藩が宝暦・天明期の混乱から脱するためには、何としても一門・重臣らの旧例順守の姿勢を抑さえ、新しい執政や奉行たちの味方となって、彼らを抵抗勢力から守り、決断を決して覆さない藩主としての強い信念が求められたのである。

藩主義和はその役割を十分に果たすだけの資質と教育環境に恵まれたことである。それは一方では、父義敦の苦悩にみちた反省が生

み出したものでもあった。

いずれにしても、幼い時からその素質にふさわしい儒者と側近を与えられ、義和自身がまず教化政策の洗礼をうけて成長したことが改革の第一歩であった。つぎに藩主とその側近が藩財政の逼迫にもかかわらず、大金を投じて学館を創設した意義は高く評価されるべきである。寛政の政治改革の成否は人材の育成と藩士・領民の文化への関心を高めることにあることを的確に見抜き、所預らの抵抗をもとめせず、在町にも郷校を開設していったことは特筆すべきである。

なぜなら、これら藩校・郷校で学んだ藩士の中から藩政の実務を担当するものが輩出し、幕末まで秋田藩の体制を相対的ながら安定に導いていったからである。それゆえ、佐竹義和時代の文教政策を吟味すればするほど、いかなる時代でも文化政策を軽んじては真の政治改革の成功はあり得ないことをあらためて私たちに語りかけてくるようである。

義和時代の具体的な動きは「御亀鑑」に簡潔にしかも的確に盛り込まれている。それを裏付ける史料もこの小稿で若干提示することが出来たと考える。ただし、「御亀鑑」を中心としたことで筆足らずの点については諸学兄の厳しいご批判を待ちたい。なお、末尾に佐竹義和時代の義和の江戸・在国の対照表と略年表を掲げて今後の研究の便に供したい。

佐竹義和の江戸・在国の対照表

* 出立日はふくめず、到着日は在住として扱った。

江 戸	国 元
安永 4.1.1 ~ 寛政元. 4.28	寛政元. 5.15 ~ 寛政 2.3.15
寛政 2.4.2 ~ " 3.4.25	寛政 3.5.13 ~ " 4.3.15
寛政 4.4.2 ~ " 5.4.25	寛政 5.5.11 ~ " 6.5.15
寛政 6.6.2 ~ " 7.4.21	寛政 7.5.9 ~ " 8.3.14
寛政 8.4.1 ~ " 9.4.25	寛政 9.5.12 ~ " 10.3.25
寛政10.4.11 ~ " 11.4.25	寛政11.5.11 ~ " 12.4.21
寛政12.閏 4.7 ~ 享和元. 4.25	享和：元. 5.12 ~ 享和 2.3.15
享和 2.4.2 ~ " 3.4.25	享和 3.5.11 ~ 文化元. 4.25
文化元. 5.12 ~ 文化 2.4.25	文化 2.5.11 ~ " 3.6.2
文化 3.6.21 ~ " 4.4.25	文化 4.5.12 ~ " 5.3.15
文化 5.4.3 ~ " 6.4.24	文化 6.5.11 ~ " 7.3.15
文化 7.4.3 ~ " 8.4.26	文化 8.5.13 ~ " 9.3.15
文化 9.4.3 ~ " 10.4.26	文化10.5.14 ~ " 11.3.19
文化11.4.6 ~ " 12.5.10	文化12.5.27 ~ " 12.7.8 (死去)

佐竹義和時代の略年表

	〈義和および関係者の動向〉	〈同年代の諸政策〉
安永 4 (1775)	義和誕生 (1/1)	
〃	小田野直武、本藩勤務となる (2/27)	
〃 7 (1778)	義和嫡子となる (12/25) 《4歳》	
天明 1 (1781)	疋田定常、幼君 (義和) の傳役となる	
〃 3 (1783)		☆卯年の大飢饉
4 (1784)	村瀬掃部 (栲亭) を儒者として召し抱える (1月)	
〃		☆十三割新法の制定 (8月)
〃 5 (1785)	義和九代藩主となる (7/25) 《11歳》	
〃	角間川の儒者落合東堤、藩に上書提出 (9/9)	
8 (1788)	義和将軍に御目見え (10/15) 《14歳》	
寛政 1 (1789)		☆孝子節婦の表彰を始める (6/13)
〃		☆学館の建立に着手する (7/7)
〃 4 (1792)		☆銅山仕法を定める
〃 5 (1793)	山本喜六 (北山) 来秋、学館の組織について献言 (6/16)	
〃	中山文右衛門 (菁莪) 初代学館祭酒となる (7/7)	
〃		☆学館御条目を定める (8/19)
〃 6 (1794)	義和秋田・山本兩郡を巡回 (2月) 《20歳》	
〃	義和学館に「万世師表」の篇額を贈る (7/23)	
〃 7 (1795)	平田篤胤、脱藩して江戸へ登る (1/8)	
〃		☆郡奉行を六群に配置 (9月)
〃		☆医学館を学館北舎に併置 (11月)
〃 10 (1798)		☆久保田家督町商品の他村商人の扱いを禁ず (4月)
〃	義和郷校に書院名を贈る (7月) 《24歳》	
〃 11 (1799)	中山菁莪、国老の扱いをうける (8/10)	
〃 12 (1800)	家老疋田定常 (柳塘) 死去 (12/13)	
享和 1 (1801)	疋田定綱 (松塘) 家老に就任 (7/5)	
〃	波宇志別神社別当の四男大友親久が本居宣長塾に入門 (9/13)	
2 (1802)	伊能忠敬、領内計測のため来秋 (7/15)	
文化 1 (1804)		☆源通院様 (義敦) 御伝記が完成する (3/29)
〃 2 (1805)	中山文右衛門 (菁莪) 死去 (5/27)	
〃 4 (1807)		☆ロシア軍艦の蝦夷地襲来につき、幕府の指令により出兵 (5/25)
〃 7 (1810)		☆江戸の藩の読書所を日知館と改称する (8/8)
〃 8 (1811)		☆藩の行政組織を改め、政務所・評定所・勘定所の三機関にまとめる (1/1)
〃	義和上筋 (雄・平・仙の三郡) を巡遊する (7/29～8/12) 《37歳》	
〃		☆明道館を明德館と改称する (12/3)
〃		☆「国典類抄」の編さん始まる (12/13)
〃 9 (1812)	山本喜六 (北山) 死去 (5/19)	
〃	義和の世子雄丸 (義厚) 誕生 (7/17) 《38歳》	
〃	佐藤信淵、家老疋田定綱に意見封事を行う (12/28)	
〃 10 (1813)	平田篤胤、「霊能真柱」を著す	
〃 11 (1814)	栗田定之丞、新屋海岸地域の植林を行う	
〃		☆「如不及斎別号録」まとめる
〃 12 (1815)	藩主佐竹義和死去 (7/8) 《41歳》	

注

- (1) 原 武男校訂『佐竹家譜』参照。
- (2) この間の経緯については拙稿「匹田定常とその時代」(『出羽路』一四号所収)六ページ以下に簡略にまとめている。
- (3) 『近世の秋田』(さきがけ新書)一二七ページ以下参照。
- (4) 『東山文庫』(秋田県公文書館蔵)
- (5) 拙稿「秋田藩における経世論の展開」(『秋大史学』50号所収)
- (6) 『御亀鑑』江府三一・二二日条
- (7) 『中山善我日記』(写)秋田市役所蔵
- (8) 金森正也「寛政期秋田藩における改革派官僚の形成」(『研究紀要』第八号秋田県公文書館 刊行)には、学館で実力をつけた官僚の実態が詳細に報告されている。
- (9) 東京・千秋文庫蔵
- (10) 『御学館草創記』(千秋文庫)
- (11) 「角館郷校運営に関する史料」(『研究紀要』第二号秋田県公文書館 刊行)
- (12) 『秋田藩町触集』中(未来社 刊)
- (13) 「寛政以来学政御条目並被仰渡」(秋田県公文書館)
- (14) 「奉呈松塘匹田君封事」(秋田県公文書館)
- (15) 拙稿「享和・文化期の秋田藩校」(『あきた史記』4 秋田姓氏家系研究 公編)
- (16) 「文化八年 明德館教授日記」(秋田県公文書館)
- (17) 「義和公下筋御巡覧記」三(秋田県公文書館)
- (18) 原本は佐竹宗家が所有している。小稿では秋田県公文書館蔵の「千町田之記」に拠った。
- (19) 『秋田藩町触集』中(未来社 刊)

※注の秋田県公文書館蔵とあるのは、正確には平成十七年三月までは秋田県立図書館蔵とすべきところであるが、四月以降の利用者の混乱を避け

るために前記のように取り扱った。了承いただきたい。

(秋田県立図書館古文書班囑託 かとうたみお)

大正期における秋田県の 企業投資の特色についての覚え書き

菊池保男

はじめに

一 業種別株式投資

二 秋田の投資について

終わりに

はじめに

かつて大正九年版の「全国株主要覧」を手がかりに^①、地主制研究で「東北型」の範疇に入る東北六県と新潟を加えた七県分を抜き出して、はじめに七県の株式投資の特色などを概観したうえで、秋田県の株式投資の地域的特色をとらえようとしたことがある^②。

そこでは、

- (一) 秋木株だけ、
- (二) 農工株だけ、
- (三) 秋木株と農工株

大正期における秋田県の企業投資の特色についての覚え書き

- (四) 秋木株と農工株と県外株、
- (五) 秋木と県外株
- (六) 農工株と県外株
- (七) 県外株だけ

と、株式投資の特色を秋田木材や秋田農工銀行といった地元資本株の所有と、その組み合わせに視点を置いた分類をもとにアプローチしたので、狭い視点からのレポートになったように思われる。それでここでは、最初に大正六年版の「全国株主要覧」に掲載されている新潟を含めた七県の持株数別などを整理し、それと九年版と比較して作成した表1の分析から始めたい^③。

まず六年版の「株主要覧」の編集方針を「はしがき」を要約すれば、

- 一 二百八十五会社の株主を網羅し、五百株以上の所有者数を掲載する

- 二 調査の方法は、最初各会社より百株以上の株主を書拔、同名

表 1

	大 正 6 年						大 正 9 年										
	500～	千～	3千～	5千～	1万～	人数	株数	～499	500～	千～	3千～	5千～	1万～	3万～	5万～	人数	株数
秋田		2	3			5	4,489	58	27	24	4	3	1			117	125,576
青森	1	2	1	1		5	16,161	34	20	12		1	2			69	77,184
岩手	2	2	1			5	6,944	31	16	12	5	1	1			66	75,020
山形	5	3				8	8,559	77	56	38	4	1	2			178	174,334
宮城	6	5	2			13	18,894	91	82	51	12	3	3			242	286,078
福島	11	11	1	1		24	36,288	102	75	46	5	5	2			235	249,456
新潟	41	42	12	8	5	108	234,059	240	174	156	30	13	14		1	628	970,253
計	66	67	20	10	5	168	325,394	633	450	339	60	27	25	0	1	1,535	1,957,901

表 2

	大 正 6 年				大 正 9 年				6年／9年	
	人数	比率	株数	比率	人数	比率	株数	比率	人数費	株数比
秋田	5	3.0	4,489	1.4	117	7.6	125,576	6.4	23.4	28.0
青森	5	3.0	16,161	5.0	69	4.5	77,184	3.9	13.8	4.8
岩手	5	3.0	6,944	2.1	66	4.3	75,020	3.8	13.2	10.8
山形	8	4.8	8,559	2.6	178	11.6	174,334	8.9	22.3	20.4
宮城	13	7.7	18,894	5.8	242	15.8	286,078	14.6	18.6	15.1
福島	24	14.3	36,288	11.2	235	15.3	249,456	12.7	9.8	6.9
新潟	108	64.3	234,059	71.9	628	40.9	970,253	49.6	5.8	4.1
計	168	100.0	325,394	100.0	1,535	100.0	1,957,901	100.0	9.1	6.0

のものを集めて其所有株を合計し、其株数五百以上に達するものを掲載したが、明治生命のように、其株式市価の高いものは十株以上の所有者を選抜して掲載した

三 自己所有株の内家族や使用人の名義としているものもあり、是等を明瞭にしなければ実際の所有株を知り得ないので、できるだけ明瞭にすべく努めたが、調査材料に乏しく、人事興信録で調査できた分だけを本人の所有株に加算したとなる。

同じく九年版の「はしがき」を要約すれば

- 一 最近における主な新会社のほか、旧会社中でも従来脱漏していたものを挙げたので、其会社の数は五百十一会社になった
- 二 所有株の合計が三百株以上に達したものを掲載した
- 三 所有株の三百株以上というのは、最初各会社の株主名簿から五十株以上を書抜き、合計したものである

となる。

六年版は、二百八十五社、総株数五百以上所有者を掲載したとあり、その通りに掲載されている。だが九年版は、五十株以上所有で所有株の合計が三百株以上の所有者を掲載するとしてはいるが、七県で三百株未満の所有者が百一名、掲載されている。しかし、一つの村と二名の個人を除けば、何々氏夫人、何々氏長男、何々氏令息などと記載されており、これらを夫、父、祖父などの所有株数と合計すれば、ゆうに三百株以上になる。家族名義などを明瞭にすると

の方針を具体化したものとも思われるが、ここでは何々氏夫人などと、書かれている場合も、個人として整理することにした。

表2を見れば、大正六年の五百株以上の所有者は、新潟が百八名で、東北六県総計六十名の約一・八倍であり、所有株数でも七県総計の七十二割近くを占め、同じく二・四倍で、他の六県を圧倒している。ところが、大正九年になると、人数・株数ともそれぞれ六県比で四十割から五十割近くになってくる。これは、六年版に掲載されている会社数が二百八十五で、その中には九年版には掲載されている五県の農工銀行や秋田木材、山形電気、七十七銀行、百七銀行、大日本炭坑などが採られていないのに、日本石油、宝田石油、新潟鉄工所など、新潟資本の会社は採られているので、実質以上に差がついたものと考えられる。

ところで六年と九年を比較すると、一万株以上の所有者は新潟の五人が九年には十五名と、三倍になるが、人数と株数を比較すると前者では六倍弱、後者では四倍強で、七県平均の九倍強、六倍を下回っている。

次に七県のなかでこの間、人数比、株数比とも比較的近い伸びを示した秋田と山形を比べることで、本稿の課題に接近したい。

六年版で掲載された会社数が二百八十五社であったため、新潟と他の六県は実質以上の差がついたと先述したが、表3・4で具体的に追求したい。六年版に掲載されている秋田・山形の五名が株を所有している会社名とその持株数を、九年と比較して作成したのが、

表 3

氏 名 順 位	那波三郎右衛門		辻良之助		宮越惣兵衛		平野温之助		佐藤市郎兵衛		6年	9年	9年－ 6年	備考1	備考2
	6年－1	9年－12	6年－2	9年－1	6年－3	9年－19	6年－4	9年－20	6年－5	9年－27					
興業銀行	150	450	200	450	200	225		522			550	1,647	1,097		
近江銀行				100		160						260	260		
山口銀行		300		500								800	800	800	×
勸業銀行	200	200									200	200	0		
拓殖銀行										400		400	400		
第一銀行	300	300						80	300	300	600	680	80		
第三銀行	200	500									200	500	300		
秋田農工銀				980		52		610		67		1,709	1,709	1,709	×
豊国銀行					150	150					150	150	0		
南満州鉄道	420		816	1,088			422				1,658	1,088	－570		
日本石油		560	200	400							200	960	760		
大日本石油				300								300	300	300	×
東京瓦斯							140	100			140	100	－40		
朝鮮瓦斯電					430						430		－430		
日本電灯					100	100			150	150	250	250	0		
猪苗代水電										90		90	90		
大日本麦酒								50				50	50		
北海道炭坑									111	222	111	222	111		
秋田木材				6,550								6,550	6,550	6,550	×
日本海運						100						100	100	100	×
南洋製糖						70						70	70	70	×
名古屋電灯						50						50	50		
富士水電						50						50	50		
久原鉱業						60						60	60		
名古屋木材						50						50	50	50	×
南洋貿易						50						50	50	50	×
市街自動車						150						150	150	150	×
東亜興業						100						100	100	100	×
計	1,270	2,310	1,216	10,368	880	1,367	562	1,362	561	1,229	4,489	16,636	12,147	9,879	
9年－6年		1,040		9,152		487		800		668		12,147	12,147		

表 4

	川崎八郎右衛門		酒井忠良		柏倉九左衛門		長谷川平内		長谷川吉三郎		6年	9年	9年－6年	備考1	備考2
	6年－1	9年－20	6年－2	9年－23	6年－3	9年－6	6年－4	9年－5	6年－5	9年－4					
南満州鉄道									144	218	144	218	74		
日本銀行	251	251									251	251	0		
勸業銀行	600	655			100	100			112	112	812	867	55		
正金銀行	342	577									342	577	235		
台湾銀行		87									0	87	87		
興業銀行					100	225			140	390	240	615	375		
朝鮮殖産銀						100				50	0	150	150	150	×
拓殖銀行					100	200	1002	2004	132	326	1,234	2,530	1,296		
帝国商業銀									101	101	101	101	0		
明治商業銀										100	0	100	100		
近江銀行										100	0	100	100		
第一銀行						100					0	100	100		
第十五銀行			1,420	1,420		200					1,420	1,620	200		
第三銀行						100			120	260	120	360	240		
第百銀行					250	250					250	250	0		
両羽農工						156		846		735	0	1,737	1,737	1,737	×
帝国火災								100			0	100	100	100	×
横浜火災								80			0	80	80	80	×
台湾製糖					100	100					100	100	0		
明治製糖										91	0	91	91		
塩水港製糖						100					0	100	100		
日本郵船	341	132				112			200	500	541	744	203		
東京電灯						100					0	100	100		
猪苗代水					100	200			150	230	250	430	180		
山形電気						500		532		824	0	1,856	1,856	1,856	×
北海道炭坑							270	540			270	540	270		
日本石油					100	200					100	200	100		
宝田石油						100					0	100	100		
鐘紡					100						100	0	－100		
帝国製麻					100	200					100	200	100		
大日本麦酒					100	100					100	100	0		
王子製紙						100					0	100	100		
大日本人肥					200	200					200	200	0		
日本センメ						100					0	100	100		
東京鋼材										150	0	150	150	150	×
日本鋼管						57					0	57	57		
東洋製鉄										150	0	150	150	150	×
市街自動車						100					0	100	100	100	×
東洋捕鯨						150					0	150	150		
内国通運						100					0	100	100		
計	1534	1,702	1,420	1,420	1,350	3,950	1,272	4,102	1,099	4,337	6,675	15,511	8,836	4,323	
9年－6年		168		0		2,600		2,830		3,238		8,836			

この二つの表である。氏名の下欄に六年と九年のそれぞれの県の株所有の順位を記した。備考の一は、三年間の各会社の持株数の増減を、二の×は六年版に採られていない会社を記したものである。⁴⁾

佐藤の増加・六百七十株の内、未掲載による増加株数はわずか六十七株であるが、辻の場合は約九千百株増のうち、九十割以上の約八千三百株が、それに相当している。次に秋田の五名全員を見れば、持株数は約一万二千増加しているが、そのうち約九千八百株が、六年には採られていない山口銀行ほか九社の株数を集計したものとなり、その割合の高さを示している。

表4の山形を見れば、川崎八郎兵衛と酒井忠良はこれには関係はなく、柏倉は二千六百株増の内約七百五十株、長谷川平内は二千八十三株増の内約千五百株、長谷川吉三郎は三千二百十株増の内約千九百株と、秋田ほどの高さを示してはいないが、それでも約三十割から六十割を占めており、県全体では八千八百株増の内、約五十割の約四千三百株、増加している。六年版の掲載会社数の少なさが、資料として使用する時、様々な問題を生じさせる可能性があることを考慮しなければならなくなるので、これからは、九年版を資料として検討することにした。

一 業種別株式投資について

九年版に掲載されている秋田・山形、両県の全投資家所有株数を

会社別に整理し、作表すればいいのではあるが、秋田は百十社、山形は百五十九社を数え、無理であるから、業種別に纏めて作成した表5・6から投資傾向を見ることにしたい。

秋田は延べで三百六十八社、山形は秋田の倍以上の約八百社になる。業種は銀行ほか、その他まで十五に分類した。

秋田で、業種別には銀行への関心が高く、秋田農工銀行を含めて延べ八十七社に投資し、株数合計の約十七割を占めている。「秋田県」でも農工株を一万株近くを所有しているが、民間の投資についての追究を課題としているので、今後は秋田県のこの株を除外して行論したい。農工銀行株については、青森県・八千八百五十株、岩手県・一万株、宮城県・二万株、福島県・二万四千六十六株所有しているが、比較の対象としてあげた山形県では、この九年版による限り、「県」で農工銀行株を所有しているとは掲載されていないし、新潟にいたっては農工銀行も採られていないので、九年版にもそのような問題があることを承知したうえで、この資料を使用することにした。⁵⁾ このほか秋田では「その他」として分類した秋田木材が五万株を超え、秋木株は全体でも四十割以上を占めており、他を圧している。他に株数割合で十割を超えるのは鉱業・石油部門だけである。

山形でも高い割合を示しているのが銀行で、両羽農工と合わせれば三十三割になる。これに次ぐのが瓦斯・電気部門で、これも山形電気と合わせれば三十割を超える。ただ地元資本の会社を除いても

表 6

山形県

		会社数	割合	株 数	割合
1	銀行	217	27.2	37,170	20.9
	両羽農工			21,495	12.1
2	保険	34	4.3	4,850	2.7
3	鉄道	42	5.3	5,021	2.8
4	海運	54	6.8	9,855	5.5
5	瓦斯	161	20.2	28,588	16.1
	山形電気			27,623	15.5
6	鉱業	52	6.5	8,392	4.7
7	造船	44	5.5	6,832	3.8
8	繊維	6	0.8	6,970	3.9
9	食品	31	3.9	715	0.4
10	製紙	46	5.8	2,970	1.7
11	化学	46	5.8	8,633	4.9
12	製糖	48	6.0	6,561	3.7
13	土地	5	0.6	597	0.3
14	興業	2	0.3	260	0.1
15	その他	11	1.4	1,314	0.7
	計	799	100.0	177,846	100.0

表 5

秋田県

		会社数	割合	株 数	割合
1	銀行	87	23.6	10,640	9.2
	秋田農工			8,518	7.4
	秋田県			9,965	
2	保険	22	6.0	3,339	2.9
3	鉄道	17	4.6	4,535	3.9
4	海運	32	8.7	6,714	5.8
5	瓦斯	18	4.9	2,175	1.9
6	鉱業	25	6.8	12,043	10.4
7	造船	21	5.7	2,101	1.8
8	繊維	12	3.3	1,682	1.5
9	食品	8	2.2	4,162	3.6
10	製紙	17	4.6	1,850	1.6
11	化学	6	1.6	420	0.4
12	製糖	35	9.5	4,665	4.0
13	土地	2	0.5	175	0.2
14	興業	2	0.5	500	0.4
15	その他	64	17.4	1,849	1.6
	秋田木材			50,243	43.5
	計	368	100.0	115,611	100.0

大正期における秋田県の企業投資の特色についての覚え書き

山形では、銀行二十一割、瓦斯・電気は十六割と、両方とも十五割を超す業種があるが、秋田の場合、地元資本への投資を除けば、十五割に達する部門は一つもない。逆にいえば、それだけ秋田の投資は地元に向けられていることになる。これは数字でみればより一層明らかになる。秋田では、秋田農工と秋田木材を合わせて全投資株との割合を出せば、約五十一割になるのに対して、山形では、両羽農工と山形電気を足しても約二十八割にしかならないのである。

次に両県で地元株を除いて千株以上を所有し、それらの株の合計が千株以上になる会社を選び作成した表7・8で、もう少し具体的に追究したい。

表7の秋田では会社別に集計して千株以上になるのは、十社しかなく、しかも一社で千株以上を所有している者は、高安（扇田炭坑[㊞]）、塩田（日東製氷）、辻の（満鉄）と、わずか三名しかない。これに対して表8の山形では会社別では二十五社、個人別では十九人を数え、なかでも風間は銀行三社、製糖会社二社、繊維会社三社で八社で千株以上を所有している。山形県で株を一番所有している後藤は四社で千株以上を所有し、なかでも下野電力七千五百株は、同県の電気・瓦斯部門の全所有株の二十六割を占めるほどの高さであることが注目される。

さらに表7の秋田二十名のうち半分近い九名が、貴族院議員の互選名簿に掲載されている大資産家なのに対し、山形では銀行二行を除いた二十二名のうち五名がそれにあたり、秋田と比すれば半分で

表 7

会社名 氏 名	扇田炭坑	日本郵船	日東製氷	満州鉄道	興業銀行	南洋貿易	市街自動車	日米信託	日本石油	第一銀行	計 1	計 2	秋田農工	秋田木材	全株数	貴族院
高安虎治	8,070										8,070	8,120			8,120	○
塩田固平			2,990				200				3,190	3,560			3,560	○
田畑経行					350	100	300	200	100		1,050	2,888		100	2,988	
辻良之助				1,088	450				400		1,938	2,838	980	6,550	10,368	○
那波三郎右衛門				560	450					300	1,310	2,310			2,310	○
松本興右衛門		112							100		212	1,642	87		1,729	
中野徳治							300	200			500	1,610			1,610	
佐々木庫之助		430		70				100	160		760	1,320			1,320	
宮越惣兵衛					225	70	150				445	1,315	52		1,367	
小森儀三郎		410						600			1,010	1,310			1,310	
池田力三郎											0	1,287			1,287	
佐藤市郎兵衛										300	300	1,162	67		1,229	○
金子為吉		825							320		1,145	1,145	105		1,250	○
渋谷定二郎		70				480	50				600	1,130			1,130	
本郷吉右衛門											0	1,110	168		1,278	○
北島喜一郎						600					600	1,090			1,090	
京都(野)仁助※										50	50	1,086		80	1,166	
高橋金太郎		390		50							440	1,055			1,055	
江畑省三		700					140				840	1,040			1,040	○
池田文太郎		90								392	482	1,037	301	2,500	3,838	○
	8,070	3,027	2,990	1,768	1,475	1,250	1,140	1,100	1,080	1,042	22,942	38,055	1,760	9,230	49,045	9

※「要覧」では京都仁助と記されているが、京野の誤りではないかと思われる。

表 8

氏 名	正 金 銀 行		興 業 銀 行		台 湾 銀 行		拓 殖 銀 行		第 一 銀 行		第 十 五 銀 行		第 三 銀 行		第 五 七 銀 行		第 百 銀 行		日 米 信 託		東 京 瓦 斯		明 治 製 糖		大 日 本 製 糖		日 本 郵 船		東 洋 汽 船		東 京 海 運		東 京 電 灯		猪 苗 代 水 電		下 野 電 力		越 後 電 氣		揖 斐 川 電 化		帝 国 製 麻		日 清 紡 績		東 京 モ 々		富 士 製 鋼		計		計		両 羽 農 工		山 形 電 氣		全 株 数		貴 族 院																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	後藤治三郎	風間幸右衛門	長谷川五三郎	柏倉九左衛門	豊田辰右衛門	佐藤信吉	長谷川吉三郎	長谷川平内	小関金之助	三浦銀行	川崎八郎右衛門	北爪正治	荒砥銀行	戸田虎雄	佐藤茂兵衛	酒井忠良	下山又兵衛	竹田嘉兵衛	斎藤弥助	斎藤馬治	矢尾坂信一	佐藤莊右衛門	鈴木円吉	東 銀行	計	1	2	西羽農工	山形電氣	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数		数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数

大正期における秋田県の企業投資の特色についての覚え書き

ある。また秋田では銀行二行（四十八銀行、船川銀行）とも千株以上の所有行でないのに、山形では今井商業、両羽農工、尾花沢商業、上山、山形商業、三浦、荒砥、東の八行が記載され、それらのうち、後三行が千株以上を所有しており、秋田との違いが明確である。

ところで、貴族院互選名簿に掲載されている者を、銀行や県を除いてみれば、秋田百十四名のうち二十名、山形も百七十名のうち十二名となり、秋田は山形に比すれば高い割合を示し、大資産家が大きなウェイトを占めていることになる。

二 秋田の投資について

これまでは山形県との比較することで、秋田県における株式投資の特色が理解できるのではないかと見てきたが、これからは秋田県内で比較することで、投資に地域的な特色があるか否かを、まず検討したい。表9は、秋田県のほかに四十八と船川の両銀行を除いて作成した。なお「全国株主要覧」には、株主の住所までは記載されていないので、大正十四年の「貴族院多額納税者名鑑」などを資料として住所を推定したが、二名については、推定さえできなかった。

ところで、郡市町別に株を所有している人数と所有株数のほか、地元企業の全株所有における割合はどれほどかを見るために作成したこの表で、人数比のほか全株所有比でも他を圧しているのは能代港町であるが、その実態は秋木株への投資であった。地元株といっ

表 9

郡市町名	人数	農工		秋木		農工+秋木		全株		地元株 割合	貴族院 互選 簿
		株数	割合	株数	割合	株数	割合	株数	割合		
鹿角郡	1	177	0.9	175	50.3	352	49.7	402	0.4	87.6	
北秋田郡	8	450	7.0	1,828	19.8	2,278	80.2	7,535	6.6	30.2	
能代港町	28	129	24.6	30,466	0.4	30,595	99.6	32,875	28.7	93.1	1
山本郡	5	510	4.4	1,840	21.7	2,350	78.3	2,350	2.0	100.0	1
南秋田郡	13	473	11.4	1,580	23.0	2,053	77.0	9,053	7.9	22.7	3
秋田市	17	3,168	14.9	8,924	26.2	12,092	73.8	23,728	20.7	51.0	8
河辺郡	2	112	1.8		100.0	112		892	0.8	12.6	
由利郡	12	491	10.5	455	51.9	946	48.1	8,385	7.3	11.3	
仙北郡	6	814	5.3	2,875	22.1	3,689	77.9	6,718	5.9	54.9	1
平鹿郡	9	304	7.9		100.0	304		16,314	14.2	1.9	5
雄勝郡	11	1,890	9.6		100.0	1,890		5,093	4.4	37.1	1
不明	2		1.8	800		800	100.0	1,310	1.1	61.1	
計	114	8,518		48,943	15	57,461	85.2	114,655		50.1	20

表10

会社名 氏 名	豊 国 銀 行	第 三 銀 行	秋 田 農 工	千 代 田 火 災	市 街 自 動 車	日 本 海 運	大 日 本 石 油	日 本 鋼 管	秋 田 木 材	全 株 数
井坂直幹	100			300					9,267	9,667
相沢東十郎									3,390	3,390
渡辺御代之助									3,322	3,322
竹村栄三郎									2,900	2,900
平川孫兵衛		100	129						2,550	2,779
菊池季吉								85	2,000	2,085
塩谷慶助									869	869
渡辺啓治									770	770
腰山伊治									550	550
花川八蔵									500	500
斎藤磯吉									500	500
大阪嘉吉									435	435
相沢栄一									425	425
大阪清吉									400	400
渡辺圭一郎									400	400
金野栄治									400	400
秩父治右衛門									390	390
杉本国太郎									385	385
安岡長四郎									360	360
渡辺彦右衛門							350			350
三浦竹松									350	350
竹内平太郎					345					345
井坂健男									300	300
織田源太郎						100			200	300
安岡長九郎									300	300
木場貞二									300	300
渡辺八千代									53	53
竹村米吉									50	50
計	100	100	129	300	345	100	350	85	31,366	32,875

ても秋田農工へは投資株数には差があるものの、全県にわたっているのに対して、秋木へは河辺、平鹿、雄勝の三郡では見られない。地元企業への投資割合を見れば、山本郡と能代港町は九十割を超えている。これと対照をなすのが県外株への投資が九十八割を占める平鹿郡である。また地元・県外への投資がほぼ半々であるのが秋田市で、これに次ぐのが仙北郡である。

それでこれからは郡市町別に見て、投資株数の集計が一万株を超し、投資人数も多い、能代港町、秋田市、平鹿郡の所有者を個別に検討する。

表10を見れば、能代港町で投資対象とされた企業は秋木を含めて九社で、秋木を除けば、複数が投資対象とした企業はひとつもない。大日本石油へ投資した渡辺彦右衛門と市街自動車へ投資した竹内を除いた二十六名の投資株数は、五十株から九千二百株である。秋田農工を含めて銀行は三行あるが、これを集計しても三百三十株で、秋木株への投資を除けば、大日本石油への三百五十が最高で、能代港町での株式投資は秋木につきるといってよい。さらに山本郡では百割、地元企業への投資で、そのうち七十八割が秋木への投資である。秋木は能代・山本の地元企業として支えられていたことが理解できる。

表11の秋田市では三十五の企業へ投資しており、能代と比較すれば四倍以上に増えている。業種別に見れば銀行へ集中しているともいえるが、なかでも山口銀行株を五名で千四百株所有し、興銀の四

人・千三百株を上回っていることが注目される。秋田出身の政治家・町田忠治が山口銀行理事になったことと関係するとも思われ、さらに山口銀行の支店が「秋田市大町三丁目三十番地」におかれたことも、町田に関係しているかもしれない⁸⁾。一社で千株以上所有している者は辻だけであるが、その彼も二社のみで、県外株は満鉄の約千百株ほどである。地元を除いて会社別に見れば、その満鉄と山口銀行だけに五名が投資し、その他の会社へは四名以下しか投資していない。個人別にみれば、対象会社数は九社の高橋金太郎が最高で、高橋太惣治の一家が最小である。会社別に見れば、集計して千株を超しているのは県外株では先に揚げた興銀、山口銀行のほか、満鉄と日本郵船だけで、三千株を超すのは秋田農工と秋木のみである。ここでも、辻の六千五百株が大きいとはいえ、秋木株で全株の三十八割を占め、最大の割合を示している。

表12の平鹿郡では二十六社へ九名が一万六千三百株投資している。会社別に見れば千株を超すのは日本郵船と扇田炭坑のほか、日東製氷だけである。といっても日本郵船と後の二つの会社とを、同じ観点から見ることではできない。千株を超すといっても、日本郵船は五名であるのに対して、扇田と日東製氷はほぼ一人で全株を所有しているともいいからである。平鹿郡の県外株への投資が高い割合を示しているといっても、その内実を見れば、高安の扇田・八千株と、塩田の日東製氷・三千株で、六十八割を占めたことによることがわかる。それでこの二つの株を引いて地元株への投資割合を算

表11

会社名 氏名		勸業銀行	興業銀行	近江銀行	第一銀行	第三銀行	山口銀行	秋田農工	横浜取引	満州鉄道	富士身延鉄	市街自動車	日本郵船	東洋汽船	東京瓦斯	日本電灯	日本石油	宝田石油	大日本石油	ラサ島煉鋅	横浜船渠	横浜製鋼	鋼管シヤフ	東京電工	満蒙毛織	東京毛織	大日本麦酒	横浜魚油	日本紙器	日本ペイン	台湾製糖	塩水港製糖	台南製糖	大日本製糖	秋田木材	南洋貿易	全株数
辻良之助			450	100			500	980		1,088							400		300																6,550	10,368	
那波三郎古衛門		200	450		300	500	300	730		580									200						72								200			2,310	
本間金次郎					80			610		522					100												50								1,502		
平野温之助																																			1,382		
金子清治			150															160																987	53		
高橋金太郎									52	50	100		380	50															50	150	200				1,065		
江畑信三												140	700																			60			1,040		
今野久太郎								193					226	130										100										759			
村山三之助							100	123																										400	623		
辻兵吉								513																											513		
辻合資会社																																			500		
加賀谷金治			250	100																															475		
那波亥之助			150							320																									470		
板垣喜三郎																																			440		
加賀谷長兵衛							200	212																											412		
高橋太徳治																																			382		
洪公哲蔵																				50	50													300			
計	200	1,300	350	380	500	1,400	3,188	245	2,540	100	140	1,316	180	100	100	400	160	500	50	50	90	50	50	100	72	50	50	50	150	400	80	400	50	8,324	53	23,728	

表12

会社名 氏名		正金銀行	勸業銀行	朝鮮銀行	拓殖銀行	住友銀行	秋田農工	日米信託	東京株式	満州鉄道	市街自動車	日本郵船	日本海運	東京海運	日本石油	扇田炭坑	帝国石油	富士製紙	富士瓦紡	満蒙毛織	日本製麻	日東製氷	大日本麦酒	王子製紙	權太工業	大日本製糖	南国産業	全株数
高安虎治											200					8,070	50				100	2,990					270	8,120
塩田田平								100		70		430	100	100	160					310			410	200			50	3,560
佐々木庫之助																												1,320
本郷吉右衛門	100			200	100	100	168					90						50	120						70			1,278
富岡久輔(助)									270																			600
加賀谷丹右衛門												405																405
北島精一			80				136													100		65						381
最上直吉												350																350
湊谷門兵衛												300																300
計	100	80	200	100	100	100	304	100	270	70	200	1,575	100	100	160	8,070	50	50	120	410	100	3,055	410	200	70	50	270	16,314

出しても、秋田農工への投資が三百株であるので、六割に達せず、比率は低い。県外株への投資割合が高いとしても、その内容を精査しなければならぬことになる。

ところで郡市町別と当時の行政区画をもとにしてではあるが、地域的にみれば、投資傾向を把握できるのではないかと考えたのは、その地域の社会・経済的条件によって投資する業種にある程度の傾向が出ると思われるからである。さらにその地域の社会的・自然的条件を前提として新

しい事業が始められるが、その地域ではその事業の発展が地域の発展に直結すると考えて投資するものと思われたからであるが、次に視点を變えて、地租の納額との関連で、百十四名について検討したい。

表13は、大正九年の「秋田名譽鑑」(一名秋田県直接国

表13

地 租	人 数	株総計	株所有比	A	B
～100円	33	32,541	36.8	8	7
100円～	11	6,564	7.4	1	0
300円～	8	3,206	3.6	0	0
500円～	13	12,812	14.5	5	0
1000円～	23	27,928	31.6	12	0
3000円～	4	5,328	6.0	1	1
計	92	88,379	100.0	27	8

A = 千株以上所有者
B = 所得税と営業税を合計した税額が全税額の七割以上をしめる者で千株以上を所有する者

税十円以上納税名鑑)で確認できる九十二名について、地租の納額別に、株所有人数などを整理したものである。地租で分類したのは、株式投資の原資が何であるかなどを、推定できる一つの資料になるのではと思われるからである。

それでこれから株式投資者の三十七割を占める地租百円以下にポイントをおいて作成した表14を資料として、この問題を考えることにしたい。百円以下の三十三名のうち、八名が千株以上所有者で、千円以上納入者層が占めている十三名には及ばないが、それに次いでいる。24の渡辺以下は六十割未満であり、しかも29の村山からは税の百割が、地租で、営業税や所得税は課税されていない。だが、この表を株式投資を関係させて考える限り、小森や渋谷の原資の一つが地租で、彼らは確かな投資対象の一つとして株式を考えたとも思われる。表14で所得税と営業税の合計税額が七十割以上を占めている者で、千株以上所有者が七名見られる。千株以上所有者は、三千円以上の地租納入者層にわずか一名であるから、この七名の意味することは大きいように思われる(表13)。貴族院互選名簿は、地租(納税地別)、営業税、所得税(土地・商業・工業)に記載されているので、これを資料にして表15を作成した⁹⁾。この表で七十割を超す池田文太郎や小川などの大資産家の所得税は、土地からあがる収入への課税によるものであることが理解できる。十二名の大資産家の所得税は地主としての収入に対する課税であったことになる¹⁰⁾。

所得税は三種に分けられ、

表14

番号	氏 名	住 所	A	B	C	D	E	株式計
1	菊池季吉	山本郡能代港町			187	187	100.0	2,085
2	花川八蔵	山本郡能代港町			13	13	100.0	500
3	斎藤磯吉	山本郡能代港町			33	33	100.0	500
4	大坂嘉吉	山本郡能代港町			14	14	100.0	435
5	塩谷慶助	山本郡能代港町			22	22	100.0	869
6	渡辺圭一郎	山本郡能代大町			64	64	100.0	400
7	金野栄治	山本郡能代港町		238	1,184	1,422	100.0	400
8	刈田義門	南秋田郡土崎港町	4		4,061	4,065	99.9	422
9	織田源太郎	山本郡能代港町	12	484	1,265	1,761	99.3	300
10	高橋太惣治	秋田市外張南新町	19	377	1,592	1,988	99.0	362
11	秩父治右衛門	山本郡能代港町	11	188	650	849	98.7	390
12	杉本国太郎	山本郡能代港町	79	15	5,049	5,143	98.5	385
13	渡辺御代之助	山本郡能代港町	38		2,378	2,416	98.4	3,322
14	井坂直幹	山本郡能代港町	18		348	366	95.1	9,667
15	中野徳治	雄勝郡湯沢町	64	95	305	464	86.2	1,610
16	北島喜一郎	由利郡本荘町	14	44	43	101	86.1	1,090
17	播磨禄治	南秋田郡土崎港町	16		90	106	84.9	383
18	池田力三郎	由利郡本荘町	25	109	13	147	83.0	1,287
19	藤田熊蔵	山本郡八森町	69	294		363	81.0	500
20	高橋金太郎	秋田市上米町二丁目	21	34	41	96	78.1	1,055
21	沢木淳吉	南秋田郡船川港町	32		110	142	77.5	50
22	小島安治	由利郡本荘町	22	36	35	93	76.3	425
23	桜庭喜三郎	秋田市大町三丁目	58	78	103	239	75.7	440
24	渡辺彦右衛門	山本郡能代港町	18		23	41	56.1	350
25	相沢栄一	山本郡能代港町	35	19	12	66	47.0	425
26	小森儀三郎	南秋田郡五城目町	23		8	31	25.8	1,310
27	工藤周吉	由利郡本荘町	91		21	112	18.8	380
28	中山慶吉	由利郡本荘町	61		11	72	15.3	584
29	村山嘉太郎	南秋田郡土崎港町	57			57	0.0	310
30	竹内平太郎	山本郡能代港町	46			46	0.0	345
31	渋谷定二郎	由利郡本荘町	25			25	0.0	1,130
32	辻永良吉	河辺郡新屋町	21			21	0.0	530
33	木場貞二	山本郡能代港町	18			18	0.0	300
	計		897	2,011	17,675	20,583	2,281	32,541
	割 合		4.4	9.8	85.9	100.0		

A=地租、B=営業税 C=所得税 D=国税計、E=(B+C)/D

表15

番号	氏 名	郡市名	町村名	所得税（土地）	割合	株式計	営業税+所得税
1	佐藤市郎兵衛	仙北	内小友村	5,719.760	82.2	1,229	61.3
2	高安虎治	平鹿	川西村	3,958.700	81.8	8,120	57.2
3	池田文太郎	仙北	高梨村	42,751.870	78.6	3,838	76.6
4	池田文一郎	仙北	高梨村	3,059.070	78.1	374	47.1
5	本郷吉右衛門	仙北	角間川町	8,000.170	77.8	1,278	63.4
6	小川長右衛門	雄勝	湯沢町	13,151.050	77.7	565	71.6
7	塩田団平	平鹿	沼館町	6,438.670	75.6	3,560	62.2
8	辻良之助	秋田市		6,103.210	74.3	10,368	0.0
9	辻 兵吉	秋田市		10,733.800	73.3	513	73.7
10	野口銀平	南秋田	土崎港町	2,935.150	72.3	1,436	65.6
11	加賀谷円右衛門	平鹿	横手町	3,455.500	72.3	405	59.0
12	平野温之助	秋田市		4,292.710	70.4	1,362	58.8

営業税+所得税は「秋田名誉鑑」を資料として算出

表16

所得金額	大正7年
	税率（千分率）
1000円以下	30
1000円～	40
2000円～	55
3000円～	75
5000円～	85
7000円～	105
10000円～	125
15000円～	145
20000円～	170
30000円～	195
50000円～	220
70000円～	245
100000円～	270
200000円～	300

大正7年3月法律第5号
（「大正年間法令全書」第7
巻－2）

一種は法人所得、
二種は公債利子（千分の二十）や社債利子（千分の三十）
三種は前二種に属さない所得
について課税するとされている。

ここで問題となるのは三種で、その税額を表にしたのが表16である。二種の所得課税は「公債利子 千分ノ二十、社債ノ利子 千分ノ三十」と固定されているのに対して、三種所得に対しては累進課税制をとっており、小作所得が千円に達すれば、社債利子所得も上回る税率となる。表15の佐藤以下の営業税と所得税の占める割合は、表14と同じ視点から見ることができないのである。

おわりに

様々の問題があること理解したうえで大正九年版の「全国株主要覧」を基本資料として考えてきたが、この資料に依拠する限り、こ

れ以上の展望は開くことができないことも確かなことである。だが個別研究を行っていくうえで必要な方法や視点などは、ある程度整理することができたのではないかと思っている。つまり秋田県における株式投資について考えるとき、少額ではあっても投資に関心をもって新しく登場してきた、大資産家ではない人々について追究することなくして、その実態理解にはいたらないということである^①。

研究は資料抜きに行うことができないので、簡単なことではないが、仙北・平鹿・雄勝といった県南地域や秋田市の研究からすれば、大きく立ち後れている県北（鹿角・北秋田・山本）地域の個別研究を行うことが、まず必要であるように思われる。資料の伝来という点からすれば、地主資料になるが、地主の資産投資の観点からでも、具体的にかかる問題について、アプローチすることが残されている。

(1) 「全国株主要覧」(渋谷隆一編「大正昭和日本全国資産家地主資料集成」Ⅶ)

(2) 拙稿「秋田県の株式投資の地域敵特色」(『年報 能代市史研究』6)なお秋田県の大資産家層の株式投資の先行研究については、右の拙稿で紹介しているので、ここでは論文だけをあげることにした。

伊藤和美「商業・貸付資本の地主的展開」(『農業経済研究』四八巻一四号)

岩本純明「東北水田単作地帯における後退期地主経済の動向」(『鹿大農学部学術報告』第三〇号)

岩本純明「東北水田単作地帯における地主経営の展開」(『土地制度

大正期における秋田県の企業投資の特色についての覚え書き

史学』第六九号)

品部義博「東北水田単作地帯における地主経営の展開構造」(『土地制度史学』第七九号)

(3) 「全国株主要覧」(渋谷隆一編「大正昭和日本全国資産家地主資料集成」Ⅴ)

(4) 山形県では、このほか三名数えられるが、(七百五十株、六百株、五百三十四株)秋田の五名を基準としたため、三名は省略した。全国主要銀行として、「秋田名誉鑑」があげている以下の銀行が、大正九年版には採られていない。なお括弧内金額は資本金である。

(5) 岩手県では岩手銀行(百万円)、宮城県では宮城商業銀行(二百万円)、福島県では郡山銀行(百万円)、郡山橋本銀行(百万円)、新潟県では新潟銀行(二百万円)、柏崎銀行(百二十五万円)、第四銀行(千万円)、長岡銀行(四百万円)、百三十九銀行(百万円)、秋田県では四十八銀行(百万円)、秋田銀行(百万円)

(6) 鉾区は七日市村より前田村に跨る四百余万坪にして、主として採掘は七日市村龍ヶ森の山麓なるを以て七日市炭山或ひは龍ヶ森炭山とも言はれ、大正五年十月資本金百万円を以て同会社を設立し更に翌六年二百万円に増資し現在本店を大阪に出張所を扇田町に置いている。(『新しき北秋』秋田新聞社県北支局編)

(7) 秋田県公文書館蔵の以下の資料をもとに、住所を推定した。なお括弧内の数字は公文書の請求番号である。

「銀行認可書類」(八〇一六)

「銀行重要書類」(八〇一七)

「平鹿・池田・湯沢・第四十八銀行関係書類」(八〇二二)

「貴族院多額納税者議員納税額届」(二〇一七六・二〇一七七)

「貴族院多額納税者議員互選事務簿」(二〇一七八・二〇一七九)

(8) 「株式会社山口銀行営業報告書」(一九二七年)。ところで「町田忠治一伝記編」(一九九六年刊行)の年譜から、山口銀行に関係する

大正期における秋田県の企業投資の特色についての覚え書き

事項を抜粋すれば、次のようになる。

明治三十二年（一八九九）懇請により山口銀行に入行、総理事と

なる（一九一〇年）

大正二年（一九一三）

百十銀行（下関・現山口銀行）理事

大正十四年（一九二五）

山口銀行秋田支店（現・三和銀行支店）

開業

（9）

「秋田名譽鑑」では辻兵吉と良之助は、一家族とされているので、兵吉の所得税額の中に良之助分も含まれているとしか考えられない。この他本郷、野口、池田は子息とともに一家族とされているが個人別に記されているので、それに従って計算した。なお文一郎は文太郎の子息である。

（10）

県内の政治・経済の中心地である秋田市の居住者は、他の地域に居住する者以上に広範囲に営業活動を行っており、それにしたがって入手される情報が、質・量とも他の町村とは違っていたことは十分想定できる。

（11）

貴族院互選名簿に掲載されるほどの「大資産家」についての研究はあるが、そのほかの階層についての研究は管見の限り皆無である。地主所得以外を原資に投資した者を資料にそくしての追究は、資料の確認を含めて難しいことであることは確かである。

（秋田県立図書館古文書班主任専門員 きくちやすお）

ペリー来航期の秋田藩

――江戸家老佐藤源右衛門の政策指示を中心に――

畑 中 康 博

はじめに

一 ペリー来航情報の収集と御用状の伝達

二 佐藤源右衛門について

三 江戸家老佐藤源右衛門の政策判断と国元への指示

1 老中阿部正弘の諮問への対応

2 江戸藩邸の大砲装備に関して

3 佐竹義睦の江戸城と状問題

4 江戸藩邸における藩士の増員と軍事体制

5 台場築造をめぐる

四 佐藤源右衛門の帰国と失脚

おわりに

はじめに

嘉永六年（一八五三）六月三日、アメリカ東インド艦隊提督のペ

リーが江戸湾浦賀沖に現れる。彼等の軍事力の格差を見せつけられた幕府は、為すすべもなくアメリカ大統領の国書を受け取る。

突きつけられた国書への対応は幕府の政策決定能力を超えるもので、老中阿部正弘は今後の方針を全国の大名へ諮問した。この前例のない諮問を行った背景には、全国の大名の意思統一を図る意図があったと言われている。^①

だが諮問を行ったことで、これ以降政策をめぐる争点が次々と起こり、政治社会が動態化する様相を見せた。それゆえ阿部正弘の諮問の歴史的意義は、近代の政治社会の形成の直接の契機となったと説明されている。^②

秋田藩は阿部正弘の諮問に対して何も上申しなかった。この事実自体は旧来から知られているが、これが藩の政策担当者のいかなる状況判断に基づいたものなのかは指摘されてこなかった。

当時の江戸家老は佐藤源右衛門信久で、長きにわたり江戸家老を勤め、同時に藩主の傳役を兼帯する人物であった。異国船来航の渦

中で、佐藤源右衛門がどのように時局を捉え政策指示を下していたのかを検証していくのが本稿の目的である。

幕末期の秋田藩研究史においてペリー来航は、領内台場の築造の開始や在方豪農層の士分取り立ての本格化、そして領内海岸警備の始まりといった軍事体制が敷かれていくきっかけになったと説明されてきた^③。

だが軍事体制の変革を伴う藩政改革の必要性を熱心に説いたのはペリー来航時の藩主義睦ではなく、次の藩主である佐竹義堯であった。また改革の始まる時期も安政六年（一八五九）十二月以降であり、改革の成果が十分に現れぬうちに戊辰戦争に巻き込まれる経過をたどった^④。

こうした問題関心に立って幕末期の秋田藩を見ると、ペリー来航直後、なぜに軍事改革や藩政改革が論議されなかったかを検討する必要があると思われる。

結論から言えば、ペリー来航期に秋田藩政に絶大な影響力を持った佐藤源右衛門自身が改革など視野になく、その佐藤を藩政から排斥するのに時間がかかり、政治的に安定しなかったからである。それだけにペリー来航時の江戸家老佐藤源右衛門の人物像を見つつ、彼の時局への判断の誤りの何が後の秋田藩に政権抗争をもたらしきつかけになったのかを論じることが幕末の秋田藩藩政史研究で欠かすことができぬ問題であると考えた。

そこで本稿では、秋田藩江戸藩邸から国元に発せられる御用状を

中心にこの問題を取り扱う。

一 ペリー来航情報の収集と御用状の伝達

本節では秋田県立図書館所蔵史料で知り得る、江戸藩邸でのペリー来航情報収集の様子と国元への情報伝達について触れる。

異国船の江戸湾来航という未曾有の事態の中で、全国の大名は自藩の方針を決めるために、幕府・朝廷・他藩・諸外国・一揆・落首など様々な情報を集めたと言われる^⑤。

各藩の江戸藩邸での情報収集に留守居が果たした役割は大きく、笠合和比古は、熊本藩の留守居が、安政二年に蝦夷地の海防警備を命じられた秋田藩の留守居から情報を得ていることを紹介している^⑥。

秋田藩江戸藩邸での来客対応は〈表1〉のように決まっており、来客対応をする中で、留守居以外にも用心や刀番が情報を入手していた^⑦。そして集まった情報が集約されるのが江戸藩邸詰めの家老であった。

こうして江戸家老の元に集まった情報は、御用状によって国元に伝えられる。

表1 江戸藩邸における文書と来客の対応

種 類	担 当
老中から送られてくる切紙	留守居
大目付からの廻文	留守居
進物の受け取り	用人
使者の口上の聞き取り	用人（八ッ時以降は刀番）
客との応対	用人

「佐竹藩江戸詰勤方覚」（A317-18）から作成

表2 1回目のペリー来航から2回目のペリー退帆までの
期間の御用状一覧

No.	江戸 発	国 元 着	御用状点数	内佐藤自筆書状
1	嘉永6年6月16日	6月24日	6	2
2	6月29日	7月7日	6	0
3	7月10日	7月20日	8	2
4	7月23日	8月1日	5	1
5	8月5日	8月12日	5	1
6	8月30日	9月8日	7	2
7	9月14日	9月22日	6	3
8	9月29日	10月8日	5	0
9	10月11日	10月19日	8	2
10	10月26日	11月7日	5	1
11	11月16日	11月28日	10	2
12	11月28日	12月9日	8	3
13	12月9日	12月19日	2	0
14	12月16日	12月26日	4	1
15	12月28日	嘉永7年1月7日	9	2
16	1月2日	1月11日	2	0
17	1月14日	1月24日	10	2
18	1月18日	1月26日	4	1
19	1月26日	2月5日	5	2
20	2月4日	2月13日	8	1
21	2月22日	2月30日	10	2
22	2月27日	3月5日	3	0
23	3月12日	3月20日	5	1
24	3月25日	4月5日	9	2
25	4月6日	4月15日	9	3
26	4月16日	4月24日	6	1
27	4月30日	5月8日	8	1
28	5月4日	5月11日	8	1
29	5月27日	6月6日	6	1
30	6月12日	6月24日	11	1

「自筆来書留付内書其外異事」(AS312-55-2)・
「江戸来書自筆留書」(AS312-57-1)より作成

それゆえ御用状を見ることによって、江戸の様子や家老の状況判断を掴むことができる。本稿で使用する御用状は、国元の家老宇都宮孟綱が書き写したものである。宇都宮孟綱は天保十二年(一八四一)から明治四年(一八七一)まで家老を勤めた人物で、天保十二年から慶応四年(一八六八)までの百十九冊の日記が残っている。この日記とは別に、宇都宮孟綱は江戸藩邸からの御用状を書き写していた。更に自分が江戸藩邸に勤務した際には国元から送られた御用状を書写しており、これらの留書十四点が県立図書館に残っている。

御用状は江戸家老の指示を受けて藩邸の役人が作成したもの、江戸家老の自筆書状、江戸家老から個別の家老に宛てた内書の三種類からなっており、これらが御用箱に入れられ飛脚で国元に運ばれた。嘉永六年六月の最初のペリー来航から翌七年の日米和親条約締結後の退帆に至る期間の江戸から国元に出された御用状をまとめると〈表2〉のようになる。これを見ると平均月二回の頻度で御用状が出されていたことが分かる。

これら御用状が江戸と国元間で送られる場合には、副役の書状も

添付された。副役は御用状を受け取ると受取状を送り返す手筈になっていたが、政策の実務に携わる副役の書状は家老間のものとは異なり、政策の具現化のための細かい内容が記されていた。

本稿ではペリー来航の様子を宇都宮孟綱が書き留めていた御用状を中心に、ペリー来航の様子が伺える他の史料として岡百八の日記を挙げることができる。岡百八は当時江戸藩邸で膳番を勤めており、日記の他に異国船来航の様子を記録した史料を残している。ただ岡百八が書き記したペリー来航情報は御用状に認められている状況報告と同じことが多い。従って岡百八の



写真1 嘉永六年癸丑六月三日浦賀表え至来北亜米利加船一件聞書

記録したペリー来航情報は、藩邸内で知り得た内容であると考えられる。

ペリー来航の様子が伺える史料で御用状や岡百八の記録と性格が異なるものに目付井口正兵衛の記録がある。井口正兵衛は嘉永七年（一八五四）から一年間江戸藩邸で目付を勤めた。この間井口正兵衛は浦賀奉行所の役人合原惣蔵・飯塚久米蔵・樋口多三郎・香山栄左衛門・近藤良治から聞き取り調査を行っており、「嘉永六年癸丑六月三日浦賀表え至来北亜米利加船一件聞書」としてまとめている。〔写真1〕

これらの史料から、秋田藩江戸藩邸においてもペリー来航情報の収集に尽力していた様子が伺える。

その上で問題になるのは、入手した情報から正しく状況判断を下す技量が政権担当者にあったかどうかである。そこで次に、当時の秋田藩江戸家老佐藤源右衛門について述べることにする。

二 佐藤源右衛門について

佐藤源右衛門信久は寛政十二年（一八〇〇）生まれで、ペリー来航の嘉永六年には五十四歳、天保五年（一八三四）に家老に就任し途中二年間外れるものの、嘉永六年時点で通算十六年目の職歴を持つ人物である。秋田藩では寛政期以降家老は四人体制で、うち一人が江戸藩邸勤めとなっていた。佐藤源右衛門は弘化二年（一八四五）

から江戸詰めとなり、同時に藩主の傳役も兼帯していた。

佐竹義睦は天保十年（一八三九）生まれで、嘉永六年時点では十五歳の藩主であった。藩主に就任したのは弘化三年八歳の時であったが、將軍拝謁前ということで江戸在府のまま参勤交代を行っていない。また健康に恵まれず、十六歳の時には病状の悪化により歩行が困難となり、安政四年（一八五七）に十九歳で死亡している。⁽¹¹⁾従って当時の秋田藩政は、政治的判断を下すことのできない幼君の側で家老兼傳役の佐藤源右衛門が政治的判断を下す体制が続いていたのである。⁽¹²⁾だが佐藤の江戸での生活ぶりは享樂的で早くからそれを問題視する藩士がいた。⁽¹³⁾

源右衛門内々浅草辺ニ妾指置、家主等之名前は不承候へ共、妾なる者はらくと申由。指所妊身ニ而ハ八月頃出産有之候由。屋形様御幼年中御傳役相勤乍、右躰之始末ニ而ハ御取締不相成、何を以夫々指揮致候哉と風説ニ有之候。

これは「佐藤源右衛門妾之事外」という史料で、嘉永元年（一八四八）に記されている。ここに女性問題を抱えた江戸家老の生活の一端を見ることができる。

こうした生活態度もさることながら彼が藩政上犯した大きな問題は、藩主の威光を利用して自らの有利になる人事を国元の家老に相談することなく独断で行っていたことである。とりわけ家老の人事

については、国元の意見をまったく無視し続けた。

嘉永六年（一八五三）ペリー来航時国元の家老は、石塚孫太夫・宇都宮孟綱・塩谷伯耆の三名であったが、このうち塩谷伯耆はこの年の五月二十日から病氣により執務を休んでいた。八月十一日に塩谷伯耆は登城するものの、その様子を見た宇都宮孟綱は、塩谷が全快できぬことを予感している。⁽¹⁴⁾

だが塩谷伯耆の病氣退役の問題について、嘉永六年九月十四日に佐藤源右衛門は次のような書状を国元の家老三人に送っている。⁽¹⁵⁾

異国騒ニ付、此度海岸御固御備立御取調之件ニ、御用状を以仰被下、嚴重之御取調ニ御座候間、御心遣候儀も被為有間敷奉存候。然は其表三人ニ而御勤りも可被成思召候得共、万一も来春ニ至り、此表へ御人数等被差登候様之義有之候ても、御用多ニも罷成、御行届も被為有間敷御手支無之共難申御懸念ニ思召候ニ付、忝人御同職被仰付候様御頼「冠水」につき判読不能、以下冠水」上度御相談被仰下「冠水」配慮之儀御尤ニ奉存候得共、可相成は今少之儀ニ御座候間、御直政ニ被相成候迄御猶予ニ相成間敷候や。

（傍線筆者・以下同じ）

この史料から、実質二人体制の家老ではペリー来航以後繁忙を極めるようになった藩政を司るのは難しく、塩谷伯耆の代わりの人物を望む声为国元から寄せられたことが分かる。しかし佐藤源右衛門

は藩主が「御直政ニ相成迄」、つまり將軍拝謁を済ますまで家老の新任を行わない方針であることを申し送った。藩主佐竹義睦の將軍拝謁は嘉永七年秋に予定されていたので、実質一年間は人事を刷新しない考えだったのである。

佐藤源右衛門が人事刷新を拒んだ本当の理由は、自らの政治力を低下させる可能性を排除しようとしたからであろう。だが、人事刷新を渋る一方で塩谷伯耆の後任人事についての腹案は持っていた。¹⁶⁾

伯耆殿も兎角尺々敷無之趣被仰下、困り事ニ御座候。孫太夫殿よりも具サ被仰遣、段々之容子ニ御座候へハは、逆も出勤無覺束、仮令出勤被致候ても御用向被取扱候儀ニ参間敷御緊用之処、二人様にて御心配被成置候事と深く御察奉申上候。日外御同職御願可被成置御相談被仰下候ニ付、今暫御見合願くハ御直政之上ニ御猶豫之儀申上、其内ニ少快出勤も可致哉之考ニ御座候得共、中々快方之病床と相聞得不申、来秋孫太夫殿被登候得は、御当分貴君御耆人ニ被相成候間、此上は無御廻次第奉存候へ中略指当り是と申人物も不相見候得共、前廉予メ人物内々御相談仕置度、孫太夫殿へも御伝言被成下、追々御吟味可被成候。尤此方よりも心当之人物御座候へは、御相談可申上候。

右の史料は嘉永六年（一八五三）十二月二十八日に佐藤源右衛門が宇都宮孟綱に送った書状である。ここには石塚孫太夫から塩谷伯

耆が家老の職務を遂行できないことが申し入れられており、佐藤源右衛門は当分の間二人で職務を遂行するように申し入れている。だが従前と異なる点は、塩谷の後任について適当な人物がいらないと言いつつも、心当たりの人物がいることをほのめかしていることだ。このように塩谷伯耆の病氣退役に伴う家老職の人事刷新問題は、国元の石塚孫太夫・宇都宮孟綱と江戸詰の佐藤源右衛門の間で意見の対立があったが、それに歯止めをかけたのが藩主の一門衆であった。¹⁷⁾

伯耆守殿様子相替事無之、此度病氣御届御用談御断被申上候処にて、中務殿御内職御願被成置候趣、段々御入念被仰下御尤ニ存候。昨年中被仰下候次第も御座候間、此度改而御相談被成下候ニ不相及、至極御同意奉存候御用状を以申上候通り、御同職願は被届御間、御同前難有仕合奉存候。右ニ付人物之儀御尋ニ御座候ニ付申上候。東家より甚右衛門・佐渡両人之内ニも可有之哉、耆岐守様え内々申上候模様ニ御座候。

これは嘉永七年（一八五四）二月二十二日に佐藤源右衛門が国元の家老に宛てた書状の一部であるが、ここに国元で不在の藩主に代わって政務を総覧していた東家Ⅱ佐竹中務が塩谷伯耆の病氣退役に動き出したことが分かる。家老の人事刷新を佐藤源右衛門がいつまでも拒み続けたので、国元の家老は佐竹中務をこの問題に介入させ

て塩谷伯耆の病氣退役を佐藤に認めさせようとしたのである。佐竹中務は家老三人から後任の候補を一通り聞いた後、大越甚右衛門と小貴佐渡の二名を江戸で支藩の藩主を勤める壹岐守・佐竹義堯に推薦したことが分かる。家老の人事刷新を渋った佐藤源右衛門も国元と江戸それぞれの藩主一門が介入してきたのには抵抗できず、国元の家老が要求する家老人事の刷新を認めざるを得なくなったのである。

こうして塩谷伯耆に代わる新たな家老候補として大越甚右衛門と小貴佐渡が上がるのだが、この二人は石塚・佐藤それぞれの閥閥に当たる人物で、大越甚右衛門は妻が石塚孫太夫の妹で石塚の義理の弟であった。一方の小貴佐渡は佐藤源右衛門の娘婿である。

それゆえ、どちらが家老になるかは推薦する石塚・佐藤それぞれの政治力で決する様相を呈したのである。

この動きの中で次の書状が作成されている¹⁸。

上略

伯耆儀昨年より病氣之処快方ニ至兼、此度病氣申立、遂ニ退役願指出候ニ付、御家老共より同役被仰付被下度相願候由被仰越、遂ニ承知致候。屋形様えも早速申上候処、願之通被届御聞候趣被仰出候人物之儀 **大越甚右衛門・小貴佐渡** 之内ニも可有之哉被仰越候。是又及御沙汰候右両人之内 **甚右衛門** 事ハ年数も在罷御用弁ニ可相成、誠ニ年輩ニも候間、当人御家老職被仰付可然奉存候。

源右衛門え存寄相尋候得は、当人ニおゐても御相当之人物ニ候趣申出候。併御国表孫太夫・帶刀えも一名被仰出之趣申達御答可奉申上筋候間、遂而御家老一月より御請申出候て、早速 **甚右衛門** 被仰付候様可被仰出候。下略

この史料は佐竹中務宛の書状の草稿で、次期家老候補として大越甚右衛門を推挙する文面となっている。書き手は江戸で藩政を輔佐した佐竹義堯だと思われる。引用史料中の は、張り紙の部分で、紙には朱書きで人名が記してある。つまりこの史料は、人名が入っていない人物推挙の文面に名前入りの札が貼られているのである。ということ、必要に応じて名札を張り替えることができるわけで、これが大越甚右衛門を推挙する書状の下書きとして作成されたとしても、名札を張り替えさえすれば小貴佐渡を推挙する文面にもなる。従ってこの人物推挙の文は、実際の人物像と異なる完全な作文であるということが言える。

結局、石塚孫太夫から推挙された大越甚右衛門が嘉永七年（一八五四）四月十一日に就任する。これは藩主一門衆を取り込んだ石塚孫太夫の政治力が佐藤源右衛門のそれよりも上回った結果である。いずれこの佐藤源右衛門と石塚孫太夫の争いは、ペリー来航を期に多忙化した家老の職務を実質二人で行っていた国元の事情を江戸の佐藤源右衛門が無視したことから始まった。

佐藤にとっては国元の事情より、藩主を抱き込んだ自らの政権基

盤を維持する方が大事だったのである。

このようにペリー来航期、秋田藩では江戸家老と国元の家老が反発しあい、一致協力して事態に対処する雰囲気は全く無かったのである。

三 江戸家老佐藤源衛門の政策判断と国元への指示

本節では、秋田藩江戸藩邸で集めたペリー来航情報をもとに佐藤源右衛門がどのような政策判断を下し、指示を出していたのかを検証するため五つの事例をあげる。

1 老中阿部正弘の諮問への対応

嘉永六年（一八五三）最初のペリー来航は六月三日から十二日まで、江戸湾に姿を現したのは九日間だけであった。

佐藤源右衛門が御用状でペリーの来航を国元の家老に通知する飛脚を出発させたのは六月十六日で、既にペリーが退帆した後のことであった。この御用状では国元の家老へ次のような書状も送っている。¹⁹⁾

此度浦賀表へ異国船渡来ニ付諸家様へ夫々御固め被仰付、追々公辺より御達之次第も有之、異変ニ寄御固等之御沙汰無之共難申、容易ニ御蒙は無之事ニハ存候得共、御油断も不成成。

江戸家老の佐藤源右衛門がペリー来航で心配したことの一つに、江戸湾の海防警備問題があった。ペリー来航を契機に六月五日から九日までの間に、萩・熊本・福井・姫路・徳島・柳川・平戸・高松の各藩が江戸湾の海防警備を命ぜられているが、ここに秋田藩が加えられることになるかどうか佐藤源右衛門の重大な関心の一つだったのである。

だがペリー来航の第一報は月二回の御用状発送のペースの中で送られており、国元の家老宇都宮孟綱がつけていた日記を見ると、ペリー来航について日記に記しているのは六月十六日発の御用状が到着した六月二十四日からである。宇都宮孟綱の日記を見る限り、江戸家老から出される御用状が到着する前にはペリー来航に関する記述はない。

ペリーが来航した六月三日から三週間、国元の藩士はその事実を全く知らなかったとは断定できないので、御用状の通知の遅さから佐藤源右衛門の危機意識の欠如を指摘することはできない。だが時局を見据える力の無かったことが明らかになるのが、老中阿部正弘の諮問への対応である。

老中阿部正弘はアメリカ大統領の国書を公開し意見を求めたが、八月二十一日付けで秋田藩は支藩の佐竹義堯が藩主の代理として次の上申を行っている。²⁰⁾

此度亜墨利加船より差上候書翰拝見被仰付、篤と熟覧之上存寄も

有之候ハ、申上候様被仰出候処、私義外ニ存寄も無御座候。依而別段存寄ハ不奉申上候。以上

これは上申と言うよりも、藩主の幼少を理由にした上申の回避である。ちなみに国持の外様大名で秋田藩のような対応を取った大名は他にはいない。

この上申について、佐藤源右衛門は七月二十三日江戸発の御用状で次のように国元の家老たちに報告している⁽¹⁾。

此度阿部伊勢守様より御同席様え浦賀表へ渡来之亜墨利加船より指出候書翰之和解二冊「冠水」御国之一大事「冠水」易筋ニ候間、得と御熟覧之上、御銘々より御存寄之趣可被仰達御達ニ有之ニ付、御同席様より御廻達相成、右書翰各へ拝見可被仰付之旨被 仰出候。左御承知可被成と拙者えも拝見被仰付「冠水」別紙之通役々えも心得之為拝見被仰付候。「冠水」御刀番・御納戸役えは表向拝見不被仰、御用人より為申伝、内々ニて拝見被仰付候。其表之儀は御取調之上、役々え拝見可被仰付候。

一右御渡之書翰趣意ニ付、屋形様御幼年中ニ被成御座候間、御答方之儀伊勢守様公用人迄田代部を以て取合候処、御幼年様方不被仰上候而宜敷挨拶有之候間、左御承知可被成、右可申達如此御座候。以上

右の御用状は八月一日に国元に届くが、御用状と共に送られた「亜墨利加船より指出候書翰之和解二冊」すなわちアメリカ大統領の国書の写しには秋田藩の多くの藩士が関心を寄せた。宇都宮孟綱の「御用略日記」には、御用状到着の翌八月二日に評定奉行と副役へ渡され、八月四日に評定奉行の信太慶兵衛と北村彌三郎が家老に返却していることが記されている。また八月五日には御相手番、八月七日には用人、九日には兵具奉行と物頭、十一日には御記録方、十二日には刀番と納戸役、十六日には御苗字衆（佐竹北家・東家・南家・西家）、二十一日には膳番といった具合に次々と閲覧が許され貸し出されている。

更に八月二十三日には御記録所に備え置きとされ、これを閲覧に来る藩士の人別を控えておくように宇都宮孟綱は指示を出している。また閲覧ばかりでなくそれを筆写する者もあり、総じてアメリカ大統領の国書に多くの藩士は高い関心を寄せた⁽²⁾。

だが、佐藤源右衛門は阿部正弘の諮問に対して国元から意見を求めるようなことをしなかった。あくまで対幕府政策を担う江戸家老の専権事項の一つとして上申の回避を行い、国元へは事後報告で済ませたのである。

そもそも阿部正弘からの諮問を受けた各藩では、藩主本人が独力で上申案を作成した例は少なく、その多くが藩主から相談を受けた家臣が作成に携わったと言われている⁽³⁾。従って諮問に有効に応じられるか否か、有益な意見を上申できるかどうかは、藩主の近くに時

勢を見据えた有能な家臣がいたかどうかにかかっていた。それを秋田藩に当てはめると、江戸家老の佐藤源右衛門が上申書を作成する立場にいたことは言うまでもない。

従来の研究では秋田藩が藩主幼少を理由に諮問に応じなかったことは指摘されてきた。だが見方を変えると、秋田藩のこの対応は、江戸家老佐藤源右衛門の時節を見極める能力の無さを露呈するものであったと言えることができる。

2 江戸藩邸の大砲装備に関して

次にペリーの脅威を直に接した佐藤源右衛門が、軍備の近代化にどのような視点を持っていたのかを検証する。

江戸湾の警備は嘉永六年六月十二日のペリー退帆後も続けられており、嘉永六年七月十日発の御用状において、佐藤源右衛門は国元の家老に秋田藩の江戸藩邸に大砲が一門も装備されていないことを問題視した書状を送っている。⁽²⁴⁾

御屋敷ニは大砲壹挺も御有合無之候ニ付〈中略〉今年中ニ挺も仕度、左様被成置候得は、当速之処は御安堵ニ御座候。時節おくれニ不相成候内、東海廻ニ銅被差登候御順ニ仕度。委曲ハ正太へ申含、其表同役迄被申達候。〈中略〉公儀ニ而大砲数挺「冠水」相成候処、入札下直之方へ被仰付候処、手拔之拵方ニ而、此度御吟味罷成候得は多分御用立す、御台場御備不相成趣ニ相聞得候。右

様之事も御座候ゆへ職人任せニ不罷成、弥以此表ニおゐて御拵被成置候ハ、其向案内之者不被附置は相成間敷、御時節柄ニは御座候得共、可「冠水」ニ御座候ハ、道源矢右衛門被差登候。右御用被仰付「冠水」候得は至極宜、左候得は、田中加賀守殿へ差遣シ、西洋流之打方稽古為致候「冠水」成候。其上大砲拵方等も能々見聞為心得候ハ、往々御役ニ相立宜可有之、是又御賢慮被下度候。

傍線部を見ると、この時点では佐藤源右衛門は西洋砲術の熟達に関心を持っていることが分かるが、後にこの熱は冷めることになる。

史料には大砲を必要とした幕府が入札価格の低い業者に発注し、粗悪品が納入された例をあげ、秋田藩では国元から東廻りの海運で銅を江戸に運び、藩の砲術師範である道源矢右衛門を立ち会わせて大砲を鑄造するつもりであることが書かれている。

また詳細は副役の大久保正太から国元の副役に伝えたとあり、副役間で実務レベルの事項が伝達されていたことが伺える。

だがこの書状を受け取った国元では、佐藤の言う江戸での大砲鑄造に無条件で賛成したわけではなかった。⁽²⁵⁾

江戸にて入料二挺にて五百両之由。御国表にての積も見申度等今日源太夫も罷出居候間、壹貫目・貳貫目之筒之積差出候様被仰含被下度申聞候。追々は御領中えも御備被成置可然と申聞候事。

これは宇都宮孟綱の日記の一文であるが、宇都宮は物頭山崎源太夫に国元で大砲を鑄造した際の見積額を算定しておくように指示していることが分かる。

結局江戸藩邸に装備された大砲は佐藤源右衛門の計画通り、国元から銅を運んで江戸で鑄造された。その完成の報告は十一月二十八日発の御用状に見ることができる。²⁶⁾

大砲二挺御出来ニ相成り、一昨廿五日御上屋敷え御取寄ニ罷成候。結構ニ御出来ニ御座候。従是車御拵之積ニ御座候。来春二月頃太森御拝借御試被成置苦ニ御座候。今度御固メ被蒙 仰候御方々様ニも頻リニ大砲御用意と相聞得、細川様ニも数十挺御鑄立と申す事ニ御座候。御固メ持場追々御諸家様え廻りて御取調ニ可有之、少も御油断ハ不相成候。併 御乗出以前ハ御心遣イハ有之間敷、唯明年之異変之様子ニ寄、御加勢も不蒙 仰候ハ難申と考候得共是も容易ニ参り間敷哉と被存候

史料から、江戸藩邸上屋敷に配備された大砲二門はまだ台座が未完成で、試射も翌年二月に行われることになる旨が記されている。またここには同じ期間で大砲数十挺を完成させた熊本藩のことがかかれており、江戸湾警備に従事している藩としていない藩との軍備増強に対する意識の違いと経済力の違いを伺うことができる。

このように江戸藩邸に大砲二門を装備するに至った理由は、江戸

湾海防警備に秋田藩も動員されるかもしれないという危機感であった。結局秋田藩には江戸湾の海防警備の命令は来ないのだが、江戸家老としてはいつ命令が来ても良いように万全の出動態勢を整えておく必要があった。だが佐藤源右衛門が判断に苦しんだ所は、藩主佐竹義睦が將軍拝謁前で、江戸城登城も許されていないという藩主の事情であった。それゆえに秋田藩が江戸湾の海防警備に任せられるかどうかの見極めは難しいところであった。

3 佐竹義睦の江戸城登城問題

ペリーは嘉永七年（一八五四）一月十六日七艘の艦隊を率いて再度江戸湾に現れた。後に一艘が合流し、計八艘が江戸湾羽田沖で幕府を威圧する行為に出た。そうした中、一月十八日に秋田藩江戸藩邸に次の廻状が届く。²⁷⁾

異国船近海え渡来之節、其様子ニ寄人数屋敷内ニ用意致置、先不及登 城、老中より案内次第登 城可被致候。可其節可成丈輕輩は相省士分之者重ニ小勢ニ召連、若人数出張之儀相達候而火急之節之振合を以、先ツ一手宛様子を見合可被差出候。其余は臨機之事ニ候得は、其心得ニ可有之場合場処等は其節相達候而可有之候。

この命令が来たことで、佐藤源右衛門は国元に江戸藩邸への出兵指令を発するが、それは後述するとして、この廻状に関して解決し

なければならぬ問題があった。それは文中傍線部の「老中より案内次第登城可被致候」の一文である。先述したように藩主佐竹義睦はまだ將軍拝謁前で、江戸城に登城できなかったのである。佐藤源右衛門はこの問題について次のような考えを持っていた。⁽²⁸⁾

異国船渡来ニ付〔中略〕御目見已前ニは被為有候得共、異変之場合ニ至御同席触様方御登城之儀罷成り候ハ、屋形様ニも無其儀被成御座候御趣意とも不被存、御登城被成置度御願被仰上置候方と存

すなわちベリー来航は異変であるので、將軍拝謁前であっても特別に登城を許して欲しいと考えたのである。これは大広間詰めの大名的中で、自分の主君だけが登城を許されない事態だけは避けようとしたのであるが、これが無理であると知ると一月二十一日、佐藤源右衛門は老中松平乗全に次のような伺いを立てた。⁽²⁹⁾

異国船近海ニ渡来之節、其様子ニ寄人数屋敷内ニ用意致置、御案内次第可成丈輕輩は相背、士分之者重ニ小勢ニ召連登城可仕、其外人数出張心得方等之儀、在府手明同席共一同え御達之趣承知仕候。然処私儀小用繁申付、家督以来未 御目見を不奉願候得共、非常之儀ニ付、前出御案内有之節は小用繁ニは御座候得とも、押て登 城仕、御差図を請申度奉存候。乍去未御目見以前ニ有之候

間、為名代同氏左近將監登 城為仕御差図を請候様可仕候哉。此段御内慮相伺申候。

すなわち江戸城登城の際は、名代として支藩の左近將監Ⅱ佐竹義堯が登城することを願い出たのである。この件は翌二十二日に留守居の渡部泰治が呼び出されて許可されている。

だが、佐藤源右衛門は佐竹義堯の政治参与を快くは思っていなかった。⁽³⁰⁾

此節左近將監御事、壹岐守様より御用向御加談被仰上候様ニと被仰達候御都合ニ被成置、如何御座候や。御同意之上は取調之上程能被仰達可仕候。近便思召被仰下、度々実ニ困入候事ニ御座候。御察可被下奉存候。御不出来之節は詰合御用人・御膳番ニも名前御意御尋ニて申上候ても暫時之内御忘れ、伺之事御尋ニて被遊候。御出来之御宜敷節、左様ニも不被為在候得共、前文申上候通り兎角御忘れ勝之方ニ御座候。

右の史料は二月二十二日付けで佐藤源右衛門が国元の家老石塚孫太夫と宇都宮孟綱に宛てた書状である。史料中の左近將監は佐竹義堯、壹岐守様は義堯の義父である佐竹義純である。支藩の隠居である佐竹義純の指示により佐竹義堯が政治に参与するようになったことが分かる。だが、この中で佐藤源右衛門は佐竹義堯の物事を忘れ

やすい性癖を問題視しており、そのような人物が本藩の政治に関わってくることを「実ニ困入候」と迷惑がっている。

だが、佐竹義堯を誹謗する書状を国元に出したのはいささか軽率であった。佐藤源右衛門は安政二年（一八五五）に失脚するが、安政四年に源右衛門を復活させようとした佐竹中務と石塚孫太夫・宇都宮孟綱の政権抗争が起こる。この争いの渦中で佐竹義睦は死亡し、佐竹義堯が藩主となる。佐竹義堯は佐竹中務に厳罰を果たし、十二所に追放となっていた佐藤源右衛門を許さなかった。この騒動の後、佐竹義堯は政権の中枢に宇都宮孟綱を据えるが、宇都宮が佐竹義堯を誹謗した源右衛門の書状を写し取っていたことを考えると、佐藤源右衛門の政権復帰はまったくあり得なかったと言っても良い。^⑪ いわば右の史料が後に佐藤源右衛門の政治生命を絶つ証拠となるわけだが、このような内容の書状を送った嘉永七年時点では、誹謗した人物が後年藩主になるとは佐藤源右衛門も思わなかったであろう。言い換えると自らの江戸家老としての強大な権力の揺るぎを感じないからこそ、このような不用心な書状を送ることに何ら疑問を差し挟まなかったと言えるよう。

4 江戸藩邸における藩士の増員と軍事体制

嘉永七年（一八五四）に再来航を告げたペリーの脅威を、嘉永六年十二月段階でも佐藤源右衛門は深刻に考えていなかったことが次の史料から伺える。^⑫

明春は決而騒ぎ之事有之間敷被考候得とも、諸家様の御振合も有之、御手薄之御調も不相成、御時節柄案外之御物入ニ相成、恐候候事ニ御座候。

だが佐藤は江戸藩邸内において万一の軍事を意識した人事任命を行っている。〈表3〉

嘉永七年（一八五四）一月十六日にペリーが再度江戸湾に現れるに及び、幕府は士分の小規模な部隊を随時江戸へ寄こすように各大名に指示をしたのは先述の通りであるが、秋田藩においても次の指示を国元へ発した。^⑬

表3 嘉永6年末江戸藩邸内の人事任命

任命役職	名 前	本来の役職
武者奉行	佐藤源右衛門	家老
御備遊軍頭	大久保正太	勘定奉行
御備御取調	金 大之進	用人
	川尻正助	用人
	藤本 束	膳番
	大嶋助兵衛	
	高瀬与左衛門	刀番
	鶴沼半兵衛	刀番
	大井定之進	目付
	岩堀文四郎	膳番
	岡百八	膳番
陣場奉行・小荷駄奉行	渡辺泰治	留守居
足輕大将	大槻文左衛門	物頭
鎗奉行	大山学助	副役

宇都宮孟綱「自筆来書留付内書其外異事」
(AS312-55-2)・

須田盛徳「侍大将ニ而江戸在番万控」(AH312-79)・
「諸役帳」(AS317-117-1)・『秋田武鑑』から作成

士大将 壹人 御相手番之内被仰付可然
御番頭 壹人 上下貳拾壹人
御物頭鉄砲組 貳人 上下七人
戦士 拾人 上下三人 但駄輩以上

この指示を受けた国元では早速江戸参府の人選に当たった。侍大將は御相手番の役職に就いている真壁掃部助・石塚源一郎・渋江左膳・大越甚右衛門・須田内記の五名から任命しなければならなかった^{③4}。この内渋江は六十八歳、大越は六十二歳、真壁と石塚は三十歳くらいの年齢で、須田内記は三十七歳であり若手三名の中で一番年齢が上であった。宇都宮孟綱の日記によると「御相当之人も無之入り入候。依而無抛須田内記被仰付候」とある。結局侍大將に任命されたのは須田内記だったが、適任者がいない中で的人事任命であったことが分かる。

一方遊撃部隊を指揮する浮武者大將には大番頭の疋田久太夫（三十五歳）が任命された。浮武者大將の任命については侍大將とは異なり「軍学も致し武器も全備致、近年御備浮武者大將被仰付罷在候」とあるように、疋田久太夫の軍事に対する識見や領内沿岸警備の経験が買われたことが分かる^{③5}。

須田内記や疋田久太夫と共に、この時江戸へ参府した藩士は〈表4〉の通りであるが、これを見ると隊列を組んで江戸に登ったわけではなく、少人数ごとに移動していたことが分かる。

だが江戸に來た須田内記に対して、佐藤源右衛門は浮武者大將の疋田久太夫に一部の部隊の指揮を任せることを告げた^{③6}。

久太夫当六日、内記は九日着致、兩人とも御旗本御備え被加置候戦士共久太夫え附属被仰付候処、御請彼是相難届共、先年松前御加勢被差向候砌、御番頭故茂右衛門え戦士被属置候事ニ御記録相見得候得は、御旗本之儀は殊更被仰付御相当と存候。能々被申論候処、結句は壹ト先惣々御請申上、御苦柄ニ不能成大悦存候。畢竟戦士共之親之取受違より相起り候事ニ相聞得候。諸向より小理屈申出困り入申候。其表は嘸々御心配被成置候事ニ奉察候。

右の史料は佐藤源右衛門から国元の家老に宛てた書状であるが、この中で源右衛門は文化四年の松前出兵を例に挙げて、部隊の指揮官は大番頭である疋田久太夫がするべきであることを告げている。

文化四年（一八〇七）五月東蝦夷地捉拵島にロシア船が来航した際、秋田藩は幕府の命令により松前へ出兵した。この時番頭松野茂右衛門以下二百三十余名の藩士が松前出兵に参加したが、佐藤源右衛門はこれを前例にして大番頭が部隊の指揮をすべきであることを言い出したのである。

だが佐藤源右衛門が疋田久太夫に部隊の指揮を任せるとなると、侍大將の役職は有名無実なものとなるわけで、当然反対意見を言う者もいた。

表4 参府した藩士一覧

参府の際の役職	本来の役職	氏 名	久保田出発	江戸到着	備 考
侍大将	御相手番	須田内記	2月23日	3月9日	
浮武者大将	大御番頭	疋田久太夫	2月19日	3月5日	
	御勘定奉行	大久保正太			
	御用人	金 大之進	2月23日	3月9日	
	御膳番	藤本 束	2月23日	3月9日	
	御膳番	岩堀文四郎	2月23日	3月9日	
	御刀番	江間伊織	2月17日	3月2日	交代登り
	御鷹方御刀番	萩庭養助	2月20日	3月6日	真御旗付添
組頭	大御番	白土掃部	2月22日	3月7日	
戦士	大御番	高垣定之進	2月16日	3月1日	
戦士	大小姓	梁 隼太	2月16日	3月1日	
戦士	大小姓	渡辺久太	2月16日	3月1日	
戦士	大小姓	小野崎専蔵	2月16日	3月1日	
戦士	御小姓	金 泰蔵	2月16日	3月1日	
戦士	御小姓	岡 亀松	2月16日	3月1日	
戦士	御小姓	岡 勝也	2月16日	3月1日	
戦士	御小姓	柿岡源三郎	2月16日	3月1日	
戦士	書記	森田熊五郎	2月16日	3月1日	
戦士	御小姓	高階猪蔵	2月14日	2月29日	
	御右筆	小野崎兵右衛門	2月22日	3月6日	交代登り
	支配目付	小松伝五郎	2月10日	2月27日	交代登り
	支配目付	水谷三郎右衛門			
	支配目付	安藤佐十郎			

「岡百八公私日記」(岡407) 嘉永7年3月15日条より作成

疋田久太夫に旗本の一隊の指揮を任せたことにつき、佐藤源右衛門は須田内記へ次のように話したと国元の家老に報告している。^⑦

士大将内記事ハ此度は御旗本え被加置候一手ニ而、備ヲ持固メ候趣意御座候間、戦士被属置候儀ニ無之、御番頭え被属置旁御相当ニ御座候。尤内記事は諸事小生へ相談可致と申含置候。

つまり須田内記は侍大将の役職こそ任ぜられているものの、戦士を指揮する立場にないことを告げられているのである。佐藤源右衛門は江戸藩邸における軍事指揮権は武者奉行である自分にあり、国元で任命された侍大将より江戸藩邸で主君から任命された武者奉行を上位に置いたのである。これでは須田内記は何のために侍大将の役職に任命されたのか分らない。幼い藩主を抱き込むことで権力を持った江戸家老の専政ぶりをここにも見ることが出来る。

また須田内記や疋田久太夫が江戸に到着する直前の三月三日に日米和親条約が締結されており、軍事的な緊張感は緩和していた。国元から勇んで出てきた須田内記はまったく活躍することなく江戸での日々を送ったことが彼の日記から伺える。

須田内記が国元から参府した藩士たちを指揮することができなかった様子は、四月十八日と十九日に行われた大規模な行軍訓練からも指摘することができる。

これは秋田藩江戸藩邸では四月十八日に先手組、四月十九日に旗

本がそれぞれ行軍訓練を実施した。九ツ時の一番員で具足を着用、二番員で従者を引き連れて持ち場につき、三番員で行軍を開始する段取りで訓練は始まった。先頭から旗・鉄炮組・槍組の順で並び、その後に本隊の藩士が続いた。行軍の場所は藩邸の庭先であり、全国的な視野で見ればアメリカ側を刺激しない範囲で行われたスケールの小さい古式ゆかしい軍事訓練であった。

〈表5〉〈表6〉が行列を組んだ藩士の一覧であるが、〈表4〉の国元から参府した藩士は一団を組んでいるわけではなく、先手組と旗本に分散されたことが分かる。

四月十八日の先手組の行列を指揮した須田内記は、自身の日記にこの日のことを次のように記録している。⁽³⁸⁾

我儀は侍大将にて御先手計り之指揮致候儀ニハ無之、実ハ江戸表へ罷登候節被仰渡候ニハ、久太夫儀ハ戦士之指揮被仰付、右久太夫より御旗本一躰之指揮我え被仰付候体ニより、御先手之指揮も可致二月九日上着、翌十日出 殿之節源右衛門局ニ而被仰渡候。

其節源右衛門殿被申候は屋形様も御幼年ニ付、御出馬等之節拙者ハ武者奉行、御手前様ハ侍大将、右両人 屋形様之御左右ニ罷在指揮致候故、拙者御同様之御勤形ニ御座候。依之品々追々御相談も可致、拙者一躰之指揮致候迄ニ候得共、御手元様ハ戦ニ御出被成候儀ニ御座候故、左様之御着心得可被成御心附在之儀御座候ハ、万事御腹藏なく御書附となり又は御口上と也含申可被成被

申聞候ニ付承知致候。

須田内記は先手組の将を勤めたものの、内心は不満を抱いていたのである。侍大将として参府した須田内記は先手組ばかりを指揮するわけではないと語っており、佐藤源右衛門に「藩主の左右に武者奉行と侍大将が固める」と言われたものの、万事佐藤源右衛門に伺いを立てなければ何もできなかったことに憤慨している様子が見て取れる。

四月十九日の旗本の訓練では〈表6〉に藩主の馬の位置が記されているが、藩主は藩邸の建物内から行列を見ているだけで行軍には参加していなかった。また須田内記は旗本の行軍を藩主の近くで見ている。

こうして藩邸をあげて二日にわたって行った行軍訓練は終了するが、その十日後須田内記は佐藤源右衛門から呼び出され、国元へ帰るように命ぜられる。⁽³⁹⁾

御軍事御用此度隙明被仰付候間、勝手次第出足罷下り候様被仰渡候。右ニ付御伺致候は、侍大将共ニ隙明ニ相成候哉之儀御伺致候処、先づ左様之儀と被仰渡候。

侍大将の須田内記はこれといって何もしないまま、五月十六日に国元に出発した。

表5 嘉永7年4月18日の御先手組の行列

太字乗馬

	武士の役職	武 士	従者	足軽・奉公人など
鉄砲組	鉄砲大将	梁 主水	7	旗持1名・鉄砲足軽25名・胴火持夫2名
	鉄砲与力	石川唯八	2	
	鉄砲与力	吉田専助	2	
	鉄砲与力	海老原保吉	2	
	鉄砲与力	松田銚三郎	2	
	鉄砲与力	小倉才吉	2	旗持1名・鉄砲足軽25名・胴火持夫1名・玉持夫1名
	鉄砲大将	沼井典膳	7	
	鉄砲与力	落合健之助	2	
	鉄砲与力	桂 禮吉	2	
	鉄砲与力	石井斧藏	2	
鑓組	鉄砲与力	清水助十郎	2	旗持1名・鑓足軽25名・小頭2名
	鉄砲与力	小林和吉	2	
旗	鑓大将	大槻文左衛門	7	御旗（1本）持3名・颯纒御旗（2本）持2名
	旗奉行	藤井此面	5	
	旗付添	吉田行藏	2	
	旗付添	渡辺重左衛門	2	
浮武者	組頭	野本市十郎	5	
	浮武者	谷田貝誠七	3	
	浮武者	中嶋金三郎	3	
	浮武者	内田貞助	3	
	浮武者	高崎寛治	3	
	浮武者	飯田新助	3	
	浮武者	小野崎兵右衛門	3	
	浮武者	小田部直助	3	
	浮武者	松山東八	3	
	浮武者	奥山酒之助	3	
	浮武者	小野崎佐太郎	3	
	浮武者	酒出源左衛門	3	
	浮武者	大窪又三郎	3	
	浮武者	木内弥吉	3	
	浮武者	荻津助吉	3	
	浮武者	小田野政吉	3	
	浮武者	石原又市	3	
	浮武者	松井慶太	3	
	浮武者	高橋馬之助	3	
	浮武者	箕作良藏	3	
	浮武者	海老原 久	3	
	浮武者	糸賀万之助	3	
	浮武者	木内道之助	3	
	浮武者	平田延太郎	3	
	浮武者	佐野五郎太	3	
	浮武者	知久鉄三郎	3	
供回り（1）	組頭	北尾平馬	5	小姓5名・太鼓夫・貝・小馬印・大馬印持など25名
	使武者	平山敬輔	4	
	使武者	茂木左司馬	4	
	金付添	田中本之進	2	
	浮武者大將取担	疋田久太夫		
	医師	高須松齋	3	
	書役	照嶋啓助	2	
	大馬印付添	伊沢弥助	2	
供回り大筒組	目付	井口正兵衛	7	筒持夫15名・玉持夫1名・胴火持夫1名
	（百目筒）	太久保鉄太	2	
	（百目筒）	道源矢右衛門	2	
	（百目筒）	田中弥六衛門	2	
	（百目筒）	道源左仲	2	
	（五拾目筒）	上松金藏	2	
	（百目筒）	矢畑林藏	2	
	（三拾目筒）	永井敬吉		
	（三拾目筒）	石井金治	2	
	（三拾目筒）	渡部貞藏		
供回り（2）	（三拾目筒）	中台彦助		
	侍大将	須田内記		
	大馬印付添	林 斧助	2	
	陣場奉行	渡辺泰治	8	
	吟味役	湊 永治	3	
	吟味役	大嶋儀助	3	
	勘定賄方	吉川定五郎	2	
	勘定賄方	完戸久治	2	

供回り (2)	兵具役	堀井重四郎	2	小姓 5 名・小馬印・大馬印持夫・長刀・床机持夫など39名
	勘定賄方	小林喜久七	2	
	御膳奉	蛭田瀧多	2	
	御膳奉	溝口五郎左衛門	2	
	作事役	永井漬助	2	
	作事役	橋本主税	2	
	作事日付	安西清三郎	2	
	大工	戸崎清蔵	2	
	小荷駄与力	片岡郡蔵	2	
	小荷駄与力	佐藤金之進	2	
	小荷駄与力	箕輪永治	2	
	兵具頭取	大嶋助兵衛	7	
藩士80名 小姓10名 従者222名 足輕・奉公人など170名 計482名			「御先手行軍帳」(岡590) から作成	

表 6 嘉永 7 年 4 月 19 日の旗本の行列

太字乗馬

	武士の役職	武 士	従者	足輕・奉公人など
鉄砲組	足輕大將	梁 主水	7	番指旗持 1 名・鉄砲足輕26名・胴火持・矢箱持・玉箱持 6 名
	鉄砲与力	寺門長吉	2	
	鉄砲与力	角田新之助	2	
	鉄砲与力	中山理七	2	
	鉄砲与力	齊藤与兵衛	2	
	鉄砲与力	神戸貞吉	2	番指旗持 1 名・鉄砲足輕25名・胴火持・矢箱持・玉箱持 6 名
	足輕大將	沼井典膳	7	
	鉄砲与力	大関益之助	2	
	鉄砲与力	坂本吉十郎	2	
	鉄砲与力	萩田謙治	2	
鑓組	鉄砲与力	高橋鍋三郎	2	旗持 1 名・鑓足輕25名・小頭 2 名
	鉄砲与力	福地新吉郎	2	
旗	鑓大將	大槻文左衛門	7	颯纒御旗 2 本持 2 名
	御旗付添士	原 恒吉	2	
戦士	御旗付添士	内海三平	2	持筒徒 2 名・持弓 1 名ほか足輕 6 名・小姓 5 名
	組頭	白土掃部	5	
	戦士	高階猪蔵	3	
	戦士	高垣主典	3	
	戦士	岡 龜松	3	
	戦士	金 泰蔵	3	
	戦士	渡辺久太	3	
	組頭	北川文之新	5	
	戦士	駒木根藤三郎	3	
	戦士	梁 隼太	3	
	戦士	河津信助	3	大馬印持夫 2 名・鑓10名・旗持 8 名・持筒 4 名ほか足輕29名
	戦士	柿岡源三郎	3	
	戦士	岩屋弥三郎	3	
	戦士	岡 勝也	3	
	戦士	志賀為吉	3	
	戦士	小野崎専蔵	3	
	戦士	江橋小三郎	3	
	戦士	森田熊五郎	3	
	組頭	小野崎藤馬	5	
	戦士	田村鉄五郎	3	
浮武者	戦士	大嶋八十郎	3	
	戦士	岡部正兵衛	3	
	戦士	安田慶蔵	3	
	戦士	森川金伍	3	
	戦士	高瀬源三郎	3	
	戦士	飯塚兼助	3	
	戦士	石黒新一郎	3	
	戦士	橋本八太郎	3	
	戦士	大嶋助太郎	3	
	使武者	石川銈之助	4	大馬印持夫 2 名・鑓10名・旗持 8 名・持筒 4 名ほか足輕29名
馬回り	使武者	藤本佐門	4	
	浮武者大將取担	疋田久太夫	4	
	大馬印付添士	伊藤虎吉	2	大馬印持夫 2 名・鑓10名・旗持 8 名・持筒 4 名ほか足輕29名
	御鑓奉行	大山学助	7	
	御旗奉行	飯塚伝也	8	
	御旗付添士	海老原易平	2	
	金鼓付添士	吉田源助	2	

馬回り	武者奉行	佐藤源右衛門		小姓 6 名・足輕など10名
	大馬印付添士	高畠毛左衛門	2	大馬印持夫 2 名・徒組頭 2 名・徒20名
	徒頭	江間伊織	7	
	徒頭	伊藤冲衛	7	
	小馬印付添士	沖藤之助	2	
	用人	金大之進	8	
	用人	中安内藏	8	
	刀番	鶴沼半兵衛	7	
	刀番	高瀬与左衛門	7	
	御馬回	川尻八右衛門	3	
	御馬回	伊藤保吉	3	
	御馬回	秋山丹治	3	
	御馬回	中村龍助	3	
	御馬回	杉村定吉	3	
	御馬回	平沢左膳	3	
	御馬回	渋谷金八郎	3	
	御馬回	吉川類助	3	
	御馬回	中村茂吉	3	
	御馬回	近藤兎毛	3	
	御馬回	宇佐見久太夫	3	
	御馬回	中村鐵太	3	
	御馬回	太嶋定吉	3	
	御馬回	梅津堅之助	3	
	御馬回	小林与三郎	3	
		御馬		
	御馬回	山口珪之助	3	
	御馬回	羽石權兵衛	3	
	御馬回	太田原多三郎	3	
	御馬回	野本李藏	3	
	御馬回	町田小一郎	3	小馬印・大馬印・厩小頭・茶弁当持夫など足輕37名
	御馬回	田代鉄也	3	
	御馬回	田代源太	3	
	御馬回	田中広馬	3	
	御馬回	鈴木吉五郎	3	
	刀番・御旗指	荻庭養助	7	
	御馬回	太田金太郎	3	
	御馬回	内田金吾	3	
	御馬回	関口小弥太	3	
	御馬回	真崎伝太	3	
	騎馬	布勢要人	4	
	騎馬	村瀬良助	4	
	納戸役	岡百八	7	
	納戸役	太田原茂	7	
	膳番	藤本束	8	
	留守居	田代郁	8	
	目付	大井定之進	7	
	針医	齊藤東是	3	
	医師	田口春一	3	
	医師	曲田杏林	3	
	馬乗	大嶋安吉	2	
	馬乗	齊藤多吉	2	
	茶道	中村林益	2	
	茶道	杉野長順	2	
	大馬印付添士	内田内藏助	2	
	小人支配	永井要助	3	
遊軍	遊軍頭	大久保正太	8	番指旗持 1 名・小頭 1 名・鉄砲足輕20名・他に足輕 7 名
	遊軍士	遠山伝治	2	
	遊軍士	大窪又藏	2	
	遊軍士	西村栄之助	2	
	遊軍士	木川寛七	2	
	遊軍士	安藤佐十郎	2	
	遊軍士	桂文右衛門	2	
	遊軍士	安藤徳之助	2	
	遊軍士	田中環	2	
	兵具役	上野嘉十郎	2	
	台所役	大和清一郎	2	

藩士116名 小姓11名 従者402名 足輕・奉公人など277名 計806名
「御旗本行軍帳」(岡984) から作成

須田の短い江戸滞在は、佐藤源右衛門に侍大将としての職分を否定されるはじめのものであった。まさに江戸家老の専政ぶりに振り回された二ヶ月間だったと言えよう。ただし慶応年間になって、須田は藩主佐竹義堯の下で新設された砲術館の総裁になる。ペリー来航に揺れる江戸の喧噪に直に触れた体験が、軍事改革論議の中で新設された砲術館の総裁となった須田の意識の奥底にあったかもしれないが、それは想像の限りである。

5 台場築造をめぐる

秋田県立図書館には幕末期に領内の沿岸に作られた台場の絵図面が数点伝存している。『写真2-1-1』『2-5』『表7』いずれの絵図面も土塁の仕様について記されているものの、据え付けられる大砲は描かれていない。秋田藩が幕末に築いた台場は、ペリー来航による沿岸防衛の意識の高まりの中で築かれたもので、そこには新家と呼ばれる武士身分に取り立てられた在方豪農層が守備についたと説明されてきた⁽⁴⁾。

江戸藩邸から発した御用状で台場築造の件が出ているのは嘉永六年十二月二十八日発のものが最初である。

来春より追々御台場御築立可被成置御取調之処、番兵不被差置空御台場ニ罷成間敷御勘定奉行共限評議形書取を以申聞候趣、各ニも至極尤ニ御承知被成候ニ付、弥以御台場御取立罷成候ハ、其

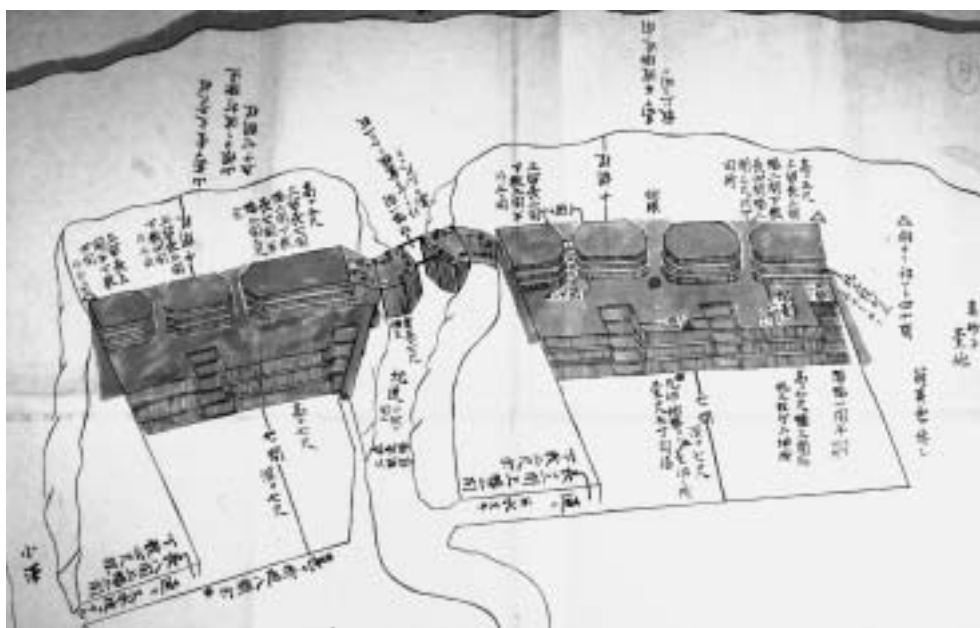


写真2-1 百三段新屋滝之下台場絵図

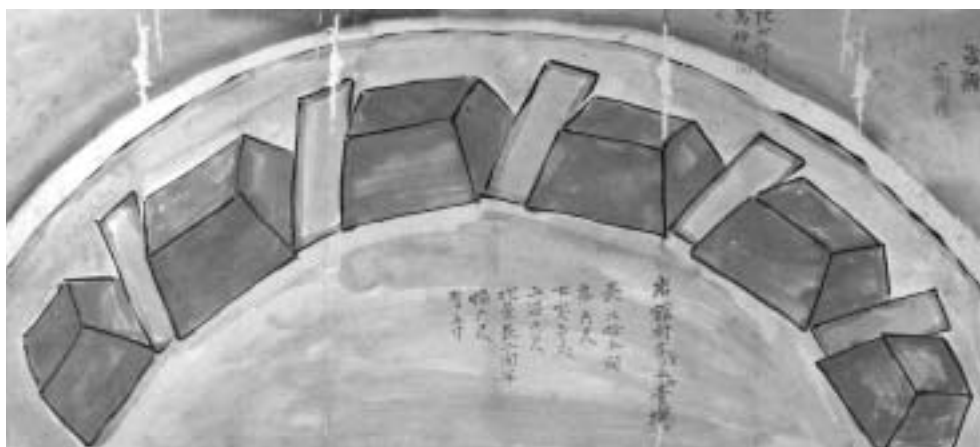


写真 2－2 岩館村字釜ノ上御台場絵図

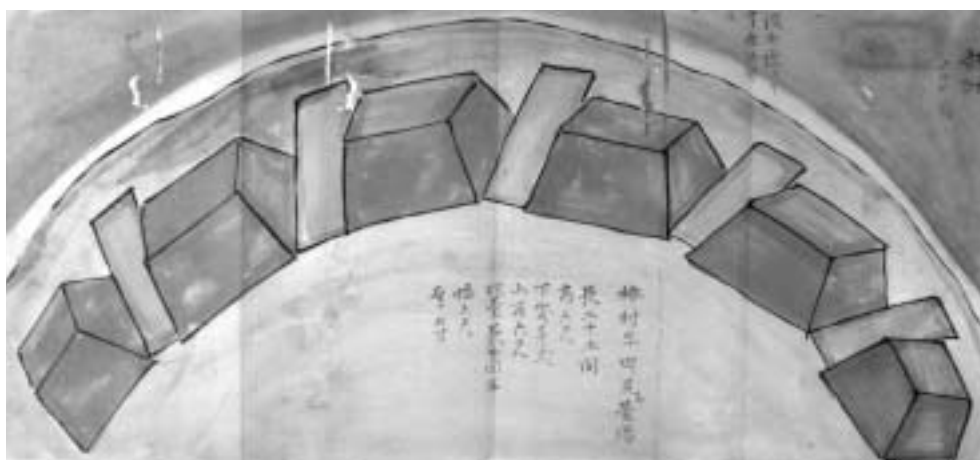


写真 2－3 椿村字田ノ尻御台場絵図



写真 2-4 百三段濱田村之内中村御台場

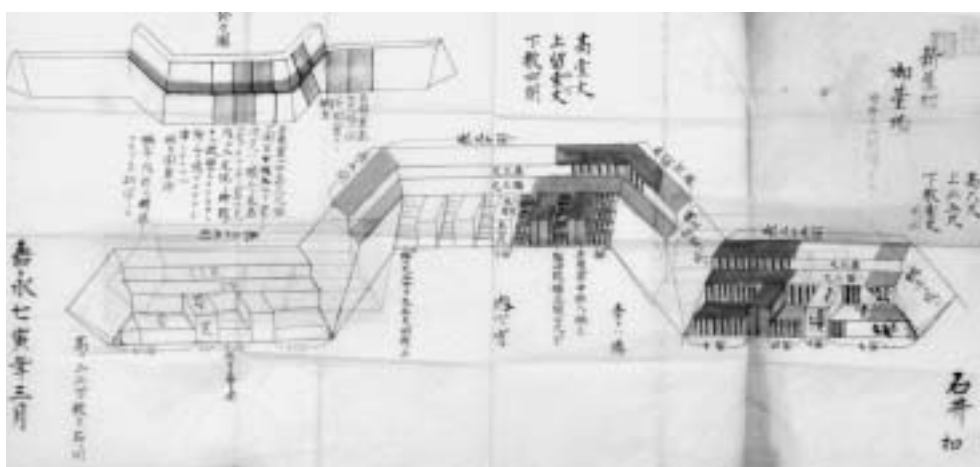


写真 2-5 新屋村御台場

表 7 秋田県立図書館所蔵の台場絵図

	整理番号	資料名	年代
写真 2-1	県 C-110	百三段新屋滝之下台場絵図	
写真 2-2	県 C-124	岩館村字釜ノ上御台場絵図	
写真 2-3	県 C-130	椿村字田ノ尻御台場絵図	
写真 2-4	県 C-251	百三段濱田村之内中村御台場	
写真 2-5	AH393-15-1	新屋村御台場	嘉永 7 年

砌より在々新家之面々右ヶ処ニテハ引移被仰付、番兵被差置候儀ニ被 仰出、可然段々御新規之件ニ其委曲被仰聞、拙者ニおゐても御同意存候間、早速沓岐守様思召相伺候処。御別意不被為有候趣被仰出候故及御沙汰候処、逸々被届 御聞を以御伺之通可申渡之旨被 仰出候。

これは国元から台場を築造する伺いが出された返書で、佐藤源右衛門は佐竹義堯に相談をしていることが分かる。ここに台場を築造した際には新家を守備に当たらせる意図があったことが分かる。

幕末に築造された台場は全国で約千ヶ所あり、内四百ヶ所がペリー来航以後に築かれた。台場の中には来襲する異国船を海上

で撃破するために築かれた箇所もあるが、多くの藩では台場にある程度の期待はするものの、最終的には陸戦によって敵を撃破することを考えていたという^④。

秋田藩においてもペリー来航を期に海防に対する危機意識が高まり台場の築造が始まったが、ここでも佐藤源右衛門は幕府の目を十分に意識している^⑤。

此度松前え為御用公儀御役人当月廿九日江戸出足、庄内・亀田より御国元罷通、三月十一日 御城下溜有之候。表方見分被差遣候御趣意ニは無之、自然海岸通行之処見分致候趣ニ付、委曲之儀は正太・伝也・学助より其表御副役まで為申達候間、御承知可被成候。

右の史料は佐藤源右衛門が国元の家老に宛てた書状であるが、この中で松前へ行く幕府の役人が領内を通過する旨を報告している。この時領内を通過する幕府の役人は蝦夷地御用掛の堀利熙である。幕府役人の領内通過に伴う細かい内容は、江戸藩邸の副役大久保正太・飯塚伝也・大山学助から国元の副役に通知するとあり、ここでも細かい指示は御用状に添付される副役間の書状で書かれていたことが分かる。

佐藤源右衛門が幕府役人の領内通過を問題視するのは、秋田藩の海防体制を視察されると判断したからである^⑥。

松前へ被差向候御役人御国表通行、海岸も内々見分之趣ニ付、御留守居ともより御座候ニ付、態御飛脚立置候。委曲正太・学助より為申達候間、御承知可被下候。御台場之土表ニ而手軽之御拵ニ而決而不苦候。指懸り之事ニも御座候。旁御手厚之御拵ニ不相及候。既ニ此表御固メ御方々様之内ニも土表御築立も有之、却而弁利之様ニ相考候。併案内之者評議次第と存候得とも、何分御含置

御指揮可被成下候。

すなわち幕府蝦夷地御用掛の領内通過の情報を最初に得たのは藩邸の留守居であった。これを聞いた佐藤源右衛門は国元に御台場の築造は永久築城の必要はないという指示を出した。つまり佐藤源右衛門にとっての台場は幕府の役人を意識して築造するものであって、海防を第一義に考えて築造させたわけではないのである。従って蝦夷地御用掛が通過する時に土木工事が為されていれば良いわけで、大砲の設置は二の次であったのである。これが絵図に大砲が描かれていない理由の一つと考えられる。

そもそも佐藤源右衛門は最初のペリー来航の際には西洋流砲術の稽古を藩士が行うことに一定の理解を示したものの、その熟達が可能でないことを知るや、和式砲術で十分であるとの見解を持つに至った。^⑭

其表西洋流大ニ行われ候趣、諸方より申参候。此表も西洋流家有之、中々一通之稽古にて参候事共不相聞、会沢金十郎とか申者え大砲鑄方被仰付候御模様ニ申参候。当人如何程稽古伝授候得共、行届候事ニも不被存、福蔵事は川口と申所ニ而数日罷在り大砲鑄方見聞、金十郎如きニ無之御用立可申と存候。右当人え矢張荻野流にて被仰付可然奉存候。追々矢右衛門罷下り之上、同人え被仰付候ハ、全御永久之御備ニ可罷成被存候。日本は日本流ニ而、新

規之流ハ御好不被成置候ハ、可然奉存候。吉川久治事ハ専ラ西洋流之由。誰より稽古伝授を得候や、見取学問にて中々参不申、実ニ可然事ニ存候。

右の史料は嘉永六年（一八五三）十二月二八日に書かれた宇都宮孟綱宛の書状である。ここでは西洋流砲術を軽視している佐藤源右衛門の態度を見て取れる。その上で秋田藩の砲術は藩の砲術師範である道源矢右衛門に任せたい旨が書かれている。

史料中に出てくる吉川久治は嘉永三年に独自の海防計画に基づき領内海岸の水深を調査し、嘉永六年（一八五三）には軍事御用係に任じられた人物である。安政三年（一八五六）には私塾惟神館を設け、大砲・小銃を用いた吉川流兵術を編みだし戊辰戦争で活躍する有為な人材を輩出していくことになるのだが、こうした活躍をする吉川久治を全く用いなかった。それは財政的な理由による。^⑮

湊御町奉行之支配所吉川久治事は、西洋流案内之事故、段々取調之入料大凡十四万貫余、広大之入料ニ有之、湊表之儀は船着之場処御居城えも近く御手厚御拵無之而は不相成、件々申聞候趣も御座候得共、仮令御台場御全備ニ罷成候ても、夫え可被差置大砲も御備無之、旁御拵之儀は御猶予、前文之入料之内ニても追々大砲御拵御備被成置可然。へ中略へ寺内五輪左右へ松ヲ御植、見透不相成様可被成御取調之趣至極御同意ニ存候。

結局佐藤源右衛門は財政的な理由から大砲装備が無理であると考

えたのである。ここからも佐藤源右衛門が台場を防御の拠点とは考えていなかったことが分かる。異国船に対しては陸戦で決着をつけようと考えていたことは、城下を見渡すことのできる高台の寺内に松を植えて見通しを悪くする国元からの案に賛成しているということからも指摘できる。またこうした陸戦を主体とした海防案は、佐藤源右衛門ばかりでなく国元の家老石塚孫太夫や宇都宮孟綱も同じ考えであったことが分かる。

従って嘉永七年時点では家老の誰もが西洋流砲術の導入に伴う軍事制度の改革などまったく視野になかったと言える。

以上本節では五つの事例をあげて佐藤源右衛門の政策指示を検証したが、総じて佐藤源右衛門は、旧来の支配体制の変革を好まない、いわば守旧的な江戸家老であったと言えることができる。彼は常に対幕府を十分に意識し、藩主の権威を背景に国元へ政策指示を下していた。

ペリー来航以後の政策担当者には、古格先例の集積からでは判断できない事態に決然と決断を下す能力が要求された。だが佐藤源右衛門には、明らかにこの能力が欠如していた。国元の家老による佐藤源右衛門への反発は嘉永段階では水面下でくすぶり続けるものの、安政二年に佐藤源右衛門失脚という形で現われる。

四 佐藤源右衛門の帰国と失脚

幕府がアメリカと日米和親条約を締結しペリー艦隊が江戸湾から姿を消すと、秋田藩江戸藩邸においても平穏な時が訪れる。嘉永七年（一八五四）十月十五日藩主佐竹義睦は十三代將軍徳川家定への拝謁を済ませ、十二月十六日には従四位下右京大夫に補任された。將軍拝謁が済んだ翌安政二年、佐藤源右衛門は初めて参勤交代を行う藩主佐竹義睦に供奉して国元に帰った。

しかし佐藤源右衛門と石塚孫太夫の折り合いは悪く、その年の八月に二人は衝突する。

筆者は過日「秋田藩安政四年五月二十一の政変」と題して、安政二年の佐藤源右衛門と石塚孫太夫の衝突と安政四年の佐竹中務と石塚孫太夫の政権抗争を取り上げて発表した⁴⁶。それゆえここでは簡単に佐藤失脚の様子とその後の藩政の混乱を述べる。

安政二年（一八五五）の佐藤対石塚の衝突は、前年家老に就任した大越甚右衛門が病死したことにより、再び家老の人事問題が起ったことによる。佐藤源右衛門は前年同様小貫佐渡を推挙し、一方の石塚孫太夫は大越甚右衛門同様もう一人の義理の弟である寺崎藤九郎を推挙した。この時石塚は佐藤源右衛門一派の壊滅を画策し、佐藤の江戸での専政ぶりや豪奢な生活態度、そして女性問題を挙げて失脚させた。そして自らの派閥から寺崎藤九郎と中安内蔵の二人の家老を就任させることに成功するのである。

佐藤源右衛門は隠居謹慎処分となり藩政は石塚孫太夫中心に動き出すが、政治的混乱はこれに終わらなかった。

安政四年（一八五七）五月二十一日、佐竹中務が石塚孫太夫・宇都宮孟綱・中安内蔵・寺崎藤九郎の四人の家老を藩政から排斥する政権奪取の動きに出た。そして佐藤源右衛門を家老に復活させようと企んだ。藩主は一度佐竹中務の建言に賛同して家老四人に謹慎処分を下すも、藩主側近が藩主の気持ちを変えさせたことで石塚側が逆転勝利し、佐竹中務は隠居謹慎、佐藤源右衛門は十二所へ配流となる。

この争いの渦中で藩主佐竹義睦が死亡し、藩主が佐竹義堯に代わる。佐竹義堯と佐竹中務は共に相馬家出身であり、謹慎処分となった佐竹中務は新藩主や相馬家を巻き込んだ復活工作を行った。

結局佐竹義堯は佐竹中務を許さず、勝手に配流させる厳しい処分を下し、政変は終焉した。

このように秋田藩ではペリー来航直後から藩政上層部が一致団結して国事に対処することはなく、安政二年と四年に佐藤源右衛門がらみで不毛な政権抗争を繰り返したのである。

秋田藩における藩政改革論議は、一連の政権抗争が収斂した安政六年から始まった。しかしペリー来航から改革論が出るまでには六年の歳月が経っており、改革論が出てから九年で江戸時代は終わる。時代が激変していく幕末の転換点において、不毛な政争による時間の空費が、結果として秋田藩における改革の期間を短命なものにし

たのである。

おわりに

本稿はペリー来航期の秋田藩江戸家老佐藤源右衛門の政策指示を中心に秋田藩の動きを見た。とりわけ江戸藩邸から国元へ送られた御用状を中心として取り上げ、佐藤源右衛門の政策指示の特質を捉えようとした。ここでその特質を絞り込むと、次の二点に集約することができる。

特質の一つは佐藤源右衛門の独裁ぶりである。將軍拝謁前の藩主の側で江戸家老兼傳役として絶大な権力を握った佐藤源右衛門の独裁ぶりは、家老塩谷伯耆の人事交代を渋ったり、侍大将須田内記を軽く扱ったことから確認できた。そのいずれもが国元の意向を無視するものであった。

特質の第二は、幕府への対面を重く考えながらも、時局に対する認識は浅かった点である。藩主の江戸城登城問題をうまく解決しながらも、阿部正弘の諮問への対応を見ると、上申の責任を回避することで見解を開陳しないで済む態度を取っていた姿にこれを見ることができる。江戸家老としての専横事項にこだわり、国元から意見を集めることをしなかったことは仕方がなかったとしても、藩主幼少を理由に上申を回避したことは、佐藤源右衛門の時局認識の浅さを物語るに十分である。

また江戸藩邸に大砲を装備させたり領内沿岸の警備を指示するものの、結局は幕府を意識しての指示であった。軍事に対する認識もその程度であった。

総じて佐藤源右衛門は国元の藩士から支持されない江戸家老であったと言っている。外圧を意識することなく、平穏な日々の中で秩序と安定が保たれている時期であれば、統治能力のない幼君と佐藤源右衛門のような守旧的な家老の組み合わせでもその統治に問題は発生しなかったかもしれない。だがペリー来航時の佐藤源右衛門の時局認識と政策指示を見ると、そのことごとくが時宜に合わないものであった。

こうした佐藤源右衛門への反発から安政二年に佐藤源右衛門と石塚孫太夫の家老間の争いが起こり、安政四年には佐藤を失脚させた石塚孫太夫と佐竹中務の争いにつながってくる。

ただし注意しなければならないことは、この安政二年・四年の政権抗争は政策論争から起こったものではなく、お互いの憎悪感から起こったものであることだ。

井上勲は嘉永七年七月の阿部正弘の諮問は、歴史的に政治社会が動態化するきっかけになったと説いている。⁽¹⁷⁾これを秋田藩においてあてはめた時に見えたものは、江戸家老佐藤源右衛門の見識なき独裁とそれに続く政策論争なき政権抗争である。

註

- (1) 安丸良夫「一八五〇～七〇年代の日本―維新変革―」(『岩波講座日本通史』第十六巻、近代二) 岩波書店、一九九四年
- (2) 井上勲編『日本の時代史二〇 開国と幕末の動乱』吉川弘文館、二〇〇四年
- (3) 『秋田県史』第四巻維新編 一九七七年
- (4) 新野直吉『改訂版 秋田の歴史』秋田魁新報社、一九八九年
- (5) 加藤民夫「幕末期秋田藩の軍制改革(1)―西洋式軍制の採用をめぐる―」(『出羽路』一三一号 二〇〇二年七月)
- (6) 同「幕末期秋田藩の軍制改革(2)―西洋式軍制の採用をめぐる―」(『出羽路』一三二号 二〇〇三年二月)
- (7) 宮地正人「幕末の情報収集と風説留」(『週刊朝日百科別冊 文献史料を読む・近世』朝日新聞社、一九八九年)
- (8) 笠谷和比古『江戸御留守居役 近世の外交官』吉川弘文館、二〇〇〇年
- (9) 秋田県立図書館蔵「佐竹藩江戸詰勤方覚」(A三二七一八)(以下引用史料はすべて秋田県立図書館蔵)
- (10) 「公私日記」(嘉永六年一月～六月)(岡四〇六一二)
- (11) 「公私日記」(嘉永七年一月～十月)(岡四〇七一)
- (12) 「嘉永六閏寅六月異国船渡来之一条」(岡四五二)
- (13) 「寛斎雜記」三十(混架二九一二・一三〇)
- (14) 「憲諒院様より被仰遣候御加談手控」(AS三二二一五六)
- (15) 「同人(大内愍之進)より同人(野坂源太夫)へ遣候二冊之内」(『安政五年歳東家御叱一件秘密書』(混架三一―三六)に、死を目前にして食事すら自力でとれなくなった佐竹義睦が安政二年に失脚した佐藤源右衛門を回想する場面が書かれている。

御前之御手御腫ニ而、御箸御持被遊兼、御膳ヲツマミ喰ひ被遊、前度抱瘡之節源右衛門ニ養レテ喰ふタト御意なり。源右衛門ト御意ナレハ指上ル者無之トナリ。御逝去迄中務・源右衛門ト御呼び被遊候御事度々ナリト云々。

この文面は安政四年五月二十一に政変を起こし、蟄居謹慎処分を受けた佐竹中務の家臣大内愍之進が中村藩相馬家臣野坂源太夫に宛てた書状の一部である。

城中で食事をとる藩主が先に失脚した佐藤源右衛門を語ったので、側近の者が誰も介助しない様子が書かれている。

書状の大意は、佐竹中務や佐藤源右衛門の復帰が前藩主である佐竹義睦の意志であるというもので、安政四年七月に義睦の病死により新藩主となった佐竹義堯の実家である相馬家から佐竹中務・佐藤源右衛門の復帰の助力を得ようという意図してこの書状は出された。

従って引用した史料が実際にあった事実か同情を引くために捏造したものなのかは分からないが、佐竹義睦と佐藤源右衛門の信頼関係を彷彿させるものである史料として、右の史料を紹介する。

(13) 「佐藤源右衛門妾之事外」(AS二八九―四七)

(14) 宇都宮孟綱「御用略日記」嘉永六年八月十一日条(AS三二二―四五―五六)

(15) 宇都宮孟綱「自筆来書留付内書其外異事」九月十四日江戸出足御用状六通内佐藤源右衛門自筆書状(AS三二二―五五―一)

(16) 宇都宮孟綱「江戸来書自筆留書」十二月二十八日江戸出足御用状九通内佐藤源右衛門自筆宇都宮孟綱宛書状(AS三二二―五七―一)

(17) 前掲「江戸来書自筆留書」嘉永七年二月二十二日江戸出足御用状十一通内佐藤源右衛門自筆石塚孫太夫・宇都宮孟綱宛書状

(18) 「中務え御書被成下候御草稿」(AH三二七―一八〇―一)

(19) 宇都宮孟綱「自筆来書留付内書其外異事」嘉永六年六月十六日江戸出足御用状六通内佐藤源右衛門自筆三家老宛書状(AS三二二―五五―一)

(20) 「退蛮彙議」(『大日本維新史料稿本』)

(21) 『秋田県史』資料 明治編上 一九八〇年より孫引き

(22) 前掲「自筆来書留付内書其外異事」七月二十三日江戸出足御用状五通内国元三家老宛佐藤源右衛門書状

(23) 目付井口正兵衛が記した『寛斎雜記』三十(二九―一三〇)には「嘉永六丑年六月中亜墨利加国より国書写」と題してこの時の国書が記されている。

(24) 井上勲「幕末政治社会の形成―嘉永六年七月の諮問と答申をめぐる―」(『学習院大学史料館紀要』第九号 一九九七年)

(25) 前掲「自筆来書留付内書其外異事」七月十日江戸出足御用状八通内国元三家老宛佐藤源右衛門書状

(26) 宇都宮孟綱「御用略日記」嘉永六年七月二十三日条(AS三二二―四五―五六)

(27) 前掲「自筆来書留付内書其外異事」十一月二十八日江戸出足御用状八通内国元三家老宛佐藤源右衛門書状

(28) 前掲「江戸来書自筆留書」一月二十六日江戸出足御用状五通内御用状前掲「江戸来書自筆留書」一月二十六日江戸出足御用状五通内御用状

(29) 前掲「江戸来書自筆留書」一月二十六日江戸出足御用状五通内御用状前掲「江戸来書自筆留書」一月二十二日江戸出足御用状十一通内国元

(30) 家老宛佐藤源右衛門書状

(31) ちなみに原史料では右の引用の箇所には赤い付箋が貼ってある。百十三帳の史料から該当箇所がすぐに見つけられるような付箋を貼ったのは書き手である宇都宮孟綱本人であろう。付箋が貼ってある該当箇所は、安政四年に政敵となった佐藤源右衛門に再起を許さない動かぬ証拠となったのである。

(32) 前掲「自筆来書留付内書其外異事」十二月十六日江戸出足御用状四通内家老宛内書

(33) 前掲「江戸来書自筆留書」一月二十六日江戸出足御用状五通内覧「諸役帳」(AS三二七―一七―一)

- (35) 宇都宮孟綱「御用略日記」嘉永七年二月七日条（AS三二一四五―五九）
- (36) 前掲「江戸来書自筆留書」三月十二日江戸出足御用状五通内佐藤源右衛門自筆国元家老宛書状
- (37) 前掲「江戸来書自筆留書」三月十二日江戸出足御用状五通内佐藤源右衛門自筆国元家老宛書状
- (38) 須田盛徳「侍大将ニ而江戸在番万控」四月十八日条（AH三二一七九）
- (39) 前掲「侍大将ニ而江戸在番万控」四月二十九日条
- (40) 『秋田県史』第四卷維新編 一九七七年
- (41) 原剛『幕末海防史の研究』名著出版、一九八八年
- (42) 前掲「江戸来書自筆留書」嘉永七年二月二十七日江戸出足御用状三通内別紙国元家老宛書状
- (43) 前掲「江戸来書自筆留書」嘉永七年二月二十七日江戸出足御用状三通内国元家老宛内書
- (44) 前掲「江戸来書自筆留書」十二月二十八日江戸出足御用状九通内佐藤源右衛門自筆宇都宮孟綱宛書状
- (45) 前掲「江戸来書自筆留書」嘉永七年三月二十五日江戸出足御用状九通内御用状
- (46) 拙稿「秋田藩安政四年五月二十一日の政変―佐竹中務（東家）による政権奪取工作とその失敗―」（『秋大史学』五〇号 二〇〇四年）
- (47) 前掲『日本の時代史二〇 開国と幕末の動乱』

〈付記〉

本稿で使用した史料は、執筆時点では秋田県立図書館所蔵史料であるが、平成十七年四月一日以降は秋田県公文書館所蔵史料となる。

（秋田県立図書館古文書班学芸主事 はたなかやすひろ）

明治前期秋田県の文書管理制度の成立について

柴田 知彰

はじめに

- 一 明治四年七月廃藩置県後の旧県の文書管理
 - 二 明治五年三月秋田県開庁後の文書管理
 - 三 明治八年十月以後の文書管理
 - 1 明治八年十月の文書管理の転換
 - 2 類別部目と保存年限の設定
 - 3 工部省の文書管理制度の影響
 - 4 明治九年から十八年までの文書担当の変遷
- 結びにかえて

はじめに

本稿は、明治前期、特に明治四年（一八七一）の太政官三院制確立から十八年の太政官制廃止までの期間を対象に、秋田県の文書管理制度の成立について編纂保存を中心に整理する試みである。

近代行政機関の文書管理制度については、国および府県を対象に

多くの先行研究が蓄積されている^①。その中で京都府庁文書分析した竹林忠男氏は、文書の発生から廃棄保存に至る全過程の解明を近代行政文書の史料学的把握の目的として提唱した^②。また、鈴江英一氏も開拓使文書を事例に、近代行政文書の体系的把握の枠組みとして、①文書の作成や決裁の過程、②文書の收受や施行過程、③文書の編綴過程と保存管理の変遷、④文書の機能と効力の四点を設定している^③。

これまでの研究では、右記③の分野を扱ったものが最も多い。秋田県の文書管理に関しては、高橋美貴氏と太田富康氏の先行研究がある^④。前者は①、後者は③の分野で論考されたものである。

さて、本稿でも太田論文と同様に、秋田県における文書の編綴過程と保存管理の変遷を分析対象とした。その理由の一つには、平成十五年度からの『秋田県庁文書群目録』の刊行がある。近代行政文書を理解するためには、組織機構の解明とともに文書管理制度の解明も重要である^⑤。特に簿冊の編綴過程の解明は、文書群の内的秩序を復元する際の手掛かりとなり得る。そして、復元した内的秩序を

目録編成に反映すること、よりの確な検索利用が可能になるのである。^⑥

秋田県庁文書群の場合、編綴過程において類別部目制が、明治八年という非常に早い時期に採用された。^⑦そのため、合理的かつ整然とした史料群構造を特長とし、目録編成においてISA D (G)の階層構造を応用することも比較的容易であった。^⑧秋田県の文書管理制度に類別部目制が導入された事情の解明は、目録編成の基礎として有用と考えられる。

次に、本稿が分析の対象期間を太政官三院制の確立から太政官制の廃止までと設定した理由を述べておきたい。渡辺佳子氏は、明治期の行政機関における記録の編纂保存を三期に区分している。^⑨第一期は明治元年から四年まで、正院を頂点とした太政官三院制の確立以前。第二期は明治四年から十八年まで、太政官三院制の確立以後から太政官制の廃止以前。第三期は明治十八年の内閣制創設以後である。

第一期の記録編纂では、新政府の正統性を示すため、維新の歴史的沿革の保存に主眼が置かれた。しかし、行政組織や法令諸規程の未確立から、府藩県において文書管理の系統立った規程は未整備だった。

第二期に入ると、行政組織や法令諸規程の整備に従って文書管理の規程も整備された。また、記録編纂においては、歴史的沿革の保存と行政参考資料の保存という二つの目的が意識されるようになった。

た。渡辺氏は、政府が文書の有する価値を認識していた点で第二期を高く評価している。また、公的記録の保存方法は、公文書原本による保存と謄写による類聚編纂とが併行していた。第二期には、記録の歴史的価値を重視した政府の姿勢を背景に、太政官による国史編纂事業と内務省による全国記録保存事業が行なわれたことも注目したい。この時期において、秋田県では文書管理制度の基盤が形成されている。

第三期には行政組織や法令諸規程が確立され、強化された官僚機構のもとで行政事務の合理化・効率化が進められた。渡辺氏は、第三期の初期を「文書の管理保存の視点からいっても、最も変化の大きい時期」であり、「現在の文書管理の基礎が築かれた時期」としている。内務省により文書管理の具体的な判断基準が示された反面、合理化の代償として、記録編纂の目的から歴史的沿革の保存が希薄化していった。また、公的記録の保存方法が類聚編纂から公文書原本による保存に一元化されたのもこの時期である。

本稿が対象とする期間は、右の渡辺氏の時期区分では第二期にあたる。かつて、水野保氏は、東京府・京都府・埼玉県・群馬県の文書管理制度の成立過程を比較分析し、近代的な文書管理制度の成立条件として類別部目制と保存年限制限の導入に着目した。^⑩そして、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」^⑪および二十一年「内務省文書保存規則」^⑫が二十年代以降の府県の文書管理制度に強い影響を及ぼしたとの見解を示している。公文書原本による記録保存と類別部

目制および保存年限制の明文化が、全国府県の文書管理の範になったという。水野氏は、府県における近代的な文書管理制度の成立時期を内閣制創設以後、すなわち渡辺氏の時期区分では第三期に置いて考えた。確かに秋田県においても、二十年の「文書編纂及保存規則」⁽¹³⁾に内務省の文書管理制度の影響が認められる。

しかし、秋田県の場合は、明治八年十月の時点で公文書原本による記録保存への転換が既に行なわれていた。編綴過程において類別部目制が採用され、翌年一月から実際に簿冊の類別編纂が始まったことも史料から確認できる⁽¹⁴⁾。さらに、十一年五月改正の文書類別基準では、課掛ごとに文書の類別部目と保存年限が明文化されている。

水野氏は、内閣制創設以前、府県の文書管理に保存年限制が存在せず、原則的には全ての文書を保存していたと推定した⁽¹⁵⁾。が、秋田県以外の府県においても、内閣制創設以前に類別部目制や保存年限制が採用されていた事例は幾つか報告されている⁽¹⁷⁾。加えて、明治期の文書管理制度について未調査の県も少なくない。内閣制創設以前、類別部目制や保存年限制を採用した近代的な文書管理制度が府県によって既に成立していた可能性は、決して否定できない。その中でも秋田県は、最も早い事例のうちに入ると言えよう。

一方、太田氏は、太政官の国史編纂事業の一環である「府県史料」編纂に焦点を当て、秋田・埼玉両県の記録と編纂の職制を比較検討した⁽¹⁸⁾。太田氏は、「府県史料」編纂が各府県の記録管理との間に連関性や影響を持っていたことを指摘している。そして、秋田県で明

治八年に「府県史料」編纂のため、記録担当への公文書原本の集中体制が作られたことに注目した。記録の集中管理も近代的な文書管理制度の成立条件である。

しかし、太田論文では、記録の集中管理に伴う類別部目制と保存年限制の成立には殆ど触れられていない。さらに、秋田県の文書管理制度の成立過程では、内務省の全国記録保存事業の影響についても再検討が必要かと思われる。公文書原本による記録保存への転換は、「府県史料」編纂との関係だけでは説明しきれない。

そこで、太田論文との重複部分もできるが、右の観点から秋田県の文書管理制度の成立過程を再整理してみたい。最初に前史として、明治四年七月の廃藩置県から十一月の府県統合まで存在した旧県の文書管理を可能な範囲において整理しておく。

一 明治四年七月廃藩置県後の旧県の文書管理

明治四年七月十四日の廃藩置県により、全国に三府三〇二県が成立した。同月二十九日には、太政官制を改め、正院・左院・右院の三院制とし、そのもとに省を置く集権体制の整備が行なわれた。

廃藩置県の後、現在の秋田県域に成立した旧県は、秋田・岩崎・亀田・本荘・矢島の五県である。鹿角郡は江刺県（現・岩手県内）、仁賀保は山形県に編入されていた。明治四年十月から十一月にかけて、支配地の錯綜を解消するため全国的な府県統合が行なわれ、三府七

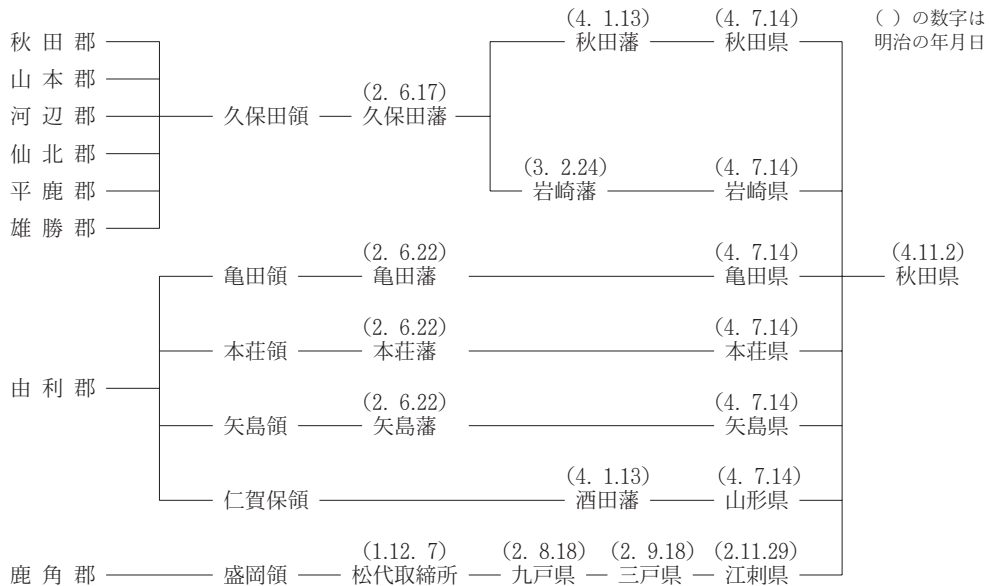
二県に整理された⁽²⁰⁾。十一月二日、東北と畿内の一部を対象に統廃合が発表され、図のように、新たな秋田県が成立した。その後、九年四月と八月の統廃合で三府三五県となり、二十一年には最終的に三府四三県に定着した⁽²¹⁾。この間、福島県や群馬県では、文書管理制度が形成過程で統廃合の影響を受けている⁽²²⁾。これに対し秋田県では、四年十一月以後は統廃合による県域変化が無かったため、文書管理制度の形成にも中断等は無かった。

さて、明治四年七月に成立した秋田県（以下、旧秋田県）は、旧秋田藩の藩域を県域とした。菊池保男氏は、廃藩置県後、旧藩の資料・記録類は佐竹家に残されたものと旧秋田県に引き継がれた行財政資料などに分けられたと推定している⁽²³⁾。

秋田県に引き継がれた旧藩旧県の記録は、秋田県公文書館の開館時に、明治四年の時期区分で公文書書庫と貴重文書書庫に収蔵場所を分けられた。戊辰戦争以降の中央政府による通達や公報類は、廃藩置県後も現用されたと考え、公文書書庫の秋田県庁文書群に入れている。

では、公文書書庫に収蔵される旧秋田県の文書の内訳を見てみよう。慶応四年（一八六八）から明治四年までの文書を、旧秋田県が旧秋田藩から引き継ぎ現用したものと見た場合、その内訳と冊数は表のようになる。「御布令書写」や「御達書写」「御布告控」は政府の通達であり、「太政官日誌」など日誌類は政府の公報である。「公務控」は旧秋田藩の公的記録と言えよう。

図 秋田県の成立



※ 田口勝一郎『秋田県の百年』（山川出版社 1983年）P43より

表 公文書書庫収蔵の旧秋田県の文書

史料名	年代	冊数
御布令書写	慶応4～明治4	18
御達書写	明治2～5	3
御布告控	慶応3～明治5	12
鎮将府日誌	慶応4～明治1	5
関東鎮台日誌	慶応4	3
東京城日誌	明治1～2	5
公議所日誌	明治1～2	13
集議院日誌	明治2～3	2
太政官日誌	慶応4～明治4	50
民部省日誌	明治4	1
外務省日誌	明治3～4	6
開拓使日誌	明治2	1
御親征行幸中行在所日誌	慶応4	1
公務控	明治1～5	16
旧秋田県年中祭典儀	明治4	1
久保田藩を秋田藩に改称する願書	明治4	1
羽後陸中国租税勘定目録	明治4	1

次に、貴重文書書庫に収蔵される旧秋田藩から旧秋田県が引き継いだ文書を紹介したい。右記は、旧秋田藩の古文書類のうち秋田県に引き継がれ保管されてきた経緯から、貴重文書書庫では「秋田県庁文書」の名称で他の文書と区別されている。⁽²⁴⁾ 内容により、県A・県B・県C・県Dの四種類に大別される。⁽²⁵⁾ 県Aは主に簿冊であり、領地や領境、国目付や国絵図作成、藩士の系譜に関するもの、戊辰戦争の軍功書などを含む。県Bは主に一紙文書であり、隣藩との領

境に関し取り交わした書状、城の修理のため幕府と交わした文書、北方交易、藩士の系譜に関するもの、戊辰戦争の軍功書などである。県Cは絵図であり、国絵図作成、境争論に関するもの、国目付に提出した絵図の控、松前、箱館など北方の絵図、また戊辰戦争に関するものを含む。県Dは公文書書庫から所管替えされた「御評定所日記」や「藩庁日誌」など廃藩直前の簿冊である。伊藤勝美氏は、貴重文書書庫収蔵「秋田県庁文書」について、「土地と人民の支配に関するものが多く、成立当初の秋田県にとって行政上不可欠の資料」だったと評価している。

以上のことから、旧秋田藩から旧秋田県が引き継いだ文書は、次の五種類にほぼ大別できると考えられる。①中央政府の通達、②中央政府の公報、③版籍奉還後の旧藩の公的記録、④版籍奉還前の土地と人の支配に関する記録、⑤戊辰戦争に関する記録である。旧藩の公的記録である「公務控」は、中央官省からの指令、他藩との往復、藩内の主な出来事などを原本から謄写し、編年体で類聚編纂したものである。⁽²⁶⁾ 旧秋田県では、廃藩後も「公務控」を書き継いでいる。

それでは、旧秋田県の文書管理について考察を試みたい。旧秋田県の存続期間は、図に見るとおり、明治四年七月十四日から十一月二日まで僅か四か月弱であった。この間、十月二十八日公布の「府県官制」により府県の官制と職務分課が規定された。そして、翌月二十七日の「県治条例」公布により、⁽²⁷⁾ 地方制度が短期間で改正され

ている。高橋務氏は、「府県官制」下の旧秋田県の職務分課につき、史料的な制約から実態を明確にできないと述べている。⁽³²⁾ 旧秋田県の文書管理についても、同様の理由で実態は分からない。だが、十月二十八日に「府県官制」が公布され、その五日後の十一月二日に府県統合が実施された状況下では、旧秋田県で職務分課および文書管理制度を整備する暇は無かったものと推察される。

旧秋田県では、旧藩からの引き続きの形で文書管理が行なわれていた可能性が考えられる。「秋田県沿革史稿」⁽³³⁾ には、明治五年三月十三日の項に「旧藩城ヲ以テ県庁トシ旧県官吏(廃藩後旧藩官吏ノ事務ヲ仮ニ処理スルモノ)ヨリ事務引継ヲ受ケ開庁ス」との記述が見られる。旧秋田県では廃藩置県後も、旧藩官吏が仮に事務処理をしていたらしい。また、旧秋田県では旧藩同様に中央政府の通達や公報が簿冊に編綴されており、前述のように「公務控」も書き継がれた。記録保存の方法に、旧藩からの継続性が認められる。版籍奉還後の旧秋田藩、旧秋田県とも、中央官省の指令に基づき事務処理をしたため、行政執行上の根拠になる通達や公報等の記録保存が必要だったと考えられる。「公務控」は近世の御用留⁽³⁴⁾にも似るが、中央集権的な事務処理の時代、行政上の参考資料を記録保存する目的で編纂されたと見られる。

旧秋田県の文書管理は、渡辺氏の提示した編纂保存の時期区分では、第一期から第二期への移行期に位置付けられよう。廃藩置県の実施および太政官三院制の確立後ではあったが、県の組織機構が未整備で、系統立った文書管理制度を整備できないまま府県統合を迎

えたのである。第二期における文書管理制度の整備は、統合後の秋田県に至って行なわれたと言えよう。

旧秋田県を除くと、統合前の旧県の文書は極めて少ない。岩崎県と矢島県の旧藩引継ぎ文書が、公文書書庫と貴重文書書庫に僅かに残るのみである。⁽³⁵⁾ 鹿角郡に関する文書は岩手県、仁賀保に関するものは山形県に引き継がれた可能性が考えられる。その他、亀田県と本荘県の文書については、岩崎県や矢島県と同様、今後の調査が要せられる。

これら旧県は、右記の史料制約により、文書管理の実態説明が極めて困難である。が、旧秋田県ともに短期間の存続であったため、系統立った文書管理制度は整備できなかったものと推察される。そして旧秋田県と同じく、中央政府の通達や公報、版籍奉還後の旧藩の公的記録、版籍奉還前の土地と人の支配に関する記録、戊辰戦争に関する記録などが保存されていた可能性が高い。これら記録の保存は、旧秋田県以外の各県においても、行財政上で最低限必要視されていたと考えられる。

さて、明治四年十一月二日の府県統合により新たな秋田県が成立したが、開庁式は翌五年三月十三日に行なわれた。「秋田県沿革史稿」の記述によれば、開庁式の日には旧県官吏から事務引継ぎを受けている。また、「公務控」も五年三月分まで編纂された。⁽³⁶⁾ 五年三月の新県開庁までは、残務処理の形で旧秋田県の文書管理が継続していたものと判断される。他の旧県についても、同様の状況に在った

可能性は考えられる。

二 明治五年三月初田県開庁後の文書管理

明治四年十一月二日、旧県を統合して新たな秋田県が成立した。同年十二月二十六日、島義勇が権令に任命され、翌五年三月六日に着県した。⁽³⁴⁾ 同月十三日に秋田県を開庁し、⁽³⁵⁾ 陸軍省の許可を得て県庁舎を秋田町下中城町の渋江邸から旧久保田城内に移転した。⁽³⁶⁾ その際、旧藩旧県以来の行政文書も、旧城内の県庁舎に移転されたと推定される。

島権令の在任は明治五年六月二十四日までだが、この間における秋田県の文書管理の整備をまとめてみたい。三月の開庁後、行政事務を執行するには、まず組織機構の整備が不可欠だった。四年十一月二十七日に公布された「県治条例」⁽³⁷⁾ では、「県治職制」と「県治事務章程」の中で府県の職務分課が規定された。現在判明する最古の職務分課は、六年八月二十五日「秋田県職務章程」⁽³⁸⁾ である。しかし、五年三月の開庁後まもなく、行政執行上の必要から組織機構が整備されたものと推定される。「秋田県沿革史稿」⁽³⁹⁾ には、五年六月二十七日制定の「庶務課規則」が記録されている。庶務課の存在は、六月以前に職務分課が制定されていたことを裏付ける。

また、組織機構とともに文書管理の整備も、開庁直後から必要になったと思われる。当時の中央集権的な事務処理では、官省からの

文書による指令を遅滞無く処理することが求められた筈である。明治五年六月二十七日「庶務課規則」は、庶務課における公文書の進達・收受方法を定めたものである。島権令の依頼免本官から三日後の制定だったが、在任中に作成準備されたと考えられる。また、開庁後最初の文書管理規程だった可能性も有る。規則では、庶務課受付掛が文書担当と定められた。中央官省と秋田県、他府県と秋田県、また庁内における公文書の送達や收受について、受付掛を中心に具体的に規定されている。が、記録の編纂と保存に関する規定は見られない。

島義勇の免官後、明治五年七月二十日に杉孫七郎⁽⁴⁰⁾が県令に任命された。杉県令在任中の文書管理をまとめてみよう。九月二十五日に「庶務課規則」が改正され、従来の受付掛に替り文書掛が新設された。文書掛は、公文書の進達・收受や各課文案の検閲等に対し強い権限を与えられている。従前の受付掛よりも文書担当として整備された観が有る。が、編纂と保存に関しては未だ規定が無い。

同年十月十二日、県庁舎が秋田町東根小屋町の旧本部学校に移転した。⁽⁴¹⁾ その際、行政文書も旧久保田城内の庁舎から移転したらしい。明治六年五月十八日、杉孫七郎に替り国司仙吉が権令に任命された。⁽⁴²⁾ しかし、国司権令の着県後、八月二十四日の県庁舎火災で開庁以来の多くの記録を焼失した。⁽⁴³⁾ 国司権令の着任時は、前年八月の学制公布、一月の徴兵令公布、七月の地租改正条例公布をうけた諸改革の時期であった。⁽⁴⁴⁾ 記録の焼失は、諸改革を管内で実施する矢先で

あり、大きな痛手になったと思われる。が、前章で紹介した旧藩旧県からの引継ぎ文書は、火災時に救出されたらしい。⁽⁴⁴⁾ 火災以前の簿冊は、政府の通達や公報ほか行政執行上の根拠となる最重要のものが保存されている。

火災の翌日、県庁舎は秋田町下中城町の渋江邸に仮移転し、十一月二十七日に同町長野町の旧佐竹義尚邸に移転した。⁽⁴⁵⁾ 以後、明治十三年四月に新築庁舎が同町土手長町に開庁するまで約七年間、この場所に県庁が置かれた。

また、火災の翌日、八月二十五日に「秋田県職務章程」が改正された。⁽⁴⁶⁾ 国司権令の着任後最初の機構改正であり、火災以前から作成準備されていたと推定される。職務章程は全四章から成り、第四章「各課交渉取扱ノ順序大概ヲ揚ク」が文書の作成・收受・進達につき規定している。明治五年の「庶務課規則」を元にしたと考えられるが、編纂保存に関しても若干の規定が見られる。

職務分課は、庶務・聴訟・租税・出納の四課で構成された。各課の筆頭には調査掛が置かれ、課全体を管轄し管理的な責任を持たされていた。⁽⁴⁷⁾ 課内の記録保存も管理しており、庁内回覧の布告のうち、本課関係のものを漏れなく謄写する責務を負っていた。文書担当としては、庶務課常務掛および学務掛が確認される。常務掛が進達・往復・收受を、学務掛が編纂・保存を担当した。学務掛の主務は教育行政だが、記録の編纂と保存を分掌に明記された最初の掛として位置付けられる。

明治六年八月の「秋田県職務章程」では、従前と比較し文書管理制度が一段と整備された。特に、記録の編纂保存のセクションが設けられたことは注目される。開庁後約一年を経て記録保存の重視されてきたこと、また、諸改革の管内実施で文書事務の増大したこと等が原因であっただろうか。

しかし、職務章程の改正直後、新しい文書管理制度が必ずしも順調に動いた訳ではなかったらしい。十月五日、庶務課学務掛で「県庁書類担当仕分之儀伺」を起案している。⁽⁴⁸⁾ その冒頭に、職務章程改正後に起きた編纂保存の混乱が左のように記されている。

県庁書類従来文書掛担当致候処事務章程相改候後其担当主任確ならず候ニ付甚紛敷且ツ焼余之分取纏も無之殊ニ散在候ニ付別紙ノ通担当相定可然候趣此段相伺候以上

史料から、明治六年八月の改正前までは庶務課文書掛で文書管理を担当し、大きな混乱も無かったことが分かる。が、改正後は担当主任が定かでなくなり、火災後の文書整理もままならない状態だったらしい。改正前、政府の通達や公報ほか重要文書は庶務課文書掛で編纂保存していたと推定される。改正後は庶務課常務掛や学務掛など文書担当が複数になったため、編纂保存の分担範囲が不明確になったようである。

学務掛は起案別紙において、庶務課常務掛・戸籍掛・学務掛でそれぞれ編纂保存する簿冊を次のように種類分けした。庶務課常務掛（官省布告并達留、官省御指令纏、官省進達留、府県往復、管内布

達留、官途必携、布告全書、当用ニ関スル書類、新聞紙類、庶務課戸籍掛（諸家系図類、諸家家譜類、分限帳類、属族及兵役等ニ関スル書類）、庶務課学務掛（日誌類、編集書類、規則書類、地図類、旧県引渡之書類各担当外之分、県庁備書類）である。学務掛の分掌には「県庁施行ノ諸件ヲ編輯スルヲ掌ル」とあり、日誌等の類聚編纂が中心だったと考えられる。政府の通達や公報、管内布達などの記録は、常務掛で編纂保存された。同掛の分掌に、「諸布達ノ件々一切之ヲ担任其趣旨ヲシテ普ク徹底セシムルコトヲ要トシ」と規定されたことに因る。戸籍掛には、その職務遂行上から戸籍と徴兵に関する記録が保存された。

庶務課の三掛で編纂保存された以外の文書は、各課各掛に分散して保存されていたらしい。旧県引継ぎの書類も、職務遂行の必要から担当掛の手に置かれた場合があった。この段階では、記録の集中管理が未確立だったと言える。

さて、明治六年の文書管理でもう一つ注目すべきは、公的記録として「秋田県庁日誌」の類聚編纂が開始されたことである。六年十月四日に庶務課学務掛で起案された「日誌編輯方ノ儀ニ付伺」には、左のように記されている。

県庁日誌編輯之儀当春以来着手に及候へとも昨年新県開庁以来之事へ廻り編纂致候ニ付而各課へ散在之書類摺捨致候為時日ヲ費し昨年分卒業不相成候^而何ツ迄も過去に候事之ミを調候^而其内書類も紛究ニ相成候^而益々編纂も相難候儀ニ付速ニ前年之分卒

業致候様仕度就^而等外屯人増員被成下度奉願候
一日誌編輯之儀目今之処日々之事務編輯致其余暇を以過去に候事追々編纂致候へハ前年之分成功ハ遅延ニ可相成候得共調方簡便ニ相成候故等外屯員増員被成下度奉願候

史料は、「秋田県庁日誌」編纂作業の遅れのため、担当職員が増員を願ったものである。六年春から日誌の編纂に着手したことが分かる。

旧秋田県の官吏による「公務控」の編纂は、明治五年三月分をもって終了した。五年三月の新県開庁から約一年を経て、公的記録の編纂が企画されたらしい。「公務控」の編纂終了後、記録に空白が生じていたため、「秋田県庁日誌」は開庁時まで廻り編纂される予定だった。

では、「秋田県庁日誌」の性格と内容を分析してみよう。記述方法は、「太政官日誌」と同じ編年体が採用されている。が、「太政官日誌」が印刷であるのに対し、「秋田県庁日誌」は肉筆である。前者は全国に配布された公報であったが、後者は県庁の内部記録だったと推定される。⁴⁹次に、記録された内容である。県庁の毎日の公的動向、太政官や各省からの布達類、県から各省や寮への願伺、他府県との往復、管内への布達など。「太政官日誌」はか各省日誌の影響を受けているが、記録内容には中央官省と地方官の違いが見られる。その一方で、旧藩旧県の「公務控」との類似性も認められる。「秋田県庁日誌」は、「太政官日誌」など中央官省の日誌をモデルと

しつつ、一方で「公務控」の伝統もふまえ編纂されたものではないか。

次に、「秋田県庁日誌」編纂の実際を見てみたい。編纂作業を進めるには、基準となる編纂規程が必要である。明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」⁽³⁰⁾記録之部には、「日誌編輯略例改革之箇条」の文書が綴じられている。起案月日は記されていないが、前後の編綴文書から判断し六年中の起案と推定される。「日誌編輯略例」の全文は残っておらず、その作成時期も不明である。が、六年春に日誌編纂に着手され間もなく作成されたものと考えられる。

また、「秋田県庁日誌」では公文書原本から重要事項を謄写する類聚編纂の方式が採られた。この方式では、編纂担当への原本集中が最も効率的だが、日誌の編纂開始当時は集中システムが未確立だった。前掲の明治六年十月四日「日誌編輯方ノ儀ニ付伺」には、各課に書類が散在し編纂に時日を費やしたと記されている。後、八年に至って、日誌編纂のために原本の集中システムが確立された。その際の文書に「是迄ハ当掛ヨリ諸懸ヘ廻リ本紙ヲ聚メ取来候得共」の記述が見られる。⁽³¹⁾当初は、日誌編纂のために学務掛の編纂担当が各課各掛をまわり原本を謄写していたらしい。六年八月の県庁舎火災は、謄写作业をさらに困難にしたと推察される。

さらに「日誌編輯方ノ儀ニ付伺」からは、明治六年十月に至っても前年分の日誌編纂が進捗していない様子も窺える。現存の「秋田県庁日誌」は、最古のもので六年十月分である。以降の日誌は八年

九月分で廃止されるまで、ほぼ継続して揃っている。五年三月から六年九月までの日誌は編纂されなかった可能性も有る。五年六年の日誌の編纂併行が困難だった上、六年八月の火災で資料収集に打撃を受けたことが原因だったろう。

さて、明治六年は秋田県の文書管理上で最初の画期になったと評価できる。県庁の組織機構とともに文書管理制度も整い、記録の編纂と保存が分掌に明確に位置付けられた。また、公的記録として「秋田県庁日誌」の類聚編纂も開始された。この時期、秋田県の文書管理は編纂保存の視点から、渡辺氏の時期区分による第二期に入っただと言えよう。渡辺氏は、第二期の記録編纂につき、歴史的な沿革の保存と行政上の参考資料の二つの目的が有ったとしている。⁽³²⁾「秋田県庁日誌」の編纂においても、右が意識された可能性は考えられる。

三 明治八年十月以後の文書管理

1 明治八年十月の文書管理の転換

秋田県の文書管理制度は、明治八年十月以後に大きく転換した。それまでの「秋田県庁日誌」の類聚編纂を廃止し、公文書原本を公的記録として保存する方式が新たに採用された。原本による記録保存の実施に伴って、文書管理制度にも注目すべき発展が認められる。文書担当における記録の集中管理、編纂時の類別部目制、⁽³³⁾公文書の

保存年限制の三点である。これらは、現代に続く制度の基盤でもあり、近代的な文書管理の成立条件と考えられる。

太田氏は、明治八年の文書管理制度の転換では、記録の集中管理に着目した。そして、太政官による国史編纂事業、すなわち「府県史料」編纂が強い影響を及ぼしたとしている。⁽³⁴⁾

太田氏の指摘したとおり、「府県史料」編纂は記録管理との間で連環性や影響を持っていたと考えられる。しかし、同時期の内務省による全国記録保存事業の影響も全くは否定できないだろう。本稿では、明治八年十月の文書管理制度の転換を、全国記録保存事業と国史編纂事業の二つの要因を背景に検討してみたい。

最初に、内務省の全国記録保存事業について経緯を整理する。明治六年十一月十日に内務省が創設された。そして、翌七年一月十日、「内務省職制並事務章程仮定」が制定された。⁽³⁵⁾事務章程の第一六条は、内務省の事務として「全国ノ記録ヲ保存スル事」を定めている。全国記録保存事業はこの条文に由来する。事業の担当として記録課が設置された。中野目徹氏の研究によると、事務章程の中に全国記録保存に関する条文が入れたのは、内務省創設時にフランスの国内省をモデルにしたためという。⁽³⁶⁾フランス国内省の記録寮は、省内の文書管理、記録保存を所掌する一方、全国の地方官衙の記録保存も統括した。その影響を受けた内務省では、同省記録課による全国官庁の記録保存の統括が計画されたと考えられる。

明治七年三月二十五日に、院省使府県に向けて出された太政官達

第三十九号は、次のようなものである。⁽³⁷⁾

全国一般官撰私撰ノ別ナク政事典型風俗人情ヲ徴スヘキ古今ノ書類今般内務省ニ於テ悉皆致保存候条各官庁所轄ノ書籍及諸記録類ノ目録取調至急同省ヘ可差出此旨相達候事

院省使府県全ての官庁を対象に、公文書・私文書の別無く書籍諸記録の目録を内務省に提出することが命じられた。

さらに、翌明治八年四月三十日、左の太政官達第六八号により院省使府県に対し、記録文書の嚴重保存が命じられている。⁽³⁸⁾

記録文書ノ儀ハ嚴重ニ保存スヘキハ勿論ニ候処粉乱散佚シ或ハ水火ノ災に罹リ候テハ後日ノ照会ヲ失ヒ事務ノ困難ヲ生シ不都合ニ候条向後各庁ニ於テ保存ノ方法を設ケ焚蕩流失等ノ患ナキ様厚ク注意可致且逐次編纂ノ分ハ明治七年三月第三十九号達ニ拠リ其目録取調毎年五月限り内務省ヘ可差出此旨相達候事

前年の太政官達第三十九号に基づき、内務省への目録提出が毎年五月を期限とされた。しかし、記録文書の嚴重保存については精神規定的な内容に留まり、具体的な方法手順は何ら指示されていない。

中野目氏は、内務省における太政官達第六八号の原書を分析し、太政官での修正過程でかなりの部分が削除されたことを明らかにした。⁽³⁹⁾明治八年三月二十二日に内務省から上申された原書には、「御達案」と「文書保存条例」が付されていた。「御達案」には、記録保存の目的として「古今政治ノ沿革ヲ考ヘ内外事体ノ変移ヲ徴スルモノニシテ各官事務ノ顛末源委ヲ知ルハ皆ナ之ニ由ラサルナク」

と、「記録文書遂ニ湮滅シ遂ニ後人ヲシテ今日政治事体ノ如何ヲ知ル能ハサラシムルニ至ハ必然の儀ニテ実ニ不都合ノ事ニ候」という二つの視点が記されていた。前者は行政上の参考資料、後者は歴史的沿革の保存の視点である。そして、「文書保存条例」では、記録文書を保存する具体的な方法手順が、次のように示されていた。

第一条

各官庁ノ文書ハ毎歳一箇年分ヲ限り事務ノ部目ヲ別チ日月ノ順序ヲ逐ヒ整頓編冊シ看出ニ便ナラシムルカ為メ巻首ニ一々件名ヲ摘録スヘシ

第二条

人烟隔離ノ土蔵ヲ択ヒ文庫ト定メ編冊已済ノ文書ヲ其内ニ収メ厳重保存スヘシ

但本文人烟隔離ノ土蔵ナキ分ハ伺ヲ経テ新ニ建築スヘシ

第三条

目下取扱フ所ノ文書ハ総テ副本ヲ取り本書ハ一々庫内ニ收藏シ副本ニ就テ凡百ノ事務ヲ取扱フヘシ

第四条

一箇年毎ニ文書ノ目録簿ヲ製シ局課ヲ別チ一々目録ノ説解簡明略記シ何々文書ハ何々ノ事務ニ涉リタル公文ヲ編入シタルコトヲ一目瞭然ナラシムヘシ

但明治七年以前ノ文書前条ノ手續ヲ為シ早速取調本文ノ通り目録簿ヲ製スヘシ

第五条

蠹蝕朽損等ノ害ヲ防ク為ニ毎年暑寒両度晴天ヲ択テ曝書スヘシ
第二条および第三条は公文書原本の集中管理、第一条は原本編綴時の類別部目制に関わる内容である。

しかし、太政官の修正過程において、記録保存の目的が「後日ノ照会」、すなわち行政上の参考資料に限定され、「文書保存条例」は全文削除に至った。中野目氏は、修正を財政上の理由からと推定している。この修正によって、内務省で企図された全国記録保存事業は、目的と具体的な方法手順を府県に対して正確に伝達する手段を失ったと言えよう。

それでは、秋田県の全国記録保存事業に対する反応を記録から拾ってみたい。明治七年太政官達第三九号に対しては、七年五月十八日起案の「県庁所蔵ノ書目指出ノ儀内務省へ御届」が有る⁶¹。目録に記載された記録類は、「町触控」ほか近世の秋田藩の文書であった。秋田県では、太政官達第三九号の「各官庁所轄ノ書籍及諸記録類」が県庁の公文書も含むとは認識されなかったようである。八年太政官達第六八号に関しては、秋田県の対応記録が見当たらない。が、前年どおり内務省に目録を提出したのみだったと推察される。旧福島県や熊谷県では、太政官達第六八号を契機に文書管理制度が整備充実されている⁶²。第六八号が記録保存の方法手順を示さなかったため、府県によって反応に較差を生じたものと考えられる。

次に、太政官の国史編纂事業について整理をしたい。明治四年九

月、太政官正院の記録局において国史編纂事業が立ち上げられた。編纂計画では、新政府の正統性を主張するため、同時代史から着手とされた。五年十一月、国史編纂を所掌する歴史課が記録局に新設された。六年に「歴史課事務章程」が制定され、国史は本史・藩史・府県史から構成されることとなった。⁽⁶³⁾翌七年十一月十四日、太政官達第一四七号により、使府県に対し「維新以来地方施治沿革等」を歴史課に提出することが命じられた。⁽⁶⁴⁾具体的な編纂の方法手順は、添付の「歴史編輯例則」で示された。これによって、全国各府県で「府県史料」の編纂が始まることになる。

明治七年太政官達第一四七号に対する秋田県の動きを追ってみた。八年一月、庶務課学務掛により「日誌編輯規則ノ儀ニ付伺」が起案された。⁽⁶⁵⁾左はその伺文である。

国史御編輯ノ為尔来県内一般ノ時務取調可差出ニ付^{（前）}従来ノ日誌ニテハ只其目錄ノミニシテ到底再調不致候半^{（前）}用立不申候ニ付本年第一月ヨリハ細大トナク悉皆誌載シ遺漏紛難ノ憂無之様致度依テ別紙ノ通日誌編輯例則相改申度且ツ編輯方手続モ是迄ハ当掛ヨリ諸懸ヘ廻リ本紙ヲ聚メ写取来候得共常為ス綴込候訳ニモ致兼ね或ハ写洩レ候歎モ可有之候ニ付是亦別紙第二号ノ通改正仕度此段相伺候也

「国史御編輯」すなわち「府県史料」編纂のため、「秋田県庁日誌」について記載内容の充実が図られた。「秋田県庁日誌」の記録をもつて編纂資料としたのである。起案には「日誌編輯例則」の改正案が

添付され、日々の事項を遺漏無く悉皆記載するよう指示している。また、学務掛に公文書原本を集中し謄写するための「諸公文受付編輯規則」案も添付された。

「日誌編輯例則」は日誌の編纂方針であり、従前の「日誌編輯略例」を改正充実した内容である。従前の方法と大きく変わったのは、毎月分の日誌を、分課に対応し庶務・聴訟・租税・出納の四部に分冊し編纂する点である。「府県史料」編纂のために増加した日誌の記録内容を、課ごとに整理する目的だったと推察される。また、例則では、日誌に収録する文書を重要度により選別する基準も定められた。「重大ノ条件及後例ニ関係アルモノ」は全文収録され、「細小ノ事」は大略を記載するに留められた。例則全一七条のうち第三条以下は、文書の種類別に選別の基準を詳細に規定している。

一方、「諸公文受付編輯規則」は、庶務課学務掛における公文書原本の集中謄写に関して定めたものである。県庁に到達した公文書は、奏任官から庶務課常務掛に下付された後、最初に同課学務掛に送付される。学務掛で日誌編纂のため謄写が済むと、常務掛に返付される。そして常務掛から各担当課へ送付される流れである。学務掛での謄写を確実にすることに配慮されている。ただし、学務掛へ送付される公文書は、「各官省御達」「諸進達へ御指令」「寮司府県等へノ贈答」「諸達書類」「諸公文中一般ノ回覧ニ相成ルモノ」「断刑上ノ分」と種類を特定された。

この学務掛による「日誌編輯規則ノ儀ニ付伺」は決裁されなかつ

たが、起案冒頭に「此分決議ノ検印不致候へとも大略此ヲ目的シ着手スヘギ旨参事ニ深津九等出仕ヲ以テ口達アリ」と朱書されている。「秋田県庁日誌」編纂方法の改革は、明治八年一月の時点で、参事の内諾を得ていたことになる。同月十九日、「秋田県職務章程」が改正された。⁽⁶⁶⁾ 章構成は六年八月の職務章程とほぼ同じで、第四章が文書の作成・収受・進達を規定している。職務分課では、従前の庶務課常務掛が庶務課庶務掛に改称された。分掌内容に殆ど変化は無い。庶務課学務掛の分掌には「兼テ編輯ノ事ヲ掌ル」とあり、「秋田県庁日誌」および「府県史料」の編纂を指したと考えられる。

明治八年二月三日、権令代理の加藤租一参事により、「書類取纏方ノ儀ニ付達」が庁内に回覧された。⁽⁶⁷⁾ 達の内容は、一月に学務掛で起案した「諸公文受付編輯規則」を修正したものである。前文には、規則を設けた理由を「編輯ノ事業追々弘張ノ積ニ候所各課交渉ノ事件間々取集洩相成候ヤニテ甚以不都合ニ候」と記してある。「府県史料」の編纂開始が学務掛の編纂事業を拡張したため、原本を集出し謄写する体制が作られた。職務章程第四章の追録的な内容とも言える。

ただし、二月三日の回覧は、学務掛の原案と比較しかなり後退した内容になった。原案では、公文書は庶務課学務掛で謄写された後、各担当課へ送付される流れだった。これに対し成則では、奏任官から庶務課調査掛に下付された公文書は、まず同課学務掛の編輯主任に送られ、件名を帳簿に登録される。その後、同課庶務掛にまわさ

れ、内容で分別され各課に送付される。さらに各課内では、調査掛が内容で分別し各掛に割り振る。そして、各掛での決裁後、原本が学務掛に送付され謄写される流れであった。文書行政の迅速性を優先した修正だったと考えられる。その一方で、公文書の謄写洩れを防ぐため、学務掛で謄写前に全ての件名を登録し、謄写後の文書に「編輯済」と記し検印する点検体制も設けられた。しかし、実際にどの程度まで謄写洩れが防がれたかは疑問である。

さて、全国記録保存事業と国史編纂事業に対する秋田県の反応の差をここで整理したい。内務省と太政官による両事業とも、当時の政府の記録に対する意識を反映し、歴史的沿革の保存を重視していた。だが、内務省の全国記録保存事業は府県に対し具体的な方法手順を示せず、秋田県の反応も鈍いものになった。これに対し太政官の国史編纂事業では、明治七年時点で具体的な「歴史編輯例則」が示された。秋田県は、例則に基づき「府県史料」を編纂するため、「秋田県庁日誌」編纂方法を改革している。ただし、公文書原本による記録保存への転換には結び付かなかった。

その後、明治八年四月八日、「県治条例」の改正により、庶務課から学務課が分離となった。⁽⁶⁸⁾ 秋田県では、この改正をうけて五月四日に庶務課学務掛を廃止し学務課を設置した。⁽⁶⁹⁾ 学務課は当分の間、秋田町東根小屋町の太平洋学校内に置かれることになった。同月十日、学務課に調査・学務・校務・医務・編輯の五掛が設置された。⁽⁷⁰⁾ 編輯掛は、国史地誌編纂、記録保存、臨時編書、雑報刊行ならびに諸出

版類を分掌した。「地誌」とは、太政官が国史と併行し編纂を進めていた「皇国地誌」を指す。⁽⁷¹⁾ 編輯掛の分掌筆頭に国史と地誌の編纂が挙げられ、記録管理と歴史編纂等との結び付きを反映している。

明治八年五月十九日、国司仙吉に替り石田英吉が権令に任命された。⁽⁷²⁾ 石田権令は、工部省記録局長を前任している。石田権令（後、県令）の在任は、八年五月から十六年三月まで約八年間だった。石田権令の時代に秋田県の文書管理が転換し、以後の制度の基盤が築かれることになる。

さて、石田権令の着任後、明治八年八月以降に「府県史料」編纂作業が本格化している。七月には学務課編輯掛の西宮藤長が上京し、太政官正院修史局で「歴史編輯例則」の不明な点を尋ねた。八月に西宮の帰庁後、編輯掛は「府県史料」編纂に着手した。が、八年十二月の考課状には、着手当時について「書類各課各掛ニ散在事跡前後錯乱スルモノ多シ」、また「六年八月中県庁祝融ノ災ニ罹リ諸帳簿多ク烏有トナル」と報告されている。⁽⁷³⁾ 編纂作業は、資料収集の段階で困難な状況にあったらしい。

八月十七日、石田権令の名をもって、編輯掛が学務課から庶務課に所属を移された。学務課が太平学校に置かれた状況では、本庁の庶務課庶務掛の文書処理との間に支障が生じる危惧が有った。⁽⁷⁴⁾ また、八月からの「府県史料」編纂の本格化が資料収集の効率化を必要としたことも理由と考えられる。

そして十月に入り、従来の文書管理方法が大きく転換する。十月

四日に庁内で、編輯掛への決裁文書の送付を一旦停止し、当分の間、各掛で簿冊編綴することが通達された。⁽⁷⁵⁾ 新しい文書管理制度が実施されるまでの移行措置と見られる。その後、同月十日、庶務課長北原雅長が「庶務課中書類編纂仮手続ノ伺」を起案した。⁽⁷⁶⁾ 「仮手続」は左の内容である。

本課中書類編纂仮手続

一 凡百之書類結局ニ至レハ首尾ヲ合セ件名録ニ詳載シ編輯掛ヘ相回シ受領ノ印ヲ証セシムヘシ

但結局之事務ニ朔リ可取調調節アレハ同掛ニ就キ之ヲ問フ可シ
一 編輯掛ハ受ルニ順ヒ本課中各掛ノ帳簿ヘ編入シ標目ヲ加ヘ部類ヲ分チ置キ各掛ノ搜索アレハ乃チ応スルノ便益ヲ旨トス

この「仮手続」は庶務課内の文書管理を規定したもので、同課で半月ほど試行した後、庁中一般の方法を取り決めるとされた。特に注目すべきは、編輯掛における決裁済み文書の集中保管、類別部目による簿冊編綴が盛り込まれたことである。

そして、十月十七日、石田権令の名をもって「諸課各掛事務取扱ノ原稿ヲ以テ直ニ本県ノ記録ト致候」ことが庁中に達せられた。⁽⁷⁷⁾ 達案は、同月十五日に庶務課編輯掛の西宮藤長と小野崎通雄により起案されている。起案文には「日誌編輯方廃サレ追テ諸課各掛事務取扱ノ原稿ヲ以テ直ニ綴込保存可差置儀ニ付」とあり、「秋田県庁日誌」編纂を廃止する代り、公文書原本を簿冊に綴じて保存する方針を採用したことが分かる。

原本による記録保存の具体的基準を示すため、十月三十日に編輯掛の西宮と小野崎により「秋田県庁書類取扱規則」が起案された。⁽⁸¹⁾

全一五条から成り、同月十日の「庶務課中書類編纂仮手続」を整備充実した内容である。まず第一条には、原本の編輯掛への集中が規定されている。

庁中凡百ノ公文細大ヲ論セス其原書ハ必ス遺漏ナク編輯掛ニ付シ永ク府庫ニ蔵シテ保存スルモノトス

また、第八条は、簿冊の類別部目による編綴の規定である。

編輯掛ニ於テハ各掛事務簿部類ヲ分チ置キ受ルニ從ヒ銘簿ニ類聚編纂後來檢閲ノ便ヲ旨トスヘシ

右の条文は、後々の資料検索の便を配慮して定められた。また、左の第十四条も検索の便を目的としたと考えられる。

仮綴本綴トモ皆ナ簿冊ノ巻端ニ界紙ヲ添ヘ一件毎ニ番号ト事目トヲ標記シテ搜索ノ便ナラシムヘシ

簿冊の巻頭に件名目次を付すこととされている。規則中では、この他、官省布告・布達・達、日誌、報告、本県触示・達などを一般の簿冊と区別して編綴することも定められた。

右起案文には、「各課各掛之事務簿之部類ヲ分類シ及ヒ諸帳簿等之取扱方ハ一月乃至三月之間実地ニ経験シテ後更ニ可相伺積ニ御座候」の但書きがある。庶務課内で類別編纂を試行した後、各課で実施する方針が示されている。この起案に対しては、地理課、聴訟課、学務課から異見が付された。原本の編輯掛での集中管理に抵抗

が有ったようである。が、起案の「秋田県庁書類取扱規則」は、八年末の職務章程改正による課掛名の修正等を経て、翌九年一月四日に「編輯取扱規則」の名で正式に制定された。⁽⁸²⁾

では、明治八年十月から十二月までの文書管理に関する動きをまとめてみよう。十一月から十二月にかけて、県庁舎内に編集局が新築された。⁽⁸³⁾「府県史料」編纂および公文書原本の類別編纂のため、作業スペースを必要としたらしい。冬季積雪時の採光を考え、東面と北面にガラス窓が取り付けられた。そして十二月二十七日、「秋田県職務章程」が改正され、従前の庶務課編輯掛は第一課記録掛となった。⁽⁸⁴⁾記録掛の分掌は「庁中一般ノ記録文書ヲ編輯貯蔵」と「国史地誌編纂」である。第一課受付掛が庶務課庶務掛の分掌を引き継ぎ、文書の收受・進達・往復を担当した。

職務章程改正の翌二十八日、西宮藤長により第一課記録掛の明治八年考課状が起案された。⁽⁸⁵⁾庶務課学務掛から学務課編輯掛、庶務課編輯掛、第一課記録掛に至る編纂保存担当の実績報告である。「秋田県庁日誌」全四九冊と「秋田県史稿」（「府県史料」）全二一冊の編纂が完了している。また、十月以来の庶務課内での試行結果、合計二二冊の簿冊が類別編纂されたことも報告された。庶務課庶務掛の場合は、「官員関係ノ部」「人民関係ノ部」「賞誉関係ノ部」「官省府県関係ノ部」「雑ノ部」「附録ノ部」の六部目が各一冊ずつ編綴されている。

ここで、明治八年十月における文書管理制度の転換の意味を整理

しておきたい。最大の転換は、公文書原本を直接簿冊に編綴し公的記録として保存する方法が採用されたことである。これにより、記録の集中管理も始まった。

ただし、従前の類聚編纂による記録保存が「秋田県庁日誌」廃止をもって終了したとは必ずしも言いきれない。「秋田県庁日誌」の廃止は、「秋田県史稿」すなわち「府県史料」との内容重複が理由だったのではないかと考えられる。明治八年当初は「秋田県庁日誌」を「府県史料」の編纂資料に使う予定であった。しかし、現実には両方の編纂併行は無理が多かったものと推察される。秋田県には、太政官に提出した「府県史料」の副本の「秋田県史稿」が保存された。この「秋田県史稿」は提出の控であると同時に、「秋田県庁日誌」廃止後の公的記録の役割を実質的に引き継いでいたと考えられる。秋田県では、類聚編纂による記録保存が併行して続けられたと見るべきだろう。

しかし、公文書原本による記録保存が採用されたことで、秋田県の文書管理制度は、記録の集中管理から、さらに類別部目制および保存年限制をも成立させる段階に進むことになる。

2 類別部目と保存年限の設定

明治九年一月四日、「編輯取扱規則」が庁中に達せられ、各課各掛から文書が第一課記録掛へ集中することになった。同月十四日、記録掛の西宮と小野崎により「各課事務書類編綴方ノ義ニ付決議」が起案されている。⁽⁸⁶⁾

諸御記録之義本月より一般庁中既済之事務引受編綴致候ニ付、重不日数百卷之大部にも至り可申候処各課より簿記探索之時々一々本掛り於て見出候にもの頗ル繁雜にして為に主任を置不申候、重不相成場合にも至り可申因て熟考候に毎月簿冊之標目ヲ活刷シ各課各掛へ一部ツ、相送置申度左候得者結局之事務其課に涉滞スルト否サルトノ区分も相立本掛に於て而も普ク編綴スルト為サルトノ責任モ相見候者勿論昔日之事務搜索之各掛に於て者其標目ヲ見認候、而何年何号之簿冊ト相尋候ヘハ互ニ便益ヲ生シ従て事務之進歩をも助ケ可申候間、齋議御決裁相成度此段相伺候

一月から記録掛で庁中の決裁文書の編綴が開始されたが、簿冊数の膨大化に伴う検索時の困難もすぐに予測された。そのため、記録掛では、簿冊の標目を毎月印刷し各課各掛に配布することが検討されている。各掛の事務進捗の状況を把握する他、行政利用の際の簿冊特定を容易にすることが狙いであった。

右史料で注目すべきは、記録の集中管理に伴い庁内職員の行政利用の便が配慮された点である。この時期の記録保存では、歴史的沿革とともに行政上の参考資料の保存も重要な目的であった。日常の行政利用には、保管簿冊の検索の便が不可欠である。原本による記録保存は、集中管理された簿冊を効率的に検索する手段を必要とした。そのため、記録の集中管理は、簿冊編綴における類別部目制の成立を必然化させたと考えられる。また、「府県史料」の編纂作業も簿冊の類別編纂により資料検索が効率的になったと推察される。

それでは、類別部目に基づき編綴された秋田県庁の簿冊の形態を分析してみよう。写真1は簿冊表紙の記載である。表紙記載は基本的に、年代・部（○○課○○掛事務簿）・類（○○之部）・冊番で構成されている。ISAD（G）を適用する場合、部はサブ・フォ



写真1 簿冊表紙



写真2 簿冊小口

ドおよびサブ・サブ・フォンド・レベル等、類はシリーズ・レベルに該当する。⁽⁸⁷⁾ また部の記載は、県庁の組織改編に忠実に対応している。写真2は簿冊小口の記載である。書庫内の簿冊は横積みされ、小口記載を見て出納されたらしい。時期的な違いも見られるが、小口記載は大体、年代・類・冊番の構成である。また、類の

記載は表紙小口とも朱書きが多い。職務分課が改編されても類（シリーズ・レベル）の連続性をたどり検索できるように、目立つ朱書きにしたと推定される。

次に、書庫内における簿冊の配架整理を見てみたい。第一課土木掛の記録によると、明治九年五月までに記録掛の書庫が落成している。⁽⁸⁸⁾ 同年七月に、記録掛で以前に太平学校に預け置いた書類が新築書庫へ移転された。⁽⁸⁹⁾ 書庫内での簿冊配架は七月頃から行なわれたと考えられる。写真3は、書庫内に配置された書棚の立面図である。⁽⁹⁰⁾

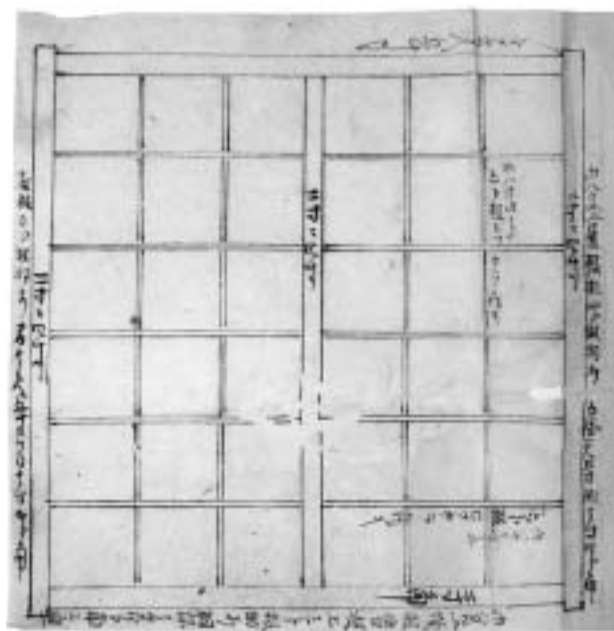


写真3 書棚図面

類別編纂された簿冊は、課掛、事業種別に棚区分して横積みされたと推定される。また、書庫内の平面図を見ると、一階二階と合わせて写真3の書棚が両面棚一六組、片面棚二五組配置されている。⁽⁹¹⁾ 課ごとに配架場所が割り振られたと推定される。

さて、原本による記録保存は、類別部目制とともに保存年限制の成立も促すことになる。写真4は、明治九年五月に第一課記録掛で製作発注を起案した書函である。⁽⁹²⁾ 「各掛尔来集之書類追而増加致候」につき、書類を収納する箱が必要とされた。来集した書類は類別編纂される前、書函の引出しに課掛ごと分類整理されたと推定される。また、同年十月の記録掛の職工賃金に関する起案を見ると、編綴作業は職工二人で行なわれている。⁽⁹³⁾ 「一日一人ニテ三冊位ヲ調成不相成」とあり、作業進度は一日六冊程度だったと分かる。文書来集量

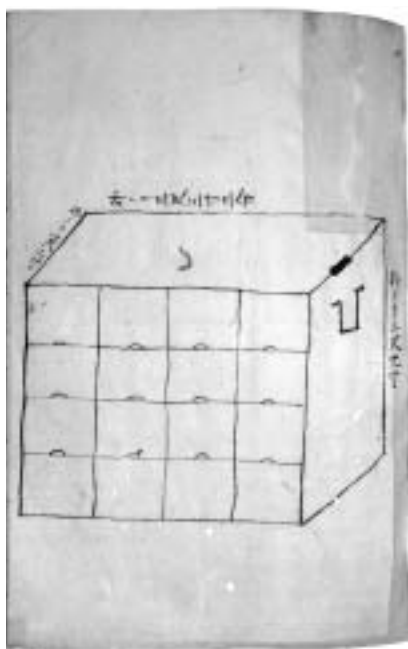


写真4 書函図面

の膨大化は、記録掛における收受分類と類別編纂の作業を破綻させる危険性をはらんでいた。また、「府県史料」の編纂においても、不要資料を整理する必要があった。以前の「秋田県庁日誌」編纂においても、全文謄写と大略記載の文書が選別されていた。原本による記録保存は、記録掛に膨大な文書を集中させた。その結果、不要文書を整理する保存年限制の成立を必然化したと考えられる。⁽⁹⁴⁾

明治九年一月の「編輯取扱規則」制定から約半年を経た頃から、第一課内の各掛で文書の保存年限を検討する動きが見られる。まず、六月に、諸務掛で「永久保存ヲ要セサル者」と評価した文書を保存三か月で廃棄することが起案された。⁽⁹⁵⁾ 同月、戸籍掛でも「庁中之書類多数にて御取立ニ相成候記録中殆ント余地ナキニ至リ」を理由に、永久・三年・一年の保存年限の設定が起案されている。⁽⁹⁶⁾ 不要文書は、各掛の実務経験を元に選定されたと推定される。

第一課内で文書の保存年限が検討された後、同課記録掛から各課各掛に対して不要文書につき照会された。六月に第一課内で保存年限が検討されたこと、七月以後新築書庫に簿冊が配架されたこと等から判断すると、照会は七月以後と推定される。十月七日、第五課学務掛から来た回答には、永久・三年・一年・三か月の保存年限が設定されている。⁽⁹⁷⁾ また、十一月の第一課記録掛から第三課地理掛への照会で、「永久保存」と「保存年限」の語が文書の区別に使われたことも注目される。⁽⁹⁸⁾

明治九年十一月には、実際の文書廃棄に関連した記録も見られる。

記録掛の西宮の調査に基づき、小野崎が起案したものである。⁽⁸⁹⁾

昨日も第三課国税掛書類有用不用ノ部ヲ分チ引受ノ手順ニ相及候
所不用ノ帳簿古紙百千巻ノ夥数ニ庫中可差置場処も無之差当リ

手配相成兼候就迦葛籠鹿ナル品ニテ拾箇相求詰込置追⁽⁹⁰⁾第六課江引
渡シ紙漉ニ致度ク見込ニ付右御障有之間敷也相伺候也

右史料より、全ての公文書原本が一旦記録掛の書庫に運び込まれた
上で有用と不用に区分されたことが分かる。また、記録掛では大量
に出た不要文書を入れる屑籠を用意し、紙漉き用の古紙として第六
課へ引き渡すことも計画されていた⁽⁹¹⁾。廃棄文書のリサイクルが考え
られており興味深い。

以上のように、明治九年に入ると公文書原本による記録保存の実
施に伴って、類別部目と保存年限の設定が各課各掛の文書につき検
討された。当初は、記録掛と各掛の間で個別に検討されていたが、
やがて全庁的な基準が明文化されることになる。秋田県公文書館に
は、明治十一年五月改正の文書類別基準が保存されている。現存す
る最古の文書類別基準であり、二十年「文書編纂及保存規則」以前
で唯一残るものである。簿冊の類別部目ごとに綴じるべき文書の種
類と保存年限を詳細に定めてある。その一部を左に紹介しよう。

第一課戸籍掛

一兵事ノ部

右ハ願伺ニ拘ラス徴兵ヲ始メ鎮台往復ノ文章水火夫等総テ兵
事ニ関シ後日ノ照会ニ供スヘキハ此ニ入ル

但徴兵相当人及免役人届一ケ年保存
国民軍増減調^{戸長ヨリ三差出ノ分}

一社寺ノ部

右者総テ社寺ノ務ニ関スルモノハ此部類ニ入ル其一身上ニテ
戸籍給祿等ノ事ハ各部中ニ入ル

但説教并祖師忌届各宗宝物開扉願転宗及神葬祭届僧侶族籍
并看主届大施餓鬼願

右一ケ年保存

一区戸長ノ部

右ハ職掌上ニ付願伺届等ノ儀ニ付申出ル時ハ各其部目中ニ入
レ若シ各種ヲ併セテ一時ニ申出ルモノハ此部ニ入ル

但各区ヨリ月纏ヲ以テ届出ル送入籍書類ハ一箇年保存

保存年限は、永久・三年・一年・六か月・三か月の五段階である。
また、基準中の類別部目一〇四部のうち、三九部が現存簿冊と一致
する。

明治十一年五月改正の文書類別基準が持つ史料的意义を整理して
みたい。基準に示された課掛名は、九年六月一日「秋田県分課職制」
を元に、十一年五月までの部分改正を加えて設定されている。また、
基準中、第三課国税掛の地租金ノ部に「九年中米納石代金ノ部ヲ廃
シテ此部ヲ置ク」との記載があり、九年中に最初の文書類別基準が
作成されたことを窺わせる。現存する七年と八年の簿冊も、九年六
月の分課職制に従って類別編纂されている。最初の文書類別基準は、

九年六月の分課職制に基づき作成されたと考えて良いだろう。

3 工部省の文書管理制度の影響

明治八年十月以後、秋田県の文書管理は公文書原本による記録保存に転換した。そして、記録の集中管理に伴い、翌九年にかけて類別部目制と保存年限制が成立した。八年から九年は、秋田県の文書管理上で第二の画期と位置付けられよう。原本による記録保存は、近代的な文書管理制度への発展を必然的に伴うものだったと言える。

水野氏は、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」および二十一年「内務省文書保存規則」が府県の文書管理に強い影響を及ぼしたことを指摘した⁽¹⁰⁾。公文書原本による記録保存、類別部目制と保存年限制は、内務省の規則をモデルに初めて府県に導入されたとしている。しかし、秋田県の事例に照らすと、内務省がモデルを示す十九年以前、右記の制度が府県で全く成立しなかったと言い難くなる。前述したように、秋田県以外にも十九年以前に類別部目制や保存年限制を採用した府県が見られる。少なくとも、十九年に内務省が類別部目制と保存年限制を創始したわけではない。

が、明治十九年以前の府県で、公文書原本による記録保存を採用し近代的な文書管理制度を成立させた例が、決して一般的ではなかったことも確かである。近代的な文書管理制度の成立では、各府県の持つ事情や条件の違いによって較差が大きかったと考えられる。八年の太政官達第六八号が、修正過程で記録の集中管理や類別編纂などの要素を削除され、全国一律のモデルを示せなかったためである。

う。

明治十九年と二十一年の内務省の文書保存規則は、近代的な文書管理制度のモデルを初めて全国一律に示したものと位置付ける方が妥当ではないか。これらによって、以前は各府県で成立状況に較差の見られた近代的な文書管理制度が、以後全国的に広まったと考えべきだろう。

では、なぜ、秋田県では明治八年十月という非常に早い時期に、公文書原本による記録保存への転換が行なわれたのだろうか。太田氏は、八年における文書管理制度の転換を「府県史料」編纂との関係から論じている。「記録掛による集約的かつ効率的な記録管理、情報管理の規程」が「府県史料」の編纂を進展させたことを評価した⁽¹¹⁾。また、秋田県ではほぼ定期的に「府県史料」が提出されたことも紹介している。公文書原本による記録保存が、「府県史料」の編纂作業を効率化したことは確かであろう。

しかし、「府県史料」編纂の基準を示した「歴史編輯例則」では、公文書原本による記録保存に関することは一切規定されていない。

また、「府県史料」の編纂提出は全国の府県に義務付けられていた。ゆえに、「府県史料」編纂が、原本による記録保存を府県に採用させる必然性を有していたと言いはれない。秋田県でも「府県史料」編纂には当初、「秋田県庁日誌」の記録内容を充実させる方法で対応していた。

一方、内務省の全国記録保存事業は、前述したように太政官達の

原案段階で、記録の集中管理や類別部目制など、公文書原本による記録保存に関する内容を含んでいた。が、成案は精神規定的なものに留まり、原本による記録保存を府県に採用させる直接の契機にはならなかった。

秋田県の場合、文書管理制度の転換した背景に、他府県とは異なる何らかの事情や条件が存在した可能性は考えられないだろうか。ここで、明治八年における転換が、石田英吉の権令着任後に行なわれていることに注目したい。石田の秋田県権令以前の経歴を見ると、中央機関の文書管理に携わった期間が存在する。石田は、六年四月二十七日、工部省文書局の権長に任命された。⁽¹⁰⁵⁾権長は文書局の次官であり、往復・編輯・訳文・庶務の四課を総括する立場にあった。⁽¹⁰⁶⁾その後、八年三月二十八日、同省記録局の局長に任命されている。⁽¹⁰⁷⁾

さて、明治六年政変後の大久保利通政権下では、内務省の両翼を大蔵省（卿・大隈重信）と工部省（卿・伊藤博文）で占めていた。⁽¹⁰⁸⁾大久保内務卿が三省を掌握した体制では、諸事業において内務省方針の他二省に及ぼす影響は大きかったと推察される。文書管理制度についても、内務省の影響力が及んだことは十分考えられ得る。

まず、内務省の創設以降の文書管理を整理してみよう。明治七年一月十日、「内務省職制並事務章程仮定」により記録課が設置された。記録課は、事務章程第一六条の「全国ノ記録ヲ保存スル事」を分掌した。同月二十日、省内の各寮局課に対し、記録課の編輯事務に関する左の達が出された。⁽¹⁰⁹⁾

省中記録課被設一切ノ文書簿冊網羅蒐集編纂致候ニ付其寮^{其課}ニ於テ廻議文書類決裁処置済次第無遅滞記録課へ引渡可申此旨相達候事

省内の決裁済み文書を全て記録課に集中させることを命じている。十一月十五日、省内職務分課の改編が行なわれ記録課は第二課になった。⁽¹¹⁰⁾第二課の分掌には、左の一条が含まれる。

回議原書及一切ノ公文ヲ類別編纂シ参考ニ便ナラシムル事

ここでは、公文書原本による記録保存と類別部目による編纂が明確に記されている。その一方で、次の条文にも着目したい。

本省布達全書及日誌ノ蒐集出版ノ事

「内務省日誌」等の類聚編纂は、この条文に基づいていたと考えられる。日誌の刊行は公報的役割を持っていたが、類聚編纂による省の記録保存の側面も有していた。内務省の記録保存は、公文書原本の編綴と「内務省日誌」の類聚編纂の二方法で行なわれていたと言えよう。

右のような内務省の文書管理制度が、大蔵省および工部省に影響を与えた可能性は高いだろう。また、内務省では全国記録保存事業の一環として、全官庁における公文書原本の集中管理と類別編纂の実施を企図していた。この関連情報が大蔵省や工部省の文書担当に伝わっていた可能性も否定できない。

大蔵省の場合、明治七年五月十五日の「改正記録寮各課処務条例緒言」に内務省の文書管理制度の影響が見られる。⁽¹¹¹⁾記録寮の編纂課

は、「省中一切ノ公文記録ヲ分類編輯スルヲ掌ル」とされた。省内の公文書原本の集中管理と類別編纂が定められている。原本は記録寮の簿書課で保管された。

工部省の場合、明治八年三月二十九日、従前の文書局から記録局が分離新設された。この記録局の分掌にも、内務省の文書管理制度の影響が見られる。同日に省内の各寮に対し、左の達が出された。⁽¹⁰⁾

今般本省へ記録局ヲ取設ケ別紙之通分課一切之公文編輯候条従来之諸記録ハ勿論寮限取計候書類日記控簿ニ至迄結局既済ノ原書無遺漏同局へ差出可申此段相達候事

但該寮へハ写ヲ以可相渡事

内務省や大蔵省と同様に、省内の公文書原本の集中管理が定められた。別紙の分課によると、記録局には編纂・刊行・簿書の三課が置かれた。編纂課の下には、さらに第一科（省記編纂掛）・第二科（両局公文編纂掛）・第三科（各寮公文編纂掛）が置かれている。編纂課が簿冊等の編纂、刊行課が諸規則の印刷頒布、簿書課が簿冊の保管出納を主に担当した。

編纂課の分掌には、内務省や大蔵省の文書管理とは若干異なる特色が見られる。同課第一科の分掌に「本省并各寮ノ記録中概要ノ事件ヲ撰採撮抄シテ歴史課ノ史料ニ備ヒ」と記された点である。「歴史課」とは、国史編纂事業を担当していた太政官正院歴史課を指す。工部省の文書管理では、国史編纂事業に備えた省記編纂が重視されていたことが分かる。⁽¹¹⁾

編纂課第二科は文書局と会計局、第三科は各寮の公文書原本の編纂を担当した。分掌に明記されていないが、内務省や大蔵省と同様に類別部目による編纂が行なわれたことが推定される。第二科および第三科で編纂された簿冊は、簿書課に送られ保管された。

工部省の文書管理は、正院歴史課に提出する省記の類聚編纂と、公文書原本による記録保存の二つの目的を持っていた。提出された省記には、副本が作成されたと推定される。その場合、副本が類聚編纂による記録保存の役割も有していたと言える。

工部省記録局の設置される前日、石田英吉が記録局長に任命された。工部省の文書管理改革は、文書局権長だった石田を中心に進められた可能性が有る。改革の背景には、内務省の全国記録保存事業と太政官の国史編纂事業があった。

石田は、工部省記録局の設置から約一月半後、明治八年五月十九日に秋田県権令へ転任した。石田権令の着任により、工部省の文書管理制度が秋田県に影響を与えた可能性はかなり高いと考えられる。石田権令以前の秋田県の文書管理では、公文書原本による記録保存が発想された形跡は全く見られない。八年に至っても、「秋田県庁日誌」の類聚編纂による記録保存の方針が継続していた。また、国史編纂事業に対しては、秋田県では「府県史料」をほぼ定期的に提出している。石田権令を通して、工部省記録局の国史編纂を重視する姿勢が影響した可能性も考えられる。八年八月に庶務課編輯掛が「府県史料」編纂に本格着手した際、各掛に散在した資料の収集が

困難な状況にあった。そのような事情も要因となり、十月に工部省記録局の方法を範とし文書管理制度の転換が行なわれたものと推定される。転換時の実務は、編輯掛の西宮藤長を中心に進められたらしい。

工部省の公文書原本による記録保存は、内務省で企図された全国記録保存事業の要素を反映していたと言えよう。大蔵省と工部省の文書管理改革は、明治八年四月三十日の太政官達第六八号以前に実施された。記録の集中管理や類別部目制は、太政官達第六八号で削除されたが、大蔵省や工部省の文書管理改革には反映されている。

明治八年太政官達第六八号は、記録保存に関する具体的な方法手順を何ら示さなかった。そのため、当初の秋田県の反応は鈍いものであった。工部省の文書管理改革に携わった石田英吉の権令着任によって、秋田県の文書管理に全国記録保存事業の要素が反映されたと考えられる。その結果、公文書原本による記録保存に伴い、記録の集中管理、類別部目制および保存年限制など近代的な文書管理制度が他府県に先駆けて成立することになった。

秋田県は、文書管理制度の成立過程において、全国記録保存事業と国史編纂事業の双方から影響を受けたと言える。特に前者の影響は、近代的な文書管理制度の早期成立につながった。ただし、それは工部省記録局長経験者の権令着任という偶然に因るところが大きく、他府県とは明らかに条件を異にしていた。

4 明治九年から十八年までの文書担当の変遷

明治九年六月一日、従前の「秋田県職務章程」が「秋田県分課職制」に改正された⁽¹⁰⁾。文書担当は、改正前と同じく第一課記録掛と同課受付掛であり、分掌内容にも変化が無い。

明治九年七月三日、「秋田県第一課分係処務規程」が定められた⁽¹¹⁾。第一課各掛の分掌につき、分課職制よりも詳細に記したものである。規程の冒頭には「課掛互用ノ令則」が示されている。令則は、受付掛での文書の收受・送達、記録掛での保存など課内の文書管理の流れを定めたものである。文書管理を規程の冒頭に置き重視した姿勢が窺える。

令則の次には、各掛各主任の分掌が記されている。「秋田県分課職制」での記録掛の分掌は、「庁中一般ノ記録文書ヲ編輯貯蔵」することと「国史地誌編纂」のことだった。これに対応し、記録掛には記録主任と国史地誌主任が置かれている。記録主任の分掌内容は、明治九年一月四日の「編輯取扱規則」を元にしたらしい。官省布告・布達・達、日誌、報告、官省上申、本県触示・達などと一般簿冊を区分し、それぞれ編綴方法を定めている。原本による記録保存の実務には、右のような指示が必要であった。一方、受付掛には、受付主任と雑務主任が置かれた。分掌内容は文書の收受・進達関係であり、分課職制第四条よりも詳細に記している。

ここで、明治九年十月における記録の集中管理の実態を見てみよう。西宮藤長の調査により、「庫中各掛書類出納ノ義ニ付決議」が

記録掛で起案されている⁽¹⁵⁾。その中に「諸課各掛事務簿当掛ニテ引受調成ノ上書庫ニ收藏致候書類ノ外各掛ニ於テ夥多ノ帳簿有之」の記述がある。決裁後も記録掛に未送付の文書が、各掛に多数存在していたことが分かる。また、「各掛ニテ右書類照合搜索ノ為多人数入込候ノミナス給仕ヲ以テ書類出納セシムル振合モ有之」の記述も見られる。行政利用のため記録掛書庫に各掛職員が多数入り込み、出納の混雑した様子を窺える。記録の集中管理のリスクと言えよう。起案では、以後、給仕の書庫への出入りを厳禁している。

その一方、明治十年一月九日、それまで「上局」に備置されていた「諸官省公布類」を記録掛書庫に保存することが起案され、権参事から決裁された⁽¹⁶⁾。「上局」は、令・参事を指したと推定される。「諸官省公布類」の書庫保存は、各掛の行政利用の便を図っての措置だった。これにより、記録の集中管理がより徹底したと評価できる。

明治十一年十二月六日、「秋田県分課職制」が改正された⁽¹⁷⁾。職務分課は大きく改まり、従前の第一課記録掛に替って庶務課記録掛が設置された。分掌内容は「国史地誌編纂ノ事」および「政表調整ノ事」、「文書編輯保存ノ事」である。国史と地誌の編纂の他、新たに「政表」の調整が加わった。「政表」とは「共武政表」を指したものとと思われる。一方、庶務課には従前の第一課受付掛に替る掛は見当らない。第一課受付掛の分掌は、新設の整理科に引き継がれた。整理科は、十一年七月の「府県官職制」による新しい地方制度に対

応して設けられた臨時の機関である。増大した県令の事務を処理する県令直轄の中枢機関であり、庁内各課への法令、往復文書等の分配を一手に行なった⁽¹⁸⁾。

さて、明治十二年には記録掛書庫の出納方法が改善されている。九年十月の記録掛の起案でも見たとおり、各課各掛職員の行政利用により書庫出納がかなり混乱していた。十二年七月二十四日の記録掛の起案では、職員の書庫出入りで簿冊配架に「自然位置混淆」が生じたため、同掛に出納専任の「掌簿方」を置くことされた⁽¹⁹⁾。職員が直接書庫に出入りすることを禁じ、掌簿方による簿冊の出納管理を厳格にした。

明治十二年十二月には、秋田町土手長町に擬洋風建築の県庁舎が落成した。長野町旧佐竹義尚邸の県庁舎は狭隘なうえ老朽化が進んだため、十一年に新築を内務卿に上申していた⁽²⁰⁾。移転開庁は十三年四月十九日に行なわれている⁽²¹⁾。その一方、前年十月、県庁舎構内に土蔵が落成した。同月十五日に記録掛で起案した「新築県庁構内土蔵之儀ニ付伺」には、土蔵を仕切り北側を書庫、南側を諸用品類置場にする⁽²²⁾と記されている。土蔵と県庁舎は渡り廊下で結ばれた。また、十二年「新築県庁絵図面」では、書庫の他にも、地券土蔵、地券台帳其外置場、会計課物置の存在が確認される⁽²³⁾。記録掛書庫の簿冊の移転は、十三年七月に行なわれた⁽²⁴⁾。

明治十四年九月二日、従前の「秋田県分課職制」は「秋田県各課署職制并事務章程」に改正された⁽²⁵⁾。文書管理に関わったのは、庶務

課記録掛、同課往復掛、整理課調査掛である。庶務課記録掛は「国史共武政表県治一覧表文書編集保存等二関スル事務」を分掌した。記録掛の編纂物は、国史、共武政表、県治一覧表の三種となった。

地誌編纂が分掌に見えないが、皇国地誌の編纂事業は継続している。庶務課往復掛は、従前の整理科より文書の收受・進達に関する分掌を引き継いだ。整理課調査掛は、官省院の稟申、郡町村の諸達・指令および諸規則等の議案を批議し、県令特命の諸文案を起草した。

翌明治十五年二月七日二日、「秋田県各課署職制并事務章程」が改正された。⁽⁸⁶⁾ 庶務課記録掛の分掌は、第一部と第二部に分けて記されている。第一部が国史、共武政表および県治一覧表の編纂、第二部が記録保存である。編纂事業が記録保存の上位に位置付けられた。庶務課往復掛の分掌も区分され、第一部を文書の收受・進達、第二部を收受・進達に関する雑務とした。同年十二月十二日の「庶務課事務章程」でも、記録掛と往復掛の分掌に変化は無い。⁽⁸⁷⁾ また、地誌編纂が租税課地理掛の分掌に移されている。地理掛の専門性に配慮したとも考えられるが、本来は記録掛で分掌すべき編纂事業を暫時の措置で移管した観も有る。記録掛での編纂事業の増加が原因かと思われる。一方、整理課調査掛の分掌は従前とほぼ同じである。

明治十六年二月十三日、「庶務課事務章程」と「整理課事務章程」を改正し、編纂担当の再編が行なわれた。⁽⁸⁸⁾ 庶務課記録掛には県治一覧表の編纂のみ残され、新設の整理課史誌編輯掛に国史と地誌の編纂が移された。国史地誌編纂の専任セクションの創出とも見えるが、

背景には記録掛における編纂事業の増加を考えたい。国史および皇国地誌の編纂事業に対し、定期的な資料提出を維持するため、史誌編輯掛を独立設置した可能性が有る。

ところが、同年三月八日に石田英吉が転任し、替って赤川惣助が県令に任命された。⁽⁸⁹⁾ 石田県政の終幕は、文書管理制度にも影響を与えたようである。石田県政期の文書管理では、国史や地誌他の編纂事業を記録保存とともに重視していた傾向が見られた。前述した史誌編輯掛の独立は、その最終的な到達点とも考えられよう。だが、右の傾向は、赤川県政期の文書管理には必ずしも連続していない。

赤川県令の着任後、明治十六年六月十二日に「秋田県各課署職制并事務章程」が「秋田県事務章程」に改正され、職務分課も大きく改まった。⁽⁹⁰⁾ 文書担当としては、庶務課文書掛が設置され、従前の庶務課記録掛および往復掛、整理課史誌編輯掛の分掌を統合した。庶務課文書掛では、第一部が国史、地誌、県治一覧表の編纂と記録保存、第二部が文書の作成・收受・進達を分掌した。これによって、記録保存および編纂事業を専任する掛が消えることになった。また、内記は従前の整理課の分掌を引き継いでいる。

明治十六年の国司権令着任後、また八年の石田権令着任後には、組織機構の改編とともに文書管理の方針も改められた。掛の改廃は令の権限内であり、十一年の「府県官職制」制定以降は課の改廃も権限内に入っている。⁽⁹¹⁾ 十六年六月の庶務課文書掛の設置には、赤川県令の文書管理に対する認識が反映された可能性が考えられる。太田

氏は、庶務課文書掛の設置につき、初めて文書処理から記録保存、編纂事業までを一つにまとめたセクションが出現したと評価した。⁽¹³⁴⁾しかし、当時、文書掛が公文書のライフ・サイクルの視点から設置されたかは疑問である。一例を挙げれば、石田県政期には定期的だった「府県史料」の提出が、赤川県政期には甚だしく遅滞している。⁽¹³⁵⁾文書掛への分掌統合が文書管理を以前より効率的にしたとは、必ずしも言い難い。文書掛設置による分掌統合は、行政整理のレベルで行なわれたものではないかと推察される。

明治十七年九月四日、内記を廃して本局第一部および第二部が設置された。⁽¹³⁶⁾第一部が内記の分掌を引き継ぎ、秘書関係を担当した。第二部は従前の会務掛の分掌を引き継いでいる。⁽¹³⁷⁾十一年の整理科設置以降、本局に至る系譜は後の令官房、知事官房につながる。

明治十八年九月十二日、課掛の改称が行なわれ、本局の各部が廃止され、庶務課文書掛は庶務課第四部となった。⁽¹³⁸⁾

この間、明治十七年五月七日の太政官修史館の総裁稟議において、各府県での「府県史料」編纂を十七年度分限りで中止することが決定されている。⁽¹³⁹⁾府県史は、修史館で一括編纂されることになった。八年十月に「秋田県庁日誌」編纂を廃止した後、前述のとおり、「秋田県史稿」すなわち「府県史料」の副本が類聚編纂による公的記録の役割を果たしていたと考えられる。「府県史料」の編纂中止によって、秋田県の公的記録は公文書原本による保存のみとなった。それまでは、原本による記録保存が歴史編纂と直結していたため、

保存年限の設定も歴史的価値観をある程度反映していたと思われる。「府県史料」の編纂中止後、原本による記録保存の目的は、歴史的沿革の保存から行政上の参考資料の保存へ重心を徐々に移していったものと推測される。

そして、明治十八年十二月二十二日、太政官制を廃止し内閣制が創設された。内閣制創設以後は、渡辺氏による編纂保存上の時期区分では第三期に入る。この時期の初め、十九年一月に修史館を廃止し、府県史編纂が中止となった。⁽¹⁴⁰⁾同年三月には八年太政官達第六八号の廃止が布達され、内務省の全国記録保存事業も中止された。中央政府の記録保存に対する姿勢が大きく転換したと言えよう。また、十九年「内務省文書保存規則并細則」および二十一年「内務省文書保存規則」により、謄写による類聚編纂の廃止と公文書原本による記録保存、保存年限制と類別部目制による文書管理が内務省の方針として示された。これを範とし、全国の府県に近代的な文書管理制度が広まっていった。しかし、内務省の文書保存規則は効率化と合理化を優先し、記録保存の目的や意義を示すものではなかった。第三期には、行政機関の記録保存の目的から歴史的価値観が次第に希薄化してゆく。⁽¹⁴¹⁾

明治十九年二月二十五日、赤川鰻助に替って青山貞が県令に任命された。⁽¹⁴²⁾青山県令は、右の第三期における秋田県の文書管理制度を整備することになる。

結びにかえて

青山県令の着任後、明治十九日四月八日に職務分課が改正され、その前後に文書管理制度も整備されている。同月六日には、布達・告示・諸達の記号や結文例が、その宛所、適用範囲、効力によって厳密に区分された。⁽¹⁴⁾ 同月十五日には「文書取扱規則」が制定された。⁽¹⁵⁾ その後、六月一日に「令官房往復文書編纂細則」が制定されている。⁽¹⁶⁾ 翌二十年六月十五日には「文書編纂及保存規則」が制定された。⁽¹⁷⁾ 青山県政期の文書管理の再編にも、中央政府の記録保存に対する姿勢が反映されていたと考えられる。だが、それは文書行政の効率化と合理化を重視する姿勢であり、石田県政期における中央政府の姿勢とは異なるものだった。その意味で、十九年から二十年にかけては、秋田県の文書管理上で第三の画期だったと言える。

しかし、昭和二十二年「地方自治法」施行以前の秋田県庁文書群は、その編纂保存の基盤を石田県政期に確立されたと考えて良い。公文書原本による記録保存に伴う集中管理、類別部目制および保存年限制は、赤川県政期から青山県政期を経て以降も継続された。また、類別部目に基づく簿冊表紙や小口の記載も、石田県政期に成立した様式がほぼ踏襲されている。

明治後期、すなわち内閣制創設以後の秋田県の文書管理制度については、また稿を改めて整理することにした。

註

(1)

- 『日本古文書学講座』第九巻近代編Ⅰ（雄山閣出版 一九七九年）、大村進「埼玉県立文書館」、『日本古文書学講座』第一巻近代編Ⅲ、雄山閣出版 一九七九年）、鈴江英一「明治初年、北海道における法令の施行―開拓使文書の体系的把握のための試論―」、高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」、諸橋襄「戦前公文書の成立過程」、福井保「初期の内閣文庫―研究余録―」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』、柏書房 一九八三年）、阿久津宗二「群馬県における明治期公文書の編纂過程と保存規則」、『双文』第一号、群馬県立文書館 一九八四年）、原由美子「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅰ」、『文書館紀要』第二号、埼玉県立文書館 一九八七年）、青山英幸・今野隆夫「明治中期北海道庁文書と編さん規則について」、『研究紀要』第三号、北海道立文書館 一九八八年）、原由美子「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅱ」、『文書館紀要』第三号、埼玉県立文書館 一九八九年）、同「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅲ」、『同』第四号、同 一九九〇年）、佐藤京子「開拓使の文書編纂」、『研究紀要』第五号、北海道立文書館 一九九〇年）、大西愛「明治の文書マネジメント―明治38年の大阪府文書編纂保存規程―」、『大阪あーかいぶず』第二号、大阪府公文書館 一九九〇年）、渡部佳子「明治期京都府における文書管理の変遷」、『資料館紀要』第一九号、京都府立総合資料館 一九九一年）、竹林忠男「京都府庁文書に見る明治前期公文書の史料学的考察」、『同』第二十一号、同 一九九三年）、佐藤京子「札幌県の文書編纂」、『研究紀要』第九号、北海道立文書館 一九九四年）、同「函館・根室両県と北海道事業管理局の文書編纂」、『同』第一一号、同 一九九六年）、渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」、水野保「明治

期地方官における文書管理制度の成立」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会 一九九六年)、高橋美貴『処見』・『異見』・『附言』―明治一〇年代「秋田県庁文書」への文書論的アプローチ―(『日本文化研究所研究報告別巻』第三三集、一九九六年)、小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程―外務省文書の文書学的試論―」(『日本歴史』第五八四号 一九九七年一月)、太田富康『府県史料』編輯期における記録と編輯の職制―秋田・埼玉両県の比較レポート―(『文書館紀要』第一〇号、埼玉県立文書館 一九九七年)、川田純之「明治前期の栃木県庁文書とその保存」(『栃木県立文書館研究紀要』第二号、一九九八年)、中元幸二「明治期東京府における文書管理事務担当組織の変遷について」(『研究紀要』第一号、東京都公文書館 一九九九年)、中野目徹『近代史料学の射程―明治太政官文書研究序説』(弘文館 二〇〇〇年)、伊藤一晴「明治期山口県庁における文書保存規程」(『山口県立文書館研究紀要』第二十七号、二〇〇〇年)、藤田定興「福島県における公文書の保存と廃棄のはじまり」(『福島県立歴史資料館研究紀要』第二二号、二〇〇〇年)、山田英明「福島県庁文書研究の課題と方法」(『同上』第二四号、二〇〇二年)、同「明治九年の府県合併と公文書―福島県庁文書の成立―」(『近代史研究』第二号、日本近代史研究会 二〇〇二年)、芳賀明子「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存―知事官房文書編纂主任の起案から―」(『文書館紀要』第一五号、埼玉県立文書館 二〇〇二年)、熊本史雄「外交史料館所蔵『茗荷谷研修所旧蔵記録』の構造とその史料的位置―拓務省関係文書を中心に―」(『外交史料館報』第一六号 二〇〇二年)、檜山幸夫「台湾総督府の文書管理」、水野保「台湾総督府及び地方庁の文書管理制度論」(檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料的研究』、ゆまに書房 二〇〇三年)、鈴江英一「近現代公文書の史料群構造」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科

- (2) 学』下巻、柏書房 二〇〇三年)、芳賀明子「府県統廃合と文書移管」(『文書館紀要』第一七号、埼玉県立文書館 二〇〇四年)
- (3) 竹林、前掲論文
- (4) 鈴江、前掲論文
- (5) 高橋、太田、前掲論文
- (6) 「地方自治法」施行以前の秋田県の組織機構については、高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年)、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」(『同』第九号、二〇〇三年) および「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」(『同』第十号、二〇〇四年) で既に明らかにされた。
- (7) 佐藤「函館・根室両県と北海道事業管理局の文書編纂」、佐藤氏も「文書の編纂・伝来の経緯を明らかにすることは、文書の合理的な整理と的確な検索・利用を可能にするための前提として基本的な作業である」と述べている。
- (8) 拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」(『秋田県公文書館研究紀要』第八号、二〇〇二年)
- (9) 『秋田県庁文書群目録』第一集(明治四十一一年)(秋田県公文書館 二〇〇四年) I S A D (G) (General International Standard Archival Description) は、史料記述の国際的な標準を設定するため、国際文書館評議会(ICA)の記述標準特別委員会により作成され、一九九四年に第一版、一九九九年に第二版が公表された。
- (10) 渡辺「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」
- (11) 水野「明治期地方官における文書管理制度の成立」
- (12) 『法規分類大全』第一編第十一冊官職門第七―九官制神祇省・教部省・内国事務局・民部省・内務省(内閣記録局編輯 一八八九年、国立国会図書館所蔵)
- (13) 『同』第二編第八冊第八文書門公文体例受付進献、記録誌表記録・

- (12) 図書・史料・報告・印章、出版、雑誌（内閣記録局編輯 一八九三年、同所蔵）
- (13) 明治二十年六月十五日庁第一六五号 明治二十年「庁中達」（九三〇一〇三一〇九九〇）所収
- (14) 明治九年一月～十一年十二月「第一課記録掛事務簿」「記録之部全（九三〇一〇三一〇八二五三）」
- (15) 「庁中規則」（九三〇一〇三一〇二七五六） 文書類別基準は巻紙に大字で書かれている。当時、記録保存を担当した第一課記録掛で、簿冊を類別編纂する実務上の基準として使用したものと推定される。水野「明治期地方官における文書管理制度の成立」
- (16) 旧福島県で明治八年に類別部目制（藤田、前掲論文）、若松県で九年前に類別部目制（山田「明治九年の府県合併と公文書―福島県庁文書の成立―」、熊谷県で九年に類別部目制（阿久津、前掲論文）、栃木県で十四年に類別部目制（川田、前掲論文）、京都府で十五年に類別部目制（竹林、前掲論文）、札幌県で十五年に保存年限制、十六年に類別部目制（佐藤「札幌県の文書編纂」、根室県で十六年に類別部目制、十七年に保存年限制（同「函館・根室両県と北海道事業管理局の文書編纂」）が成立している。
- (17) 太田、前掲論文
- (18) 秋田県で編纂された「府県史料」は、太政官に提出された正本が「秋田県史料」の表題で独立行政法人国立公文書館に収蔵されている。副本は「秋田県史稿」の表題で、秋田県公文書館に収蔵されている。
- (19) 松尾正人『廃藩置県―近代統一国家への苦悶―』（中公新書805、一九八六年）一九八～二〇四頁
- (20) 『国史大辞典』第十一卷（吉川弘文館 一九九〇年）四六〇頁
- (21) 藤田、阿久津、前掲論文
- (22) 菊池保男「館蔵資料の伝来と再整理についての覚書」（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年）
- (23) 公文書書庫収蔵の「秋田県庁文書群」は、廃藩置県以後の秋田県庁の行政文書群を指す。
- (24) 伊藤勝美「貴重文書書庫収蔵資料の概要 秋田県庁文書」（『秋田県公文書館だより』第四号、一九九六年）
- (25) 拙稿「御公務控」について」（『秋田県公文書館だより』第十四号、二〇〇一年）なお、「御公務控」は「公務控」が正しく、お詫びの上訂正したい。
- (26) 明治四年十月二十八日太政官第五六〇号（明治四年『法令全書』所収）
- (27) 明治四年十一月二十七日太政官第六二三号（同所収）
- (28) 高橋務、前掲論文
- (29) 同、「秋田県沿革史稿」（九三〇一〇三一〇二二〇三）は明治四年から二十二年までの沿革をまとめた小編纂物。二十三、四年をまとめた「秋田県沿革史草案」（九三〇一〇三一〇一五五一）とともに「秋田県沿革史」として編纂された。「秋田県沿革史稿」は、部門を設けず編年体で記述されている。二十二年までの県の職務分課を調査する際には、必須の参照史料の一つとされている。
- (30) 御用留は、名主など村役人が村政上に必要な文書や諸事項を書き留めた帳簿。都市においても町役人が作成した。幕府、諸藩の役所においても作成される場合があった。『国史大辞典』第六卷 吉川弘文館 一九八五年、五〇～五一頁
- (31) 「議案録」岩崎藩庁（九三〇一〇三一〇一一九一）、「藩庁日誌」矢島分（県D―四一）
- (32) 明治五年一～三月「公務控」（九三〇一〇三一〇一四四〇）
- (33) 「秋田県沿革史稿」（九三〇一〇三一〇二二〇三） 島義勇は侍従より秋田県権令に転任。
- (34) 明治五年三月十三日第一番 明治五年三月～八月「管内布達控」
- (35)

- (36) (九三〇一〇三一―一〇〇六) 所収
『秋田県史』第五卷明治編(秋田県 一九六四年) 一〇九頁、移転前に県庁舎が置かれた渋江邸は、秋田藩で一門、引渡に次ぐ廻座ひきわたし まわりざの家格にあった渋江氏の屋敷である。久保田城三の丸に通ずる中土橋を渡った左側に広大な屋敷を構えていた。(渡部紘一「幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静―渋江和光日記断章―」『秋田県公文書館研究紀要』第六号、二〇〇〇年)
- (37) 明治四年十一月二十七日太政官第六二三号(明治四年『法令全書』所収)
- (38) 明治六年八月二十五日「秋田県職務章程」 明治七年「第一課諸務掛事務簿」官省府県往復之部雑一 番(九三〇一〇三一―〇八二四七) 所収
- (39) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一―一二二〇三) 杉孫七郎は宮内大丞より秋田県令に転任。
- (40) 『秋田県史』第五卷明治編 一〇九頁
- (41) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一―一二二〇三) 国司仙吉は木更津県参事兼印幡県参事より秋田県権令に転任。
- (42) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一―一二二〇三) 体系日本史叢書『政治史』Ⅲ(大久保利謙編、山川出版社 一九六七年) 一三四―一三七頁 明治六年は、一月に徴兵令公布、七月に地租改正条例公布など中央集権国家を成立させるための諸改革が行なわれた制度的再編成の時代と位置付けられている。
- (43) 拙稿「明治の県庁舎火災と公文書」『秋田県公文書館だより』第十八号、二〇〇四年) なお、拙稿では『秋田県史』第五卷明治編の記述に拠り、明治六年の県庁舎火災を八月十四日とした。その後、「秋田県沿革史稿」を調べたところ、火災発生は八月二十四日と記載されていたので、お詫びの上訂正したい。
- (45) 『秋田県史』第五卷明治編 一〇九頁、佐竹義尚邸は、秋田藩では一門の家格だった佐竹北家(角館所預)の在府屋敷である。久保田城三の曲輪で広小路の大手正面に屋敷を構えていた。(渡部、前掲論文)
- (46) 明治七年「第一課諸務掛事務簿」官省府県往復之部」雑一 番(九三〇一〇三一―〇八二四七)
- (47) 高橋務、前掲論文
- (48) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三一―〇八二四三)
- (49) 「秋田県庁日誌」と同時期の「群馬県日誌」は月二回印刷された公報であり、「太政官日誌」に性格が近い。(阿久津、前掲論文)
- (50) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三一―〇八二四三) 同
- (51) 渡辺「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」
- (52) 拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」中では「類別制度」と記述したが、本稿中では「保存年限制」の語句との釣り合いから「類別部目制」を使用した。
- (53) 太田、前掲論文
- (54) 明治七年一月十日太政官達無号(明治七年『法令全書』)
- (55) 中野目徹「『記録文書保存』をめぐる内務省と太政官―明治八年太政官達第六八号に関する一考察―」(中野目徹『近代史料学』の射程―明治太政官文書研究序説』弘文館 二〇〇〇年)
- (56) 明治七年三月二十五日太政官達第三九号(明治七年『法令全書』)
- (57) 明治八年四月三十日太政官達第六八号(明治八年『法令全書』)
- (58) 中野目、前掲論文
- (59) 「院省使府県ノ文書ヲ保存スル儀ニ付伺」(明治八年四月『公文録』内務省之部七所収 国立公文書館所蔵)
- (60) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三一―〇
- (61)

- (62) 八二四三)
藤田、阿久津、前掲論文
- (63) 太田富康『府県史料』の性格・構成とその編纂作業」(『文書館研究紀要』第一一〇号、埼玉県立文書館 一九九八年)
- (64) 明治七年十一月十日太政官達第一四七号(明治七年『法令全書』)
明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三〇一八二四三) 「日誌編輯規則ノ儀ニ付伺」には、日付が「明治七年」と記されるが、明治七年十一月に開始された国史編輯に触れていることから、「明八 一月」の誤記と推定される。
- (66) 明治八年一月十九日乙第八番 明治八年「本県布達留」(九三〇一〇三〇一〇四四)、明治七〇八年「庁中規則」(九三〇一〇三〇一〇四四) 所収
- (67) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三〇一八二四三)
- (68) 明治八年四月八日太政官達第五三三号(明治八年『法令全書』)
明治七〇八年「庁中規則」(九三〇一〇三〇一〇四四)
- (70) 同
- (71) 明治五年九月二十四日、「皇国地誌」を太政官正院で編纂することが布告された。八年六月五日の「皇国地誌編輯例則并着手方法」により、郡誌・村誌に地図を添付し内務省地理寮へ提出することが各府県に命じられた。『国史大辞典』第四卷、吉川弘文館 一九八四年、一〇三九頁)
- (72) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三〇一八二四三)
- (73) 明治十八年「奏任官履歴」(九三〇一〇三〇一八二四三)
- (74) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三〇一八二四三)、石田英吉は明治十一年六月十四日に県令に昇任(明治十八年「奏任官履歴」)。
西宮藤長は平元謹齋門下の漢学者で、幕末から明治初年にかけて秋田藩の藩校明德館の教授等を勤めた。明治五年四月に秋田県に出仕し、
- (76) 七年四月から庶務課学務掛編輯主任を申し付けられた。(明治十四年六月改「免官履歴」九三〇一〇三〇一八二四三)
- (77) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三〇一八二四四)
- (78) 太田「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制―秋田・埼玉両県の比較レポート― 太田氏は、記録担当の編輯掛が学務課に在ることで、庶務課の文書処理事務と引き離され若干無理があったのではないかと推測している。
- (79) 明治七〇八年「庁中規則」(九三〇一〇三〇一〇四四)
- (80) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三〇一八二四四)
- (81) 同
- (82) 同
- (83) 「秋田県史料」十(独立行政法人国立公文書館所蔵)
- (84) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三〇一八二四四)
- (85) 明治七〇八年「庁中規則」(九三〇一〇三〇一〇四四)
- (86) 明治六〇八年「第一課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三〇一八二四四)
- (87) 明治九年一月一〇十一月十二月「第一課記録掛事務簿」記録之部全(九三〇一〇三〇一八二五三)
- (88) 秋田県庁の組織改正により部課係制が採られた場合は、サブ・サブ・サブ・フォンド・レベルまで設定必要となる。
- (89) 明治九年五月中旬八八月「第一課土木掛事務簿」宮繕之部二番(九三〇一〇三〇一八二五三)
- (90) 明治九年五月中旬八八月「第一課土木掛事務簿」宮繕之部二番(九三〇一〇三〇一八二五三)

- 三〇一〇三—〇六二三八)
- (91) 同
- (92) 同
- (93) 明治九年一月～十一年十二月「第一課記録掛事務簿」記録之部全
(九三〇一〇三—〇八二五三)
- (94) 太田富康「府県史、記録、アーカイブズ」(歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』、日本図書センター 一九九九年) 太田氏も、「文書原本そのものを記録として保存利用していくこと」が「文書原本そのものに対してでも保存すべきものとするでないものとの選別を求めることになる」と述べている。
- (95) 明治九年一月～十一年十二月「第一課記録掛事務簿」記録之部全
(九三〇一〇三—〇八二五三)
- (96) 同
- (97) 同
- (98) 同
- (99) 同
- (100) 第六課では、用度掛が庁内その他一切の物品購求を分掌していた。用度掛で庁内使用の紙を調達するため、直接古紙から紙漉きをしたか、或いは民間に委託したかの可能性が考えられる。
- (101) 水野「明治期地方官における文書管理制度の成立」
- (102) 太田「『府県史料』編輯期における記録と編輯の職制」秋田・埼玉両県の比較レポート」
- (103) 明治十八年「奏任官履歴」(九三〇一〇二—二〇三三五九)
- (104) 明治五年二月「工部省文書局分課処務規程」『法規分類大全』第一編十八官職門十六官制工部省・通信省、国立国会図書館所蔵
- (105) 明治十八年「奏任官履歴」(九三〇一〇二—二〇三三五九)
- (106) 田中彰「大久保政権論」(遠山茂樹編『近代天皇制の成立—近代天皇制の研究 I—』、岩波書店 一九八七年)
- (107) 明治七年一月二十日内務省達(『法規分類大全』第一編第十一冊官職門第七—九官制神祇省・教部省・内国事務局・民部省・内務省、内閣記録局編輯 一八八九年、国立国会図書館所蔵)
- (108) 同
- (109) 『法規分類大全』第一編第十三冊第十一官制大蔵省第二(内閣記録局編輯 一八九一年、国立国会図書館所蔵)
- (110) 明治八年三月二十九日工部省達(『法規分類大全』第一編第十八冊第十八官職門十六官制工部省・通信省、内閣記録局編輯 一八九一年、国立国会図書館所蔵)
- (111) 明治七年十一月、使府県に対し太政官正院歴史課への「府県史料」提出が命じられた。中央官省に対しても、本史編纂のため、記録史料の提出が義務付けられたと推測される。
- (112) 明治九年六月一日乙第九六番 明治九～十年「庁中規則」(九三〇一〇三—一一一〇五) 所収
- (113) 同
- (114) 明治九年一月～十一年十二月「第一課記録掛事務簿」記録之部全
(九三〇一〇三—〇八二五三)
- (115) 同
- (116) 明治十一年十二月六日乙第一八四番 明治十一年「秋田県布達集」(秋田県立図書館所蔵) 所収
- (117) 「共武政表」は陸軍参謀本部が編纂したもので、国力を知り有事に備えるための徴発用台帳である。『帝國統計年鑑』など公式統計に含まれていない詳細な情報、例えば軍事輸送手段、要員、資材、施設等に関し収録されている。明治八年に第一回「共武政表」が刊行され、その後四回まで刊行された。十六年より構想を一新し、「徴発物件一覧表」として刊行。『徴発物件一覧表 目録・解題』、雄松堂フィルム出版 一九八五年)
- (118) 明治十一年七月二十五日太政官達第三三三号(明治十一年『法令全書』

- (119) 所収)
高橋務、前掲論文
- (120) 明治十二〜十四年「庶務課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三一
一一五四六)
- (121) 『秋田県史』第五卷明治編 一〇九〜一一〇頁
- (122) 明治十三年四月十九日甲第四四号 明治十三年「本県布達留」(九
三〇一〇三一〜一〇五〇) 所収
- (123) 明治十二〜十四年「庶務課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三一
一一五四六)
- (124) 明治十二年「新築県庁絵図面」(九三〇一〇三一〜〇六一九八)
- (125) 明治十二〜十四年「庶務課記録掛事務簿」記録之部(九三〇一〇三一
一一五四六)
- (126) 明治十四年「秋田県史稿」制度部(九三〇一〇三一〜一二三四)
拙稿『秋田県統計書』について『秋田県公文書館だより』第一
八号、二〇〇四年) 県治一覧表は、明治十七年九月に「府県統計
書様式統一ニ関スル件」が内務省から達せられる以前、府県で編纂
されていた統計書である。「〇〇県治覧表」、「〇〇県治一覧表」な
どの名称で作成され、府県により記載内容と体裁は一定でなかった。
秋田県のもものは、貴重文書書庫に明治十二年「秋田県一覧」(A岡
六〇八)が保管されている。
- (128) 明治十五年「本県達留」(九三〇一〇三一〜一〇六〇)
- (129) 明治十三〜十五年「庁中達留」(九三〇一〇三一〜一〇九八〇)
- (130) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〜一〇九八一)
「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一〜一二二〇三)、明治二十五年以
前「旧高等官履歴」(九三〇一〇二一三〜〇三九二) 赤川惣助は、内
務省戸籍局長心得より秋田県令に転任。
- (132) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〜一〇九八一)
- (133) 高橋務、前掲論文
- (134) 太田『府県史料』編輯期における記録と編輯の職制―秋田・埼玉
両県の比較レポート―
- (135) 同
- (136) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〜一〇九八一)
- (137) 明治十七年九月八日「本局第一部第二部仮規程」 明治十六〜十七
年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〜一〇九八二) 所収
- (138) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〜一〇九八二)
- (139) 『太政官治革志』三十二修史局沿革(独立行政法人国立公文書館所
蔵)
- (140) 太田『府県史料』の性格・構成とその編纂作業」
- (141) 明治十九年三月十一日閣令第五号
- (142) 渡辺「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」
- (143) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一〜一二二〇三)、明治二十五年以
前「旧高等官履歴」(九三〇一〇二一三〜〇三九二) 青山貞は元老院
議員より秋田県令に転任。
- (144) 明治十九年四月六日庁第一号「布達告示諸達記号結文例之件」 明
治十九年「庁中達」(九三〇一〇三一〜一〇九八六) 所収
- (145) 明治十九年四月十五日庁第四号(同所収)
- (146) 明治十九年六月一日庁第六五号(同所収)
- (147) 明治二十年六月十五日庁第一六五号 明治二十年「庁中令達綴」
(九三〇一〇三一〜一〇九八九) 所収
- (公文書班専門員 しばたともあき)

《史料紹介》

秋田県の職務規程（明治十四年度）

公文書班

本号では、前号に引き続き、明治十四年の職務規程に関する史料を紹介する。

この史料は、平成六年当時、当館公文書課専門員だった高橋務氏が作成した資料集を元に、県庁の組織機構図をも配して再構成したものである。

なお、県処務細則の全面改定については、◎を表題に冠した。また、各史料の表題の次には、括弧書きで出典名と当館の資料番号を記した。

明治十四年度（一八八一）

○明治十四年八月十日段階、獣医取締および獣畜衛生の主管について

（明治十四年「秋田県史稿」制度部一二二三四）

乙第六十号達

獣医取締及ヒ獣畜衛生事務ノ義ハ是迄本庁衛生課ニ於テ取扱来候処
自今勸業課主管ト相定メ候条此旨相達候事

明治十四年八月十日

秋田県の職務規程（明治十四年度）

◎秋田県各課署職制并事務章程

（明治十四年九月二日、施行十月十三日より）

（明治十四年「秋田県史稿」制度部一二二三四）

九月二日各課署職制并事務章程ヲ改正スル左ノ如クシ十月十三日ヨリ之ヲ実施セリ

庶務課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得

事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 庶務掛

二 戸籍掛

三 記録掛

四 備荒掛

五 往復掛

第二

庶務掛ハ郡町村及県会町村会篤行奇特者凶書写真新聞紙等其他々課ニ属セサル事務ヲ調理ス

第三

戸籍掛ハ戸籍財産棄児行旅病人社寺神官僧侶招魂社官軍墳墓其他海陸兵事ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

記録掛ハ国史共武政表県治一覽表文書編輯保存等ニ関スル事務ヲ調理ス

第五

備荒掛ハ備荒儲蓄救荒予備窮民救恤等ニ関スル事務ヲ調理ス

第六

往復掛ハ公文受付諸達印刷稟申指令ノ淨書等ニ関スル事務ヲ調理ス

勸業課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得
事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 農業掛

二 工商掛

三 駅通掛

四 報告掛

第二

農業掛ハ動植物地質開墾牧畜獸医捕魚採藻山林農学校等農業上ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

工商掛ハ会社市場度量衡商船海員工芸鉱業博物保存博覧会等商業工芸ニ関スル一切ノ事務ヲ調理ス

第四

駅通掛ハ駅通郵便電信鐵道里程標灯台浮標舷灯渡船橋錢汽船港内取締等陸海運輸ニ関スル事務ヲ調理ス

第五

報告掛ハ勸業上報告統計表等ニ関スル事務ヲ調理ス

租税課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得

事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 地稅掛

二 地理掛

三 雜稅掛

四 地方稅掛

五 地券掛

第二

地稅掛ハ地稅一切ニ関スル徵稅ノ事務ヲ調理ス

第三

地理掛ハ地種交換經界釐正測量官地貸付等ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

雜稅掛ハ酒造検査及地稅外各種國稅ニ関スル事務ヲ調理ス

第五

地方稅掛ハ地方稅收入予算種類制限等ニ関スル事務ヲ調理ス

第六

地券掛ハ地券交付土地売買等ニ関スル事務ヲ調理ス

衛生課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得

事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 医事掛

二 保健掛

三 報告掛

第二

医事掛ハ医事取締地方衛生会委員及窮民救療ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

保健掛ハ飲食料取締及清潔法病災予防其他保健上ニ関スル一切ノ事務ヲ調理ス

第四

報告掛ハ衛生上ノ統計及報告ニ関スル一切ノ事務ヲ調理ス

教育課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得

事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 学務掛

二報告掛

第二

学務掛ハ学校書籍館幼稚園教育会等学事上ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

報告掛ハ学事上報告統計表等ニ関スル事務ヲ調理ス

土木課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代

理タルヲ得

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一修築掛

二営繕掛

三諸務掛

第二

修築掛ハ河港道路堤防橋梁用悪水路水害予防并木等ニ関スル事務ヲ

調理ス

第三

営繕掛ハ庁舎監獄倉庫建築修繕貸付売却等ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

諸務掛ハ土木一切ノ事務ニ関涉シ雑務ヲ調理ス

會計課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代

理タルヲ得

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 検査掛

二 主簿掛

三 司計掛

四 出納掛

五 公債掛

六 用度掛

第二

検査掛ハ金穀物品出納ノ検査其他銀行等ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

主簿掛ハ金穀出納ノ簿記精算報告等ニ属スル事務ヲ調理ス

第四

司計掛ハ諸経費ノ予算官金雜收入及地方費収出資金寄托金其他一切ノ金穀出納ニ関スル計算ノ事務ヲ調理ス

第五

出納掛ハ現金出納管守貨紙幣ノ交換贖貨描札ノ処分等ニ関スル事務ヲ調理ス

第六

公債掛ハ公債証書諸拝借貸下金等ニ関スル事務ヲ調理ス

第七

用度掛ハ需要物品ノ購入交付等ノ事務ヲ調理ス

整理課職制并事務章程

職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付テハ長官ニ対シ其当否ヲ弁明スルヲ得

第三

掛中ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得
事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス
一 調査掛

二 職務掛

第二

調査掛ハ官省院ノ稟申郡町村ノ諸達指令及諸規則等ノ議案ヲ批議シ

県令特命ノ諸文案ヲ起草スル事ヲ調理ス

第三

職務掛ハ庁中ノ礼式ヲ調理シ官印ヲ管守ス官員町村吏進退賞与ニ関スル事務ヲ奉行シ給仕小使等ヲ進退ス

警察本署職制并事務章程

職制

本署長

第一

県令ノ命ヲ受ケ警察一切ノ事務ヲ総提シ署員ヲ監視ス

第二

警部ノ在勤ヲ具上シ巡查ノ配置ヲ専決ス

第三

南秋田河辺両郡ノ警察事務ハ特ニ之ヲ直管ス

署員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其主務ニ従事ス署長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得

第五

各署ニ分派シ其署長タル者ハ巡查ヲ指揮シ部内警察ノ事務ヲ施行ス

第六

巡查ハ指揮ヲ警部ニ受ク各署ニ於テ警部事故アレハ其代理タルヲ得

分署ニ於テハ上席ノ者署長タルヲ得
事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 安寧掛

二 檢察掛

三 常務掛

第二

安寧掛ハ違式註違諸興行場街路銃炮彈藥遺失物漂流物難破船芸娼妓貸坐敷密売淫政談演舌火災保険水上警察説諭願等其他行政警察ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

檢察掛ハ告訴告発検彈公訴上告探偵逮捕囚人代言人等其他司法警察ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

常務掛ハ各署及交番所ノ位置巡查ノ進退警察上ノ褒賞弔祭扶助療治料公文受付等其他各掛ニ関セサル事務ヲ調理ス

◎秋田県各課職制并事務章程

乙第十三号

(明治十五年「本県達留」一一〇六〇)

郡役所

町村役場

本県各課職制并事務章程別冊之通改定候条為心得此旨相達候事

明治十五年

秋田県令石田英吉代理

二月七日

秋田県少書記官樺山資雄

二月七日本県各課職制并事務章程左之通り改正ス

各課職制

課長

第一

県令ノ命ヲ受ケ課務ヲ管理シ課員ヲ監視ス

第二

主管ノ事務ニ付規則ヲ設ケ又ハ其補正ヲ要スルコトアルトキハ意見ヲ具上シ又県令ニ対シ其当否ヲ説明スルヲ得

第三

掛員ノ分担ヲ定メ主任調理スル処ノ議案ヲ訂正スルヲ得

課員

第四

県令ノ命ヲ受ケ各其事務ニ従事ス課長事故アルトキハ上席ノ者其代理タルヲ得

庶務課事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 庶務掛

二 戸籍掛

三 記録掛

四 備荒掛

五 往復掛

第二

庶務掛ハ郡町村及県会町村会篤行奇特者図書写真新聞紙等其他課ニ属セサル事務ヲ調理ス

第三

戸籍掛ハ戸籍財産棄児行旅病人社寺神官僧侶徴兵招魂社軍墳墓地其他海陸兵事ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

記録掛ハ国史共武政表県治一覽表文書編輯保存等ニ関スル事務ヲ調理ス

第五

備荒掛ハ備荒救済備窮民救恤等ニ関スル事務ヲ調理ス

第六

往復掛ハ公文受付諸達印刷稟申指令ノ浄書等ニ関スル事務ヲ調理ス

勸業課事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

- 一 農業掛
- 二 工商掛
- 三 駅通掛
- 四 報告掛
- 第二
- 農業掛ハ動植物地質開墾牧畜獸医漁獵採藻林等ニ関スル事務ヲ調理ス
- 第三
- 工商掛ハ会社市場度量衡商船海員工芸鉱業博物保存博覧会等ニ関スル事務ヲ調理ス
- 第四
- 駅通掛ハ駅通郵便伝信鉄道里程標灯台浮標船灯渡船橋銭汽船港内取締等陸海運輸ニ関スル事務ヲ調理ス
- 第五
- 報告掛ハ勸業上報告統計表等ニ関スル事務ヲ調理ス
- 租税課事務章程
- 第一
- 主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス
- 一 地稅掛
- 二 地理掛
- 三 雜稅掛

- 四 地方稅掛
- 五 地券掛
- 第二
- 地稅掛ハ地稅ニ関スル一切ノ事務ヲ調理ス
- 第三
- 地理掛ハ地籍地誌經界釐正測量等土地ニ関スル一切ノ事務ヲ調理ス
- 第四
- 雜稅掛ハ酒造檢査及地稅外各種國稅ニ関スル事務ヲ調理ス
- 第五
- 地方稅掛ハ地方稅ノ收入種類制限等ニ関スル事務ヲ調理ス
- 第六
- 地券掛ハ地券交付土地賣買等ニ関スル事務ヲ調理ス
- 教育課事務章程
- 第一
- 主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス
- 一 學務掛
- 二 報告掛
- 第二
- 學務掛ハ學校書籍館幼稚園教育会等ニ関スル事務ヲ調理ス
- 第三
- 報告掛ハ學事上報告統計表等ニ関スル事務ヲ調理ス

衛生課事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 医事掛

二 保健掛

三 報告掛

第二

医事掛ハ医事取締地方衛生会及窮民救療等ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

保健掛ハ飲食料取締及清潔法病災予防其他保健上ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

報告掛ハ衛生上報告統計表等ニ関スル事務ヲ調理ス

土木課事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 修築掛

二 営繕掛

三 諸務掛

第二

修築掛ハ河港道路堤防橋梁用悪水路水害予防并木等ニ関スル事務ヲ

調理ス

第三

営繕掛ハ庁舎監獄倉庫建築修繕貸渡売却等ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

諸務掛ハ各掛之事務ニ関涉シ諸務ヲ調理ス

会計課事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキ者トス

一 検査掛

二 主簿掛

三 司計掛

四 出納掛

五 公債掛

六 用度掛

第二

検査掛ハ金穀物品出納ノ検査其他銀行等ニ関スル事務ヲ調理ス

第三

主簿掛ハ金穀出納ノ簿記精算報告等ニ関スル事務ヲ調理ス

第四

司計掛ハ諸経費ノ予算官金雑収入及地方費収出資金寄托金其他一切ノ金穀出納ニ関スル計算ノ事務ヲ調理ス

第五

出納掛ハ現金出納管守貨紙幣ノ交換及贗造描改札等ニ関スル事務ヲ調理ス

第六

公債掛ハ公債証書諸拝借貸下金等ニ関スル事務ヲ調理ス

第七

用度掛ハ需用物品ノ購入交付等ニ関スル事務ヲ調理ス

整理課事務章程

第一

主管ノ事務左ノ諸掛ニ分任シテ調理スヘキモノトス

一 調査掛

二 職務掛

第二

調査掛ハ官省院稟申諸達指令往復諸規則等ノ議案ヲ批議シ及県令特命ノ諸文案ヲ起草シ又ハ規則定例ニ関シ意見アルトキハ之ヲ調理シ関係アル諸課ニ通議シ県令ノ裁定ヲ謂フ事ヲ得

第三

職務掛ハ庁中ノ礼節及官員給仕小使等ノ進退賞罰ニ関スル事務ヲ調理シ并官印ヲ管守ス

各課処務規程

第一章 総則

第一条

課長ハ其課員ノ進退黜陟出張在勤等ヲ県令ニ具状スルヲ得但日帰ノ出張ハ課長之ヲ決行シテ後チ開申スルヲ得

第二条

課長ハ主管ノ事務ニ付各郡役所戸長役場ニ対シ其名ヲ署シテ照会往復スルヲ得

第三条

課長ハ掛員ノ分担ヲ定メ或ハ之ヲ変更スルトキハ其時々開申スルモノトス

第四条

課長特任ノ条項ヲ設ケ便宜所分セシムルコトアルヘシ

第五条

課長ハ傭員ヲシテ特ニ課中ノ雜務ヲ掌ラシムルヲ得

第六条

教育課衛生課ノ課長ハ県立学校幼稚園書籍館病院等各長ノ進退賞罰出張等ヲ県令ニ具状スルヲ得

第七条

課員進退ニ関スル願伺等ハ必ス課長検閲ヲ經ルモノトス

第八条

県会ノ議案ハ該主務課ニ於テ調理シ尚特ニ取調委員ヲ置クモノトス

第二章 分担

庶務課

庶務掛

第一部

- 一 郡町村編製ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 郡役所及戸長役場ヲ管理シ郡吏戸長ノ職務上他課ニ属セサル事務ヲ掌理スル事
- 一 郡役所戸長役場ノ経費予算ヲ調査シ及其増減ニ関与スル事
- 一 浦役場ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 郡役所及戸長役場修築費寄付等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 郡吏ノ進退ニ関スル願何届等ニ関与スル事
- 一 郡町村ノ発スル諸達ニ関与スル事
- 一 県会及常置委員会町村会等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 県会常置委員会ノ議案ニ関与スル事
- 一 県会ノ開閉及議員ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 県會議員常置委員ノ進退ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

- 一 篤行奇特者及寄付金等賞与ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 庁中取締ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 図書出版版權写真版權雜誌発行等其他他課ニ属セサル事務ヲ掌理スル事
- 一 戸籍掛

第一部

- 一 戸籍編成婚姻繼承等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 人民ノ黜陟処刑済死没等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 人民財産ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 棄児行旅病人等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

- 一 県社以下ノ神官及寺院住職等ノ進退ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 教導職及説教并講社等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 社寺境内伐木等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 社寺ノ什物及古器物保存ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 葬儀ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 社寺ノ創立再興復旧移転廃合改称等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 社寺例格寺号公称邸内社堂掛所道場等其他社寺院ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 招魂社及官軍墳墓ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第三部

- 一 徴兵ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 常備予備後備国民軍ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 陸海軍生徒召募ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 軍人恩給扶助吊祭等其他陸海軍兵事ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 記録掛
- 一 第一部

一 国史共武政表ヲ編輯スル事
一 国史桌治一覽表ヲ編輯スル事

第二部

一 文書編輯図書保存等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

備荒掛

一 備荒儲蓄ニ関スル事務ヲ掌理スル事
一 救荒予備ニ関スル事務ヲ掌理スル事
一 救育所ヲ管理シ其他究民救恤ニ関スル事務ヲ掌理スル事
一 救育費寄付等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
往復掛

第一部

一 官省院使府県等ノ往復文書ヲ掌理スル事
一 布告布達等ノ印刷頒布及主務省報告ニ関スル事務ヲ掌理スル事
一 県令及県名ヲ以発遣スル文書ヲ浄書スル事
一 諸文書及物品ヲ收受シ之ヲ頒布スル事

第二部

一 諸文書及物品ヲ送達スル事
一 收受及送達ノ月表年表ヲ調製スル事
一 郵便税及電信料ヲ計算スル事
勸業課

農業掛

第一部

一 農産物ノ改良蕃殖ニ関スル事務ヲ掌理スル事
一 地質風土ヲ検案スル事

一 自由試験場ヲ管理シ植物ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 開墾ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 民有森林繁殖保護ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 官有山野払下貸渡ニ関スル事務ニ関与スル事

一 部分林及官林ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 農業議會及種苗交換等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

一 畜産協議会ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 獣医ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 家畜流行病予防ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 鳥獸猟ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第三部

一 水産物ノ改良蕃息ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 漁業採藻ニ関スル事務ヲ掌理スル事

工商掛

第一部

一 鉾山試掘借区土石掘取等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 諸工場及諸製造所等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 工商会社及銀行組合營業市場等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 度量衡ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 商船海員等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 専売免許及商標ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 工業議會商法會議所其他工商ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

一 博物館ヲ管理シ天産人造ノ諸物品ヲ蒐輯スル事

一 古器物保存美術勸奨ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 博覽会共進会等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

駅通掛

第一部

一 駅通郵便ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 郵便局換貯金ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 飛信電信ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 郵便取扱ノ進退ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

一 道路ノ等級及里程標ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 鉄道及灯台浮標舷灯等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 渡船橋錢等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 旅客汽船取締ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 港内取締其他水陸運輸ニ関スル事務ヲ掌理スル事

報告掛

一 農工商ノ通信報告ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 物産統計表及物価表ヲ調製スル事

一 管内輸出入物品ヲ調査スル事

一 勸業上ニ関スル事跡ヲ輯集シテ年報又ハ月報ヲ調製スル事

各掛各部ノ掌理ニ属スル事務

一 勸業費及資金ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 共進博覽会等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 会社及組合營業ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 勸業場ヲ管理シ各其事務ヲ掌理スル事

一 勸業上ニ関スル町村会ノ決議ニ関与スル事

一 農商工学校ニ関スル事務ニ関与スル事

租税課

地稅掛

第一部

一 地租ノ収額ヲ査定シ及徴収ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 土地ノ交換ニ抛リ租額増減又ハ免除等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 開墾土地歛下年季ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 地租不納者及損失ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 国税ノ予算決算ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 耕地用水ニ関スル事務ヲ掌理スル事

地理掛

第一部

一 地籍及地誌ヲ編纂スル事

一 水陸ヲ測量シ地図ヲ調製スル事

第二部

- 一 地種組替ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 社寺境内外地所ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 土地経界釐正ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 郡町村編製ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 水陸ヲ測量シ地図ヲ調製スル事
- 一 電信柱敷地ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 部分林ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一 官林外ノ官木及秣払下等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 雑税掛
- 一 地租ヲ除クノ外国税徴収ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地租ヲ除クノ外国税不納者及損失ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 酒類并醬麴検査ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 諸印紙界紙出納及検査ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 北海道物産税ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 鳥獸猟税ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 度量衡税收入ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一 自飲酒取締ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地租ヲ除ク外国税ノ予算決算ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 舟車ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地方税掛
- 一 地方税賦課徴収ニ関スル事務ヲ掌理スル事

- 一 地方税不納者及損失ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 營業税雜種税種類制限ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地方税ヲ賦課スヘキ營業者取締ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地方税免除ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 諸会社及組合營業市場等ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一 地券掛
- 一 地券訂正ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地券用紙受払ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 旧券状及台帳ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 地引帳図及地価帳訂正保存ニ関スル事務ヲ掌理スル事

教育課

- 一 学務掛
- 一 公私立各種ノ学校及幼稚園書籍館等ヲ管理シ興廢分合其他諸規則等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 学区并校数ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 教員ノ品行検定ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 教員免許状授与ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 生徒試験ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 公私立学校々員及教員生徒ノ進退賞罰ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 学務委員撰挙方及其進退賞罰ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 巡回授業及家庭教育ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 就学督責ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 教育会其他学事上ノ集会ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 学事ニ関スル町村会ノ評決ニ関与スル事

一 県立学校幼稚園書籍館等ノ資産及経費予算ヲ調査シ其増減ニ関与スル事

一 公私立学校ノ資産及経費ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 学事尽力ノ者及寄附金等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 学校幼稚園書籍館等ノ敷地所分ニ関スル事務ニ関与スル事

報告掛

一 公私立各種ノ学校及幼稚園書籍館等ニ関スル統計表若クハ一覧表

ヲ調製スル事

一 学事表簿ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 学事年報ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 前数項ノ外総テ学事上統計報告ニ関スル事務ヲ掌理スル事

衛生課

医事掛

第一部

一 公私立病院ヲ管理シ及諸規則等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 県立病院ノ資産及経費予算ヲ調理シ其増減ニ関与スル事

一 公私立病院ノ資産及経費ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 公私立病院医員職員ノ進退賞罰ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 医師産婆等ノ開廃業ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 毒藥劇藥贗敗藥ノ調査及其販売ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 売藥ノ調査及其販売ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 病死解剖ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

一 公私立病院及貧院育院聾啞顛狂院棄兒等ノ設立ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 郡医町村医ノ配置方法及其進退ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第三部

一 鉱泉ノ性質及効能等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 天然生藥ノ有無及其產地多寡点検申報等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 町村衛生委員ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 地方衛生会及委員進退ニ関スル事務ヲ掌理スル事

保健掛

第一部

一 各地飲水ノ性質ヲ検査シ井或ハ水道ノ位置構造水源ノ掃除ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 腐敗贗造ノ食物飲料取締ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 飲食物玩弄品ノ着色料其他顔料染料等ノ取締ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第二部

一 市街道路溝渠廁 芥溜等ノ掃除及其修繕方法ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 学校病院囚獄旅舎借屋劇場等ノ衛生上利害ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 市場製造場畜場屠場魚干場等衛生上利害ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 墓地ノ位置経界及埋葬火葬ノ手續方法等ニ関与スル事務ヲ掌理スル事

一 埋葬場ノ地形及火葬場ノ構造及其取締方法等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 公園ノ新設存廃等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

第三部

一 各種ノ伝染病予防ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 各伝染病ニ就キ消毒方法及患者ノ離隔法等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 地方病ノ有無類別其他ノ燥湿寒温人民ノ常習ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 種痘検徴ノ普及ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 職業習俗ニ由テ健康ヲ障害スヘキ事件ヲ勘査シ漸次改良除害ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 浴湯ノ構造法及浴法等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

報告掛

一 各郡ヨリ出ス所ノ出産死亡流産ノ申報ヲ収録シ管内ノ人口死者ノ寿夭及疾病ノ類別ヲ調査シテ每半年ノ統計表ヲ調製スル事

一 公私立病院貧院育院聾啞院癲狂院棄兒院等ノ設立郡町村医ノ配置及ヒ種痘検徴ノ員数ヲ調査シ每半年ノ統計表若クハ一覽表ヲ調製スル事

一 医師製藥家藥舗産婆等ノ開廢業地方病ノ有無製藥ノ多寡及売藥ノ増減等ヲ調査シ毎一年ノ統計表ヲ調製スル事

一 一年中施行セル衛生事項及管内衛生上ノ全況ヲ蒐録シテ考案ヲ付シ年報ヲ調製スル事

一 前数項ノ外総テ衛生上統計報告ニ関スル事務ヲ掌理スル事
土木課

修築掛

第一部

一 道路橋梁修築ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 道路敷地及使用等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 道路並木植付保護等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 道路等級及鐵道等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 通路便所下水等ニ関スル事務ニ関与スル事

一 道路へ建設スル揭示物里程標街灯等ニ関スル事務ニ関与スル事

一 路傍官地払下貸渡等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 渡船橋錢等ニ関スル事務ニ関与スル事

第二部

一 河港堤防修築ニ関スル事務及其工事ヲ掌理スル事

一 河川及惡水路等治水ニ関スル事務ヲ掌理スル事

- 一堤塘敷地使用ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一渡船創廃ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一物揚場ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一河原地払下又ハ貸下ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一河川ノ捕魚採藻場ニ関スル事務ニ関与スル事
- 一耕地用水ニ関スル事務ニ関与スル事
- 營繕掛
 - 一庁舎監獄及学校病院等ノ修築ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一庁舎払下貸渡等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一警察署監獄学校病院等払下貸渡等ニ関スル事務ニ関与スル事
- 諸務掛
 - 一各掛ノ事務ニ関涉シ諸工費収支及精算ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一各掛ニ於テ使役スル雇夫ノ進退ヲ掌理スル事
 - 一水害表其他土木ニ関スル諸表簿ヲ調製スル事
 - 一河港道路堤防橋梁及庁舎修築費等寄付ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一土工ノ為メ潰地ニ関スル事務ニ関与スル事
 - 一土工ニ関スル町村会ノ評決ニ関与スル事
 - 一官役人夫負傷手当ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 會計課
 - 一金穀物品ノ出納ニ関スル回議ヲ検査スル事
 - 一金庫物品庫ノ開閉ヲ監視スル事
- 検査掛
 - 一金穀物品ノ計表及精算書報告書等ヲ検査スル事
 - 一為替方預ケ金出納ノ実況ヲ検査スル事
 - 一警察署監獄署郡役所戸長役場学校病院等金銭出納ノ実況ヲ検査スル事
 - 一銀行検査ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 主簿掛
 - 一金穀一切ノ出納ヲ簿記スル事
 - 一金穀出納ノ簿記ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一諸勘定帳調製ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 司計掛
 - 一本部
 - 一本庁経費ノ予算及出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一雑収入金予算及出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一国库費係ル警察費ノ予算及出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一諸局預ケ金及諸官省府県ノ寄托金其他臨時ノ出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一官有財産ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一備荒儲蓄及救荒予備金ノ出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一勸業資金出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 第二部
 - 一地方費出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
 - 一地方費精算報告ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 地方費ニ属スル寄付金及雑収入出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事
一 地方費ニ連帶スル学校病院等ノ資金出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 官省院稟申案ヲ調査スル事
一 官省院諸局及裁判所等往復案ヲ調査スル事

一 賦金及科料金出納ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 他府県往復案ヲ調査スル事

一 地方費財産ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 諸達及指令案ヲ調査スル事

一 巡査積金受払ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 諸規則及建白書ニ関スル議案ヲ調査スル事

出納掛

一 県会常置委員会其他衛生会等ノ議案ヲ調査スル事

一 現金ヲ監守シ及交付等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 県令特命ノ諸文案ヲ起草スル事

一 為替又ハ預ケ金ニ関スル事務ヲ掌理スル事

職務掛

一 旧貨幣及損傷紙幣交換ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 規則定例ニ関シ意見アルトキハ其文案ヲ起草スル事

一 贋造貨紙幣及描改札ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 県令ノ命ヲ受ケ職員ノ黜陟ニ関スル事務ヲ掌理スル事

公債掛

一 職員ノ賞罰ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 公債証書及元子金交付ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 職員ノ進退ニ関スル諸願伺等ヲ掌理スル事

一 公債証書讓与売買ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 長官ノ命ヲ庁中ニ通達スル事

一 諸拝借貸下金ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 長官ノ命ヲ受ケテ親展書ヲ処分シ又ハ之ヲ保存スル事

用度掛

一 本掛ニ属セサル辞令及賞状等ノ書式ニ関与スル事

一 需用物品ノ購入及交付ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 祝祭日及昇降時限等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 備付品保存不用品売却等ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 官印ヲ管守スル事

一 賞与品調度ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 職員ノ宿直ヲ割当ル事

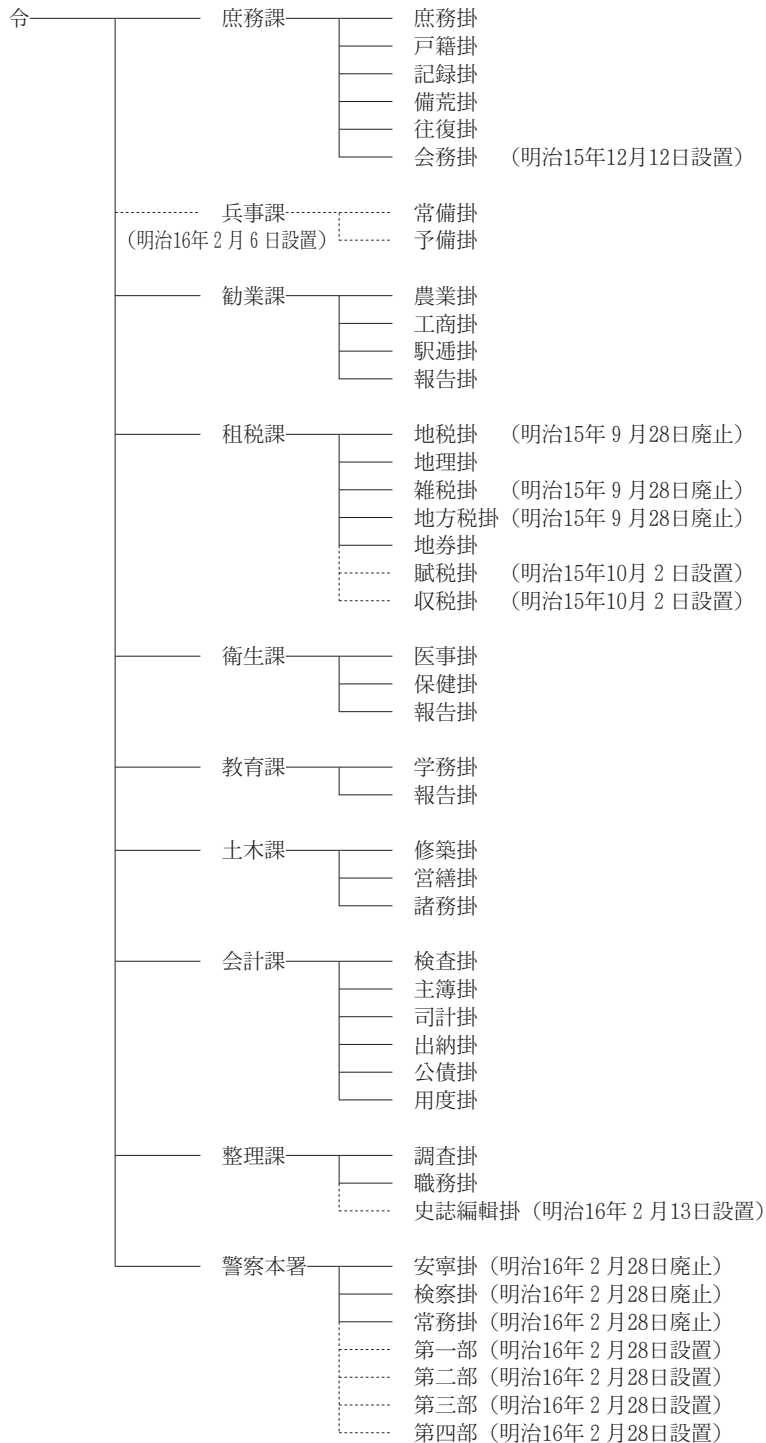
一 諸物品出納表ヲ調製スル事

一 門守給仕小使ノ進退賞罰ニ関スル事務ヲ処分スル事

整理課

調査掛

図. 秋田県庁組織（明治14年9月2日～16年6月12日）



《報告》

企画展「久保田城下町の建設と変遷」

伊 藤 成 孝

はじめに

- 一 展示のねらい（開催趣旨）
 - 二 展示構成と内容（絵図史料について）
 - 三 展示構成と内容（関連する資史料について）
- おわりに

はじめに

秋田県公文書館においては、公文書班と古文書班（現秋田県立図書館所屬）が毎年交互に担当して館蔵史料の紹介のために、企画展を開催している。

今年度平成十六年度は、古文書班担当で、前期は平成十六年八月二十八日から九月二十四日まで、後期は十月十六日から十一月五日までの期間で当館二階特別展示室において行われた。また、初めての試みとして、今回の企画展のねらいや見所を詳しく解説する企画展示報告会を、九月二日に秋田会場（秋田県立図書館）で、九月八

日に横手会場（かまくら館）で、九月二十日に大館会場（大館市立中央公民館）の三会場において行っている。

そこで、本稿においては、この平成十六年度企画展「久保田城下町の建設と変遷」について、その開催趣旨（展示のねらい）や展示構成・内容を報告するものである。

なお、本稿全般における参考文献として、通史的な部分は主に昭和版『秋田県史』^①・『秋田市史』^②・『近世の秋田』^③に拠って、また、絵図史料の分析にあたっては主に阿部和彦氏の「秋田藩領城下町・在郷給人町の官製図について」^④・渡部景一氏の『秋田市歴史地図』^⑤に拠って論を進めることにする。

一 展示のねらい（開催趣旨）

平安末期以来、常陸国に蟠踞してきた旧族大名佐竹氏は、関ヶ原の戦いにおける姿勢を問われる形で、徳川家康から常陸国五十四万石余の所領を没収され、出羽国秋田への転封を命じられた。そして、

慶長七年（一六〇二）九月十七日、旧領主の秋田安東氏の居城である湊城（土崎）に入城したが、翌八年（一六〇三）五月、内陸の神明山（現在の千秋公園）に新しく城を築くことにし、翌九年（一六〇四）八月二十八日には久保田城に居城を移し、湊城は破却された。今年、平成十六年（二〇〇四）は、佐竹氏が久保田城に移ってちょうど四〇〇年の年にあたる。そこで、これを機に、由利・鹿角を除いた現在の秋田県の大部分を領国として支配した佐竹氏が本拠に定めた久保田城とその城下町をどのように建設したのか、また、国替直後の慶長期から江戸時代後期の文政期までその城下町がどのように変化・発展していったのかなどを、当館所蔵の史料の中で、詳細に屋敷割りの様子が描かれている絵図をすべて一堂に掲げ、振り返ることにした。（これが一点目の「見所」である。）

最初に掲げた「御国替当座御城下絵図」は、久保田城着工直後の城下の様子を示したものである。次の「秋田久保田城絵図」「御城内御座敷廻絵図」の二点は、いずれも江戸時代後期のものではあるが、久保田城の建設プランがわかるものと思われる。

また、「久保田城御城下絵図」と「外町屋敷間敷絵図」からは、寛文初年（一六六一）の久保田城下町の全体・内町（侍町）と外町（町人町）の詳細な様子がわかる。そして、寛保二年（一七四二）の「御城下絵図」・延享二〜三年（一七四五〜四六）の「久保田御城下絵図」・宝暦九年（一七五九）の「御城下絵図」・寛政期（一七八九〜一八〇一）を中心とした「城下御絵図」・文政四年（一八二

一）の「御城下絵図」からは、久保田城下町の変遷の様子がわかる。さらに、「羽州久保田大絵図」は、文政十二年（一八二九）頃の内町や周辺地域が、実に詳細に描かれている。

最後に、「土崎湊町絵図」は、文化年間（一八〇四〜一八）の土崎湊町の様子を描いたものだが、秋田藩では、久保田城下町だけでなく、流通の拠点である土崎湊町についても、詳細な絵図を作成していたことがわかる。

次に、二点目の「見所」としては、「絵図史料」の内町（侍町）に記載されている氏名の分析を詳細に進めていくことにより様々な事がわかってくるものと思われるが、今回掲示した「絵図史料」のほとんどは、屋敷地の氏名の文字が楷書で書かれていないため、一般の利用者にはわかりにくい面がある。そこで、今回の展示では、慶長九年頃の「御国替当座御城下絵図」と寛文初年の「久保田城御城下絵図」と文政十二年頃の「羽州久保田大絵図」の三点について、特に「三の廓（現在の秋田市中通地区）」部分の翻刻を行ったパネルを作成することにより、一般の利用者にもわかりやすいように工夫を試みてみた。いわば、「江戸時代の秋田の住宅地図の復元」といったところである。

さて、久保田城築城の様子はまったくといってよいほど不明であるが、「絵図」とともに、関連する「史料」を読んでいくことで、ある程度のことは、推測できると考え、次のような「史料」も合わせて展示することとした。秋田藩政の根本史料である「国典類抄」

や「御亀鑑」、曲輪や堀の長さなどの城の構造が記載された「羽州秋田郡窪田城絵図帳」、内町の屋敷割の規定などを定めたものを含む「当用式」、藩主の書状等を含む「秋田藩家蔵文書」、重臣の日記である「梅津政景日記」や「浜江和光日記」などがこれにあたる。

また、三点目の「見所」として、公文書館の企画展示においては、これまで館蔵史料の紹介という点から原則として館蔵史料のみを展示してきたのであるが、今回は、久保田城跡や城下町遺跡の発掘調査の結果出土した遺物の一部を展示することで、絵図史料や文書史料を補完し、より当時の久保田城下町の様子を理解していただくため、一歩踏みだし館外資料をも展示することにした。

こうした「史料」等を参考に、一連の「絵図」に記載されている事項を検討することにより、今まで以上に様々なことがわかってくるものと考ええる。また、今回の展示を通して、当時の城下町建設のプランが現在にまで生きていることをとらえていただき、かつ普段古文書や絵図に接する機会の少ない人にその場を提供することによって、秋田県の歴史に対する関心が深まることを目的として企画したものである。

二 展示構成と内容／絵図史料について

今回の企画展では、久保田城下町の建設と変遷の様子を理解していただくために、十二点の城下町・城郭絵図を時系列に一堂に掲げ

たが、今節では、この十二点の絵図について、一点ずつ分析していくことにする。

(一) 「御国替当座御城下絵図」(慶長九年(一六〇四)頃)

佐竹氏は慶長八年(一六〇三)五月に、土崎湊から内陸の神明山に新居城を築くことに決め、築城に着手し、翌慶長九年(一六〇四)八月二十八日には久保田城に居城を移して、湊城は破却された。それと同時に、城下に家臣の屋敷割を進めていったと考えられるが、

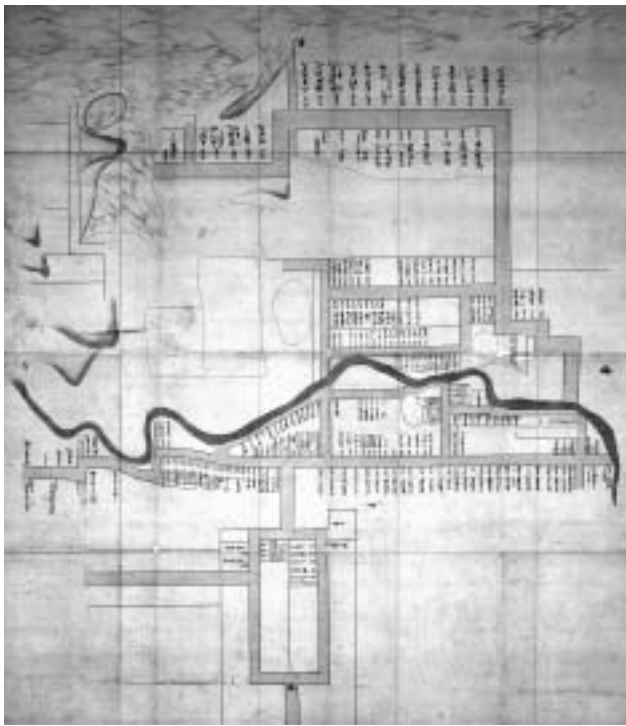


写真1

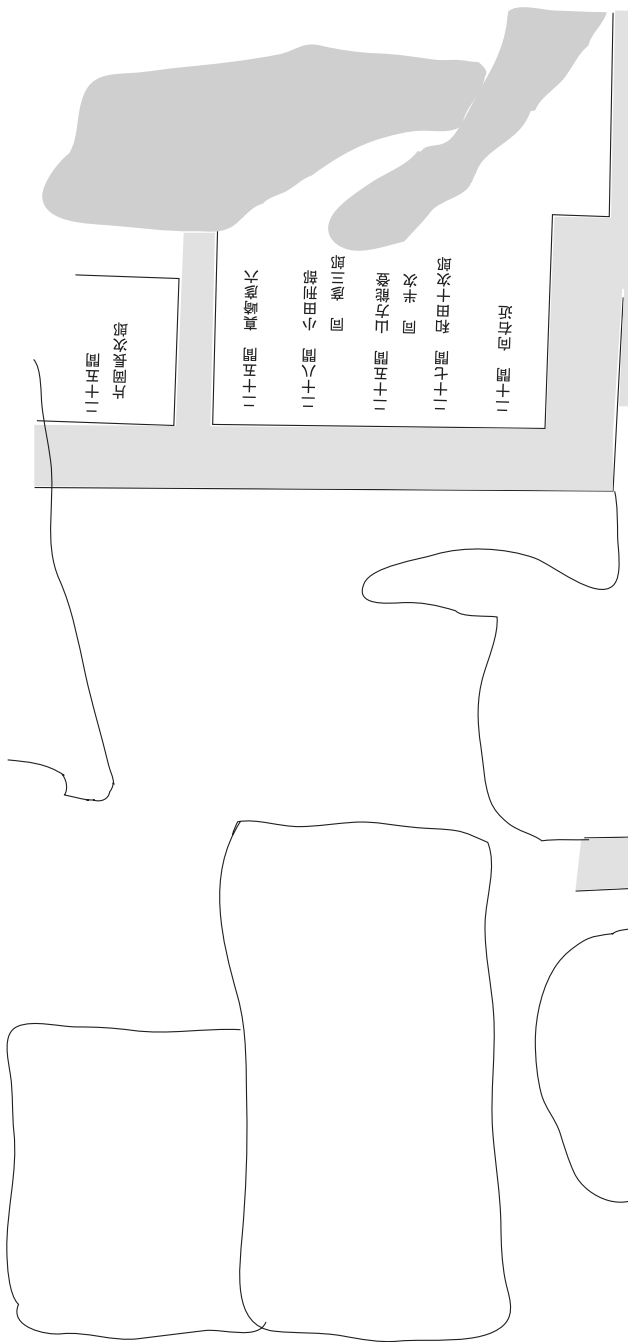
「御国替当座御城下絵図」(慶長九年(一六〇四)頃)

図1 「御国替当座御城下絵図」

(慶長9年(1604)頃)

〈翻刻済みの図〉





近古岡 間十二
和次十田 間七
次半 同
山 間五十二
豪 同
三彦 同
郎 間八十二
利田小
真 間五十二
彦 間六

岡次長岡 間五十二
郎

この絵図はそうした状況に対応したものと考えられる。

湊城を廃棄した理由としては、城地が狭く要害ではなかったという説が通説化している。また、海運よりも河川運輸との密接な関係を重視した^⑥とか、防災や軍事面も理由としてあげられている。

城地の選定をめぐるのは、「久保田」と「横手」、さらには「寺内山」と「神明山」が候補として検討されたが、最終的には藩主義宣の判断で「神明山」に決まったとされている。城地の選定にあたっての城づくりの基本思想としては、「堅固三段」といって「城堅固」

（攻防戦での城自体の堅固さ）・「所堅固」（城周辺の地勢から見ての堅固さ）・「国堅固」（領国全体から見ての堅固さ）が重要とされている。久保田城においては、海の玄関口の土崎湊、羽州街道、仁別川（旭川）・雄物川水運の結節点としての「国堅固」、寺内山・泉山・手形山・勝平山・金照寺山、長沼に囲まれていることから「所堅固」、仁別川（旭川）を西側に掘り替え、堀川としてその川路を城の外堀とし、土塁を何重にもめぐらすなどの工夫による「城堅固」と見事に生かされていることがわかる。

さて、この絵図では詳細な屋敷の区画（境界線）は表示されていないが、人名が記載されており、各人名の上に屋敷の表間口の間数が記入されている。そこで、この段階ではまだ明確な町割はなされていないのではあるが、後の三の廓（現在の秋田市中通地区）付近の部分に限った形で翻刻したものが図1である。

三ノ丸大手門脇の東方の上中城に「向右近」の名があるが、家老

向右近宣政が屋敷地（四二〇四坪）を与えられるのは、慶長九年（一六〇四）八月のことである。（『向右近宣政伝記』『国典類抄』前編軍部一）

仁別川（旭川）は、現在のように南北に直流しているのではなく、台所町から穴門を通り、古川堀端町から五丁目蔵辺へ流れるように蛇行して描かれている。この仁別川の掘り替え工事は、築城と同時に着手されたものと推測されるが、工事着手時やその過程の記事は見られず、詳細はほとんどわかっていない。

根小屋町通りの西側に「梅津半右衛門・同茂右衛門」とあるが、これは、藩主佐竹義宣の側近として藩政初期を支えた、近習出頭人梅津憲忠・政景兄弟のことである。「梅津政景日記」元和四年（一六一八）六月二十七日条によると、根小屋町にあった政景の屋敷は、屋敷替によって長野町の八木作介・深見道化の屋敷地に移っているが、絵図の長野町西側には、「八木作介」の名も見ることができる。

大町一丁目辺の「すわ（春王）」は、慶長十五年（一六一〇）五月二十六日に藩主義宣の寄進で保戸野諏訪町に建立される諏訪神社の元の位置であると思われる。また、後に外町になる部分にも家臣の名が並んでいるが、このことから、外町の建設が本格的にはじまるとされる慶長十二年（一六〇七）より前の様子であるということもわかる。

以上のことから、この絵図は、およそ慶長九年（一六〇四）頃の築城当初の様子を描いたもので、いわば久保田城下町の町割（屋敷

割）プランであると考えられる。

(二)「秋田久保田城絵図」(文政四年(一八二二))

この絵図は、文政四年(一八二二)幕府の国目付(丹羽五左衛門長堅・三浦甚五郎正通)が秋田に下向した際に提出したものの控えであり、後述する(十)「御城下絵図」も同様の目的で作成されたと考えられ、絵図の下部には、城郭規模・城郭施設の名称と数・堀の長さなど巾などが詳記されている。

築城にあたり、それまで神明山の北端にぶつかりいくつかに枝分かれし、主流は西端直下を流れていた仁別川を西側に掘り替えるこ



写真2 「秋田久保田城絵図」
(文政4年(1821))

とにした。本丸居城の崩落を避けるためであったが、古い流れを利用して内堀とし、西に掘り替えたその川路を城の外堀として最大限に利用している。

久保田城の特徴としては、複数の廓を備えた平山城で、「石垣がほとんど無いこと」「天守閣が初めからつくられなかったこと」などがあげられる。その理由としては、「幕府への遠慮」「石垣普請が苦手」「財政的余裕がない」「石材確保が困難」「戦闘様式の変化において石垣や天守閣は重要でない(実用性が無い)」などの諸説がある。これに関しては、当時の東国大名においては、堀と土塁だけの築城が一般的であり、また、関ヶ原後、懲罰的国替でしかもいわば占領軍として秋田にやってきた佐竹氏としては、強力に費用と労力をかけての普請に対する土豪・農民の一揆(反発)を防ぎ、そうして生まれる余力を、幕府への軍役奉仕と領国経営に向けるねらいがあったものと考えられているが、妥当なものと思われる。

山の頂上部に本丸を置き、その東側に二ノ丸を配し、本丸の北側には堀と八幡山別郭を隔てて北ノ丸を設け、堀で囲んでいる。本丸・二ノ丸の堀を隔てて、北・東・南の三方をコの字型に囲む形に三ノ丸が設けられている。そして、本丸の西には、堀と土塁によって囲まれた独立した郭がつくられて西曲輪と呼ばれ、兵具蔵が設けられていた。

本丸には、藩主の居館と政庁の役割を果たした本丸御殿、「御出し書院」と通称される櫓座敷、新兵具御隅櫓、表門、裏門、帯曲輪

門、埋門、二ノ丸には、「黒門」と通称される二ノ丸東御門、松下門、厩門、安楽院・勘定所などの諸役所、鐘楼が置かれた区域、厩、金蔵などをみることで、三ノ丸は、東部を上中城、南部を下中城、東北部を山ノ手といい、重臣の屋敷が置かれた。

三の丸の上中城から長野町にぬける追手門や下中城から中土橋にぬける搦手門は、外門と内門の間に作られた四角い空間である枳形になっている枳形門の形式であることが絵図からもわかる。

八幡郭は三ノ丸の一部であるが、土塁と堀で囲われた郭を成し、上級家臣屋敷とは異なる一画として別郭と呼ばれるようになる。また、常陸から移された小（正）八幡宮をまつたことから八幡郭とよばれ、大八幡宮とその別当である一乗院が置かれた。

北ノ丸には、東側に材木小屋兼作事小屋を建てて御木屋とよんだことにはじまり、次第に作事・普請関係をつかさどる役所機能をもつようになった作事組織である「大木屋」、西側に「御茶園（御花畑）」、本丸側に「北ノ丸御初蔵」と正八幡宮・稲荷社の別当をつとめる「金乗院」が置かれた。

（三）「御城内御座敷廻絵図」（文化・文政期～安政期頃）

作成された年代は未詳とされているが、奥小座敷の新規普請が寛政一一年（一七九九）、評定所と奥向の改築が文化八年（一八一二）であることから、それ以降の作成と考えられ、佐竹史料館所蔵の安政六年（一八五九）の「御城中略図」に描かれた本丸御殿の配置構

成とあまり違いがないことから、文化・文政期から安政期頃の間^⑧に作成されたものと考えられる。

本丸御殿は藩主とその家族の居住空間である一方で藩の政庁として政務をつかさどる重要な場所であり、これらの機能をもった建物群が複合的に配置されていた。本丸御殿の他には、多門（多聞長屋のことではなく、屋根のある多聞風の板塀のことを多門といったと推測されている。）五か所、多聞長屋五棟、諸番所六か所、蔵四か所、櫓四か所（北西隅には新兵具櫓（現在の御隅櫓）、「御出し書

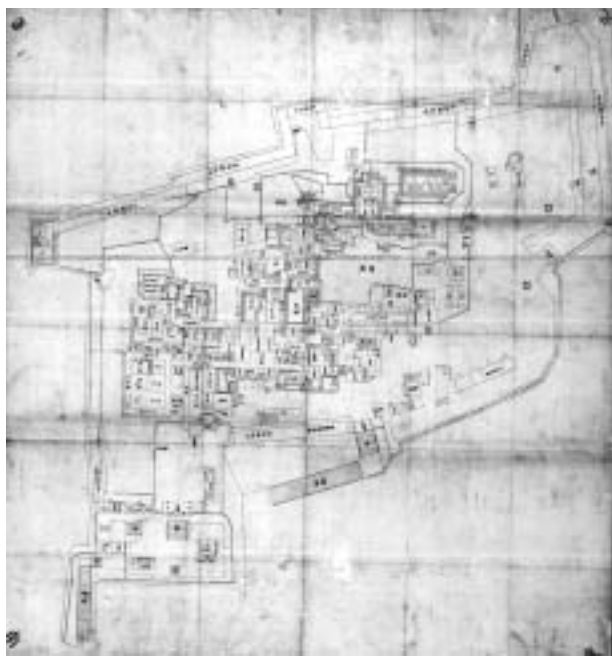


写真3 「御城内御座敷廻絵図」
（文化・文政期～安政期頃）

院」と通称される櫓座敷があり、城門は、表門（一ノ門）・裏門・帶曲輪門・埋門の四つがあった。また、二ノ丸から本丸に至る途中に、「御物頭番所」がある。

次に本丸御殿の内部をみていくが、表門の正面奥に玄關がある。玄關部には番所・吟味役所などがあり、廊下を隔てた西側奥にも評定所や財用方・勘定方や記録所・右筆所などの諸役所があって、この一郭が政務の中枢であることがわかる。

一方、南側から中程には儀式とそれに伴う対面の空間である広間と金之間そして御座之間・御陰之間があり、御座之間的西側には、御居間・御寝間や御物置・御納戸物置、さらに西側に、御土蔵・御寶藏がある。そして、玄關部の北側には、御法度書之間を挟んで、藩主の居住空間である各棟が建ち並ぶが、このうち、東側は御茶屋・料理之間・御台所・御膳番局などの表向諸室がある。

さらに、表向諸室の西側に御鈴廊下を経て奥向の各棟が連なり、奥御居間・長局などの諸室がある。また、表向と奥向に挟まれた中庭の一郭に鷹屋の諸施設があることも確認できる。

（四）「久保田城御城下絵図」（寛文元〓二年（一六六一〓六二）頃）

この絵図には表書に「文政五丑午年八月二十九日写之」とあり、文政五年（一八二二）の写図であることがわかるが、原図の作成年代は未詳とされている。

道路は黄色・堀川は青色・土塁は黒色と色分けされ、内町は屋敷



写真4 「久保田城御城下絵図」
（寛文元〓二年（一六六一〓六二）頃）

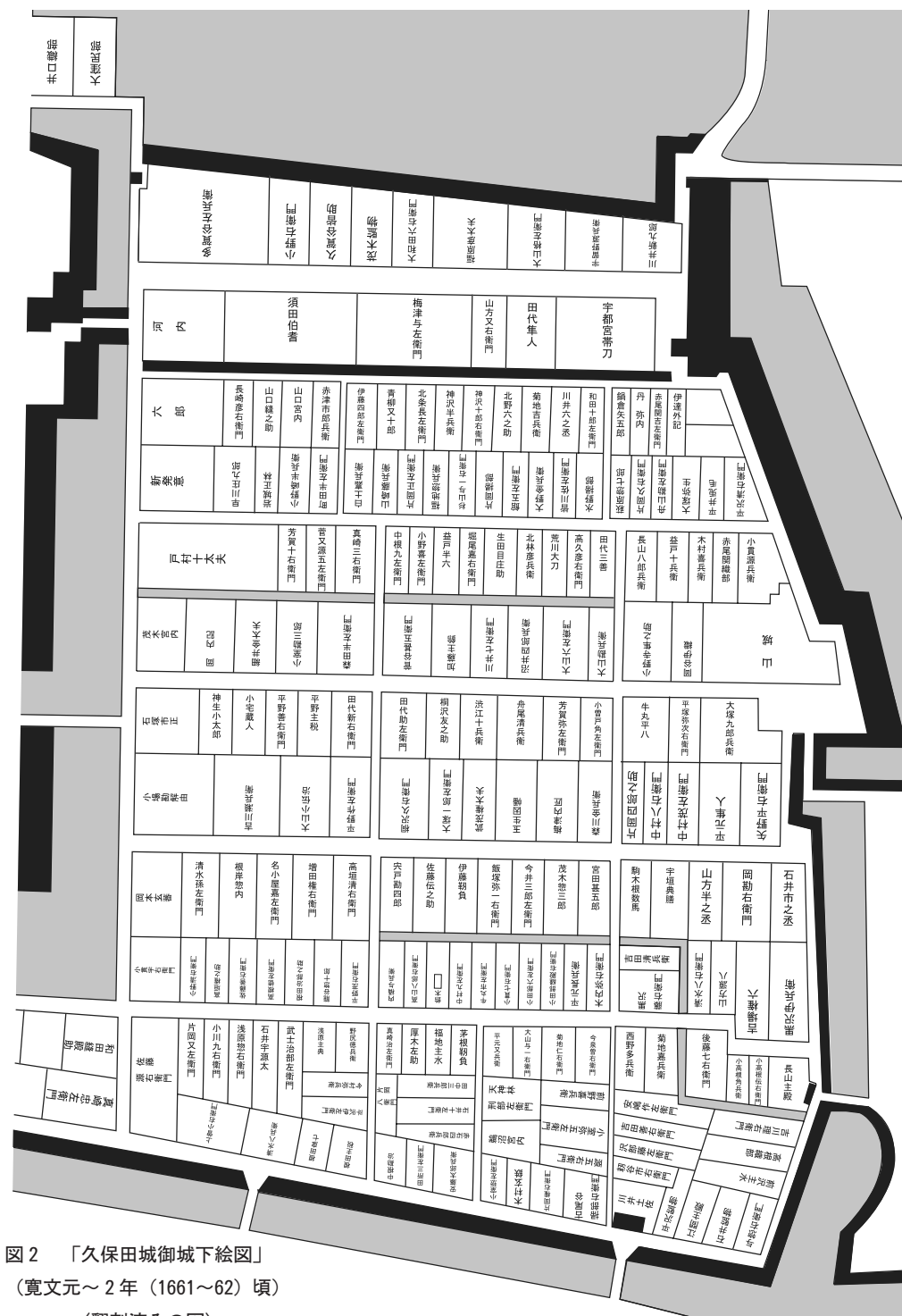


図2 「久保田城御城下絵図」
(寛文元～2年(1661～62)頃)
〈翻刻済みの図〉

表1 「久保田城御城下絵図」
(寛文初年(1661~62)頃)
〔「翻刻済みの図」の解説〕

この図で取り上げた三の廓は、現在の秋田市中通地区にあたり、上級家臣が屋敷を与えられました。特に、広小路や長野町には、一門・重臣の屋敷が並び、他に比べても敷地が広いことがわかります。

広小路		
名 前	家格・役職等	知行高
「多賀谷左兵衛」	引渡・一門・檜山所預	5,000石
「河内」(佐竹北義朗)	引渡・一門・角館所預	4,000石
「六郎」(小場六郎義房)	引渡・一門・大館所預	9,000石
「新発意」(佐竹南義敵)	引渡・一門・湯沢所預	8,200石
「戸村十太夫」	引渡・一門・横手所預	6,000石
「茂木宮内」	引渡	3,500石
「石塚市正」	引渡・一門	1,512石
「小場勘解由」	廻座・一門・小場家分家	2,400石
「岡本玄蕃」	引渡	500石
「小貫宇右衛門」	廻座	600石
「佐藤源右衛門」	廻座	2,000石

長野町		
名 前	家格・役職等	知行高
「茂木監物」	廻座	440石
「福原彦太夫」	廻座	550石
「宇留野源兵衛」	引渡・一門	500石
「須田伯耆」	廻座	2,600石
「梅津與左衛門」	廻座	2,500石
「田代隼人」	廻座	200石
「宇都宮帯刀」	引渡	940石

根小屋町通り南端		
名 前	家格・役職等	知行高
「山城」(佐竹東義寛)	引渡・一門	4,000石

が細かく区画されており、屋敷ごとに人名・間口奥行間数が詳細に記されている。檜山などの足軽町には、足軽組の指南の氏名と配下の足軽の人数が記載されており、保戸野八丁などでは、御小人組の指南の氏名はあるが、配下の御小人の人数は記載されていない。また、大身層の下屋敷の位置も確認できる。そして、町の中央部では、北から南へ仁別川(旭川)が貫流し、途中東からの太平洋を合わせ、商品流通の動脈であった雄物川にそそいでいる。

正保四年(一六四七)の「出羽国秋田郡久保田城絵図」と比較し

てみると、正保期の長野下は、堀反町を除いてすべて田であったが、この絵図では長野下新町から亀ノ丁新町・檜山新町まで町割が完成している。また、同様に手形新町・保戸野八丁新町などにも町割がなされているなど、城下町の外郭線も広がってきている。

久保田城下町の構造と機能の面から見ていくと、城郭プランとしては「輪郭式」と「梯郭式」を合わせた形式である。本丸を中心に二の丸・三の丸が囲み、同心円状に二重の土塁と堀で本丸を守り(「輪郭式」、また、城郭全体から見ると本丸が一隅に片寄って

設けられ、本丸から段下がりにより二の丸・三の丸、三の丸の南西側の平地に、さらに堀と土塁で区画された侍町が梯子状に二段に張り出している(「梯郭式」)。そこでは、一番高い本丸に藩主が、それより一段低い所に重臣が、最も遠く離れた所に下級武士・足軽等を配するなど、土地の高低、藩主との遠近を考えた廓の配置の仕方にも当時の主従の身分観念がよくあらわれている。そして、それはまた軍事上の防御の機能をも果たしているのである。

都市景観上の特徴としては、三の廓内の「東根小屋町通り」からは「御出し書院」が見上げられる様になっており、「羽州街道を保戸野鉄砲町から通町に入る通り」からは「二の丸隅櫓」を見通

せるように設計されていたし、四廊の「亀ノ町」からは、本丸東南部にある「多聞櫓」を見上げることができるよう設計されていた。⁽⁹⁾（同時に、城内の「御出し書院」・「二の丸隅櫓」・「多聞櫓」からそれぞれ別の街路を見下ろすことができることも意味している。）

次に、内町（侍町）の屋敷割を分析していくが、ここでも図2のように三の廊の部分を翻刻している。また、この「翻刻済みの図」をもとに、一部であるが分析したものが表1である。

長野町西側の「須田伯耆」については、『羽陰史略』⁽¹⁾明暦三年（一六五七）条に、「此年須田美濃、伯耆二名改」とあり、この年「伯耆」に改名している。また、土手谷地町西側の小場家の屋敷地に「六郎」とあるが、同書万治元年（一六五八）十二月十三日条に「小場参河義易卒五十八 嫡六郎義房嗣。」とあり、この年小場三河義易が亡くなり、嫡子六郎義房が嗣いでいる。そして、西隣の中谷地町東側の佐竹南家屋敷に「新発意（しばち）」とあるが、同書寛文元年（一六六一）九月八日条に、「南美作義箸卒三十九。」とあり、この年佐竹美作義箸が亡くなり、嫡子新発意義敏が嗣いでおり、この絵図は寛文元年以降の様子を描いたものと考えられる。

さて、上中城の「保徳院」は佐竹東義直の後室であるが、『新編佐竹七家系図』⁽²⁾によれば、寛文三年（一六六三）二月二十一日に亡くなっている。また、西根小屋町西側に「岡本玄蕃」とあるが、『羽陰史略』寛文二年（一六六二）条に、「此年岡本玄蕃元弘卒。又太郎元朝幼少ニテ家督ヲ賜フ。」とあり、この年岡本玄蕃元弘が亡

くなり、又太郎元朝が幼少にて家督を嗣いでおり、この絵図は少なくとも寛文二年以前の様子を描いたものと思われる。

以上のことから、この絵図は、寛文元年から二年頃の様子を描いたものと推測でき、内町（侍町）の屋敷割が詳細に記載された絵図としては、当館所蔵の絵図の中では最古のものといえる。

ところで、前述正保四年の「出羽国秋田郡久保田城絵図」は、幕府による正保の国絵図事業の一環として作成され提出したものの控えであると考えられる。この正保城絵図は諸国諸城の軍事機能の特性を幕府が完全掌握する目的で、諸大名に献進させた軍用図であり、城郭だけではなく城下の町割までも含み、城郭構造と周辺地域については鳥瞰図風に克明な景観描写が要求され、城下は町割の平面図様式だが、侍屋敷や町屋の小路割とその間数の記入など幕府からの詳細な指示のもと作成されたものである。この寛文初年の（四）「久保田城御城下絵図」を含めて、以降の様々な城下絵図の原図はその様式に画一性が認められることから、基本的にはこの基準に基づいて作成されたものと考えられる。

（五）「外町屋敷間数絵図」（寛文三年（一六六三））

この絵図は表下部に、各町の町長と家数を記し、数ヶ町の町組に一人の肝煎名を記したあと、「総町数合四拾九町 間数合千四百貳拾壹間 表四間口 此家数合千七百八拾七間 但六尺五寸間 寛文三年卯ノ八月四日」とあり、寛文三年（一六六三）の外町（町人町）

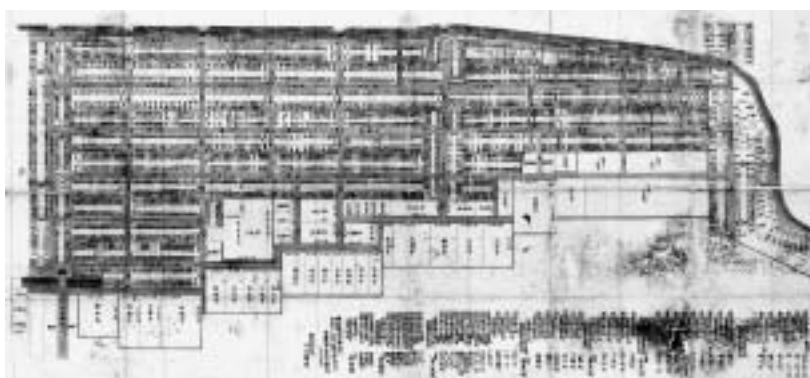


写真5 「外町屋敷間数絵図」

(寛文3年(1663))

と寺町の様子を描いたものといえる。

城下絵図のほとんどが、外町を簡略化しているため、前掲(四)の寛文初年の「久保田城御城下絵図」とこの絵図を合わせてみるこ

とによって、この時期(寛文初年)の久保田城下全体の詳細を把握することができるものと考えられる。

道路は黄色・堀川は青色・土塁は緑色と色分けされている。

外町の町割は、通町・大工町と馬口労町を南北の両軸として、この間を東から川端、大町・鍛冶町、肴町・茶町から酒田町、亀ノ丁から鉄砲町と南北に走る四本の通りと、これに続く上米町・下米町の二本の通り、さらにこれらを結び東西に走る横小路とによって、縦横に区画されている。また、内町(侍町)特に足軽町はその性格上、道路は細く丁字やカギ型の道路が多いのに比べると、外町の道路は「碁盤の目状」に整然としている。さらに、絵図には各町の両端入り口に設けられた町門が明確に描かれている。

久保田における外町の町割の場合、間口は一軒前六尺五寸間で、奥行は大町の二十五間を除いて他は二十間に割り付け、それを夫役あるいは小間銭の基準としていた。

寺町には常陸から移ってきた一乗院・東清寺・鱗勝院などを配するとともに、寛永年間まで土崎湊にあった旧寺院にも土地を与えて移転、または新寺を創建させるなどして、南北に四十か寺を集め列べた。羽州街道が外町に入る口で道路を曲折させ、土塁をもって互い土手を築き、堀を設け、鉄砲組・兵具組の足軽屋敷を配したことと合わせ、寺町を西辺の守りの前線としたものと考えられる。

(六)「御城下絵図」(寛保二年(一七四二)頃)

この絵図の裏書には、「寛保二壬戌年九月日」「寛保二年御城下絵図」と書かれ、作成年代が推測できる。

城下町周辺の記載が詳細かつ広域にわたっていて、村々や山にある諸施設や寺社、城郭内の施設や橋・門・櫓などが鳥瞰図風に立体的に描かれ、道路は黄色・堀川は青色・土塁は緑色と色分けされている。また、内町は一筆ごと表間口・奥行間数が記され、足軽・小人・中間・同心等は、組支配の頭の名前と組配下の人数が、御厩・



写真6 「御城下絵図」
(寛保2年(1742)頃)

使番等はその身分と配下の人数が記入されている。さらに、大身層の下屋敷の位置などもわかる。

前掲(四)の寛文初年の「久保田城御城下絵図」と比較してみると、作成年代に約八十年の開きがあるが、それまでは廓外で深田や湿地帯であった長野下南側を埋め立て、築地が造成され町割がなされている。また、同様に手形新屋敷・保戸野金砂町・下中島南半・太平洋の向かい側の榎山愛宕下などにも町割がなされるなど、さらに城下町は拡大していることがわかる。

穴門付近に「評定所」とあるが、『国典類抄』前編嘉部三十六享保十年(一七二五)五月十五日条に「此度会所相止之られ 御本丸ニ御用所被立置 中略 会所ハ評定所と被建置候」とあり、それまで穴門にあった「会所」を城中に移し、従来の「会所」を「評定所」としている。

また、土手長町中丁北側に「町奉行所御用屋敷」、南側には単に「御用屋敷」と記されているが、『羽陰史略』享保二十年(一七三三)七月三日条に、「此度御儉約御振も御改被遊候ニ付、只今長町町奉行仮屋二軒之内一軒被成置、毎日其仮屋へ出勤御用相弁、外ハ自分宿所にて可承相極候。」とあり、従来長町に二軒あった町奉行仮屋を儉約のために一軒にしている。

そして、東根小屋町東側に「茂木宮内」とあるが、同書寛保元年(一七四一)六月朔日条に、「茂木弥三郎久保田へ登、名宮内ニ改」とあり、茂木弥三郎は久保田へ登り、名を宮内に改めていることか

ら、この絵図はこの年以降の様子を描いたものと思われる。

さて、同じく東根小屋町西側に、「石塚主殿」とあるが、同書寛保二年（一七四二）十二月十四日条に、「石塚主殿義行卒」とあり、石塚主殿義行は亡くなっており、同書翌寛保三年（一七四三）六月朔日条に、「石塚源一郎家督之御礼」とあり、石塚源一郎は家督の御礼のため藩主に謁している。

このことから、この絵図は裏書の通り、寛保二年（一七四二）十二月以前の様子を示しているものと考えられる。

（七）「久保田御城下絵図」（延享二〜三年（一七四五〜四六）頃）

表書に「弘化四年末二月久府石古川氏より到来持所也」とあるのみで、絵図の作成年代等に関する情報は記載されていない。

全体的にみても、中心部や町周辺部での記載事項の漏れ等も多いようで、作図の精度としては多少雑なように思われるが、記載内容について、前掲（六）の寛保二年（一七四二）の「御城下絵図」と比較してみると共通する部分が多いことがわかる。

下中城西側、重臣渋江氏宗家の屋敷の部分には氏名が無いが、記載されていない理由は不明である。また、久保田城二ノ丸に「大こし掛け」とあるが、登城した主人に付き従った家来衆が休んだ場所と考えられる。さらに、久保田城北ノ丸の「大木屋」西側は「茶畑」と記載されており、畑地として利用されていたようである。

前掲（六）の寛保二年の「御城下絵図」で、長野町南端の宇都宮

家屋敷には「帯刀」と記載されているが、この絵図には「四郎」とある。『羽陰史略』延享二年（一七四五）十二月朔日条に「宇都宮四郎隣綱家督御礼」とあり、四郎隣綱はこの日宇都宮家の家督を嗣いでおり、同書延享三年（一七四六）正月二十五日条に、「正月二十三日宇都宮典綱卒」とあり、帯刀典綱は、翌年正月二十三日に亡



写真7 「久保田御城下絵図」
（延享2〜3年（1745〜46）頃）

くなっている。

同じく長野町北端は多賀谷左兵衛の屋敷であるが、同書延享三年二月始条に、「多賀谷左兵衛実子無之養子相済、閉居御暇被下、名下総に改」・同書同年三月九日条に、「多賀谷氏の養子出仕、名将監に改御一字被下峰章と称ス」とあり、延享三年二月初めに、多賀谷左兵衛は養子を迎え、隠居の上名を下総に改めており、同年三月九日には、多賀谷氏の養子が出仕し、名を将監に改めている。

以上のことから、この絵図は、延享二年末から延享三年初めの久保田城下の様子を描いたものと考えられる。

(八)「御城下絵図」(宝暦九年(一七五九))

この絵図の分析については、今村義孝氏によって『日本の市街古図』¹⁶⁾の中で詳細に解説がなされているので、これに拠って論を進めていくことにする。

絵図の作成年代は、表書に記載されているように宝暦九年(一七五九)であり、この年幕府の国目付(安西彦五郎・建部荒次郎)の二人が、秋田に下向した際に作成され、提出したものの控えであると考えられる。国目付派遣の目的は、宝暦八年(一七五八)に秋田藩主佐竹義明が死去し、その嫡子義敦がわずかに十一歳で襲封したため、その領内を監察することにあつたとされている。

侍屋鋪は緑色・足輕中間匠者屋鋪は茶色・町屋鋪百姓屋鋪は桃色・寺屋鋪は白色・堀川は水色・道は黄色・土居は黒色と色分けされて

おり、城下町周辺の寺院・神社と城郭施設等は鳥瞰図風に立体的に描かれている。また、絵図表下部には、城郭規模・城郭施設の名称と数、堀の長さなど巾などが詳記されている。さらに、三の廓内の内町(侍町)には、東から長野町・土手谷地町・中谷地町・東根小屋町・西根小屋町・上長町・土手長町の町名が記載されている。

仁別川に架かる橋はいずれも架け橋であり、この絵図においては、中島新橋・通町橋・一丁目橋・二丁目橋・四丁目橋・五丁目橋・四十間堀町橋・馬口労町橋を、また、五丁目橋の袂には「五丁目蔵」または「亀町御米蔵」とよばれた藩の蔵米を収納した御米蔵と船溜



写真8 「御城下絵図」
(宝暦9年(1759))

まりを確認することができる。

ところで、外町（町人町）から二丁目橋を渡って廓内に入った突き当たりの土手長町には、町奉行役所（北・南の二か所）があるが、ここにみられるように、外町から廓内の内町（侍町）へは直通ではなく、また、仁別川（旭川）に沿った、三の廓内の土手長町には土塁が築かれ、外町からは内町の様子を眺めることはできない仕組みになっている。さらに、各廓とも廓外からの道路には「互い土手」を設け、枡形門が見られるなど、四の廓までを含めた廓全体が一つの城郭を形成している点も久保田城下町の特徴といえる。

前掲（六）の寛保二年の「御城下絵図」と比較してみると、新規に町割された様子は無く、城下町の拡大が見られないことから、寛保期前後にはほぼ久保田城下町の形体は完成したものと推測される。

そして、全体的に記載内容が簡略化され、侍屋敷も屋敷割や記名があるのは、上級武士に限られており、町長や侍屋敷の面積を示した数字も記載されていない。また、外町も簡略に描かれている。これは、幕府提出（報告）のために作成されたという用途からも、城郭の概要や侍屋敷（但し上級武士のみ）の状況についてなど、政治的・軍事的に必要な情報だけが記載されたものと考えられる。

（九）「城下御絵図」（原図は宝暦九年（1759）明和七年（1770）頃作成）

この絵図は「寛政御改正御城下絵図」の表題があり、ある期間城下の変更（特に侍屋敷の屋敷割）を記録する図（台帳）として藩行

政に実際に使用されたもの（その意味では藩政に重要な役割を果たした「公文書」ともいえる。）らしく、随所に貼紙・加筆がなされ、折れ目や摩耗・剥落などの痛みがある。

土手谷地町北端の佐竹西（小場）家の屋敷には、貼紙の上に「佐

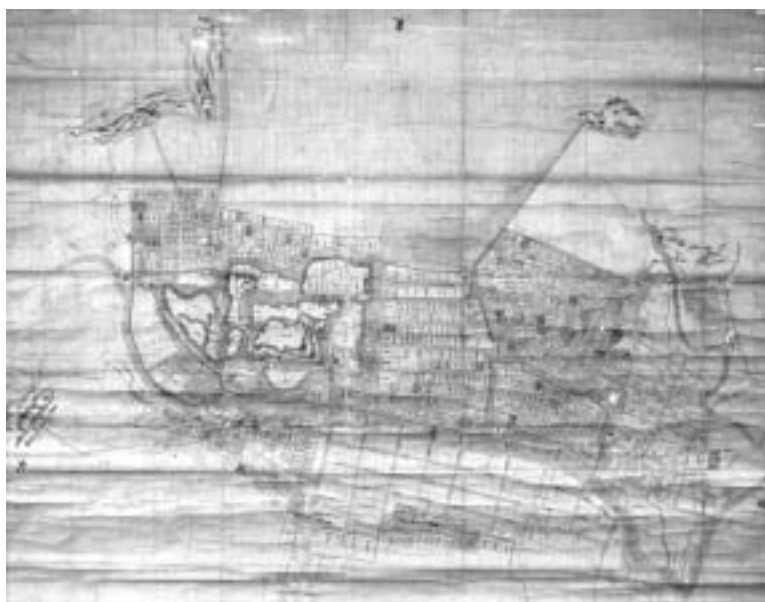


写真9 「城下御絵図」（寛政期（1789～1801年））
（原図は宝暦9年（1759）～明和7年（1770）頃作成）

竹石見」と加筆されているが、天明九年（一七八九）家督を嗣いだ「佐竹義種」か、その子で享和三年（一八〇三）家督を嗣いだ「義幹」であると考えられる（前掲「新編佐竹七家系図」より）。

また、寛政二年（一七九〇）二月十二日に完成する「御学館（藩校明德館）」が、根小屋町に貼紙・加筆されている（『御亀鑑』秋府七 寛政二年二月十二日条）。

そして、文政六年（一八二三）八月三日に「寺社方」が設置される（『義厚公譜（佐竹家譜）¹⁶」文政六年八月三日条）が、これも長野町南端東側の「伊達外記」屋敷の上に貼紙・加筆されている。

さらに、長野町に貼紙・加筆されている「中山政吉」とは、藩校明德館の祭酒を務めた中山文右衛門（善莪）の子であり、文右衛門が病死するのは文化二年（一八〇五）五月二十七日のことである（『御亀鑑』秋府二十二 文化二年五月二十七日条）。

以上のことから、この絵図は、寛政年間（一七八九～一八〇一）を中心に長期間にわたって、藩行政の記録用として貼紙・加筆されながら、使用されていたものと思われる。

それでは、原図作成の時期について見てみると、この絵図で従来御小人の家地であった中島の北半分（下中島）が空白になっているが、これは、宝暦九年（一七五九）七月の「中島流れ」といわれる大洪水で下中島の家一〇一軒が瞬時に流出した（前掲「義敦公譜（佐竹家譜）」宝暦九年閏七月十一日条）ためで、その後は畑地や騎射馬場になっている¹⁷。そして、寺町の慶長年間以来「一乗院」のあつ

た場所に、「西法寺」と貼紙・加筆されているが、明和七年（一七七〇）「一乗院」が久保田城北の丸に移転したことによると考えられる。

以上のことから、原図作成の年代は、宝暦九年（一七五九）から、明和七年（一七七〇）頃であると推測することができる。

（十）「御城下絵図」（文政四年（一八二一））

この絵図の奥書には、「文政四年 御国目附下向之節指出候御城下絵図 三枚之内」「秋田御城下絵図者文政四辛巳年五月為御国目



写真10 「御城下絵図」
（文政4年（1821））

付丹羽五左衛門殿三浦甚五郎殿下向之時御用ニ付同六月御両殿江被指出之控為後鑑備置者也」とあり、また、表下部に「文政四年辛巳六月日」と記載されている。このことから、この絵図の作成年代は、文政四年（一八二一）であり、この年五月に、幕府の国目付（丹羽五左衛門長堅・三浦甚五郎正通）の二人が、秋田に下向した際に作成され提出したものの控えであったと考えられる。

国目付派遣の目的は、文化十二年（一八一五）に秋田藩主佐竹義和が死去し、その嫡子義厚がわずか四歳で襲封したため、その領内を監察することになったと思われる、そのため、城郭規模、堀の長さ、幅、侍屋敷の数、足軽町・町人町の数等が詳細に記載されている。

ところで、国目付下向の際に提出した城下絵図としては、前掲（八）の宝暦九年の「御城下絵図」があるが、同じ目的で作成されたためか絵図の様式が配色を含めてほぼ同じであり、この宝暦九年の絵図を参考にして作成されたものと考えられる。

侍屋敷は緑色・足軽屋敷小人匠者屋敷は茶色・町屋敷百姓屋敷は桃色・寺屋敷は白色・堀川は水色・道は黄色・土居は黒色と色分けされており、城下周辺の主要高地や寺院・神社と城郭施設等は鳥瞰図風に立体的に描かれている。

土手長町中丁には、「町奉行役所」（北・南の二か所）とあるが、幕府国目付に提出した絵図には、一貫してこのように記載されているようである。

三の丸下中城西側の渋江家屋敷には、この頃御相手番を勤めてい

た「渋江堅治」の名がみえる。この渋江堅治和光は、初期藩政を支えた渋江内膳政光の子孫であり、渋江家（廻座 二九〇九石）からはその功績により代々家老を出しており、郭内三の丸下中城の中土橋を渡ってすぐという要地に、これもまた初期藩政を支えた梅津半右衛門憲忠の子孫である梅津家（「梅津外記」廻座 三三六一石）とともに屋敷を与えられ、明治に至っている。

渋江家屋敷の特徴については、内町の屋敷の内渋江家屋敷だけが他家の屋敷地と接しておらず、その周囲が完全に土塁で囲まれて描かれており（実際にも周りより小高くなっている）、久保田城全体の中で独立した出丸の様な機能を持っていたとも考えられ、安永七年（一七七八）の久保田城焼失の際は、この渋江家屋敷が仮御殿となっていた（『国典類抄』後編凶部二十五 安永七年閏七月十九日条）。

秋田藩の上級武士たちの内町における屋敷の配置を見ると、城下の屋敷割は役職を基準としたものではなく、家格（座格）を配慮して行われたものであり、一門・引渡・廻座の上級武士については時代による大幅な変化は見られない。これは、引渡・廻座が単なる家格にとどまらず、彼らの知行高（軍役高）に伴う能力が考慮された機能をも意味しており、久保田城下町の防御体制はまさに「家格による屋敷割」で成り立っているということになる。そして、そうした機能が藩政後期のこの時期においても未だ有効であり続けたこと¹⁹もわかる。

「三丁目橋」と前述の長野町の「寺社方」（寺社奉行所）文政六年（一八二三）設置のこの絵図作成の二年後）も伊達彦九郎屋敷の上に貼紙をして加筆されている。そして、宝暦九年の絵図と同様に、全般的に記載内容が簡略化され、侍屋敷も屋敷割や記名があるのは上級武士に限られており、外町（町人町）も簡略に描かれている。

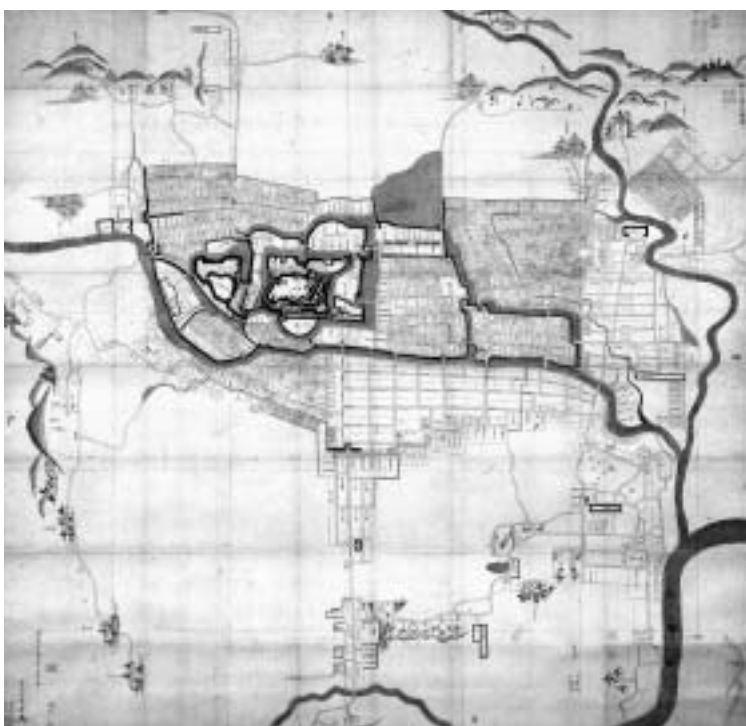


写真11 「羽州久保田大絵図」
（文政十二年（一八二九）頃）

（十一）「羽州久保田大絵図」（文政十二年（一八二九）頃）
絵図表右上部に「羽州久保田大絵図」・左下部に「明治五年壬申稔八月十三日写之畢 古内源堯康（花押）」と記されており、明治五年に古内氏によって写された絵図であることがわかるが、原図作成の年代に関する記載はない。

全体的にみると、城下町周辺地域の記載が詳細でかつ広域にわたっていて、具体的には手形山・富士山・泉山周辺・八橋・上野（川尻）などの村々や山などにある諸施設や寺社、城郭内の橋や門や櫓などの施設などが鳥瞰図風に立体的に描かれている。また、町名については、外町はもちろんのこと侍町のほとんどにも記入されていることから、原図作成当時の町名を知ることができる。そして、侍屋敷はすべて屋敷の区画がなされて氏名が網羅され、御足軽・御小人・御殿者等は省略して組集団で軒数のみ記載されている。

絵図の様式・形態は、前掲（八）宝暦九年の「御城下絵図」や（十）文政四年の「御城下絵図」等の幕府国目付へ提出したものは多少異なっており、おそらくはこの絵図の原図は、文政四年の絵図をもとに、その後の屋敷割等の変更内容を盛り込むなどして、藩行政用として作成されたものであると考えられる。

本丸西側の藩の武器庫である「御兵具蔵」の堀を隔てて北側には、藩用の薬草園と思われる「御用御薬園畑」があり、北ノ丸の「大木屋」の東側は、「御花畑」になっている。また、鉄砲町西端には、「ロウ」（牢屋）や「芝居小屋」がある。



図3 「羽州久保田大絵図」

(文政12年(1829)頃)

<翻刻済みの図>

榎山南新町には広大な佐竹東家中屋敷があるが、太平川岸には、土塁で囲まれた「東家休処」が描かれている。また、手形堀田には藩主の御休処（如斯亭）である「堀田御休」「同御庭」がある。

太平川と旭川の合流する付近の榎山御島町には、門閥・大身層の下屋敷があるが、その西部には「御萱場」「御籾蔵」「御材木場」がみえる。また、川口には、「町奉行同心」屋敷・「御足輕」屋敷や大身層の下屋敷の西側に、「御米蔵」「御薪役処」や「御関所御番所」「出入調役処」があるが、この辺に「川口御番所」が置かれていたものと考えられる。

ところで、前述秋田藩の重臣渋江堅治和光が、文化十一年（一八一四）から天保十年（一八三九）まで書いたものに『渋江和光日記』があるが、その中で、文化・文政期の記事に登場する町名や家臣のほとんどが、この絵図で確認することができる。

三の廓の部分を翻刻したものが図3であるが、長野町南端の「寺社方役処」は、前述のように文政六年（一八二三）八月三日、元伊達外記屋敷に新規に建てられたものである。また、上中城の「小鷹狩方近」については、文政十年（一八二七）八月、復氏願を提出して、向姓から旧姓小鷹狩に改姓している（『渋江和光日記』文政十年八月十六日条）。さらに、中谷地町北端の「古内蔵人」は佐竹一門古内義純であるが、文政十二年（一八二九）六月、許可され大館から久保田城下に移っている（『義厚公譜（佐竹家譜）』文政十二年六月九日条）。そして、手形堀端町南端の「山方太郎左衛門」は、

天保元年（一八三〇）隠居し、内匠が家督を相続している（『渋江和光日記』天保元年四月六日条）が、この絵図ではまだ「太郎左衛門」となっている。

以上のことから、この絵図の原図は文政十二年（一八二九）頃に作成されたものと考えることができる。

（十二）「土崎湊町絵図」（文化年間）

この絵図には、穀保町から相染新田村までの直線的な町並みが描かれている。新城町から北に連なる羽州街道を本町通りといい、通りの両側に南から順に穀保町・新城町・上酒田町・下酒田町・永覚町・加賀町・小鴨町・萱村町・森町・新町とみえるが、この十か町で湊町の惣町を形成していた。また、町々では、南を上、北を下と呼んでいた。そして、各町は街道に直交する東西方向の小路で区切られ、小路にはそれぞれ名前がつけられていたことがわかる。

新城町と上酒田町の境界東側を海禅寺小路・西側を加藤小路といい、新城町は小路で二分され、その小路を清水下小路といった。また、上酒田町と下酒田町の境は、東側が善導寺小路・西側が杉山小路で、下酒田町・永覚町間は東側が蒼竜寺小路・西側が唐津小路、永覚・加賀町間の東側は満船寺小路・西側が根布屋小路、加賀・小鴨町間の東側は興安寺小路・西側が青山小路、小鴨・萱村町間は東西合わせて正善院小路、萱村・森町間が神明小路、森町・新町間は稲荷小路・松前小路といい、それぞれ絵図上に記載されている。



写真12 「土崎湊町絵図」
(文化年間(1804～18年))

次に寺社や役所等の諸施設だが、穀保町北部の街道西側に、佐竹分家の荅岐守家(鳥越様)の蔵屋敷である「荅岐守様御米蔵」と秋田藩の藩宮蔵屋敷である「御米蔵」、米穀等の流通の監視を行った「沖口御番処」が並んでいる。また、湊にある役所の中で一番大きく、出入りする貨物への課税を担当した「沖口出入役所」を、絵図

中央部にみることができる。

満船寺小路を東へ進むと「藩主御休処」がり、寺院では南から「虚空蔵社」、本山通り西側に「金毘羅社」「実城院」「誓願寺」が並び、本町通り東側の寺町の通りには、「善導寺」「淨円寺」「正光寺」「蒼竜寺」と並び、その西向かいに「稲荷堂」があった。そして、西側には、「満船寺」「本住寺」「西船寺」「正善院」が並んでいて、いずれもこの絵図で確認できる。

なお、萱村町が肴町と改称したのは、文政五年(一八二二)のこととされており、原図の作成年代は文化年間(一八〇四～一八)であると考えられる。

三 展示構成と内容く関連する資料について

一節でも述べたように、久保田城下町の建設と変遷過程に関連する「史料」等を参考に、一連の「絵図」に記載されている事項を検討することによって様々なことがわかる。そこで、今節では、こうした関連する「史料」等を分析していくことにする。

前述のように、佐竹義宣は慶長八年(一六〇三)五月に築城に着手し、翌慶長九年(一六〇四)八月には居城を移しており、それと同時に、城下に家臣の屋敷割を進めていったが、築城の様子はほとんどわかっていない。

史料1

山方太郎左衛門泰純処持書キ物

一湊ニ 御着以後 御居城可被成地形 御覽寺内山歟保戸野村山歟

式ヶ処之内人別川を西江御掘替保戸野村山御城ニ可被成由和田安房川井伊勢大山治兵衛岡本藏人小貫大藏洪江内膳等ニ被仰渡也

慶長八癸卯年 月日不知 向右近宣政伝記

一公羽州 御遷封之後土崎湊之城を廢して秋田郡窪田 後久保田ニ改 ニ一城を築其経営終而慶長九年 秋田故城記ニ八月廿八日公秋田ノ城ニ移トアリ 居城 昔三浦源五郎カ故城也鎗留ノ城又矢留ノ城ト云 を爰ニ移ス于時三ノ丸大手門脇東方ニ四千貳百四坪之宅地を宣政ニ賜

〔『国典類抄』前編軍部一〕

史料2

同（慶長）八癸卯

一五月ヨリ久保田神明山ニ新ニ御城御普請アリ 此年江戸江御登

初山ノ名神明山又矢留ノ森或ハ河尻山トモ

同（慶長）九甲辰

一八月廿八日

久保田御城御普請成就シ 義宣公移賜秋田城ト 此年秋江戸江御登也

〔羽陰史略〕慶長八年・同九年条）

史料1は『国典類抄』、史料2は「羽陰史略」の記事であるが、城地選定の経緯や築城・移転の時期に関して記述されている。内容

については、前節（一）「御国替当座御城下絵図」の解説を参照していただきたい。

『国典類抄』の前編は、藩祖佐竹義宣から五代義峰までの五代にわたり、後編は、六代義貞・七代義明・八代義敦の三代にわたってまとめられた佐竹家の故実典礼の記録であると同時に、その領国である秋田藩の政治記録でもある。文化八年（一八一二）に九代藩主佐竹義和より編さんを命じられ、前編は文化十三年（一八一六）閏八月、後編は文政二年（一八一九）閏四月に完成した。前編二二六冊・後編二八一冊の編成であり、家老疋田斎定綱を総裁に、山方太郎左衛門泰純ら六人を撰者とし、「文書所」で編集が進められ、藩庁内の蔵書や家老らの勤役日記など三、〇〇〇冊近い書物を出典として引用しており、両編とも吉部・凶部・軍部・賓部・嘉部・雑部の六部立の形式になっている。

質・量ともに全国的にもまれで、学界からも注目されている第一級史料であるが、現在県立図書館で所蔵している本書は、草稿本であり、清書本は現在のところその所在がわかっていない。そして、昭和五十三年度より六十二年度までに、翻刻・活字本として全十九冊が県立図書館から刊行されている。

史料3

一本丸 東西六拾五間南北百貳拾間 東二丸此地形より四丈四尺高
東表門裏門之間 堀長 四拾八間
東裏門より長屋迄 堀長 五拾四間

北より南角櫓迄打廻 長屋 百八拾貳間

角櫓より東表 門脇 堀長 六拾間

西南帯曲輪 長打廻七拾四間横九間

八幡曲輪 西東六拾四間南北三拾四間

堀口八間 深六尺長五拾五間

〔羽州秋田郡窪田城絵図帳〕

史料3は、幕府の命令で全国的に作成された「正保国絵図」・「正保城絵図」のうち、秋田藩領部分の「出羽一國御絵図」・「出羽国秋田郡久保田城絵図」作成過程においてまとめられたものと考えられる。久保田城下町周辺の地形や本丸・二の丸・三の丸・侍町等の堀の深さ・長さや地形の高低などが記載されており、城郭や城下町の構造が把握できる。

史料4

尚以公儀御普請をハ手前足輕ニて申付候間秋田仙北其残百石式人役ニて窪田之普請二月朔日より可申付候奉行之もの共ニ申付無油断相務候様ニ相埒候由尤候大膳屋敷之山より先手付候て為引可申候六かう分盛重手前西馬音内之人夫をハ此方よりさいそく候て江戸へ為上候間其元之人足上候時一時ニ立候様ニ其元よりも可申理候將監又七手前ハやしきの普請可申付候間用捨可仕候右兩人衆手前屋しき無油断被致候様ニ可申理候將監屋しきハ令引候地刑より六間もひきく被引候へと可申断候家作ニての後引候事ハ不成候今引候へと可申候以上 根本紀伊守ニ申理西馬音内之人夫十三人相

立候へと可申理候以上

十二月六日 義宣

向右近殿

〔秋田藩家藏文書〕二十二 向右近文書 佐竹義宣書状〕

史料5

其元居間之小壁之儀白土ニ可仕候はり付ハ鳥之子にてはり候儀無用ニ候常之儀にてはらせからかミに可仕候紋ハ桐計ニ可仕候囲炉裏三つ計ぬらせ候て可指置候ふちをさゝせ候てさし置可候此中ぬり候いろりあしく候間念を入間念を入ぬり候様ニ可申付候又本之居間之太成いろりをぬりなをさせ候て可差置候是をふちをハ新敷さゝせ可申候きり候地形はれましく候間きり候事無用にて候居間のまハりの庭置土ニ候間高下可有之候両之時よく見せ候て高ミをけつり候てろてろニ可仕候うら門之方の鷹屋之内ニ樋をふせ候て水をとし可仕候樋ふかくふせ候て上より見へさるやうニふせさせ可申候謹言

九月十一日 御名乗御居判(いづれも御印)

梅津半右衛門殿

〔秋田藩家藏文書〕二十(樋口本) 佐竹義宣文書〕

史料4と史料5は、「秋田藩家藏文書」である。史料4は初代藩主佐竹義宣が、家老向右近宣政に宛てた書状であるが、翌二月朔日より本格的に久保田城下町普請に着手するように命じており、まず後の八幡別郭あたりと思われる「大膳屋敷之山」から町割普請を進

めるように指示していることがわかる。また、史料5は藩主義宣が家老梅津半右衛門憲忠に宛てた書状であるが、本丸御殿の居間の小壁等の仕上げについて、実に事細かに指示していることがわかる。

史料6

六月廿七日

一御城より御使有我等屋敷御普請之御用候間罷立其代ニ八木作介屋敷道化屋敷二間を被下由

『梅津政景日記』七 元和四年六月二十七日条

史料7

四月十四日

一秋田仙北給人面立たる衆、窪田へ御越可被成候間、町わり窪田直り候間、給人・町人迄屋作仕間敷事、給人ハ、秋田・仙北在々迄ノ事ニ候、

『梅津政景日記』八 元和五年四月十四日条

史料8

三月十七日

一江戸より、去十日ノ日付ニ而半右衛門書中有、飛脚御小人、今午ノ刻参着、其様子ハ、城之破却ノ事、御年寄衆、絵図を以御披露候へハ、公方様御機嫌之由、其上此ほとハ、御しんたいも不罷成候間、金紋之御はさみ箱、对之御鍵・御長刀までも、当分御無用被成度と、得御意候へハ、義宣かつて次第二と、仰出之由、就之、仙北ニ横手、比内ニ大館をハ被残置候由、

史料9

八月十一日

一新御城おうへ大工の手間銀貳貫三百五拾目、同御たかや四百三拾目、右両様貳貫七百八拾目之内老貫五百目かり申度由、大工儀右衛門・同與三右衛門・大窪清助・介川小右衛門書付候て、御蔵衆へうら判致、こし申候、右同御台所三百七拾目ノ内貳百目、大工忠大夫前銀ニかり候よし、小右衛門・清助切手のうら判致候、右同理り、

『梅津政景日記』十九 寛永八年八月十一日条

史料6～9は『梅津政景日記』である。史料6は、前節(一)の解説でも述べているが、慶長九年(一六〇四)頃から根小屋通り西側に兄半右衛門憲忠とともに置かれていた屋敷は、元和四年(一六一八)に長野町西側の「八木作介」「深見道化」屋敷地に移ったことがわかる。この梅津政景系の屋敷地は幕末期まで変わっていない。

史料7については、元和五年(一六一九)藩主義宣は、領内各地の支城などに分散配置されていた家中のなかでも「面立たる衆」(上・中級家臣)の久保田城下集住を命じており、それに伴い内町の町割(屋敷割)をやり直していることがわかる。

史料8については、大坂夏の陣後の元和元年(一六一五)に幕府より出された「一国一城令」・元和五年(一六一九)六月、居城の無断修築を理由に福島正則が改易されたことをうけ、藩主義宣は家

老梅津憲忠への書状の中で、「久保田城一城を残して領内すべての城郭を破却することを幕府老中土井大炊利勝を通じて將軍秀忠に上申した」ことを伝えているが、この史料によれば、翌元和六年（一六二〇）三月、こうした佐竹氏の対応に対して「公方様（秀忠）」は満足し、「横手城」と「大館城」を破却せず残すように命じていることがわかる。

史料9については、寛永八年（一六三二）頃久保田城本丸御殿が完成したと思われる記事を見ることができる。

史料10

覚

一秋田御居城誰之時代築ニ而有之哉誰住居其後何頃より御領分ニ相成候哉之事

慶長七年佐竹義宣代国替被 仰付候節右城築代々居城ニ御座

候大館横手共右同時築ニ御座候

考横手城ハ小野寺遠江守義道居城ニ而義宣公御遷封之時右城御人数被差出御請取ニ無之哉元和六庚申御領内枝城御破却之節大館横手両城破却ニ無之被残置候義梅津主馬政景日記ニ出ル依而ハ義宣公御築ニハ有之間敷也

一天守高サ間数何程在之哉之事

天守無御座候 附二丸三丸建坪表向より御勝手迄如何程有之

哉之事 二丸三丸諸役所之外別構無御座候

一二丸三丸廓廻之内侍屋敷在之哉之事

一丸寺式ヶ寺厩ヶヶ所其外諸役所有之候
一三丸より侍屋敷御座候

（『国典類抄』後編寶部十六）

史料10は『国典類抄』の記事であるが、その冒頭に「義敦公 御幼年ニ付宝曆年中御目代御用取纏 御国目付安西彦五郎殿建部荒次郎殿被蒙 仰候 以来御箇条を以御尋之儀書添御答之次第留書稿」とあり、前節（八）で分析したように、宝曆九年（一七五九）に秋田に下向した幕府国目付に対しての報告の記録であって、前掲（八）の「御城下絵図」に関連する史料であると考えられる。

史料11

一夜四ツ半頃 御城奥座敷 御寢之間御二階より出火 一切風無之則 御立退き山城殿江被為 入候殊之火 急ニ相漏候而陰之間御座之間御台所等江相移火消駆付不申内大火ニ相至り御裏御門江も早速火相移り申候由源蔵一番火消当座加勢ニ付則駆付候所最中御広間江火移り候ニ付御兵具蔵江参相防キ申候由御宝物御長持八棹之内四棹出候由 御召料御具足御指替御大小御判箱御納戸役差出候迄ニ而御手道具も不出御納戸御蔵も焼失阿弥陀堂無残新御兵具北長屋は防留申候由御記録所御土蔵御金蔵相残申候由御記録所御書き物近年御広間ニ而御役所ニ被囲置候所差出置候重キ物多分出候由七ツ時鎮火

史料12

（『国典類抄』後編凶部二十五 安永七年七月十日条）

七月十二日

一右畢而御家老岡本但馬着座之席ニ而御普請御用掛り相勤候段宇都宮小膳御取合申上辛勞之旨 御意有之畢而御納戸役長瀬左司馬を以右御用懸辛勞相勤候ニ付以御目録御紋付御時服被下候段被仰出御目録左司馬引渡之但馬頂戴難有之旨左司馬御取合申上之

〔御龜鑑〕 秋府十二 寛政七年七月十二日条

史料11は『国典類抄』、史料12は『御龜鑑』である。安永七年（一七七六）七月十日に奥座敷寢之間二階から出火して、蔭之間・御座之間・御台所・裏門・広間・御納戸蔵・阿弥陀堂など本丸御殿の大半を焼失し、その年には再建普請に取りかかるものの工事はなかなか進まず、本丸御殿すべてが完成したのは、寛政七年（一七九五）であったことがわかる。

史料13

屋敷割御定之事

一高式百石より式百九拾石迄	表間拾八間半	裏行式拾五間
一同百五拾石より百九拾石迄	表間拾五間半	裏行式拾五間
一同七拾石より百四拾九石迄	表間拾貳間半	裏行式拾五間
一同四拾石より六拾九石迄	表間九間半	裏行式拾五間
一同三拾石より三拾九石迄	表間七間半	裏行式拾五間
一同式拾九石以下并御扶持方	表間六間半	裏行式拾五間

但御鷹匠御膳奉御歩行御掃除坊主右同断
一御足輕御小人御厩御中屋并諸細工人

表間五間半 裏行拾五間

右之外三百石以上無定 右は以前より之御足輕ニは分割之御定共寛政三亥年御割役書出候義掟御定之部ニ見

〔当用式〕 三十六 寛政三年

史料13は寛政三年（一七九一）の「当用式」であるが、知行高に応じて屋敷の表間口と裏行が藩によって定められている。三百石以上の大身層には規定が無く、三百石未満の屋敷の裏行は一律に二十五間とされていることがわかる。ただ、この規定はあくまでも原則であり、何点かの城下絵図史料に記載されている屋敷の間口を分析してみると、必ずしもこの規定の通りになっていない例も見られる。また、内町の侍屋敷は藩主から与えられたいわば「官舎」であり、藩側の都合で容易に移動させることができた。

史料14

一今日此方居宅・長屋等之建坪書付、御学館ニ居候故御目代懸御副役へ指出候、書付左之通

洪江堅治居宅惣坪数覚

一四百七坪	本屋	一五坪半	鎮守宮
一拾七坪	櫓	一貳拾貳坪	土蔵
一三拾七坪	板蔵	一五百拾七坪	長屋
一四拾貳坪	厩	一貳拾三坪	小屋

合千七拾坪半
一老坪 穴門下屋敷稻荷堂 一八拾老坪半 同所長屋

一九坪 同所小屋

合九拾壹坪

惣坪合千百六拾貳坪

右之通ニ有之候、已上

八月

右之内ニハ、小屋之分へハ下雪隠も入、長屋之分へハ荒川宗十郎居候継足之所も入申候、委曲ハ役所記録ニあり

『渋江和光日記』二十七 文政三年八月十一日条

史料14は『渋江和光日記』の記事で、三の丸下中城西側に屋敷を与えられていた重臣渋江堅治和光が、文政三年（一八二〇）八月十一日に自分の屋敷・居宅・長屋等の坪数の書出を藩へ提出しているものである。知行高二、九三九石という大身層である渋江宗家は、本丸に一番近いうえ、実に広大な屋敷地を与えられていたのかが伺える。この渋江家の屋敷地は、藩政初期以来幕末まで屋敷替えはされていない。

『渋江和光日記』は、秋田藩の御相手番（家老に次ぐ役職）として活躍した渋江堅治和光の日記で、一部欠本はあるが、原本九十八冊は文化十一年（一八一四）正月から天保十年（一八三九）十二月まで、二十六年間にわたって記されている。また、一年分が春夏秋冬の四冊になっていて、各冊とも年号・干支・月ごとの重要事項が記されている。

渋江和光は寛政三年（一七九一）、初期藩政を支えた渋江内膳政

光の子孫の分流十兵衛家に生まれ、享和三年（一八〇三）、本家敦光の養子となり家督を相続し、文化元年（一八〇四）に出仕、義和より「和」の一字を与えられ、三度延べ二十三年にわたって御相手番を勤めた。天保八年（一八三七）、嫡子貞治厚光に家督を譲り隠居、濁川の居宅（仁泉舎）に移り、天保十四年（一八四三）五十三歳で没している。日記の内容は、天保一揆や大塩平八郎の乱についても触れているなど、当時の上級武士の生活や考え方・社会情勢を知るうえでも重要な史料であるといえる。平成七年度から現在まで、翻刻・活字本として十一冊が、県公文書館及び県立図書館から刊行されている。

史料15

一御用人藤井監物御膳番名前欠江 近來學問武芸共怠勝ニ見得候故
学校被相定同処江武芸会処并矢場も被立候而上覽も直々同処ニ而
被遊候様ニ相談致御伺も相済候場処は東根小屋町御殿取毀候跡隣
家宇留野源蔵屋敷信太勘九郎屋敷被召上同処江御建立被成候段被
仰知候右御用掛山崎仲豊田宇左衛門被 仰付
右之趣御用番御家老足田斎申渡之

『御龜鑑』秋府五 寛政元年七月七日条

史料16

一此度御学館御普請出来ニ付今日御出初有之御家老并掛奉行御副役
出席其外吟味役御大工も相詰候

『御龜鑑』秋府七 寛政二年二月十二日条

表2 展示史料一覧

整理記号・番号	史料名	年号（西暦）
県C-178	御国替当座御城下絵図	慶長9年（1604）
県C-166	秋田久保田城絵図	文政4年（1821）
県C-169	御城内御座敷廻絵図	
県C-168	久保田城御城下絵図	寛文初年（1661～）
県C-164	外町屋敷間敷絵図	寛文3年（1663）
県C-165	御城下絵図	寛保2年（1742）
A214. 5-31	久保田御城下絵図	延享2～3年（1745～46）
県C-599	御城下絵図	宝暦9年（1759）
県C-600	城下御絵図	寛政年間（1789～1801）
県C-179	御城下絵図	文政4年（1821）
庵-184	羽州久保田大絵図	文政12年（1829）
県C-182	土崎湊町絵図	文化年間（1804～18）
A H312-272	土崎湊詰番所之略図	
A372-7	明德館図	
A291. 5-36	久保田御城下外町絵図甲	
A291. 5-36-1	久保田御城下外町絵図乙	
A291. 5-39	秋田久保田外町道路絵図	
落1515	保戸野足軽組配置図	正徳6年（1716）
	明德館平面図	
A S209-171-1	国典類抄 前編軍部1	慶長9年（1604）
混辛-29-1	羽陰史略1	慶長8年（1603）
A526-3	羽州秋田郡窪田城絵図帳	正保4年（1647）
A280-69-22-3	秋田藩家蔵文書22 向文書	慶長11年（1606）
A280-2-20-34	秋田藩家蔵文書20（樋口本）佐竹義宣文書	元和3年（1617）
A312-130-7	梅津政景日記7	元和4年（1618）
A312-130-8	梅津政景日記8	元和5年（1619）
A312-130-9	梅津政景日記9	元和6年（1620）
A312-130-19-1	梅津政景日記19	寛永8年（1631）
A S209-174-16	国典類抄 後編賓部16	宝暦9年（1759）
A S209-169-25	国典類抄 後編凶部25	安永7年（1778）
A S289-18-1-12	御亀鑑 秋府12	寛政7年（1795）
混18-215	当用式～屋敷割	寛政3年（1791）
A289-319-27	渋江和光日記27	文政3年（1820）
A672-1	羽州秋田郡久保田領土崎湊諸商人細見	
A S289-18-1-5	御亀鑑 秋府5	寛政元年（1789）
A S289-18-1-7	御亀鑑 秋府7	寛政2年（1790）
	東根小屋町遺跡・藩校明德館跡遺物	

史料15と史料16は『御亀鑑』で、いずれも「御学館」（秋田藩校明德館）についての記事である。秋田藩校明德館は、九代藩主佐竹義和による寛政の改革の一環として、人材育成を目的に設立された。寛政元年（一七八九）七月七日、東根小屋の厩跡と隣接する宇留野源蔵・信太勘九郎屋敷を召上げて学校を建設することを、家老正田斎が申し渡している。また、九月十五日、村瀬栲亭の上梁文によって上棟式を行い、翌寛政二年（一七九〇）二月十二日に校舎が落成している。

『御亀鑑』は、歴代秋田藩主の中でも名君にあげられる、第九代佐竹義和の一代記だが、題名に示されているように、後代の亀鑑（手本）とする意図のもと藩庁で編さんされたものである。

義和は、文化八年（一八一二）、『国典類抄』の編さんを命じ、文政二年（一八一九）に完成している。義和の没後、藩主の公式行事や事蹟の記録である歴代御家譜のひとつとして『義和公譜』が編さ

んされたが、これとは別に『国典類抄』の続編として、また、『義

和公譜』の引証本として、『御亀鑑』が編さんされたものと考えられる。安永四（一七七五）年元旦の江戸藩邸での出生から文化十二年（一八一五）までの四十一年間の編年体の記録で、江戸での事蹟を記した「江府」七九冊、国元秋田での動静や事蹟を記述した「秋府」三六冊からなっている。故実典礼を重んじた寛政・文化期の秋田藩の情勢を知る上で、欠くことのできない第一級の根本史料であるといえる。昭和六十三年度より平成六年度までに、翻刻・活字本として全七冊が県立図書館及び県公文書館から刊行されている。

最後に、三点目の「見所」である「久保田城下町のくらしと文化」であるが、ここでの展示資料は、秋田県埋蔵文化財センターによる、久保田城跡（大手門から穴門までの堀）や東根小屋町遺跡・藩校明德館跡の発掘調査の結果出土した遺物の一部である。今回展示している出土遺物は、十六世紀末から十八世紀初めにかけてのもので、いずれも肥前の陶磁器である。東根小屋町遺跡から出土した磁器皿・碗は、比定年代からすると「岡内記」家屋敷のものと考えられ、また、藩校明德館跡から出土した陶器皿は、比定年代では十七世紀のもので、藩校は寛政二年（一七九〇）の設立であることから、藩校で使われたものではなく、おそらく、隣接する「小場勘解由」家屋敷の十七世紀のものであると考えられる。⁽⁹⁾ いずれにしても、当時の秋田藩上級武士の暮らしの様子が伺える資料である。

おわりに

本稿は、平成十六年度企画展「久保田城下町の建設と変遷」について、その開催趣旨（ねらい）や展示構成・内容について報告したものであるが、慶長八年（一六〇三）に築城に着手、翌慶長九年（一六〇四）に居城を移したが、本丸御殿の作事や城下町の建設・家臣の屋敷割はその後も続き、本丸御殿は寛永八年（一六三一）頃に、城下町も寛永年間にはほぼ完成している。その後も、深田や湿地の造成、それに伴う家臣の屋敷割は続き、城下町の拡大を見ることができるが、寛保期前後にはほぼ久保田城下町の形体は完成し、幕末・明治期、そして現在に至っていることがわかる。このことから、当時の城下町建設のプランが現在にまで生きていることがこの展示によってつかんでいただけなのと考えている。

また、今回初めての試みとして「展示報告（解説）会」を秋田・横手・大館の三会場で実施し、「絵図史料」の原本又は複製物の代わりにプロジェクトでのデジタル画像やカラー印刷での大型パネルを利用した詳細な解説により、より多くの方々に企画展のねらいや見所を理解していただけたものと考えている。さらに、この試みは、展示技術の未熟さをカバーするとともに、テレビや新聞などのマスコミによる報道との相乗効果で企画展の広報宣伝にもなり、想定していた以上に多くの方々の来館につながったものと思われる。

そして、第一節でも述べた「見所」として、収蔵する「絵図史料」

を一堂に掲げたこと、一般の利用者にもわかるように「絵図」記載事項の翻刻パネルを作成したこと、初めて館外資料のコーナーを設けたことの三点を挙げたが、「絵図史料」の解説パネルの文字をできるだけ大きくしかも簡潔にすることに努めた点なども含めて、従来展示に向かないとされていた「文書史料」も、「絵図史料」や関連する「館外資料（記録史料以外のもの）」等の展示によって、より理解しやすくなるものと考えた。

こうして、今回の「絵図による久保田城下町の建設とその変遷」という興味・関心度の高いテーマの展示を通して、より多くの方々からの「収蔵史料」に対する関心を高め、ひいては利用者・理解者の拡大につながっていただければと思っている。

註

- (1) 『秋田県史』近世編上（秋田県 一九六三年）
- (2) 『秋田市史』第三卷 近世通史編（秋田市 二〇〇三年）
- (3) 『近世の秋田』（さきがけ新書 秋田魁新報社 一九九一年）
- (4) 阿部和彦「秋田藩領城下町・在郷給人町の官製図について」作図契機と形式系統を中心に（『東北大学建築学報』第二十号 東北大学工学部 一九七九年）
- (5) 渡部景一『秋田市歴史地図』（無明舎出版 一九八四年）
- (6) 金森正也『近世秋田の町人社会』（無明舎出版 一九九八年）
- (7) 「長野先生夜話集」（秋田県立図書館所蔵）
- (8) 五十嵐典彦「久保田城本丸御殿の復元的考察」（『秋田市史研究』第三号 秋田市史編さん室）

- (9) 「出羽国秋田郡久保田城絵図」（秋田県立図書館所蔵）
 - (10) 渡辺浩一「近世久保田の都市空間」（『秋田史記』歴史論考集4 秋田姓氏家系研究会編 秋田文化出版 一九九七年）
 - (11) 「羽陰史略」（深澤多市編『新秋田叢書』第一・二巻 歴史図書社 一九七一年）
 - (12) 渡辺喜一編『新編佐竹七家系図』（加賀谷書店 一九九三年）
 - (13) 川村博忠『江戸幕府撰図絵図の研究』（古今書院 一九八四年）
 - (14) 『国典類抄』前編嘉部三十七（第十四巻 三三四～三二五ページ）にもこの記事が記載されている。
 - (15) 今村義孝「秋田宝暦九年御城下絵図」（『日本の市街古図 東日本編 解説』所収 鹿島研究所出版会）
 - (16) 原武男校訂『佐竹家譜』中（東洋書院 一九八九年）
 - (17) 「伊頭園茶話」（秋田県立図書館所蔵）
 - (18) 煙山英俊「洪江和光日記」小考（『秋田県公文書館研究紀要第五号 一九九九年』）
 - (19) 渡部紘一「幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静」洪江和光日記断章（『秋田県公文書館研究紀要第六号 二〇〇〇年』）
 - (20) 「久保田城跡発掘調査資料」「藩校明德館跡発掘調査資料」「東根小屋町遺跡発掘調査資料」（秋田県埋蔵文化財センター 二〇〇三年）
- 尚、上記の発掘調査結果の概要とその分析については、秋田県埋蔵文化財センター学芸主事五十嵐一治氏より詳細な説明を受けた。また、資料の借用にあたっては同センター所長大野憲司氏、副所長鎌田善典氏他職員の方々のご協力・ご支援により実現できたことを追記する。

（秋田県立図書館古文書班学芸主事 いとうまさたか）

彙報

(平成十六年十二月末現在)

一 研修・協議会等

○第三十次全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(山口大会)

平成十六年十月二十七日～二十九日の三日間、山口県文書館の運営で、山口県総合保健会館を会場に行われた。参加者は二四〇名、当館公文書班から二名、また県立図書館古文書班から一名が参加した。大会テーマは、「全史料協の三十年―新しい文書館像を求めて―」であった。概要は左のとおりであった。

一日目……研修会、総会

二日目……大会テーマ研究会(全体会Ⅰ、全体会Ⅱ)

三日目……視察(山口県文書館)

今年は、全史料協設立後三十年にあたる。前回の宮城大会は、市町村合併と史料保存の現状分析がなされた。今回は全史料協三十年のあゆみを共通理解した上で、今後、将来に向けてどのような方向性を目指すべきか、各面から提案・検討された。恒常的な財政危機の影響で、文書館等の設置は困難な状況にあり、その代わり、文書館システムを定着させることにより、文書館機能を果たしている事

例の紹介があるなど、今後の文書館像を模索していくためにも非常に有意義なものだった。

(藤澤 栄治)

○平成十六年度公文書館等職員研修会

九月六日から九月十日までの五日間の日程で、国立公文書館において開催され、国や地方公共団体が設置する公文書館等の職員及び公文書館未設置の地方公共団体に勤務する文書主管課等の職員四十五名が参加した。

本研修は、公文書館の役割や実務に関する基本的事項の習得を目的とするものであり、研修内容は次のとおりであった。

(一)国立公文書館の専門官を中心とした講義
「日本の公文書館」「公文書の適切な管理と保存」「国立公文書館への公文書の移管」「国立公文書館における公文書の公開」

(二)各専門家による講義

「公文書館における情報化」「資料の劣化と保存環境」「情報公開と文書管理」

(三)施設見学

国立公文書館 つくば分館

(四)グループ討論

〈テーマ〉評価選別について
グループ討論では、各自が抱えている問題や課題をもちより意見交換を行ったが、館のおかれている状況に相違がみられ、単純に当

館との比較はできないと感じた。専門官からの助言にもあったが、自館の館としての姿勢、立場の明確化と県情勢の的確な把握、組織的で系統性をもった引継ぎ簿の作成、整合性の保持が重要であるということ強く感じた。短期間での研修ではあったが、公文書館業務をさまざまな角度からとらえる視点を教示いただき大変密度の濃い有意義な研修であった。

(伊勢 正子)

○第二六回文化財(書籍・古文書等を含む)虫菌害保存対策研修会

平成十六年七月一日～二日、(財)文化財虫害研究所主催の標記研修会が行われた。

臭化メチルの使用が二〇〇四年末で全廃することが決定され、これまで資料の保存に一般的に行われてきた大規模な燻蒸については、見直しを余儀なくされるようになった。

それにかわり「IPMで保存を」ということがいわれてきている。IPMは、元々農学分野からきた考えで、個々の手段を効果的に組み合わせ、虫の被害を最小限にしようというものである。ただ、IPMそのものは、直接的に虫や菌を防御、駆除する手段ではなく、その防御、駆除の手段をいかに選択するかという指針に過ぎない。燻蒸もその手段として部分的には容認される。

従って、IPMといっても全国一律のものがあるわけでない。どの虫や菌にどういう防御、駆除するかは館によって違ってくることになる。そのため、館の状況、どこに虫が多く現れ、どこに湿気がたまりやすい、等を把握するため、モニタリングということが重要なことになってくる。

IPMに基づいて、虫や菌の防御、駆除の具体的な手段の選択は館それぞれによることになるが、IPMを進めるに共通的な原則はある。そのひとつに、生物被害を5段階的にコントロールするというのがあげられる。

- ① 回避 掃除する。ほりだらけにしない。
- ② 遮断 窓を開けっ放しにしない。
- ③ 発見 早期発見
- ④ 対処
- ⑤ 復帰

ここで大事なことは、段階の早いもの、①の「回避」や②の「遮断」にウエイトを置くということである。

すなわち、掃除をおろそかにしたり、窓を開けっ放しにしていれば、たくさん虫が見つかる。たくさん虫が見つかれば、④の「対処」が大変になり、燻蒸などで駆除せざるを得なくなる。最悪の場合は、資料がやられてしまって、⑤の「復帰」という作業をしなければならなくなる。裏からいえば、掃除をきちんとしていけば、初期段階で見つけたものを殺虫

するだけで済む。

IPMの要は、衛生管理の一言といっても過言ではない。つまりは館や資料をこまめに点検し、清掃するという、ごくあたりまえのことを地道に実行しなさいということである。案外これが人間には苦痛なのかもしれない。しかし、回り道のようにも、結局はこれが一番の近道なのである。

(堤 明彦)

○全国歴史資料保存利用協連絡協議会関東部会二〇周年記念シンポジウム

五月二〇日、「市町村合併と公文書保存」のテーマで千葉県公文書館を会場に行われた。関東地方以外にも、当館はじめ同テーマに関心を持つ史料保存機関から多数の参加があった。シンポジウムの内容は左記の通りである。

基調講演

「市町村合併と公文書保存」

鳥取県公文書館 田村達也氏
「鳥取県内各市町村における公文書館等の保存管理に関する調査結果」

鳥取県公文書館 清水太郎氏

課題提起

「群馬県の市町村合併の歩みと公文書保存の取り組み」

群馬県立文書館 岡田昭二氏
「市町村合併と公文書保存」 新史料協と

新潟市の取り組み」

新潟県歴史博物館・新史料協

長谷川伸氏

「歴史的公文書の保存に関する取組みをめぐって―印史協・千葉史協の活動を中心に―」

千葉県栄町教育委員会 荒井信司氏
協議(パネル・ディスカッション)

市町村合併に伴う役場文書の保存運動では、地域史料協の力が大きい。群馬県や新潟県における地域史料協と公文書館の連帯による公文書保存の事例につき、詳細な報告が行われた。合併市町村の文書保存に対する県立公文書館の具体的普及活動には、当館が今後参考にするべき点が多く非常に意義深いものであった。

(柴田 知彰)

○第一五回ICA大会

本大会は、八月二三日から二八日までの六日間、ウイーンにおいて国連都市の「オーストリア・セクター・ウイーン」を会場に開催された。ICA(国際文書館評議会)の大会は一九五〇年の第一回(パリ)以降、ほぼ四年に一回開催されている。大会の無い年は円卓会議が開催される。今回の大会には、一六か国から二〇〇〇人有余が参加した。日本からは、研究発表者を含め三〇名ほどの参加があった。大会テーマは「保存記録、記憶、知

識 (Archives Memory and Knowledge)」である。

前回の大会 (二〇〇〇年、セビリア) では大ホールに参加者を集め、三つの全体会で合計一二の研究報告を行う形式だった。今回の大会では大きく様変わりし、全体会 (Plenary Session) 三、分科会 (Parallel Session) 一八〇、研究会 (Workshops) 一九の構成がとられた。毎日会場の各部屋で五〇ほどのセッションが併行して行われ、研究発表を中心とした大会となった。発表者の総数は四二〇名有余に及んだ。また、分科会と研究会で母国語による発表が許されたことも、今回初めてのことである。

二四日に開催された研究会「日本のアーカイブ認識 (Awareness of Archives in Japan)」の内容は左記のとおりである。

小松芳郎氏 (松本市文書館)

「火災だ！あなたはどする 火災実験計画の記録 (Fire! What do you do? records of the test-fire program)」

小川千代子氏 (国際資料研究所)

「国立および連邦アーカイブズ・ICAのAカテゴリーの調査結果 (National and Fedal Archives: Results of survey of Category A Members of ICA)」

柴田知彰 (秋田県公文書館)

「記録史料群の内的秩序の復元に関する

一 考察 (A Study on the reconstruction of the original order of archives)」

また、同時開催の分科会「災害の余波：洪水、地震、九・一一事件 (The Aftermath of Disaster: Floods, and the Fires of September 11)」では合衆国やドイツからの発表と共に日本人二名により阪神淡路大震災と記録保存に関する発表が行われた。翌日には独立行政法人国立公文書館主催による研究会「日本のアーカイブ最前線 (Exploring the Frontiers of Japanese Archives)」が開催され、五名の発表が行われた。

今回は、日本人の研究発表者が合計一〇名という過去に例の無い多数となった。今回のICA大会は、二〇〇八年にマレーシアのクアラルンプールで開催される。アジアでは、一九九六年の北京に次いで二番目の開催地となる。将来におけるICA大会の日本開催を、是非とも期待したい。(柴田 知彰)

〇市町村史料保存機関連絡会議

平成十六年十一月四日、「市町村合併と公文書保存Ⅲ」をテーマに開催した。午前の部では当館と太田町市史編纂室より史料保存に関する報告を行い、午後の部では出席者による情報交換を行った。

報告一

「市町村合併と公文書保存に関する最近の

国内動向」

秋田県公文書館 柴田 知彰

報告二

「太田町史編さんにおける資料整理と公文書について」

太田町史編さん室 黒田貴彦

太田町史編さん室からは太田町の町史編さん事業における史料収集の現状や問題点、また史料デジタル化への取り組みについて報告が行われた。県内における史料保存の先進的事例として参加者には参考になる点も多かったのではないだろうか。

午後の情報交換では、市町村合併に向けた公文書保存の問題点として、各市町村における文書管理方法の違いをどのように統一すべきか、保存場所の確保やデジタル化にどう取り組むべかが問題提起され、活発な意見交換が行われた。

今後は秋田県でも多くの市町村が合併する予定であり、合併時における市町村役所・役場公文書の散逸や廃棄の危険性が危惧されている。情報交換の場で提起されたように、各市町村で異なる文書管理方法や規程をどのように統一していくかという困難な問題点もあるが、公文書が将来的に歴史資料として住民の知的財産となるという点を理解し、保存と整理に取り組んでもらいたい。

(柴田 美保)

二 資料所在調査

○行政資料所在調査

本調査の目的は次の三点にある。「①教育庁ほか知事部局以外の課所の文書保存状況の調査」「②知事部局所管の専門的機関で現場保存している研究記録等の文書保存状況の調査」「③当館開館以前の本庁記録書庫からの散逸文書の発見」。

今年度は、左記のとおり調査を実施した。

〈期日〉十一月二十六日

〈場所〉秋田県総合食品研究所

(秋田市新屋)

今回の調査目的は、前記②と③に該当する。研究所では職員の案内の下、物品庫、資料室、図書室の三室の文書保存状況を調査した。文書、資料ごと(簿冊、行政刊行物、参考資料、書籍、研究論文集等)に保管場所が区別されていた。また、各室に可動式書架が設置され、研究部門ごとにきちんと分類整理がなされ、空調も効いており、保存にはよい環境が保たれていた。研究所開設(平成七年度)以降の文書にはきちんと番号がふられ、管理システムにも登録されているとのことであった。

記録書庫からの散逸文書の発見はなかったが、「旧醸造試験場(昭和二十年代)」から引き継いだ貴重な酒造りの記録資料が相当数残っ

ていることが分かった。

参考書籍や雑誌類は、専門の科学誌から一般的なもので食文化に関して広く収集されており、所員が消費者のニーズの把握に努め、本県食品産業の発展に寄与しようとする姿勢が感じられた。

(伊勢 正子)

三 受贈刊行物

○各公文書館からの受贈刊行物

国立公文書館

国立公文書館年報(第三三)号

アーカイブズ(第一四、一五、一六号)

北の丸(第三三三号)

外務省外史史料館

外交史料館報(第一八号)

国文学研究資料館史料館

史料館研究紀要(第三五号)

史料館所蔵史料目録第七八集(信濃国佐久

郡御馬奇村町田家文書目録)

国税庁税務大学校租税史料館

租税史料目録(昭和編Ⅰ 昭和二年～昭和

十年)

宮内庁書陵部

書陵部紀要(第五五号)

防衛庁防衛研究所

戦史研究年報(第七号)

日米戦略思想の系譜

(平成十五年十月十五～十六日、戦争史研究国際フォーラム報告書)

北海道立文書館

北海道庁例規集(北海道立文書館史料集第

一九 庁令等布 達編Ⅵ)

北海道立文書館研究紀要(第一九号)

北海道立文書館所蔵資料目録 一九(大蔵

省開拓使会計残務整理委員文書)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録 一九

(札幌県治類典Ⅷ)

北海道内私文書所在情報一覧(第一集 渡

島・松山・後志支庁管内)

宮城県公文書館

宮城県公文書館年報(第三号)

福島県歴史資料館

研究紀要(第二六号)

福島県歴史資料館収蔵資料目録 第三五集

(県内諸家寄託文書Ⅷ)

茨城県立歴史資料館

史料目録 四八(行方郡玉造町高野家文書

目録)

運営要覧(平成一六年度)

茨城県立歴史館報(二四、二六)

栃木県立文書館

栃木県立文書館研究紀要(第八号)

栃木県史料所在目録 第三三集(足利郡足

利市Ⅷ)

群馬県立文書館

群馬県行政文書件名目録 第一五集（大正期学務編）

群馬県立文書館収蔵文書目録 一二一（甘楽・富岡地区諸家文書△一▽）

群馬県立文書館年報（平成十五年度版）

双文（第二一号）

ぐんま史料研究（第二二号）

埼玉県立文書館

収蔵文書目録 第四三集（小池氏収集文書・小林（正）家文書目録）

埼玉県史料叢書 一〇（明治大正期知事事務引継書 二）

文書館紀要（第一七号）

要覧（第二二号）

千葉県公文書館

収蔵文書目録 第一七集（市原市高滝小幡家文書目録）

千葉県の文書館（第九号）

千葉県史研究（第一二号）

新潟県立文書館

新潟県公文書簿冊目録第八集（新潟県立文書館所蔵高等学校教科書目録）

新潟県立文書館年報（第一二号）

富山県立公文書館

富山県立公文書館文書目録（歴史文書一〇）

富山県立公文書館年報（第一七号）

福井県文書館

福井県文書館研究紀要（第一号）

福井県文書館資料目録第一集（古文書一資料群）

福井県立歴史館

善光寺道 街道を行き来した人・物・文化

長野県立歴史館年報（第六号）

岐阜県歴史資料館報

愛知県公文書館

愛知県公文書館年報（第一八号）

京都府立総合資料館

和歌山県立文書館

和歌山県立文書館紀要（第九号）

収蔵史料目録 六（粉河町荒見 北二夫氏旧蔵北家文書目録）

広島県立文書館

広島県立文書館事業年報（第一四号）

広島県立文書館資料集三（村上家乗 慶応二年）

山口県文書館

山口県文書館研究紀要（第三一号）

山口県内所在史料目録 第三一集（山口県文書館地方調査員調査報告三一）

年報（平成十五年度）

香川県立文書館

香川県立文書館紀要（第八号）

香川県立文書館収蔵文書目録第七集（香川

家文書目録）

徳島県立文書館

徳島県立文書館年報（第七号）

大分県公文書館

事業年報（平成十五年度）

大分県立先哲史料館

史料館研究紀要（第九号）

収蔵史料目録一（有永家文書 第二部）

収蔵史料目録二

沖縄県公文書館

沖縄県公文書館研究紀要（第六号）

沖縄県公文書館年報（第六号）

米国政府依頼による沖縄地区土地評価報告書（翻刻版）

米国政府依頼による沖縄地区土地評価報告書（英語版）

藤沢市文書館

藤沢市文書館紀要（第二六号）

藤沢市史研究（第三七号）

藤沢市日鑑（第二二卷）

松本市文書館

松本市文書館紀要（第一四号）

名古屋市政資料館

名古屋市政資料館年報（第二二号）

名古屋市政資料館年報（第二二号） 平成十五年度）

大阪市公文書館

大阪市行政刊行物目録（平成十五年度版）

大阪市公文書館研究紀要（第一六号）

広島市公文書館

広島市公文書館紀要（第一六号）

福岡市総合図書館

福岡市公文書資料目録（平成十五年度版
CD-ROM版）

〇県内市町村史関連図書

秋田市史 第四卷（近現代Ⅰ 通史編）

秋田市史 第一卷（先史・古代通史編）

鹿角市史資料編（第三三集）

能代市史（特別編 民俗）

能代市史資料（第三二号 山本郡神社明細
帳）

比内町史

比内町史資料編（第一～一四集）

雄物川町郷土史資料（第三十二集）

大雄村史

〇県外自治体史

青森県史（資料編 近世 学芸関係）

青森県史（資料編 中世Ⅰ 南部氏関係資
料）

青森県史（資料編 近現代Ⅲ 「大國」と
「東北」の中の青森県）

仙台市史（資料編七、近代現代Ⅲ 社会生
活）

高崎市史（新編 通史編一 原始 古代）

高崎市史（新編 通史編三 近世）

高崎市史（新編 通史編一 原始 古代）

高崎市史（新編 通史編三 近世）

高崎市史（新編 通史編四 近代 現代）

高崎市史（新編 資料編一三 近世石造物
墓石編信仰編）

高崎市史（新編 資料編一四 社寺）

高崎市史（新編 民俗編）

藤沢市教育史（史料編 別巻）

上越市史（別編一 上杉氏文書集一）

上越市史（別編二 上杉氏文書集二）

山口県史（史料編 中世三）

山口県史（史料編 考古二）

山口県史（史料編 現代三）

山口県史（史料編 幕末維新二）

沖縄県史（各論編二 考古）

沖縄県史（資料編一八 キャンプススッ
ペ

《和訳編》現代三）

沖縄県史ビジュアル版一三（近代⑤、北大
東・南大東島・伊是名島、伊江島・沖縄
島北部域の空中写真）

研究紀要（第一〇号）

公文書館だより（第一八号）

事業年報（第一一号）

〇本館刊行物

研究紀要（第一〇号）

公文書館だより（第一八号）

事業年報（第一一号）

秋田県公文書館研究紀要 第十一号
平成十七年三月二十日発行

編集
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四一三一

郵便番号 〇一〇〇九五二

電話（〇一八）八六六―八三〇一

印刷
太陽印刷株式会社

秋田市卸町二丁目二―一五

（題字 寿松木 毅）